

総 括 調 査 票

令和 7 年 6 月公表分（28 事案）

【 目 次 】

	頁
(1) [内 閣 府] 災害救助費等負担金（仮設住宅の早期供与等）	1
(2) [内 閣 府] 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	4
(3) [内 閣 府] 産後ケア事業	10
(4) [総 務 省] 女性消防吏員の更なる活躍推進	13
(5) [法 務 省] 医療専門施設等の整備の適正化	16
(6) [デジタル庁] [外 務 省] 情報システムの効果検証（外務省情報システム）	18
(7) [外 務 省] 無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）	21
(8) [財 務 省] 酒類業振興支援事業費補助金	24
(9) [文 部 科 学 省] 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（建造物・史跡）	26
(10) [文 部 科 学 省] 私立大学等経常費補助金（定員割れ私立大学の経営改善の取組等）	29
(11) [文 部 科 学 省] 博士課程学生への経済的支援（次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING））	33
(12) [文 部 科 学 省] 競技力向上事業	39
(13) [厚 生 労 働 省] 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業	43
(15) [厚 生 労 働 省] 国民健康保険組合療養給付費補助金等	47

	頁
(16) [厚 生 労 働 省] 認定職業訓練実施奨励金	52
(17) [農 林 水 産 省] 森林・林業担い手育成総合対策	56
(18) [農 林 水 産 省] 漁業構造改革総合対策事業	59
(19) [農 林 水 産 省] 小麦・大豆の生産の実態	63
(20) [経 済 産 業 省] 独立行政法人日本貿易振興機構による新輸出大国コンソーシアム事業及び越境EC等利活用促進事業	70
(21) [経 済 産 業 省] ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	73
(22) [国 土 交 通 省] 道路メンテナンス事業補助制度	76
(23) [国 土 交 通 省] 自動運転社会実装推進事業	81
(24) [国 土 交 通 省] 特定都市河川浸水被害対策推進事業	84
(25) [国 土 交 通 省] 離島振興事業	88
(26) [国 土 交 通 省] 国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等	91
(27) [環 境 省] 特定外来生物防除等対策事業	94
(28) [防 衛 省] 民間船舶の運航・管理事業（PFI船舶）経費	97
(29) [防 衛 省] 企業にインセンティブを与える契約制度	102

府省名	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	項	防災政策費
						目	災害救助費等負担金
調査対象予算額		令和 6 年度（補正後）：120,489百万円の内数（予備費を含む） ほか （参考 令和 7 年度：2,840百万円（災害救助費等負担金の総額））				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 令和6年能登半島地震では、被災者のニーズを踏まえつつ、6,882戸の多様なタイプの仮設住宅を建設し、住宅を失った方々等の生活再建を図ってきた。一方、平成28年熊本地震と比較すると、仮設住宅の建設に多くの日数（およそ1.5倍）を要した【表1】。本調査では、令和6年能登半島地震において、仮設住宅の建設に長期の時間を要した背景を探り、より迅速に仮設住宅を提供する方法を検討する。

【表1】過去の地震災害の被害状況、仮設住宅（建設型）の供給状況等

	東日本大震災 （平成23年3月11日）	平成28年熊本地震 （平成28年4月14日・16日）	令和6年能登半島地震 （令和6年1月1日）	（参考） 令和6年能登半島豪雨 （令和6年9月20日）
住家被害 （全壊・半壊）	406,127戸	43,148戸	29,941戸	686戸
仮設住宅 （建設型）	53,194戸	4,303戸	6,882戸	286戸
発災から全戸完成 までの日数	376日	214日	357日	189日

【参考】

- 災害救助費等負担金は、一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法に基づき、現に救助を必要とする者に対して救助を実施し、その応急救助に要した費用の一部を負担するもの。仮設住宅の建設も、同負担金の対象となる。

②調査の視点

令和6年能登半島地震における仮設住宅建設の遅れに係る背景

以下の視点から、仮設住宅の建設に多くの日数を要した背景を分析する。

- ①インフラ・ライフラインの損傷
- ②建設候補地の選定に係る問題
- ③災害時の支援協定に係る問題

（参考）建設型の仮設住宅の特徴等について

【調査対象年度】
令和5年度～令和6年度
【調査対象先数】
内閣府：1先

③ 調査結果及びその分析

令和6年能登半島地震における仮設住宅建設の遅れに係る背景

① インフラ・ライフライン等の損傷による主な建設工期遅延の要因

- ・半島を南北に結ぶ主要幹線道路が至るところで被災し、仮設住宅の建設人員、資材の搬入に相当の時間を要した。
- ・ライフライン（電気、上下水道等）の途絶により、営業している宿泊施設等がなく、建設作業人員が現地に宿泊して作業ができなかった。結果、金沢市内のホテルから建設地まで往復輸送せざるを得ず、1日あたりの実作業時間が減少し、工期が延びる原因となった。
- ・物流等を早期に回復させるため、道路復旧工事が優先されたことから、仮設住宅の建設に必要な砕石・アスファルトの調達が困難となった。同様に、生コンクリートについても、近傍のプラントが被災し、調達が困難となった。

② 建設候補地の選定に係る問題

仮設住宅を建設した10市町ではあらかじめ、127か所の建設候補地を選定していたが、以下の理由から、実際に利用した建設候補地は38か所であった【表2】。

- ・地震により建設候補地の地盤に亀裂が入った
 - ・道路が啓開しておらず、建設候補地まで行くことが困難であった
 - ・建設候補地としてリストに掲載されていたが、山間地のため整備しないと使用できない土地であった
- そのため、新たに建設候補地を121か所選定したが、事前に検討していない土地であったことから、
- ・ライフライン（電気・上下水道）の有無
 - ・安全性（災害被害想定区域内外（液状化・津波・洪水・土砂災害など））の確認
 - ・利便性（学校、病院、スーパー等へのアクセス）の確認

など、仮設住宅の建設に際し、改めて県と市町との協議が必要となった。また、建設候補地によっては地盤が軟弱であることから、地盤改良を行う必要があったなど、建設決定までに時間を要した。

③ 災害時における石川県の協定締結状況

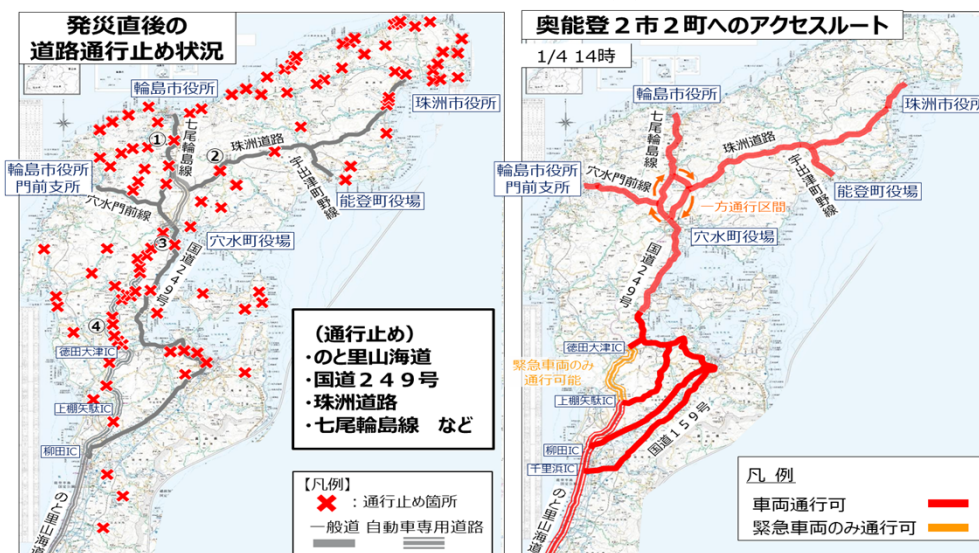
- ・建設事業者との「災害時の支援協定」において、建設する住宅の仕様や間取り等を事前に決めておくことで、発災時の世帯数に応じた仮設住宅の建設、既設ハウスの活用がスムーズに行われ、被災者への仮設住宅の早期供与が可能となる。このため、自治体は可能な限り多くの建設事業者と協定を締結しておくことが重要である【表3】。
- ・一方で、石川県が発災前に結んでいた支援協定はプレハブ建築協会のみであったことから、発災後、迅速に大量の仮設住宅を建設するため、他の団体とも支援協定を締結したものの、その調整に時間を要した。

（注）石川県では発災後、新たに8団体と協定を締結しており、全体で9団体となっている。

協定締結先：プレハブ建築協会、日本ムービングハウス協会、日本RV・トレーラーハウス協会、
石川県木造住宅協会、全国木造建設事業協会、日本ログハウス協会、石川県建団連、
日本モバイル建築協会、日本木造住宅産業協会

- ・令和6年能登半島地震ではムービングハウス・トレーラーハウス等の供与は667戸と初めて仮設住宅全体の1割に達したが、本年6月より運用開始している「災害対応車両登録制度」のない状況下だったため、仮設住宅として活用可能な既設のムービングハウス等のストックが少なく、新たに設計・建設を行ったなどの理由から発注から供与まで平均してムービングハウスについては2か月弱、トレーラーハウスについては1か月程度の時間を要した。

【参考】発災直後の道路状況及び1月4日時点での奥能登へのアクセスルート



【表2】石川県内の建設候補地の選定及び活用状況

	合計
建設候補地	127か所
実際に建設した団地数	159カ所
うち建設候補地を活用	38か所 (30%)

【表3】関係団体と都道府県の協定締結状況（令和7年4月時点）

団体名	協定締結状況
（一社）プレハブ建築協会	47都道府県で締結済
（一社）全国木造建設事業協会	45都道府県で締結済
（一社）日本ムービングハウス協会	24道県で締結済

③調査結果及びその分析

（参考）仮設住宅（建設型）の特徴等について

【仮設住宅（建設型）の種類等】

	プレハブ	木造 （まちづくり型・ふるさと回帰型）	ムービングハウス	トレーラーハウス
特徴	- 迅速かつ大量供給可能 - 解体・撤去が前提 - 広大な敷地のある公園等に大きな団地形態で建設	- 仮設供与終了後、恒久住宅として再利用が可能 - 高齢者等からのニーズは高い - 被災者のニーズや従前のコミュニティの維持に適している	- 迅速な設置が可能 - 供与終了後に他の被災地での転用可 - 建設現場の諸条件等により、さらに建設工期の短縮が可能	- 迅速な設置が可能 - 供与終了後に他の被災地での転用可 - 建設現場の諸条件等により、さらに建設工期の短縮が可能
建設工期（一般）	約1月～2月	約2月～3.5月	約3週間～1.5月	約1月～2月
令和6年能登半島地震における建設工期	60日（平均） 32日（最短）	114日（まちづくり型）（平均） 109日（ふるさと回帰型）（平均） 61日（まちづくり型）（最短） 95日（ふるさと回帰型）（最短）	53日（平均） 20日（最短）	32日（平均） 26日（最短）
令和6年能登半島地震における1戸あたり平均単価	1,701万円	1,792万円（まちづくり型） 1,958万円（ふるさと回帰型）	1,411万円	1,170万円

【仮設住宅（建設型）の供給状況】

	東日本大震災	平成28年熊本地震	平成30年7月豪雨	令和2年7月豪雨	令和6年能登半島地震	（参考）令和6年能登半島豪雨
プレハブ	37,576戸（71%）	3,620戸（84%）	348戸（50%）	—	4,636戸（67%）	—
木造	15,618戸（29%）	683戸（16%）	298戸（43%）	740戸（92%）	1,579戸（23%）	286戸（100%）
ムービングハウス・トレーラーハウス等	—	—	51戸（7%）	68戸（8%）	667戸（10%）	—
合計	53,194戸	4,303戸	697戸	808戸	6,882戸	286戸

④今後の改善点・検討の方向性

○建設候補地の選定について

令和6年能登半島地震における仮設住宅の供与については、特に被害の大きかった地域では、地盤の亀裂や建設地候補地までの道路の断絶等により、あらかじめ選定していた建設候補地では不足し、変更又は追加を余儀なくされた市町もあり、通常の建設工期に比べ多くの日数を要する結果となった。

このため、今後発生が危惧される南海トラフ地震・首都直下型地震等を見据え、各自治体においては、建設候補地について最新の災害リスク情報等を踏まえて再検証を行うとともに、ライフラインが寸断される場合に備えて上下水道の分散型システムの活用等についても検討を進めるなど、事前の備えを徹底すべきである。

○協定締結の促進について

事前に災害時の支援協定を各協会と締結することで、発災時における仮設住宅の建設がスムーズに行われることから、都道府県は複数の協会と協定を締結すべきである。

○災害対応車両登録制度の活用について

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、本年6月より「災害対応車両登録制度」が運用開始された。十分な数のムービングハウス・トレーラーハウス等が登録されれば、各自治体は、発災時に利用可能な車両の情報を即時に把握できるようになる。内閣府は、当該制度の周知徹底、十分な登録数確保に向けた基準の設定や当該車両に対応した仮設住宅制度等の柔軟な運用、自治体や業者が利活用しやすい環境整備を図ることで、早期供与が可能かつ費用面でも優位性のあるムービングハウス・トレーラーハウス等の利用促進を図るべきである。

府省名	内閣府	組織	内閣本府	会計	一般会計	項	沖縄政策費
						目	沖縄科学技術大学院大学学園補助金 沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金
調査対象予算額		令和5年度（補正後）：22,157百万円　ほか （参考　令和7年度：20,082百万円）				調査主体	本省と関東財務局の共同調査

①調査事案の概要

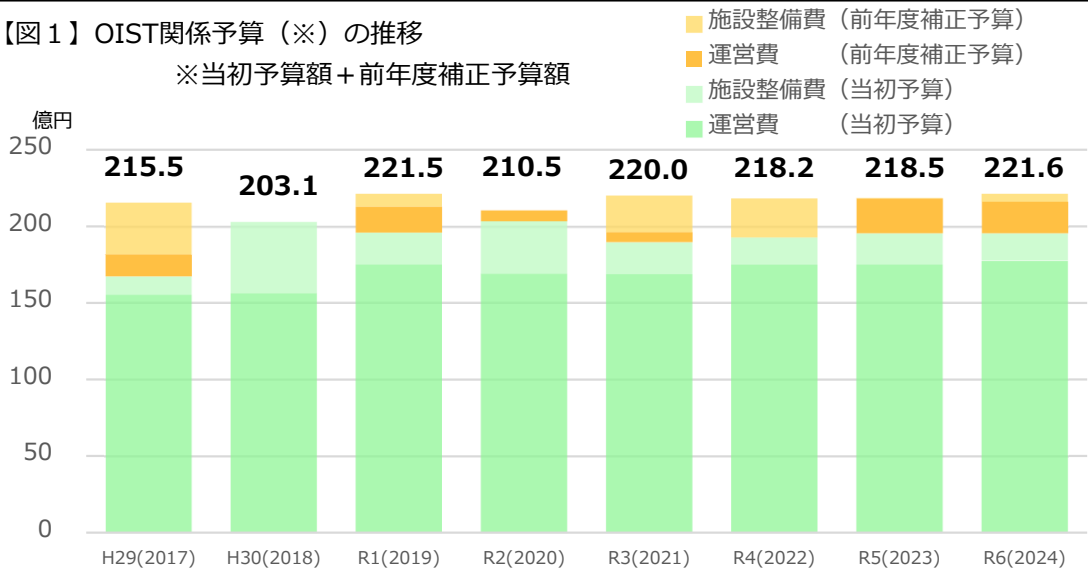
【事案の概要】

- 沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、平成23年に沖縄科学技術大学院大学学園法に基づき設置された。
- 内閣府は、OISTが国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、沖縄の振興や世界の科学技術の発展に寄与することを目的として、毎年220億円程度の財政支援を行っている【図1】。
- 令和元年度には、OISTへの財政支援が世界最高水準の教育や研究につながっているか等の観点から予算執行調査を実施した。
- その後も、OISTが沖縄に貢献できていないのではないか、といった指摘もあることを受けて、本調査で、**令和元年度の調査で指摘した事項のフォローアップを行うとともに、OISTが沖縄の振興にどのように貢献しているかについて検証を行う。**

(本調査は、令和元年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)

【図1】 OIST関係予算（※）の推移

※当初予算額+前年度補正予算額



【前回の調査結果（令和元年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 公費に対する研究の成果
 - 研究費の配分を見直し、研究の生産性を高める
 - 調達や施設整備の効率化を具体的に進める
- 外部資金の獲得状況
 - 国の補助金のみに依存せず、外部資金を獲得する
- 事業評価や教員評価等
 - 具体的で定量的なKPIを設定する
 - 外部の第三者による評価を行い、学内の予算配分に反映させる
- 調達・施設整備
 - 随意契約の基準や手続きを見直す
 - 競争入札について、適法性・公正性も含めて検証し、抜本的に見直す
 - 施設整備について、外部資金や自己資金を活用する

反映の内容等

- 公費に対する研究の成果
 - 人件費に係る昇給率および旅費、消耗品等の見直しを実施した。
- 外部資金の獲得状況
 - OIST財団を設立し、個人や企業・団体からの資金を募った。また、外部資金の獲得状況を教員評価の基準とし、研究費配分にも活用していく。
- 事業評価や教員評価等
 - 毎年度教員評価を行うとともに、予算配分の重点化・効率化を検討する。
- 調達・施設整備
 - 随意契約の基準見直し等を実施する。

【今回の新規調査項目の概要】

- 沖縄の振興及び自立的発展への貢献
 - OISTの取組が、沖縄の地域課題の解決ひいては我が国の発展に、どのように貢献しているか。

②調査の視点

1. 公費に対する研究の成果（フォローアップ）

○ 令和元年度調査の指摘を踏まえ、OISTは、質の高い論文を作成するコストや教員一人当たりのコストを低減できているか。

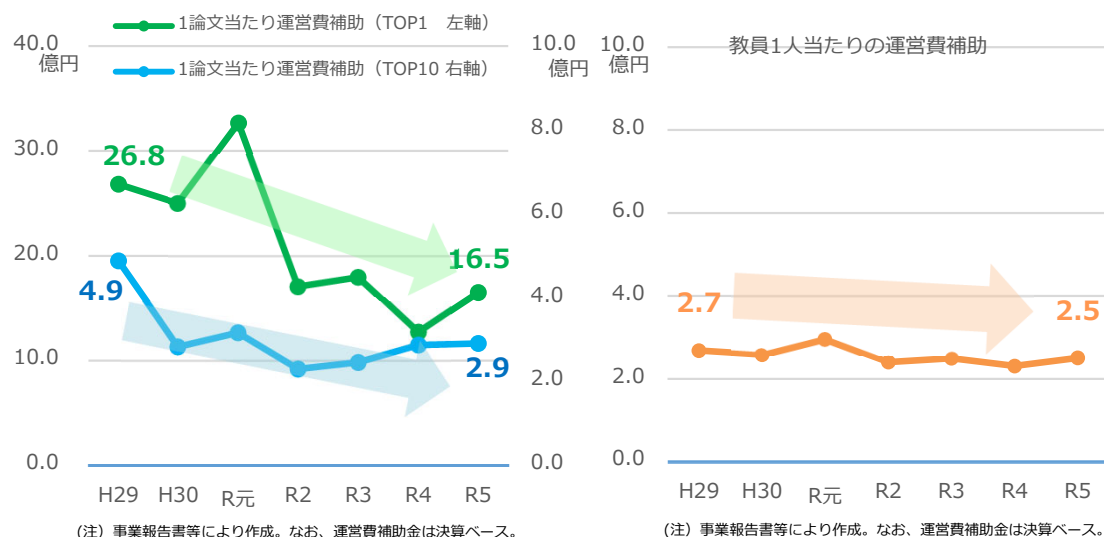
【調査対象年度】平成29年度～令和5年度
【調査対象先数】大学法人：6先

③調査結果及びその分析

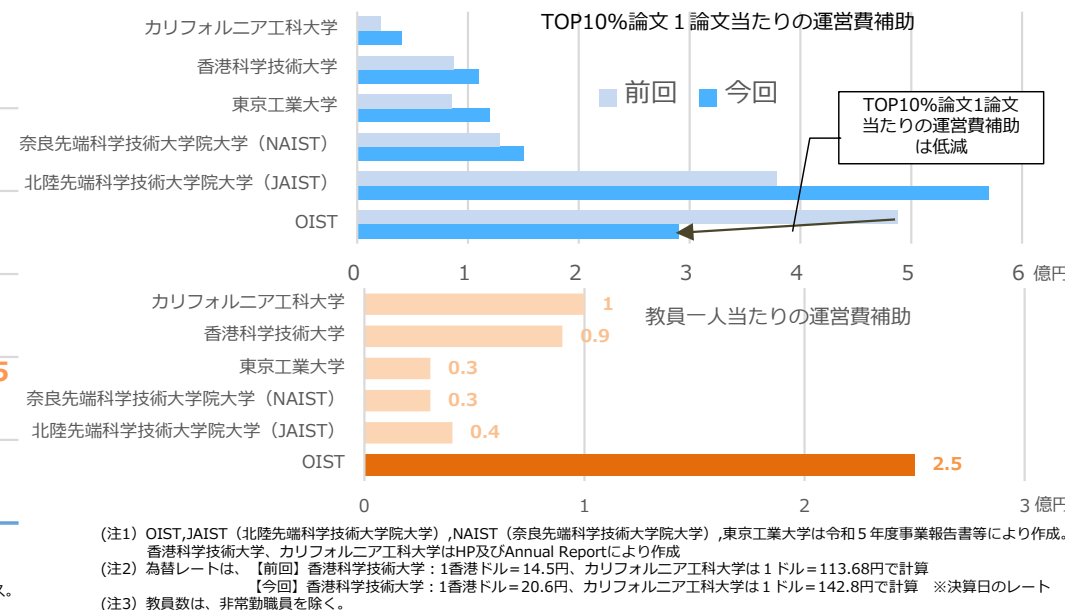
1. 公費に対する研究の成果（フォローアップ）

○ OISTにおけるTOP1%・TOP10%論文数（※）の増加を背景に、**質の高い論文1本当たりの運営費補助金は低減**している。 ※各分野において、被引用数が上位1%・10%の論文
○ 一方、**教員数の伸びは緩やか**であることから、**教員1人当たりの運営費補助金はほとんど変化がない**【図1】。
○ また、国内外の大学と比較しても、令和5年度のTOP10%論文の1本当たりの運営費補助金や教員1人当たりの運営費補助金はいずれも比較的高い水準であり、**運営費補助金に依存する体質の改善状況は道半ば**となっている【図2】。

【図1】 TOP論文・教員当たりの運営費補助金



【図2】 他大学との比較



④今後の改善点・検討の方向性

1. 公費に対する研究の成果（フォローアップ）

○ OISTは、後述する外部資金の獲得や研究資金の効率的な配分などを進めることによって、**国からの運営費補助金の増額を伴わずに、教員の数・質の向上や、質の高い論文数の増加などを実現し、研究の生産性を高め、運営費補助金への依存体質を更に改善していくべき。**

②調査の視点

2. 外部資金の獲得状況（フォローアップ）

○ 令和元年度調査の指摘以降、OISTは国の補助金のみに依存するのではなく、外部資金を獲得できているか。

【調査対象年度】平成29年度～令和5年度

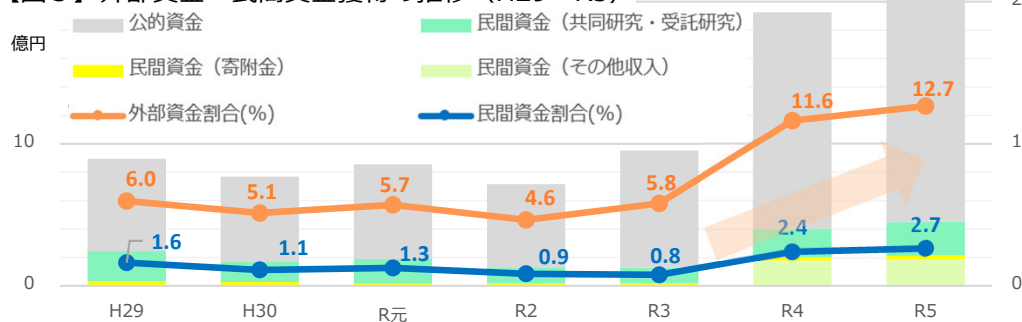
【調査対象先数】大学法人：6先

③調査結果及びその分析

2. 外部資金の獲得状況（フォローアップ）

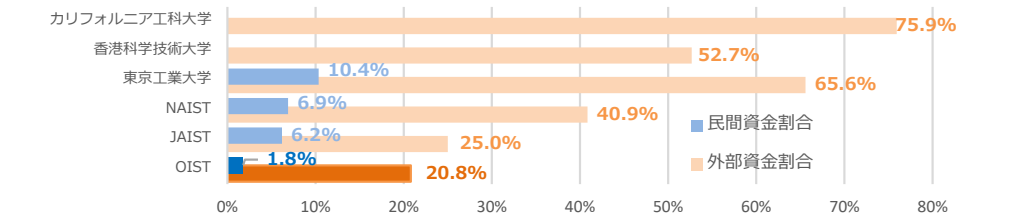
- OISTにおける資金全体から運営費補助金・施設整備補助金を除いた外部資金の獲得は進んでいる【図3】。
- 外部資金のうち、特に公的資金（科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）など国の補助金）の獲得が進んでおり、例えば科研費を一定額獲得した研究者の割合は増えている。【図3、図4】。
- 一方で、共同研究や受託研究によって資金を一定額獲得した研究者の割合は微増にとどまっており、外部資金から公的資金を除いた**民間資金比率は伸び悩んでいる。民間資金比率は他大学と比べても低く、改善の余地がある**【図3、図4、図5】。
- OISTとの共同研究の実態について企業等にヒアリングした結果、OISTの事務局のスピード感や専門性など、**事務局の体制**に関する課題の声があった（参考）。

【図3】外部資金・民間資金獲得の推移（H29～R5）



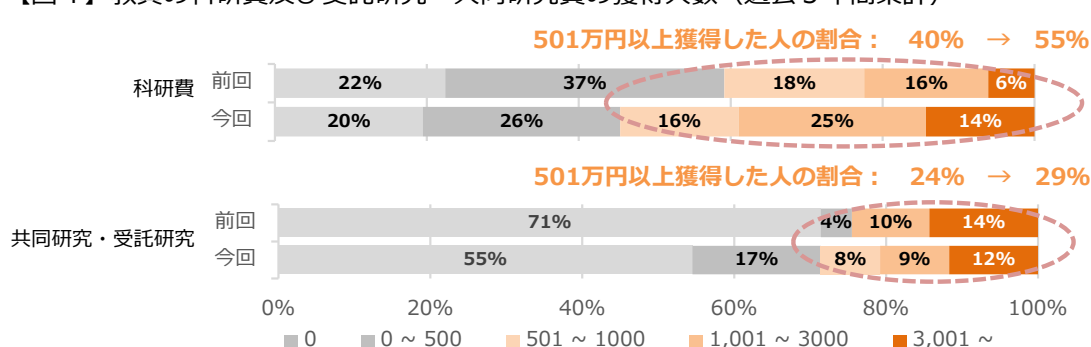
(注1) 本表における「外部資金」とは、科研費等の公的資金、民間企業等からの共同研究・受託研究による収入、寄附金、施設利用料と整理
(注2) その他収入は施設利用料等を計上 (注3) 公的資金は、PCR検査受託料や内閣府以外の省庁からの施設整備費は除く

【図5】他大学との比較（総収入に対する外部資金・民間資金割合（令和5年度））



(注) 出典は2頁【表2】と同じ。なお、本表における「外部資金」とは、総収入から運営費補助金を除いたものであり、図3とは定義が異なることに留意。
また、カリフォルニア工科大学、香港科学技術大学の民間資金割合は記載していない。

【図4】教員の科研費及び受託研究・共同研究費の獲得人数（過去3年間累計）



(注) 内閣府・OIST提出資料により作成

(参考) 共同研究における課題

- ・ 事務方の対応に時間がかかる印象。また、必ずしも研究内容への専門性を十分に備えていない印象。
- ・ 共同研究の窓口を一本化してほしい。
- ・ 成果の発表前の研究段階の情報が、可能な範囲で提供されれば、協業できる部分の検討に資するのではないか。
- ・ 那覇空港からの交通手段がなく、まとまった人数でバスをチャーターして訪問する必要があり、交通手段の手配が負担。

(注) OISTと関わりがある企業・大学等へのヒアリング結果を踏まえ作成

④今後の改善点・検討の方向性

2. 外部資金の獲得状況（フォローアップ）

- 外部資金獲得においては、科研費等の公的資金に加え、**共同研究などの民間資金の獲得を進めることが肝要**である。
- OISTは今後、**民間資金の獲得に係る目標設定や、事務局の体制見直し・強化、共同研究の窓口一本化、企業との人材交流等の環境整備**も進めるべき。

②調査の視点

3. 事業評価や教員評価等（フォローアップ）

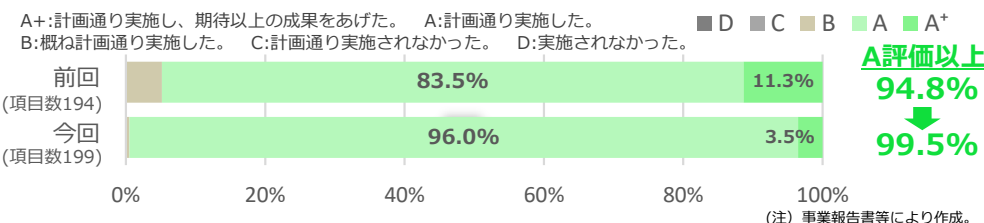
- 令和元年度調査の指摘以降、OISTの業績評価として、自己評価及び外部の第三者による客観的で厳格な評価が行われているか。【調査対象年度】平成27年度～令和5年度
- また、教員の業績評価を行い、評価を踏まえた学内の予算配分の重点化・効率化が行われているか。【調査対象先数】OIST：1先

③調査結果及びその分析

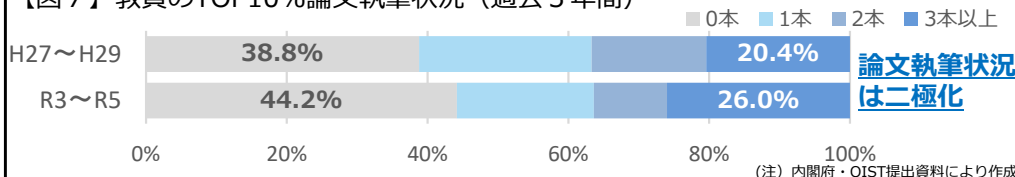
3. 事業評価や教員評価等（フォローアップ）

- 【OIST全体に関する業績評価】
- 令和元年度調査の指摘以降、OISTは業務報告書の目標設定に係る見直しは行っておらず、**自己評価の高評価への偏りはいまだ解消されていない【図6】**。
- 一方、令和元年に科学者等による外部評価を実施したが、**委員選出や評価に関する基準が不明確**であった。また、**自己評価結果の検証はなされていない**。
- 【教員に関する個別評価】
- 過去3年間でTOP10%論文を3本以上執筆した教員の割合と1本も執筆していない教員の割合がいずれも増加しており、**論文の執筆実績に差が生じている【図7】**。
- また、教員ごとの研究資金の見える化に向けた取組は進んでいる。しかし、こうした研究資金使途の実態や執筆実績を含め、**教員の学内評価や外部評価の結果は、研究資金の配分に反映されず、予算配分の重点化・効率化に向けた取組は不十分**である。

【図6】OIST全体の業務実績報告における自己評価結果



【図7】教員のTOP10%論文執筆状況（過去3年間）



(参考) 学内および外部評価の概要と課題

	OIST全体の業績評価	教員に関する個別評価
学内	毎年度の業務実績報告として事業計画のKPIの達成状況等を自己評価 (課題) 自己評価の極端な偏り	- 令和元年度から毎年度、教育、研究、資金獲得状況等を踏まえ実施 - 令和2年度から評価を給与に反映 (課題) 研究資金への配分に未活用
外部	約5年に一度、世界トップクラスの大学の元学長や著名な科学者等が委員を務める外部評価を実施。 (課題) 委員選出や評価の基準が不明確 ※約5年に一度、沖縄科学技術大学院大学学園法に基づく検討に向けた評価も実施	約5年に一度、学外審査委員会が、研究成果や大学院教育の質等を踏まえ実施 (課題) 研究資金への配分に未活用

④今後の改善点・検討の方向性

3. 事業評価や教員評価等（フォローアップ）

- OIST全体の業績評価については、自己評価を行っている内容について、**客観的で厳格な評価がなされるべき**。また、外部評価委員会については、**委員選出基準や評価基準をより明確化すべき**。
- 教員に関する個別評価については、**研究資金の配分に適切に反映されるよう制度の見直しを進めるべき**。

②調査の視点

4. 調達・施設整備（フォローアップ）

【調査対象年度】平成27年度～令和5年度

【調査対象先数】大学法人：6先

企業等：21先

○令和元年度調査の指摘以降、研究機器等の調達や研究施設の整備等について、効率的で真に競争的な方法が用いられているか。

③調査結果及びその分析

4. 調達・施設整備（フォローアップ）

【研究機器等の調達】

○令和元年度調査の指摘を踏まえ、1件当たりの随意契約基準額を500万円から300万円に引き下げており、随意契約の割合は低下した。

一方、落札率100%の契約の割合が増加し、調達全体で見ると、実質的なコスト低減には至っていない可能性がある【図8】。

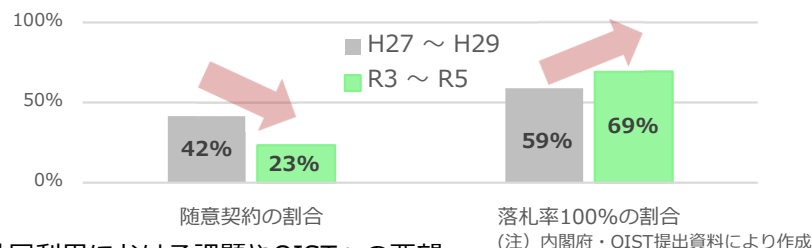
○なお、OISTの研究機器等の共同利用については、周辺の大学や企業等から、利用方法や料金などの情報周知や、利用手続の簡素化といった共同利用手続に関する課題の声があった。大学や企業全体で見ても、効率的な利用となっていない可能性がある（参考）。

【研究施設の整備】

○施設等改修費は、特定の年度に極端に集中する見込となっている。限られた予算配分の中で、研究費等や他の沖縄振興施策に影響を及ぼすおそれがある【図9】。

○建設平米単価について、OISTは令和元年度調査を踏まえて基礎部分と特殊要因部分（暴風・塩害対策、周辺環境保護、離島の資材・作業員確保等）に分けて整理しているが、特殊要因部分の建設平米単価は、立地条件が近い周辺大学に比べても高く、見直す余地がある【表】。

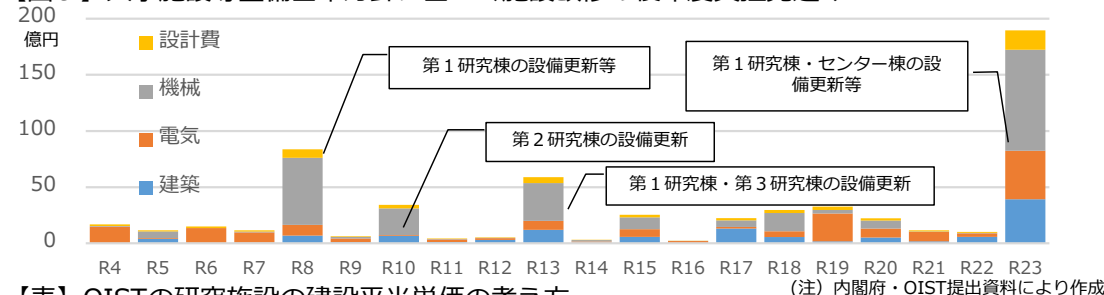
【図8】研究機器購入における随意契約・落札率100%契約割合の推移（過去3年平均）



(参考) 共同利用における課題やOISTへの要望

- 研究設備について、利用方法や料金等の情報をもっと展開してほしい。
 - OISTは遠隔地のため、手間や移動コスト等が障壁となっている。
 - 研究設備を利用するためには、OIST内で共同研究者を探し調整する必要があるなど、利用までの調整・手続が煩雑。
 - OISTで不要となっている研究機器が本学で使える場合があり、不要になった研究機器を譲渡してほしい。
- (注) OISTと関わりがある企業・大学等へのヒアリング結果を踏まえ作成

【図9】大学施設等整備基本方針に基づく施設改修の後年度負担見込み



【表】OISTの研究施設の建設平米単価の考え方

施設名	平米単価（千円/m ² ）		特殊要因部分 ／基礎部分
	基礎部分	特殊要因部分	
第2 インキュベーター	436	475	1.1倍
第2 データセンター	315	837	2.7倍

(注) 内閣府・OIST提出資料により作成

周辺大学は、立地条件等を踏まえ特に必要な工事分を、基礎部分の0.4倍～0.9倍程度の水準と整理。

(注) 内閣府提出資料より

④今後の改善点・検討の方向性

4. 調達・施設整備（フォローアップ）

○研究機器等の調達に当たっては、複数見積りを行うなど、競争原理に基づく入札を徹底すべき。

○研究機器等の共同利用の手続きに関し、情報のOIST内外への見える化、窓口の一元化、予約管理システムの活用等について留意すべき。

○施設等改修費は、特に機械設備の更新を各年度で平準化するなど極端な増減は回避すべき。建設平米単価の特殊要因部分は、周辺大学の整理を参考に同大学と同様の水準を目指すべき。

②調査の視点

5. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献（新規）

○ OISTの各種取組みが、沖縄の地域課題の解決ひいては我が国の発展にどのように貢献しているか。

【調査対象年度】 令和5年度

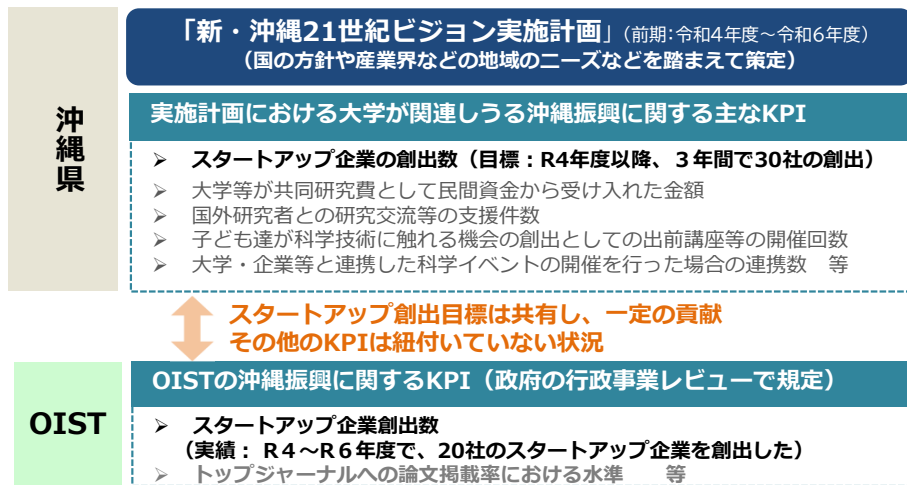
【調査対象先数】 OIST : 1先
OIST卒業生 : 22名

③調査結果及びその分析

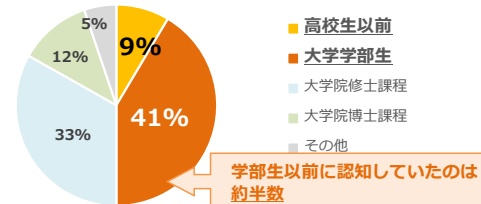
5. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献（新規）

- OISTの沖縄振興に関するKPIは、県の実施計画における大学関連のKPIと一部紐付いておらず、県が目指す沖縄振興の方向性を踏まえていない。このため、**OISTがどの程度沖縄の地域課題の解決に貢献しているか不明であり、検証もなされていない【図10】。**
- 一方で共通のKPIであるスタートアップ企業創出数は伸びており、雇用数など経済的な波及効果について十分な検証はできていないものの、沖縄振興への貢献に一定の評価をすることができる。
- OIST受験者のうち日本人が占める割合は約4%と低水準である。OISTと既に一定の関係を構築している大学へ調査した結果、①**OISTを認知している大学院生のうち、学部生以前に認知していたのは約半数に過ぎないこと、②少数ではあるが、OISTの受験を検討した大学院生のうち、卒業後のキャリアが見えないために入学を断念したケースがあることが分かった【図11】。**
- 日本で就職する卒業生の割合は29%と低水準である。卒業生への調査の結果、国内企業への就職にあたり、**言語の壁に加えて、在学中に企業と接触する機会が少ないことが障壁となっている可能性が示された【図12】。**

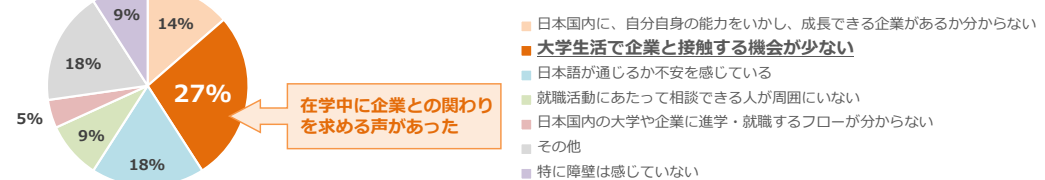
【図10】 沖縄振興等に関する県のKPIとOISTのKPIの関係



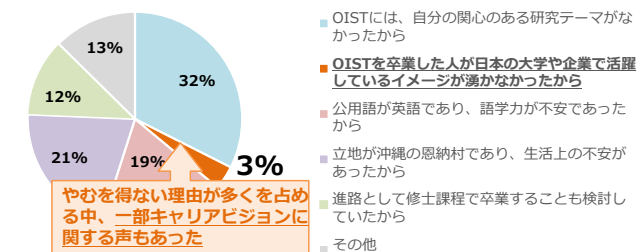
【図11】 他大学院生へのアンケート調査
OISTを知った時期
（「OISTを知っている」と回答した日本人学生386回答）



【図12】 OIST卒業生へのアンケート調査
国内企業への就職を検討するに当たって、最も障壁だと感じたこと（OIST卒業生22回答）



入学に至らなかった理由 ※最大2つまで回答
（「検討した」と回答した日本人学生76回答）



④今後の改善点・検討の方向性

5. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献（新規）

- OISTの沖縄振興に関するKPIは、県が目指す沖縄振興の方向性を踏まえて設定するなど、沖縄への多角的な貢献の在り方と検証の仕組みを検討すべき。
- スタートアップ企業の創出については、引き続き推進するとともに、創出数に限らずその波及効果等を更に検証していくべき。
- 卒業後のキャリアの見える化、日本語の習得に係る支援、学生と国内企業の交流の推進など、日本人受験生や日本で就職する卒業生の割合が増えるような取組を進めていくべき。こうした取組に係る成果目標も設定し、定期的にフォローアップすべき。

府省名	内閣府	組織	こども家庭庁	会計	一般会計	項 目	母子保健衛生対策費 母子保健衛生費補助金
調査対象予算額		令和6年度：6,052百万円 (参考 令和7年度：6,648百万円 (子ども・子育て支援特別会計(子ども・子育て支援勘定)))				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 「産後ケア事業」(以下「本事業」という。)は、「母子保健法」第17条の2第2項に基づき、市区町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、その他市区町村が設置する場所(こども家庭センター、保健センター等)等又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業である。

実施主体：市区町村

補助率：[令和6年度以前] 国 1/2、市区町村 1/2

[令和7年度以降] 国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4※

※ 令和6年の「子ども・子育て支援法」の改正により、本事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、都道府県の財政負担を新たに規定するとともに、国・都道府県・市区町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行うこととしている。

- 令和元年の「母子保健法」の改正により、令和3年度から本事業の実施が市区町村の努力義務となった。また、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」において、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める等とされており、令和6年度末時点で1,644(94%)の市区町村で実施されている。

実施する市区町村を拡大していくとともに、利用率の向上に向けて、国庫補助事業としてこれまで以下の拡充を実施してきたところである。

【これまでの拡充事項】

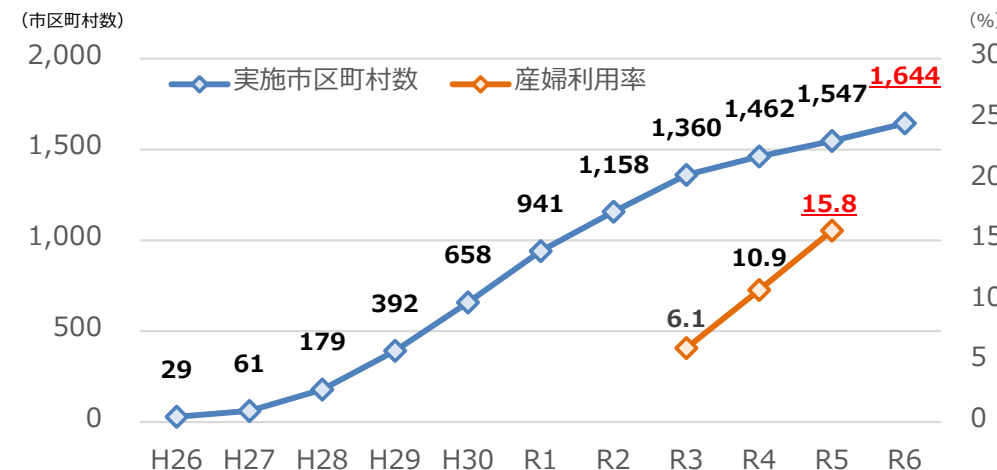
- ・住民税非課税世帯に対する利用料減免(令和4年度～)
- ・24時間365日受入体制整備加算の創設(令和4年度～)
- ・住民税非課税世帯以外に対する利用料減免(令和5年度～)
- ・支援の必要性の高い利用者の受入加算(令和6年度～)
- ・兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算(令和7年度～)
- ・夜間に職員配置を2名以上に行っている宿泊型施設への加算(令和7年度～)

- これまでの事業の拡充等により、直近の利用率はどのように変化したか、また、更なる事業の推進を図るために必要な課題等を整理するため、今般、本事業に係る実態調査を実施した。

■ 産後ケア事業のサービス類型(3類型)

類型	実施方法等
短期入所(ショートステイ)型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施(利用期間は原則7日以内)
通所(デイサービス)型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
居宅訪問(アウトリーチ)型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

■ 産後ケア事業の実施市区町村数と産婦利用率の推移



※こども家庭庁成育局母子保健課調べ

※実施自治体数は変更交付決定ベース

※産婦の利用率の算出方法：3類型の実利用人数の合計/分娩件数

②調査の視点

1. 事業の利用状況について

令和6年度における利用率は、こども家庭庁が公表する令和5年度の利用率と比較してどう変化したか。

個別の市区町村において、低調な状況が継続していないか。

2. 利用が低調な市区町村について

利用が低調な市区町村は、産後ケア事業の利用率向上にはどのような点が課題だと認識しているのか。また、利用率の高い市区町村と比較し、どのような差異があるか。

3. 利用につながりやすい環境の整備について

申請方法として、オンライン申請が可能となっているか。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
市区町村：1,741先（回答率97%）
都道府県：47先（回答率100%）

③調査結果及びその分析

1. 事業の利用状況について

令和6年度の利用率（3類型の実利用人数の合計/出生数）は24.7%となっており、こども家庭庁が公表している令和5年度の利用率（15.8%）に比して高い水準となっていた。

利用率別の市区町村数は【図1】のとおりであり、利用率40%以上の市区町村が4分の1となっている一方で、**利用率10%未満の市区町村も約4分の1を占めていた。**利用率10%未満の市区町村については、**257自治体（72%）が令和5年度から連続して利用率10%未満**となっており、このうち**121自治体は実利用人数も10人未満**となっていた。

以上のとおり、全体として利用率は上昇傾向にあるものの、利用が低調な状態が継続している市区町村が一定数存在していることから、**今後は、引き続き全体の利用率向上に取り組むほか、利用が低調な市区町村に対するより有効な対応策を検討していくことが重要**ではないか。

2. 利用が低調な市区町村について

(1) 利用率向上のために必要と認識している課題

利用率の低い（10%未満）市区町村において、利用率向上のために必要と認識している課題は【図2】のとおりであり、**「実施箇所（委託先）の確保」に課題を抱えている市区町村が最も多い。**また、「圏域をまたぐ委託先及び委託契約の調整」や「里帰り先の市区町村との連携」といった**広域的な連携を必要とする声も多く見られた。**

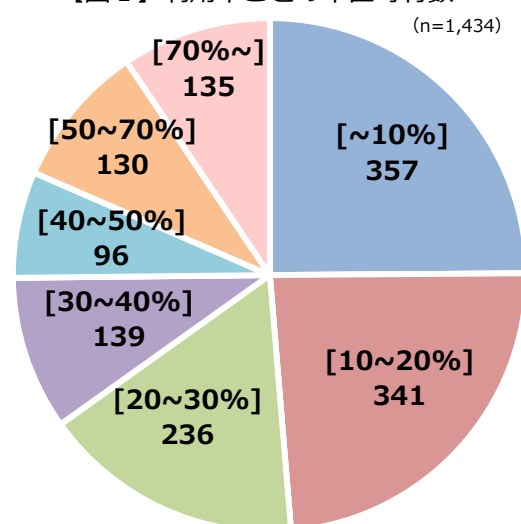
(2) 利用率の高い市区町村との比較

利用率の低い（10%未満）市区町村と利用率の高い（30%以上）市区町村を比較した結果は【表1（次ページ）】のとおりである。

まず、**延べ利用人数1人当たり支出実績額（運営費）について、利用率の高い市区町村と比較して約1万円高い金額となっていた。**また、延べ利用人数1人当たり支出実績額が**30万円を超えているケースも確認された。**

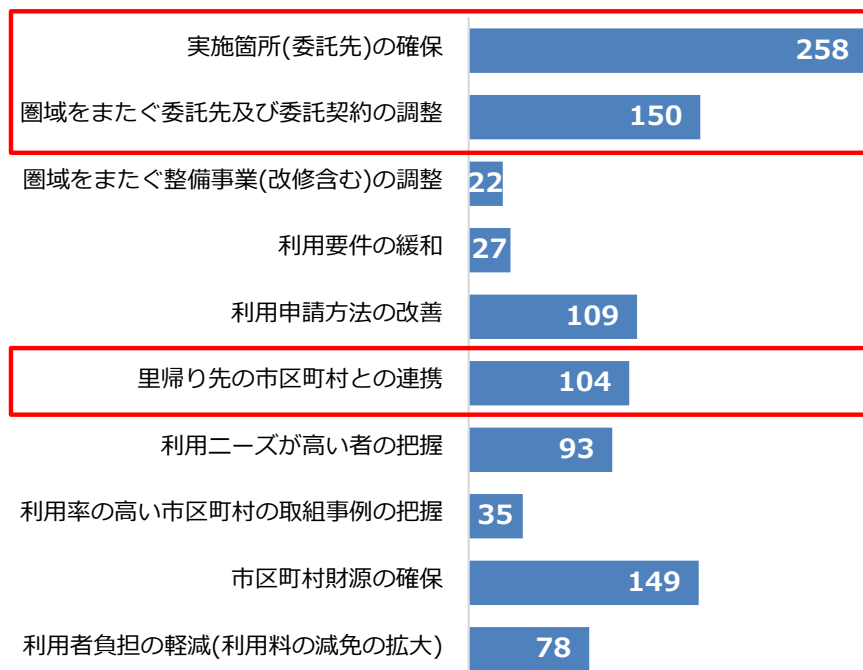
このように、**利用の低調な市区町村においては、支出する単価が高額化する傾向にあることから、効果的な予算執行の観点からも優先して対応策を講ずる必要がある。**なお、高額化する要因としては、ニーズに合わない体制となっていることや、適切に利用につなげることができていないことなどが考えられる。

【図1】利用率ごとの市区町村数



【図2】利用率の低い市区町村において利用率向上のために必要と認識している課題（複数回答可）

(n=357)



③ 調査結果及びその分析

2. 利用が低調な市区町村について

次に、**利用率の低い市区町村の提供体制**について、**利用率の高い市区町村と比較すると、出生数100人当たりの実施箇所（委託先）数が少ないことに加え、本事業におけるサービス類型（短期入所型、通所型、居宅訪問型）の全てで利用実績がある市区町村の割合も低くなっていた（＝利用できる類型が限られている、又は、事業を実施しても利用につなげることができていない）**ことから、実施箇所・類型のいずれの点においても提供体制の強化が必要と考えられる。

他方で、利用の低調な市区町村は、前述のとおり実施箇所の確保を課題と捉えており、短期入所型・通所型といった施設を必要とする類型の受け皿となり得る既存のリソース（産科医療機関、助産所等）は既に活用されていると想定されることから、例えば、**居宅訪問型の更なる活用を推進すること等により提供体制を強化することができるのではないか。**

また、個々の市区町村単独で充足させるのは困難なケースもあると考えられることから、**都道府県は、利用が低調な市区町村の実態を適切に把握するとともに、広域的な支援・調整を行うことが重要ではないか。**

(3) 都道府県の広域連携体制の構築

上述のとおり、提供体制の強化の観点から都道府県による広域連携は重要と考えられるが、**令和6年度末時点の都道府県における広域連携体制の構築状況は【表2】のとおりであり、都道府県単位で4割程度、市区町村単位で3割程度しか構築できていない。こども家庭庁は、広域連携体制が未構築又は不十分な都道府県に対し適切に助言・指導を行うとともに、好事例の収集・横展開を行うことで、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきではないか。**

【表1】利用率の低調な市区町村と高い市区町村の比較

	利用率 10%未満	利用率 30%以上	全体平均
延べ利用人数1人 当たり支出実績額	2.6万円	1.7万円	2.0万円
出生数100人当たり 実施箇所(委託先)数	7か所	11か所	9か所
全ての類型で利用実績 がある市区町村の割合	25%	49%	43%

【表2】都道府県における広域連携体制の構築状況

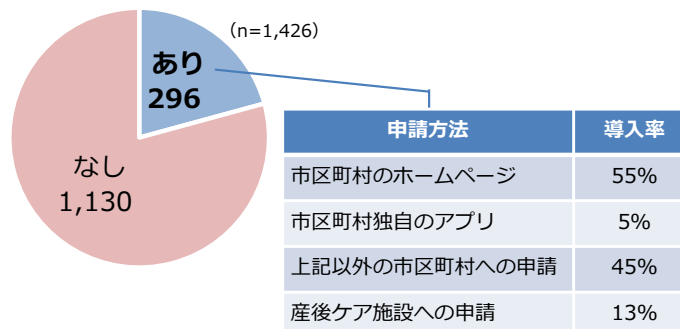
	全市区町村 を対象に体 制を構築し ている	一部市区町 村を対象に 体制を構築 している	広域連携体 制を構築し ていない
都道府県数	13	6	28
連携の対象とな る市区町村数	407/407	121/154	0/1,135
528/1,696(31%)			

3. 利用につながりやすい環境の整備について

本事業の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入状況は【図3】のとおりであり、導入率は2割程度となっている。利用を希望する者の状態にもよるが、自宅等から利用申請が可能な環境を整備することは、利用の物理的・心理的ハードルを下げることができ、利用率の改善にも資するものと考えられる。

こども家庭庁は、国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきではないか。

【図3】オンライン申請の導入状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の利用状況について
2. 利用が低調な市区町村について

利用率が低調な市区町村については、支出する単価が高額化する傾向にあることから、早期に対応策を講ずることが必要である。特に、提供体制に課題を抱えている市区町村が多いことから、**市区町村に対して居宅訪問型の更なる活用の推進を図るとともに、都道府県において適切な実態把握を通じた市区町村への広域的な支援・調整を行うべきである。**

都道府県の広域連携体制の構築は現状では十分とは言えないことから、**こども家庭庁は、広域連携体制の構築に向けた都道府県への助言・指導を行うほか、好事例の収集・横展開を行い、利用が低調な市区町村を中心に更なる事業の推進を図るべきである。**

3. 利用につながりやすい環境の整備について

本事業利用の利用申請における市区町村のオンライン申請の導入率は低い状況にあることから、こども家庭庁は、**国として技術的な助言等ができるように、オンライン申請の導入状況や具体的な事例等を把握し、より利用につながりやすい環境整備の推進を図るべきである。**

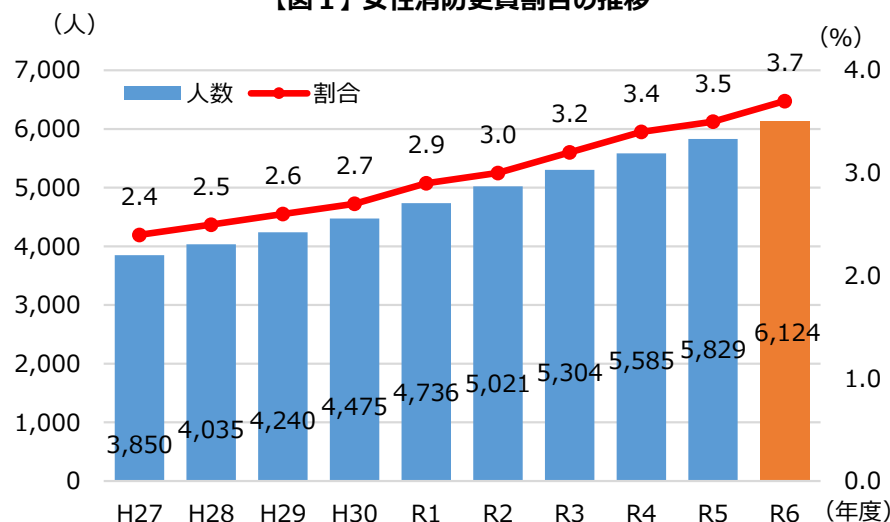
府省名	総務省	組織	消防庁	会計	一般会計	項	消防防災体制等整備費
						目	消防防災等業務庁費ほか
調査対象予算額		令和6年度：59百万円　ほか （参考　令和7年度：59百万円）				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 女性消防吏員の現状について、令和6年4月1日時点において6,124名であり、全消防吏員に占める女性の割合は3.7%となっている。平成27年度以降も徐々にではあるが着実に増加しているものの、平成27年度に掲げた目標（令和8年度当初までに5%）の達成には厳しい見通しとなっている【図1】。
- 消防庁においては、女性消防吏員の採用拡大にあたって、SNS広告、交通広告、PRポスター、業務紹介動画、民間主催の採用説明会・Webセミナーへの参加、ポータルサイトの運営等に取り組んでいるほか、各消防本部における効果的な取組への支援等も実施している【図2】。
- 女性消防吏員の割合を更に増加させていくにあたり、現状の課題や女性消防吏員の採用拡大に関する取組状況について調査を実施した。また、各消防本部における取組状況についても把握した。

【図1】女性消防吏員割合の推移



(出典) 総務省消防庁「令和6年度 消防庁女性活躍ガイドブック」

【図2】女性消防吏員の採用拡大にあたっての取組例

○PRポスター



○採用説明会



○Webセミナー



○女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト



②調査の視点

1. 女性消防吏員比率向上のための主たる課題と取組の方向性について

- 女性消防吏員の割合を更に増加させていくための主たる課題は何か、またその課題に対する取組の方向性について調査を実施した（令和7年度時点）。

【調査対象先数】消防庁、消防本部（720消防本部）及び女性消防吏員（6,124名）

2. 消防庁及び各消防本部におけるの女性採用拡大の取組状況について

- 消防庁及び各消防本部の取組について、定量的なアウトカム指標の設定やPDCAサイクルが構築されているか。また、消防庁で実施している取組が、各消防本部において有効活用されているか、調査を実施した。

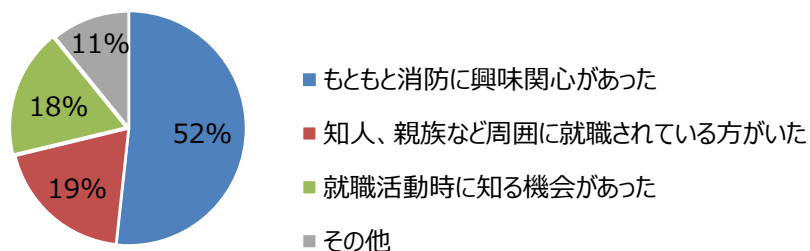
【調査対象先数】消防庁及び消防本部（720消防本部）
【調査対象年度】令和4～6年度実施事業

③ 調査結果及びその分析

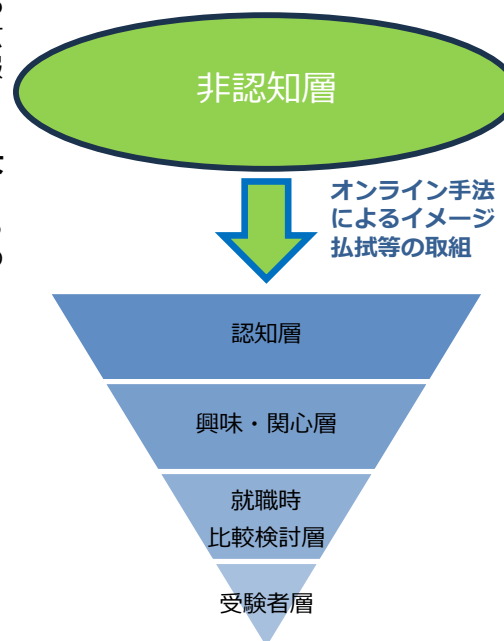
1. 女性消防吏員比率向上のための主たる課題と取組の方向性について

- 女性消防吏員が就職先の選択として認知した契機については、もともと防災や人命救助に関心があった者、知人・親族など周囲に関係者がいる者が7割強を占めており、就職活動時に消防を就職先として認知したという者は2割弱の状況であった【図3】。
- 消防本部への実地調査においては、市や民間主催の就職説明会等において、消防ブースに立ち寄ってもらえないことや、参加者が想定した人数よりも少なかった等の意見が複数あった。その要因については、一般女性やその保護者から「危険な職業」「体力が必須」等の理由・イメージにより、女性の職業選択肢として思っていないとの声があったとの意見が多数あった。また、消防業務については、消火・救助活動のみならず、救急業務、通信指令業務、予防業務など、女性が活躍できる様々な業務があるものの、これらの業務がその「危険な職業」などといったイメージの陰に隠れてしまっているとの意見も多数あった。
- 女性消防吏員の割合を更に増加させていくには、女性受験者数を増加させていく必要があるため、消防への就職を検討してもらう就職説明会等に来訪してもらう者など、興味・関心層や就職時比較検討層を増やしていくことが必要であり、この興味・関心層、就職時比較検討層を増加させるには**消防を女性の職業選択肢として考える認知層を増加させていくことが重要**である【図4】。
- そして非認知層に対してアプローチしていくためには、**オンラインによる情報発信が非常に有効な手法**であるとの意見が多数あり、既にSNSやweb広告などを取り組んでいる消防本部も多数あるものの、効果的・効率的な情報発信をするための**知見や情報が不足している**との意見が多数あった。
- 情報発信以外の手法については、**子供の成長過程において、消防吏員が女性の職業選択肢として考えられるような取組も重要**との意見も複数あった。例えば、女性消防吏員が中学校の職業ガイダンスに訪問した際に、学生から消防に女性がいること自体に驚かされたとの意見もあり、若い世代の認知の底上げを図っていくことも重要と考えられる。

【図3】女性消防吏員が就職先の選択として認知した契機



【図4】認知層の増加



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 女性消防吏員比率向上のための主たる課題と取組の方向性について

- **女性消防吏員の割合を更に増加させていくためには、非認知層から認知層への転換を図り、消防を職業選択肢として考える女性の数を増やしていくことに注力していくべき**であり、効果的・効率的な執行につながっていくものと考ええる。
- 取組に注力するにあたっては、消防庁は各消防本部に対して、女性消防吏員を増加させることの意義を再度周知徹底し、取組の方向性と知見の共有を図り、一体となって取り組んでいくべきである。
- 具体的には、消防を女性の職業選択肢として考える認知層を更に向上させていくためには、**非認知層に対する「危険な職業」「体力が必須」などのイメージを少しでも払拭させていくべき**である。よって、このような**イメージ払拭を念頭に消防業務の広さとその業務に応じた女性が働くメリット（住民へのサービス向上）を訴求するような情報を若い世代が興味を惹きそうな要素と併せて情報発信していくべき**である。
- **非認知層に対するアプローチの手法としては、オンラインによる情報発信が有効**であり、オンラインを主体とした情報発信を効果的・効率的に実施するためには、**できるだけ多くの知見とデータの共有を図っていくべき**である。例えば、これまで消防庁及び各消防本部において実施してきたオンライン手法、内容、効果等の詳細を集約・共有することが重要と考える。
- 子供の成長過程へのアプローチについては、職場見学や学校訪問等において女性消防吏員が活躍する姿を学生に見せること等により、**女性が消防で働いていることが自然であると思われるような土壌を形成していくことが重要**である。

③ 調査結果及びその分析

2. 消防庁及び各消防本部における女性採用拡大の取組状況について

(1) 女性活躍推進事業（消防庁実施事業）

- 消防庁において実施している女性採用拡大に向けたコンテンツについては、消防庁HPへの掲載、各消防本部への配布、研修資料への反映などにより各消防本部への共有がなされているが、各消防本部における採用活動において全く活用していない消防本部が2割強あり、**その要因としてはコンテンツ自体が消防本部内において十分に認知されていないとの意見があった【図5】。**

- PRポスターについては、消防庁から各消防本部へ複数配布がなされているものの、活用している消防本部は4割強であったこと、また、活用状況について実態調査したところ、イベント等にて活用しているケースはあるものの、消防本部・消防署庁舎内にのみ掲示しているといった使われ方も見受けられた。このほか、民間主催の採用説明会については、実施回数を当初計画よりも増やしたにもかかわらず、参加者数が当初想定の手数程度にとどまっていたというケースもあった。

(2) 女性活躍推進モデル事業（消防庁から消防本部への支援事業）及び各消防本部単独事業（地方単独事業）

- 各消防本部においては、SNS等広告、Webサイト、PR動画、チラシ・ポスター、採用説明会等実施しているものの、**定量的なアウトカム指標の設定がなされていない消防本部、PDCAサイクルの構築がなされていない消防本部が多数あった。**傾向としては、女性活躍推進モデル事業よりも地方単独事業の方が、また大規模消防本部よりも小規模消防本部の方が未設定・未実施の割合が高かった【表】。

- 各消防本部への実態調査では、取組後に反省点など話し合うことはあるが、やり遂げたことへの満足感が高く、振り返りを記録したり、次の取組改善につなげていくような行為はしていないとの意見があった。また、明確な数値目標の必要性は分かるが取組手法に沿ったアウトカム指標が分からないといった意見や、そもそもアウトカム指標やPDCAが何か分からないといった意見もあった。このような実態を踏まえると、**ノウハウ面に課題があるものと考えられる。**

【表】定量的アウトカム指標設定及びPDCAサイクル実施状況
(未設定、未実施本部の割合)

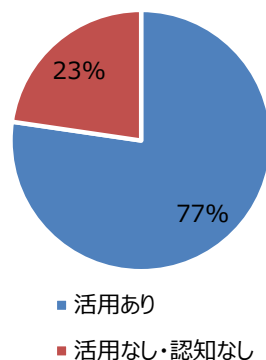
1. 事業形態別

	定量的アウトカム指標	PDCAサイクル
①モデル事業	42%	8%
②消防本部単独事業	84%	56%

2. 1.②消防本部単独事業のうち本部規模別

	定量的アウトカム指標	PDCAサイクル
100人未満	93%	69%
100～500人	82%	52%
501人以上	66%	29%

【図5】消防本部における
消防庁施策の活用状況



④ 今後の改善点・検討の方向性

2. 消防庁及び各消防本部における女性採用拡大の取組状況について

- 消防庁及び各消防本部が一体となって効果的・効率的に取り組む観点から、消防庁は、各消防本部に共有されているコンテンツが十分に使用されるよう**プッシュ型で活用を促していくべき**である。
- PRポスターについては各消防本部における活用状況を踏まえ必要最小限にとどめ、採用説明会についてはWebセミナーへシフトするなど規模縮小を図るべきである。
- **消防庁は各消防本部に対して、取組手法ごとの代表的なアウトカム指標を示し、PDCAサイクルを実施していない消防本部に対して助言するなど、各消防本部において継続的に取組の改善を図ることができる体制を構築すべき**である。
- SNSやWeb広告等オンラインによる情報発信手法については、ターゲット層に向けた発信や、Webサイトへの誘引が可能であり、その効果についても定量的に把握し評価ができる。**今後の情報発信についてはオフライン広告等は必要最小限にとどめ、オンライン主体の取組にシフトしていくべき**である。

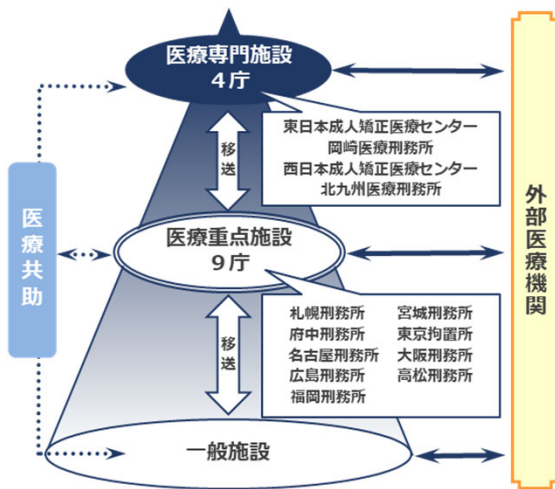
府省名	法務省	組織	法務本省	会計	一般会計	項目	法務省施設費ほか
							施設整備費ほか
調査対象予算額	令和6年度(補正後): 44,362百万円 ほか (参考 令和7年度: 18,503百万円)					調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

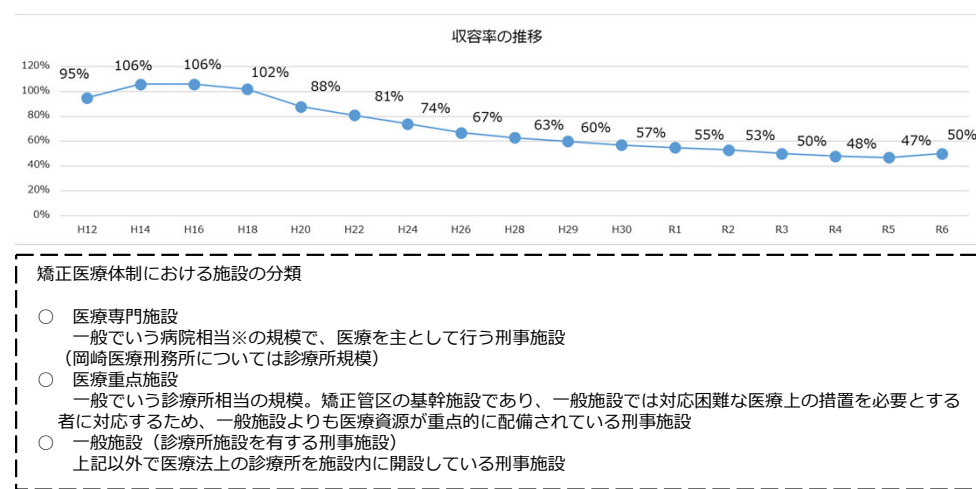
【事案の概要】

- 法務省が所管する刑務所等の刑事施設は、173庁設置(令和7年4月1日現在)されており、犯罪をした者等を収容し、矯正処遇を通じ再犯を防止するための施策等を実施している。
- この刑事施設に収容された者(以下「被収容者」という。)については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第56条に基づき、健康管理及び衛生管理を行う必要があり、そのために現在、刑事施設は、医療専門施設(4庁)、医療重点施設(9庁)、一般施設(診療所施設を有する刑事施設)(75庁)に医療に関する人的・物的資源を整備している。また、医療専門施設及び医療重点施設は医療上の対応を要する被収容者を受入れる「医療上移送」のほか、診察や検査に関して他の刑事施設を援助する「医療共助」という仕組みを構築している【図1】。
- しかしながら、【図2】のとおり、刑事施設全体の被収容者の収容率は50%程度に減少している状況の中、近年、老朽化等により医療専門施設(東日本・西日本の各成人矯正医療センター)の建替えを行ったものの、その収容率は令和6年10月末時点ですべて東日本35.7%、西日本30.5%と低調である。
なお、「収容率」は、病床以外の居室を含む全居室等における収容定員に対する被収容者数の比率をいう。
- デジタル化の推進のほか、医療専門施設等の施設整備費を含め、法務省予算は圧迫しており、更なる予算の効率的・効果的な執行に努める必要性が生じている。したがって、医療施設全体の医療に関する人的・物的資源(病床、医療機器、医療従事者等)に係る活用状況等を検証し、矯正医療体制が効率的・効果的に活用されているか調査する必要がある。

【図1】 刑事施設における医療体制



【図2】 刑事施設における収容率の推移



② 調査の視点

○ 医療資源の活用状況について

- (1) 病床の利用状況
一般の病院と比較し、病床利用率は妥当か。
なお、病床利用率は以下により算出する。

$$\frac{\text{病床に収容された延べ被収容者数}}{\text{病床数} \times \text{調査期間の延べ日数}}$$

※毎日の夕方の点呼時の人数

- (2) 医療機器の活用状況
各施設における医療機器の活用状況は適正か(取得価格が1千万円以上の高額な医療機器について調査する)。

- (3) 医療従事者の配置状況
各施設における診察件数に対する医療従事者数は妥当か。

- (4) 医療上移送や医療共助の実施状況
刑事施設間における医療上移送や医療共助の仕組みはどの程度活用されているか。

【調査対象期間】

令和4年～令和6年
令和4年度～令和6年度

【調査対象先数】

- ① 医療専門施設 : 4庁
② 医療重点施設 : 9庁
③ 一般施設(診療所施設を有する刑事施設) : 75庁

③ 調査結果及びその分析

○ 医療資源の活用状況について

(1) 病床の利用状況

調査対象期間における医療専門施設2庁の病床利用率は【表1】のとおり50%を下回っており、厚生労働省統計による一般の病院と比較しても、病床を十分に活用できているとは言い難い状況であった。

上記2庁以外の施設については、過去における病床利用状況を把握できなかったため、直近（令和7年4月21日から5月15日までの25日間）の病床利用率をサンプル調査したところ、各施設の平均は【表2】のとおり低調であり、中でも医療重点施設や一般施設（診療所施設を有する刑事施設）は、特に**病床を十分に活用できているとは言い難い状況であった。**

(2) 医療機器の活用状況

高額な医療機器について令和6年度の年間の使用回数を調査したところ、医療専門施設2庁において、白内障手術装置等の高額な医療機器を計54台保有しており、そのうちの11台（約20%）は**使用回数が月1回以下であることを把握した。**

(3) 医療従事者の配置状況

1日当たりの医師1人に対する診察件数を調査したところ、診察件数10件以上の施設が38庁ある一方で、診察件数3件未満である施設が12庁あるなど、**施設により医師の業務量に偏りが見られる状況であった。**

(4) 医療上移送や医療共助の実施状況

医療上移送及び医療共助は一定程度活用はされているが、件数はおおむね横ばいであった。

外部医療機関への移送件数及び所要額は【表3】のとおりであり、**外部医療機関への移送件数は年々増加傾向にあった。**

なお、外部医療機関に移送した主な理由は「緊急入院が必要」であり、次いで「医療専門施設等では対応できない症例」によるものであり、これらを踏まえると、今後も外部医療機関への移送件数の減少を見込むことは難しい状況である。

【参考 各年における医療上移送の受入件数】

	令和4年	令和5年	令和6年
医療専門施設	481件	509件	446件
医療重点施設	103件	126件	118件
合計	584件	635件	564件

【表1】各年における医療専門施設（2庁）の病床利用率

	令和4年	令和5年	令和6年
東日本成人矯正医療センター	49.02%	46.51%	42.35%
西日本成人矯正医療センター	25.28%	24.32%	28.74%
一般の病院※	75.3%	75.6%	—

※ 厚生労働省統計「医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」から引用

【表2】直近における各施設の病床利用率の平均

	病床利用率
医療専門施設	52.50%
医療重点施設	38.73%
一般施設 （診療所施設を有する刑事施設）	22.65%

【表3】各年度における外部医療機関への移送件数及び所要額

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	679件	771件	826件
所要額	9.0億円	8.8億円	9.9億円
内医療手数料	8.6億円	8.4億円	9.4億円
内護送旅費	0.4億円	0.4億円	0.5億円

【参考 各年度における医療共助の実施件数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
医療専門施設	600件	753件	865件
医療重点施設	3,738件	1,450件	1,172件
一般施設 （診療所施設を有する刑事施設）	791件	909件	1,401件
合計	5,129件	3,112件	3,438件

④ 今後の改善点・
検討の方向性

○ 医療資源の活用状況について

○ 医療資源が十分に活用されていない現状を踏まえ、例えば

- ・ 使用頻度の低い医療機器を必要性の高い施設へ管理換えする等、保有する機器がより効率的に活用できるよう検討すべきである。
- ・ 医療従事者の業務量を更に分析し、適切な配置を検討するべきである。
- ・ 低調な病床利用状況を考慮し、外部医療機関に入院させている者のうち、容体等を考慮し、医療専門施設等の設備で受入可能な者については更なる受入を図るべきである。

○ その上で、一般の医療施設とは異なり、刑事施設内の医療という特殊性があり収容動向の推移も考慮する必要があるが、医療資源が十分に活用されていない施設においても運営等に一定のコストがかさむことを考慮し、上記を踏まえても医療資源の活用状況の改善が見られない場合は、**適正な施設規模となるよう整理合理化を図るべきである。**

府省名	デジタル庁 外務省	組織	デジタル庁 外務本省	会計	一般会計	項	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
						目	情報処理業務庁費ほか
調査対象予算額		令和 6 年度（補正後）：665,230百万円の内数 ほか （参考 令和 7 年度：436,990百万円の内数）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- システム経費は、一度開発を始めると整備経費が複数年発生するほか、運用開始後は運用経費が継続的に発生するため、適切に効果指標を設定し費用対効果を検証することが必要かつ重要である。

- 令和7年度にデジタル庁に一括計上されている外務省の情報システムは現在54システムあるが、そのうち令和7年度執行計画額が10億円以上の4システムをみると、近年、整備経費及び運用経費ともに増加傾向にある。

- ①領事業務情報システム（91.6億円）
②外務省オープンネットワーク・LANシステム（57.4億円）
③人事給与等業務システム（17.4億円）
④在外経理統合システム（13.4億円）

- システムの整備・運用においては、費用の抑制に取り組むことに加え、費用を上回る効果を実現し、費用対効果の改善を不断に進めていくことが重要である。そこで、本調査では、費用対効果検証の実態を確認する。

- 政府によるシステムの費用対効果改善の取組としてガバメントクラウドへの移行が進められているが、現時点で4システムは移行していない。そこで、本調査では、ガバメントクラウドへの移行に向けた4システムの準備状況も確認する。

（参考）「デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）」では「原則として、政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用する」こととされている。

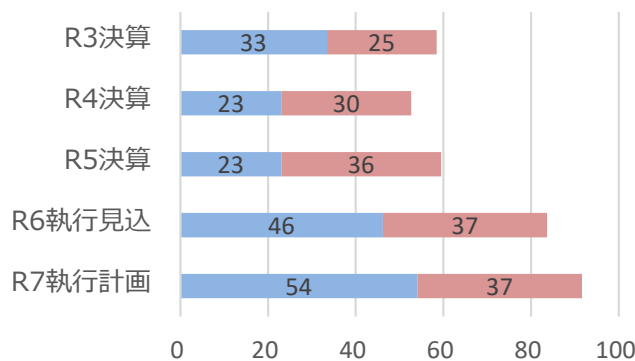
【問題意識】

- ・システム整備に当たって、費用対効果の検証は適正に行われているか。
・ガバメントクラウドへの移行に向けてどのような準備がされているか。

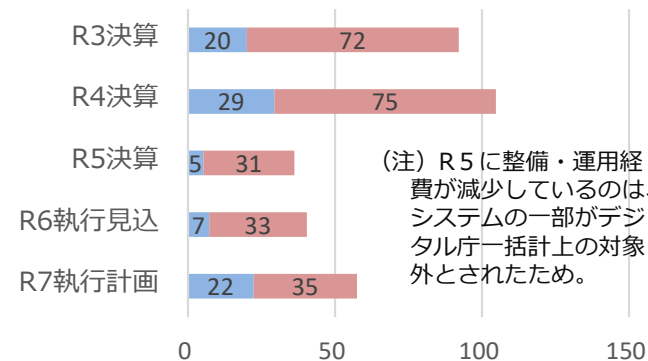
【図1】 令和7年度執行計画額が10億円以上の4システム執行額の推移（億円）

■ 整備 ■ 運用

①領事業務情報システム

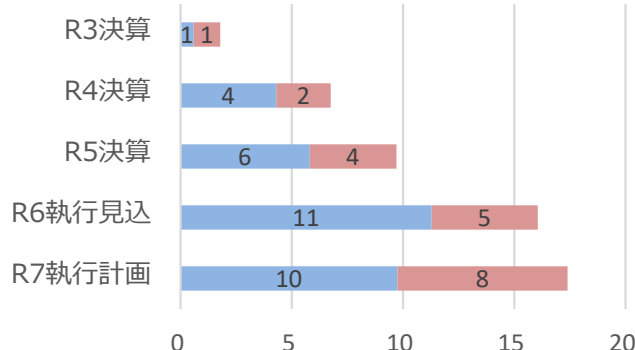


②外務省オープンネットワーク・LANシステム

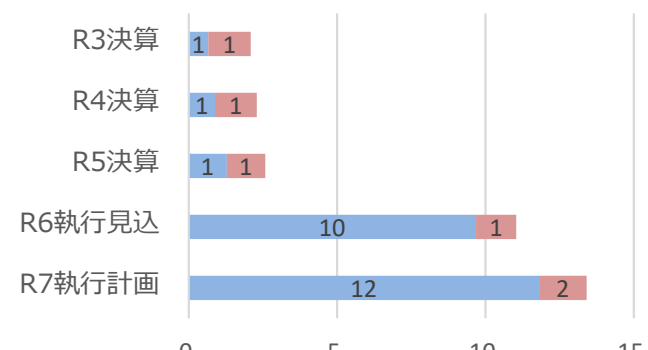


（注）R5に整備・運用経費が減少しているのは、システムの一部がデジタル庁一括計上の対象外とされたため。

③人事給与等業務システム



④在外経理統合システム



※「R6執行見込」、「R7執行計画」については、令和7年4月時点で外務省から提供されたデータを集計しており、今後変動する可能性がある。

※決算は当該年度の支出済歳出額であり翌年度繰越額は除く。

②調査の視点

【調査対象年度】
令和3年度～令和7年度

【調査対象先等】
デジタル庁：1先
外務省：1先

1. 情報システムの費用対効果について

- システム整備（機能追加を含む）に当たって、費用対効果の検証は都度、適正に行われているか。

2. ガバメントクラウドへの移行に係る効果検証について

- ガバメントクラウドへの移行を予定している4システムについて、移行に向けた事前の効果検証は適切に行われているか。

③調査結果及びその分析

1. 情報システムの費用対効果について

- 外務省が4システムについて設定している効果指標と費用対効果は【表1】のとおり。
- いずれも費用対効果は100%以上とされているが、**データの選択次第では費用対効果が大幅に低下し得るものになっている。**
(例) システム停止時間：②外務省オープンネットワーク・LANシステム、④在外経理統合システム
システム整備により解消が期待されるシステム停止時間が、②においては122.64時間と設定されているところ、④で設定されている48.18時間を適用すると、費用対効果が107.3%から42.1%に低下する。
(例) 労働単価：②外務省オープンネットワーク・LANシステム、③人事給与等業務システム、④在外経理統合システム
③において業務量削減効果を金額に換算する際に、労働単価（3,571円/時間）を②や④と同様に国家公務員全体の平均時給（2,530円/時間）に置き直して算出すると、費用対効果は101.5%から71.9%に低下する。
- また、旅券発給管理システムや査証事務支援システムの費用対効果が約900%や1万%超と算出されており、外務省の他のシステムと比較して極端に高い数値となっているが、**利用者の利便性向上（交通費や移動時間の削減等）に関する指標が用いられている外務省システムはこれらのみであるため、その適正性についての検証には例えば他府省の類似システムとの比較が必要である。**

【表1】「今回の整備にかかる費用対効果」（※）と確認結果

システム名	主な効果指標	費用対効果 (効果/費用)	確認結果
	(具体的な算出方法)		
①領事業務情報システム			
旅券発給管理システム	オンライン化による費用削減効果 (別途、業務継続による効果も試算) (利用者費用削減額/件×申請件数×電子申請率)	898%	行政事務効率化に関する指標のほか、利用者の利便性向上に関する指標が含まれており、費用対効果が他システムに比べ高い数値となっている。
査証事務支援システム	オンライン化による費用削減効果 (別途、業務継続による効果も試算) (利用者費用削減額(交通費+機会費用))	10042%	行政事務効率化に関する指標のほか、利用者の利便性向上に関する指標が含まれており、費用対効果が他システムに比べ高い数値となっている。
領事クラウド	業務継続による効果 (システム停止時間×利用人数×時給単価)	328%	システム停止を防ぐことによる費用対効果が試算されているがシステム稼働率や労働単価のデータ選択によって大幅に低下し得る。
統合プラットフォーム	業務継続による効果 (別途、クラウド化による費用減額も試算) (システム停止時間×利用人数×時給単価)	134%	システム停止を防ぐことによる費用対効果が試算されているがシステム稼働率や労働単価のデータ選択によって大幅に低下し得る。
②外務省オープンネットワーク・LANシステム	業務継続による効果 (システム停止時間×利用人数×時給単価)	107%	システム停止を防ぐことによる費用対効果が試算されているがシステム稼働率や労働単価のデータ選択によって大幅に低下し得る。
③人事給与等業務システム	業務の自動化・オンライン化による業務量削減効果 (業務削減時間×利用人数×時給単価)	102%	業務時間削減による費用対効果が試算されているが、労働単価のデータ選択によって費用対効果が大幅に低下し得る。
④在外経理統合システム	業務継続・WEB化・証拠書類の電子化による効果 (システム停止時間×利用人数×時給単価)	112%	システム停止を防ぐことによる費用対効果が試算されているがシステム稼働率や労働単価のデータ選択によって大幅に低下し得る。

※令和6年度補正・令和7年度当初の予算編成時における外務省提出資料

③ 調査結果及びその分析

- また、4システムについて、令和5年度までに実施した主な機能追加により実現する追加効果に関し、行政事務効率化等の観点から確認したところ、いずれについても外務省は定量的に検証していなかった【表2】。

【表2】令和5年度までに整備した機能の定量的な効果の実績

システム名	令和5年度までに実施した機能追加	行政事務効率化に関する定量的な効果の検証	国民の利便性向上に関する定量的な効果の検証
①領事業務情報システム	○一部の旅券及び査証の電子申請・発給の開始	無 (電子申請率のみ)	無
②外務省オープンネットワーク・LANシステム	○庁舎内の無線LANと接続開始（職員がPCを自席から持ち出し、会議等においてファイルの直接修正等が可能化）	無	-
③人事給与等業務システム	○超過勤務手当の算出における計算処理の改善	無	-
④在外経理統合システム	○在外公館から本省への資料提出の一部オンライン化（従来は紙の資料を物理的に各公館から本省に送付）	無	-

- 費用対効果の設定状況及び個別機能の効果実績に関する上記の状況を受けて、外務省PMO（Portfolio Management Office：各府省内のシステム全体のとりまとめを行う組織）に対して、省内情報システムの横断的管理に関する実態を確認したところ、個別システムごとに計算方法等が異なるため横断的な比較等は実施しておらず、個別システム別の指標設定や効果検証を確認しているのみであるとの回答があった。

- 同様にデジタル庁に対して、予算要求レビューや執行段階レビューにおいて、他府省の類似システムにおける費用対効果に関する好事例や民間システムの参考例など、府省間あるいは官民間の知見を共有する取組を行っているかどうかの確認を行ったところ、現時点では、好事例などの横展開は実施しておらず、個々のシステムを取り巻く状況、必要とする要件、将来的なシステムの在り方は千差万別であり、一概に参考情報として情報共有した場合に、かえって混乱を来すおそれがあることから、予算要求レビューなどの段階で民間人材の知見を活かし個別に対応を行っているとの回答があった。

2. ガバメントクラウドへの移行に係る効果検証について

- 4システムについて、ガバメントクラウドへの移行に向けた事前の効果検証を確認した結果は【表3】のとおり。
- 4システムの中で最も早い移行を予定している④在外経理統合システムについては、運用経費▲2.2億円との検証が実施されているが、それ以外のシステムについては今後5年間はガバメントクラウドへの移行が予定されておらず、それに係る事前の効果検証もまだ実施されていなかった。また外務省は、在外勤務等に係る外務省固有の業務への対応が必要として、府省共通システムとは別に②外務省オープンネットワーク・LANシステム及び③人事給与等業務システムの整備・運用を行っており、統合を予定しているものの時期については未定であった。
- ガバメントクラウド移行による効果検証が実施されていない状況が続けば、移行前に不要な機能強化等を行うリスクがあるため、可能な限り早期の移行が重要であるほか、1.の指摘による見直しを踏まえた効果検証を行うことが必要である。

【表3】ガバメントクラウドへの移行状況

システム名	ガバメントクラウド移行時期（予定）	事前の効果検証の実施時期	削減効果
①領事業務情報システム	令和12年度	今後実施予定	-
②外務省オープンネットワーク・LANシステム	令和14年度	今後実施予定	-
③人事給与等業務システム	令和14年度	今後実施予定	-
④在外経理統合システム	令和9年度	令和4、5年度実施	運用経費：▲2.2億円

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 情報システムの費用対効果について

- 外務省は、行政事業レビュー等の機会にも資するよう、各システムの効果指標を横断的に見直し、恣意的な指標設定を改めるとともに、新たに整備する個別機能を対象とした効果検証を行うべきである。
- デジタル庁は、予算要求前レビューや執行レビューにおいて、財務省主計局とも連携しつつ、以下に取り組むべきである。
- ・ 各省が算出した費用対効果について、データの選択に関して適切な指導を行うとともに、効果の類型ごとに目安となる数値を提示すべき。
 - ・ 各省のPMOが、省内システムの効果検証を横断的に管理し改善できるよう、必要に応じて他省の経験等を共有するなど、政府全体のシステムに関する知見を有する立場から指導を行うべき。

2. ガバメントクラウドへの移行に係る効果検証について

- 外務省は、1.により見直した効果指標を用いて、ガバメントクラウドへの移行や府省共通システムへの統合による効果の検証を実施し、それに基づいて新規のシステム開発や機能強化の必要性を判断すべきである。
- 外務省は、上記で検証した費用対効果を踏まえつつ、デジタル庁とも協議の上、①領事業務情報システム、②外務省オープンネットワーク・LANシステム、③人事給与等業務システムの移行時期を可能な限り前倒しするべきである。

府省名	外務省	組織	外務本省	会計	一般会計	項 目	経済協力費 政府開発援助経済開発等援助費
調査対象予算額		令和6年度：156,200百万円の内数 (参考 令和7年度：151,440百万円の内数)				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 無償資金協力には、**独立行政法人国際協力機構（JICA）が施設の建設や機材の調達を行うもの**（以下「JICA実施」という。）と、機動的な実施の確保などのために**外務省が実施に必要な業務を直接行うもの**（以下「外務省実施」という。）がある。今回の調査は、無償資金協力のうち、政府間で交換公文を締結するものを対象とする。

実施主体	具体的案件の概要
JICA実施	○開発途上地域の経済社会開発に係る施設整備・機材供与・役務等に必要な資金を、当該国政府に対して供与。（比較的大型の案件が中心） ○開発途上国政府の経済社会開発計画（貧困削減など）の推進に必要な資金を、当該国政府に対して供与。
外務省実施	○開発途上地域の経済社会開発に係る施設整備・機材供与（食糧を含む）・役務等に必要な資金を、当該国政府に対して供与。（比較的小型の案件が中心）

【JICA実施】

- 外務省からJICAに交付された資金は、**JICAが相手国政府に支払うまでの間**、「独立行政法人国際協力機構法（JICA法）」に基づき、**JICAが管理する**（以下「支払前資金」という。）。
- この支払前資金については、進捗の見通しが立たない案件であっても**相手国が中止に同意しない限りはそのまま保持するほかなかったところ、JICA法改正により、令和7年度に初めて50億円程度が他の案件に活用可能となる見込**である。これに関し、**更なる活用の可能性について調査を行う**（調査1）。
- そのほか、特に**複数年にわたり実施される案件については**、外務省からJICAへの交付が決定されたものの、案件の進捗が遅れた結果、**JICAへ交付されず外務省に残存している資金**（以下「JICA交付前資金」という。）がある。このうち、**令和6年度以前に実施を決定した複数年案件で、令和6年度分としてJICAへの交付を決定したものについて、案件の進捗状況に応じた執行管理となっているか調査を行う**（調査2）。

【外務省実施】

- 交換公文締結後、**相手国政府の資金管理口座に全額送金し、案件の進捗に応じ当該口座から支払**が行われる。この資金管理口座に残存している資金の中には、案件の進捗が遅れている等の理由により**支出が遅れている資金が含まれる**ことから、それらについて**適切な執行管理がなされているか調査を行う**（調査3）。

【図1】本調査の対象とする案件の概念図

実施主体	調査対象
JICA実施	JICAに残存している資金（支払前資金） 調査1 (1,442億円、332件)
	JICAに交付されず外務省に残存している資金（JICA交付前資金） 調査2 (351億円、117件) (※)
外務省実施	相手国政府の資金管理口座に残存している資金 調査3 (1,279億円、370件)

(※) 令和6年度以前に実施を決定した複数年案件のうち、令和6年度に交付決定された案件に限る。

②調査の視点

1. 支払前資金について

JICAが管理している**支払前資金**について、令和7年度において50億円程度を他の案件に活用する見込だが、その他の支払前資金についても、**他の案件へ活用可能な資金があるのではないか。**

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
JICA

2. JICA交付前資金について

外務省からJICAへの交付が行われていない**JICA交付前資金**について、案件の進捗や支払状況を精査した上での交付決定となっているか。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
外務省：1先
JICA：1先

③調査結果及びその分析

1. 支払前資金について

- **令和6年度末**の支払前資金の残高は**1,442億円**（332件）であった。
- そのうち、以下の①～③の基準を全て満たす場合に他の案件に活用可能と整理した結果、**令和7年度においては約50億円が該当することとなった。**

支払前資金の活用基準（令和7年度）	
①	当面再開の見通しが無い
②	相手国政府等との間で中止の同意を取り付けることが困難である（中止の同意がある場合には、従来から他の案件に活用可能）
③	支払の必要性に係る特段の事情がない

- 上記③については、コンサルタント関連費の精算が終わっていないなど、案件のうち**一部でも支払の必要性がある場合は支払前資金として活用できないものとして整理している。**しかし、たとえば本体事業費とコンサルタント関連費に切り分けるなどの**細分化を行えば、更なる支払前資金の活用余地がある**と考えられる。

2. JICA交付前資金について

- **令和6年度**においてJICAへ交付を決定したものの、実際には資金がJICAへ交付されず外務省に留まった案件は**117件（351億円）**であった。
- このうち**17件（103億円）**は、案件の遅れなどの理由により**令和5年度**にJICAから相手国に支払がされず資金がJICAにとどまっていた（＝支払前資金）にもかかわらず、**令和6年度に更にJICAに交付することが決定されたものであった。**さらに、**そのうち4件（38億円）**は、**令和4年度の段階で既に支払前資金としてJICAに残存している状況であった【図2】。**
- これらについては、**令和6年度中に相手国への支払がそもそも見込まれていないにもかかわらず交付決定を行った結果、資金が活用されないまま外務省に留まったと言わざるを得ない。**このため、JICAに対する交付額をどのように決定しているか外務省に確認したところ、**JICAから相手国政府への支払状況についての確認は特段行っておらず、JICAから請求のあった金額を交付決定しているとの回答があった。**
- これらにより明らかになる問題点は以下のとおりである。
 - ・ 外務省及びJICAは**案件ごとの進捗や支払状況を踏まえた適切な執行管理ができていない。**
 - ・ 当該年度内に相手国政府への**支払可能性が低い案件についても、JICAへの交付決定が行われている。**

④今後の改善点・検討の方向性

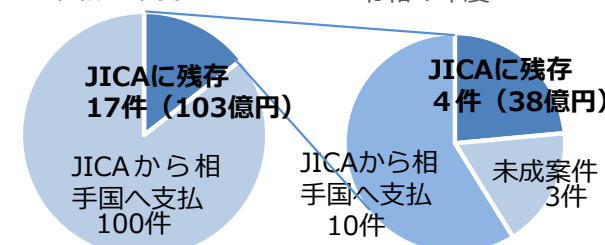
1. 支払前資金について

- JICAは、活用基準①及び②に該当する支払前資金について、③の基準の細分化を行うなどにより、**更なる活用可能な資金が存在しないか精査を行い、支払前資金が過度に滞留することがないよう、資金管理の更なる見直しを徹底すべき。**

2. JICA交付前資金について

- 外務省及びJICAは、複数年にわたって実施される案件について、**案件の進捗状況や支払状況を踏まえた適切な執行管理を徹底すべき。**
- 外務省は、当該年度に相手国への**支払予定が立たない案件については、JICAへの交付決定を見送るなど、相手国への支払時期に応じた交付を行うべき。**

【図2】 JICA交付前資金（令和6年度）案件の、令和5年度・4年度の執行状況（n=117）



※図中の金額は令和6年度予算における交付決定額

②調査の視点

3. 外務省実施分について

外務省実施について、JICAの支払前資金同様に**案件の進捗が滞っているものがないか**。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

3. 外務省実施分について

○ 相手国政府の資金管理口座にある**資金残高は令和6年度末現在1,279億円（370件）**であり、そのうち交換公文締結から**3年以上経過しても完了に至っていない案件の残高が562億円（205件）**であることが判明した。

○ この205件について、国ごとの案件数を調査したところ、**81か国が該当した（1か国あたり平均2.5件）**。そのうち**11か国（14%）は、こうした案件を5件以上抱えている**ことが判明した【図3】。

○ 加えて、この11か国のうち**10か国**に対しては、5件以上も既存案件が滞留しているにもかかわらず、**令和6年度に新たな案件が開始されている**（総額120億円）ことが判明した。

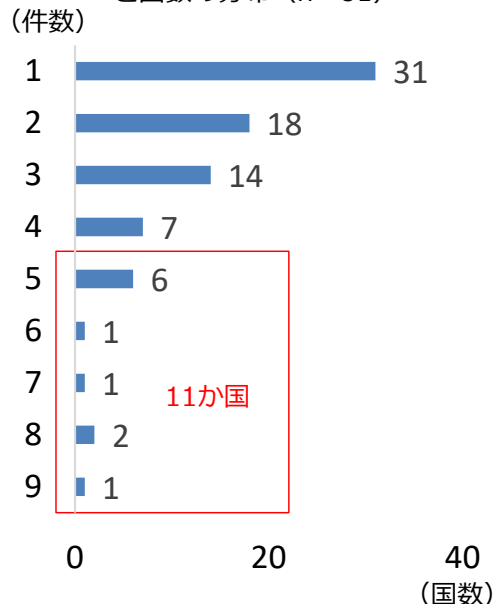
○ これらにより明らかになる問題点は以下のとおり。

- ・外務省は、こうした実態に対する対応が不十分であり、**外務省実施の執行管理が適切にされていない**。また、支払前資金の状況は対外的に明らかになっている一方、**外務省実施の残存資金の全体像については、対外的に説明されたことがない**。

- ・これらの資金は**日本の顔が見える二国間ODAとして予算措置されたものであるが、案件が完了せず相手国に資金が渡っただけでは、支援の目的が達成されているとは言えない**。さらに、こうした既存資金が残存している中で、新規案件を追加することで、残存資金が一層積み上がる蓋然性が高くなっている。

- ・外務省実施の資金は、相手国政府の資金管理口座に一度振り込まれると、その返還には相手国政府の同意が必要であり、現実には困難という問題がある。そのため、外務省実施は機動的に進められる案件に絞り、そうでない案件はJICA実施にするなど、JICA実施と外務省実施の役割について改めて整理する必要がある。

【図3】 3年経過してもなお完了していない案件（令和6年度末）の数と国数の分布（n=81）



④今後の改善点・検討の方向性

3. 外務省実施分について

○ 外務省は、外務省実施案件の**進捗管理を適切に行うよう見直すべき**。また、支払前資金と同様に、**毎年度の未支出残高の状況についてHP等を通じて公表すべき**。

○ 外務省は、**日本の顔が見える二国間ODAの意義を最大限達成するため、未完了の案件が多い国について、**
 ・既存案件の完了に注力する
 ・新規案件の採択について、既存案件の完了見込みを立てた上で採択する
 ・資金を全額払いではなく案件の進捗に応じた交付にしたり、JICA実施による案件を増やす
 など、**資金残高が過度に滞留しない仕組みとなるよう、資金管理方法の見直しを行うべき**。

府省名	財務省	組織	国税庁	会計	一般会計	項 目	税務業務費 酒類業振興支援事業費補助金
調査対象予算額	令和6年度：600百万円 ほか (参考 令和7年度：600百万円)					調査主体	本省と東海財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とした事業である。
- 国税庁「酒類行政の基本的方向性の改訂について～主に産業振興の観点から～」(令和3年3月30日酒類分科会資料)によれば、酒類の国内需要が長期的に減少傾向にあり、これまでの取組を継続するだけでは今後の需要の回復・拡大が見込めない中で、酒類事業者には、従来型の商品の開発・製造・販売等の方法にとらわれず、新たな商品・サービスの創造、新たな市場の開拓に取り組み、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換を推進していくことが求められている。
- 日本産酒類の輸出については、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)において、農林水産物・食品の輸出金額の目標を「2025年に2兆円、2030年に5兆円」とする方針とされたことを受け定められた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、輸出重点品目の一つとして清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目が位置付けられて以降、輸出拡大の取組が進められている。
- 本調査は、これまでの酒類業振興支援事業等による支援の効果について検証を行うものである。

主な支援メニュー

【新市場開拓支援枠】

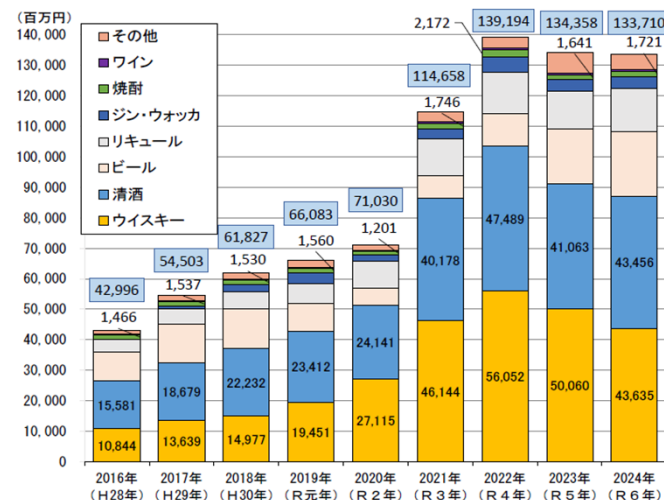
- 商品の差別化による新たなニーズの獲得
- 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
- ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化
- ・ 補助率：補助対象経費の1/2又は2/3
- ・ 補助金額：1件当たり 500万円上限、50万円下限

【海外展開支援枠】

- 酒類事業者による海外販路拡大、商品等の高付加価値化、インバウンドによる海外需要の開拓等の取組
- リソース不足に対応するため上記取組について、複数(3者以上)の酒類事業者が集まって推進する取組
- ・ 補助率：補助対象経費の1/2
- ・ 補助金額：1件当たり 1,000万円上限、50万円下限 等

補助対象
国 → 酒類事業者

【図1】日本産酒類の輸出動向



出典：国税庁HP「酒類の輸出動向」

② 調査の視点

1. 目標値の達成状況について

補助事業者は、交付申請時に当該補助事業で達成できる目標値を設定することとしているが、計画どおり達成されているのか検証した。

2. 海外展開支援枠について

日本産酒類の輸出額は、令和3年まで伸び続け、令和4年には過去最高額となったものの、令和5年以降伸びが止まっている【図1】。これまでの酒類業振興支援事業等による支援が、酒類事業者の輸出拡大にどのように寄与しているかについて検証した。

【調査対象年度】

令和4年度～令和6年度

【調査対象先数】

- ・ 延べ593事業者(民間事業者等)
- ・ 回答数：延べ437事業者

③調査結果及びその分析

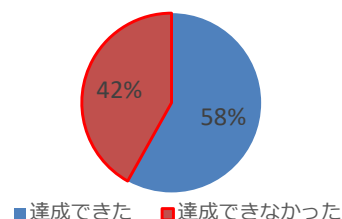
1. 目標値の達成状況について

交付決定時に補助事業者が設定した補助事業による目標値としては、輸出額や売上額の増加割合、商品開発数、SNSのフォロー数や商談件数等が見られ、これらの達成状況については、補助事業者のうち全体の約4割が達成できなかったと回答している【図2】。

目標値が未達成となった要因について、新市場開拓支援枠においては、**事業内容の多くが設備整備**であり、新商品のみならず既存商品の製造にも必要な設備である麹室が老朽化したため修繕を実施した例等、市場拡大に寄与するか疑念の残るものが見られたこと、また、差別化した商品開発を行うとしているものの、その前段階として設備整備を行っているため実際の商品開発が設備設置後となり、効果の出現までに時間を要すること等が考えられる。

海外展開支援枠においては、現地での試飲会等PR活動が多く行われているものの、海外市場における日本産酒類への認知度不足のため想定より効果が出ないこと、輸出交渉や手続きに多大な労力や時間を要するため、効果の出現までに時間を要すること等が要因と考えられる。

【図2】目標値の達成割合
(n=437)



【補助事業者がPR活動を行ったものの効果が出なかった事例（ヒアリング等により把握）】

- ・日本酒は輸出実績の少ない国でも「日本のお酒」として認識されているものの、飲んだことの無い人が多く、製造方法や飲み方等ははじめから説明しなければ試飲すらしてもらえないこと、また伝統的な製法で造られている日本酒の特長等価値が正しく理解されていないことから、商談までつなげるケースが少ない。
- ・輸出実績の多い国では、大手酒類事業者が行う輸出取引で現地業者の輸入枠が埋まっていると感じるため、主力商品の輸出ができない。
- ・試飲会等では好感触を得たとしてもその場限りとなってしまう、帰国後に交渉が進まず連絡が途絶えてしまう。

輸出取引の成立といった成果を挙げているのは、PR活動等の後も継続的に渡航し、交渉を繰り返すことで現地でのコネクションを築く等の取組を行っていた酒類事業者であることから、補助事業終了後も継続的な取組が必要と考えられる。

2. 海外展開支援枠について

補助事業による輸出額増加等の輸出拡大の効果は、一定程度あったと認められる一方で、約4割の補助事業者は効果がなかったと回答している【図3】。効果がなかったとしている要因については、海外市場における日本産酒類の認知度不足、効果の出現に時間を要するとの理由のほかに、**リソース不足からそもそも輸出に取り組むことができない**と回答している補助事業者が複数認められた。

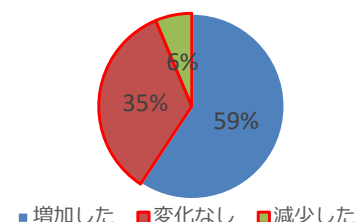
【補助事業者が輸出拡大において不足しているリソース（ヒアリング等により把握）】

- ・企業規模が小さく、輸出に対応できない。
- ・ノウハウがない。
- ・輸出関連を専門に取り扱う人材を確保できない。
- ・現地で商品を語ることでできる人材を確保できない。
- ・輸出に関する認証や規制に対応できる人材を確保できない。

酒類事業者は小規模事業者が多く、単独でリソース不足を解消することは難しいことから、**個社の活動を中心とした事業に支援する形で輸出拡大は難しいのではないかと考えられる。**

【好事例】地域の産業維持の観点から、他業種の地方大手企業が試飲会等PR活動の運営から輸出交渉、手続きまで酒類事業者を伴走支援することを目的とした事業

【図3】輸出額の効果
(n=253)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 目標値の達成状況について

- 本事業の目的に沿った成果が得られるよう、交付決定時の審査において、
 - ・設備整備は市場拡大に寄与するか
 - ・目標と事業内容は乖離していないか
 について厳格な審査を行うべきである。
- 現地でのPR活動等については、対象国の選定の考え方やPR活動等の後の取組までも含めた計画を精査し、輸出拡大の実現可能性の高い事業者への補助に限定する等の見直しをすべきである。補助対象と認められるものについても手段、目標設定が適当か厳格な審査を行うべきである。
- 目標値が未達成の補助事業者に対しては、問題点を明確にさせ、取組による効果が出るよう補助事業完了後においてもフォローアップをすべきである。

2. 海外展開支援枠について

- 輸出拡大に向けた事業実施体制が整っていないと認められる酒類事業者が主に行う事業については、補助を行わないこととする等の見直しをすべきである。
- 小規模な酒類事業者については、企業継続の観点も踏まえた輸出拡大の必要性や実現可能性を検証するとともに、輸出のためのリソース不足を補うことで輸出拡大の可能性があると認められる事業者を支援する仕組みを検討すべきである。

府省名	文部科学省	組織	文化庁	会計	一般会計	項 目	文化財保存事業費 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
調査対象予算額	令和5年度：16,646百万円 ほか (参考 令和7年度：15,842百万円)					調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

①調査事業の概要

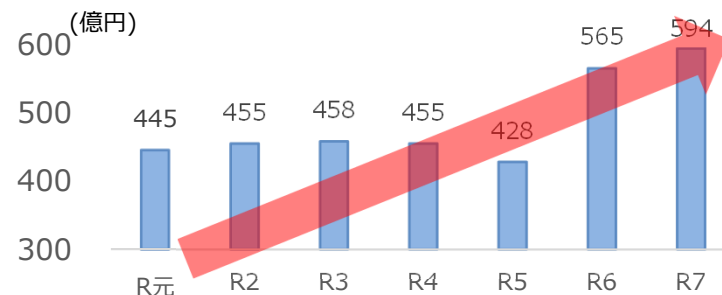
【調査の概要】

- **文化財の保存・活用に要する費用**には継続的に公費が投入されているが、その**財源を支える人口が減少する中で、予算額は増加傾向**にある【図1】。
- **文化財については、地域の観光資源としての活用が期待**されているところであり、「文化財保護法」第1条で「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」と規定されている趣旨も踏まえ、文化財の保存・活用に**関する補助を受けた文化財について、活用の拡大が図られているかを調査**した。
- また、文化財を持続的に継承するためには、収益力の向上等により自己収入を確保することが重要であり、**公費以外の修理等の財源確保の状況**を調査した。

【国宝重要文化財等保存・活用事業の概要】

- 「文化財保護法」に基づき国が指定等した文化財の保存活用を図るため、有形文化財（建造物・史跡）の保存修理・活用整備等に対して国庫補助を行うもの。
 - ・建造物：経年による劣化・破損が進行していくため、定期的な修理（半解体修理等）が主な補助内容
 - ・史跡：歴史的建造物の復元や活用施設（案内板の設置等）の整備が主な補助内容

【図1】文化財補助金予算額の推移



(注) 文化財補助金予算額は、「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」、「史跡等購入費補助金」、「国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」の各年度当初予算+前年度補正予算の合計額

<補助率>

原則補助対象経費の50%（補助額の上限無し）

<補助率の加算>【図2】

- ①補助事業者の事業規模指数に応じた補助率加算（以下「事業規模指数加算」という。）：最大35%

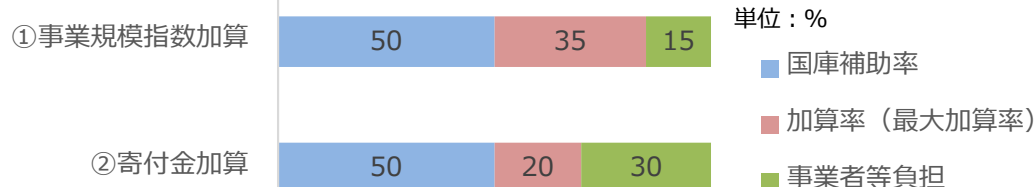
【事業規模指数の算出方法】

個人の場合：1年当たりの事業費／前年収入額
法人の場合：1年当たりの事業費／3会計年度の平均収入額
※事業規模指数0.1未満は加算対象外

- ②寄付等の資金調達に応じた補助率加算（以下「寄付金加算制度」という。）：最大20%

①の対象となる重要文化財（建造物）の修理等について、寄付やクラウドファンディングを活用した場合に、寄付等により資金調達した額（補助対象経費の20%を上限）を①に代えて補助額に加算できる。

【図2】補助率の加算制度比較



※①・②は重複適用不可。地方公共団体及び営利法人以外が対象。

【建造物（左）：重要文化財旧東慶寺仏殿（神奈川県横浜市）の修理の様様】

【史跡（右）：史跡田儀櫻井家たたら製鉄遺跡（越堂たたら跡）（島根県出雲市）の整備の様様】



②調査の視点

1. 文化財の活用状況

- 補助事業において修理等された文化財について、現在の活用状況がどのようになっているか。
- また、公開活用している文化財について、入場者数が補助事業開始前と現在でどのように変化しているか。

「文化財保護法」第4条第2項
文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、**できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。**

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (1) 公費以外の修理等の財源確保の状況
- 公費以外の修理等の財源確保に向けた取組状況はどのようになっているか。

③調査結果及びその分析

1. 文化財の活用状況

(1) 補助事業開始前と現在における文化財の活用状況の比較

- 「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金」を交付し、令和3年度から5年度に修理等が完了した文化財124件について、補助事業開始前と現在の活用状況を比較すると、非公開とされている文化財は、修理前の25件からはやや減少していたが、**修理後も非公開とされている文化財が16件も存在していた【表1】**。

非公開としている主な理由としては、破損の懸念のほか、宗教上の理由や人手不足などの回答があった。

【表1】文化財活用状況（n=124）

	修理前	修理後
公開	99件	108件
非公開	25件	16件

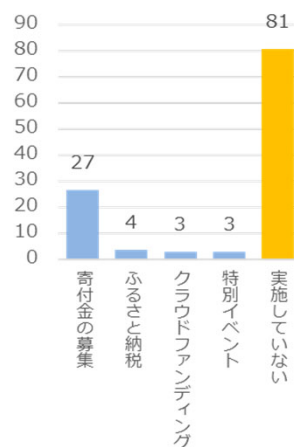
【表2】入場者数の比較（n=99）

入場者数の変化	
把握していない	46件
増加	24件
減少	19件
不変	10件

(2) 公開している文化財の入場者数の増減比較

- 補助事業実施前に公開されていた99件のうち、入場者数を**把握していないと回答した者が約半数の46件（46%）**存在しており、**活用状況の把握すらされていないことが判明した**。一方、把握していた53件のうち、過半の29件（55%）が**減少又は不変となっており、活用の拡大が不十分であることが判明した【表2】**。

【図3】公費以外の修理等の財源確保の主な取組（n=124）



2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

(1) 公費以外の修理等の財源確保の状況

- 公費以外の修理等の財源確保の取組状況について、**調査対象の124件のうち大半の81件（65%）は、特に実施していないとの回答であった【図3】**。
- その主な理由としては、「公費で賄えるため」（43%）「取組のノウハウがないため」（17%）が挙げられた。
- また、**寄付金の募集・ふるさと納税の活用・クラウドファンディングの活用を行った件数は32件（26%）**にとどまっており、これらにより修理等の資金に充当した額については、平均して事業費全体の3%にとどまっていた。

（注）複数回答可能なため調査対象件数と一致しない。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 文化財の活用状況

- 文化財の種類によって活用の方法については差が生じると考えられるが、少なくとも公開はされている文化財が大半であり、公開に向けた課題を整理した上で、**既に公開を行っているものについてはできるだけ公開を行うよう、所有者等に働きかけていくべき**。
- また、「文化財保護法」において、活用を図ることとされている以上、**活用状況を測定する指標を整備した上で、活用状況を把握できるようにすべき**。
- その上で、国費を投入した修理等により付加価値を得た文化財については、修理後には活用の拡大が図られるべきであり、**国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付の要件として、所有者や文化財の態様に応じて可能な限り活用の拡大が図られることを求めるべき**。

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (1) 公費以外の修理等の財源確保について
- 海外も含めた好事例の収集・展開等により、**公費以外の財源確保方策のノウハウを広く周知すべき**。
- また、寄付やクラウドファンディング等のノウハウがある者と連携し、**多様な財源確保に向けたサポート体制を整備することも有効と考えられる**。
- 加えて、補助制度自体を、**多様な財源確保を促進するものに改めるべき**（例えば、寄付金については（2）参照）。

②調査の視点

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (2) 寄付金加算制度について
- 寄付やクラウドファンディングによる資金調達を促進するため、寄付等の資金調達に応じた寄付金加算制度が設けられているが、この活用状況はどのようになっているか。活用がされていない場合、その課題は何か。

- (3) 入場料の水準について
- 文化財を持続的に維持するために必要な水準の入場料が設定されているか。
 - また、入場料の引上げが実際に入場料収入の増加に繋がっているか。

【調査対象】
令和3年度～令和5年度に修理等が完了した文化財（建造物・史跡）

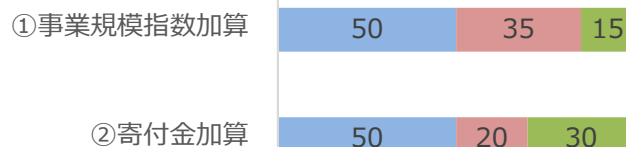
【調査対象先数（有効回答数）】
所有者等:124先

③調査結果及びその分析

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

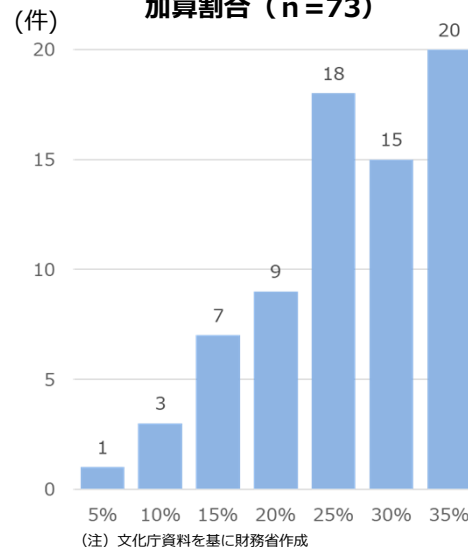
- (2) 寄付金加算制度について
- 今回の調査対象者のうち、**寄付金加算制度を活用している者は存在しなかった。**
 - この要因として、寄付金を募集していない者が多いことが主要因であるのは当然であるが、もう一つの加算制度である事業規模指数加算が大きな要因となっていると考えられる。
 - **事業規模指数加算（対象84件）**については、加算を受けていた73件（寄付金加算制度と同様）のうち、**20%以上の加算を受けている者が62件（85%）も存在しており【図4】、かつ、平均加算率は約26%という高い数値となっていた。**
 - **寄付金加算制度における加算率の上限は20%であるが、大半の者が既に20%以上の事業規模指数加算を受けているところであり、寄付金加算制度を活用するメリットがない状況であると言える。**

【図2】補助率の加算制度比較（再掲）



- (3) 入場料の水準について
- 入場料の水準については、令和7年4月1日時点で入場料を設定している者（42件）に調査したところ、大半の**30件（71%）が、文化財を維持していくためには価格設定が不十分**であるとの回答であった。
 - しかしながら、公開をしている108件における入場料の**今後の導入又は引上げ予定**については、大半の**89件（82%）が予定無し**との回答であり、**現在の入場料水準では不十分であるとの認識がありつつも、入場料引上げ等の機運が醸成されていないのが現状であると考えられる。【図5, 6】**
 - また、既に入場料の引上げを行った13件について**引上げ前後の入場料収入を比較したところ、収入増となっているものが8件（62%）あり、一定の収入増効果があることが確認された。**

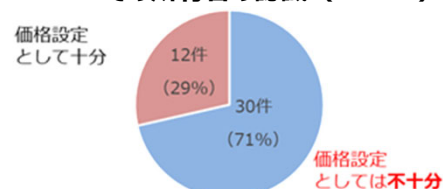
【図4】事業規模指数における補助率加算割合（n=73）



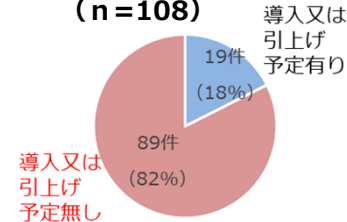
単位：％

- 国庫補助率
- 加算率（最大加算率）
- 事業者等負担

【図5】現在の入場料の価格設定についての所有者の認識（n=42）



【図6】入場料導入又は引上げの予定（n=108）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 公費以外の修理等の財源確保の取組

- (2) 寄付金加算制度について
- **事業規模指数加算の加算率を見直した上で、事業規模指数加算と寄付金加算制度を併用できることとするなど、寄付金を集めた者が有利になるようなインセンティブ制度に改めるべき。**

- (3) 入場料の水準について
- **入場料引上げ・二重価格の導入（市民と市民以外等）・特別な体験に対する特別料金**の設定等により収入確保を行っている事例等を収集した上で、**入場料価格の導入・見直しについて、ガイドライン等による考え方の整理を行い、入場料の引上げ等を行いやすい環境を整備するべき。**

府省名	文部科学省	組織	文部科学本省	会計	一般会計	項目	私立学校振興費ほか
						目	私立大学等経常費補助金ほか
調査対象予算額		令和6年度：297,800百万円　ほか （参考　令和7年度：297,900百万円）				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【背景】

日本の18歳人口は平成元年（198万人）から約35年間で約5割（約90万人）減少したが、一方で大学数は大幅に増加した（平成元年：499校→令和6年：813校）。学生数は増加（同193万人→263万人）し大学進学率が向上（同25%→59%）しているにもかかわらず、私立大学全体の入学定員充足率は足もとでは100%を下回り、**約6割の私立大学が学生から選ばれず定員割れを起こしている状況**であり【図1】、**多くの私立大学で経営状況や教育の質が悪化している懸念**がある。

こうした状況の中で、**高等教育全体での規模の適正化は急務**であり、**国の制度や支援の在り方を見直すことで、私立大学及び私立短期大学（以下「私大」という。）の縮小・統合・撤退等を促進する必要がある**。

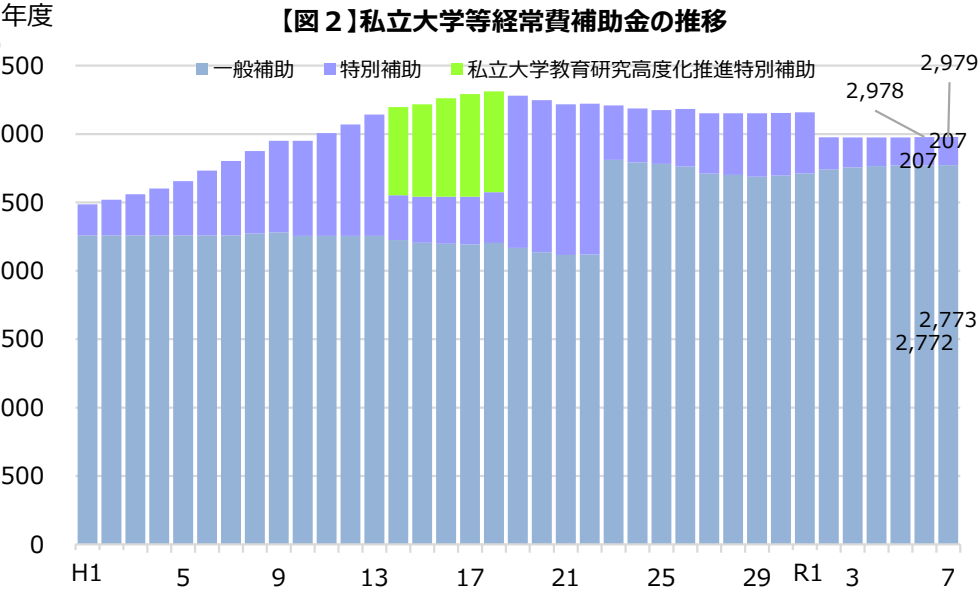
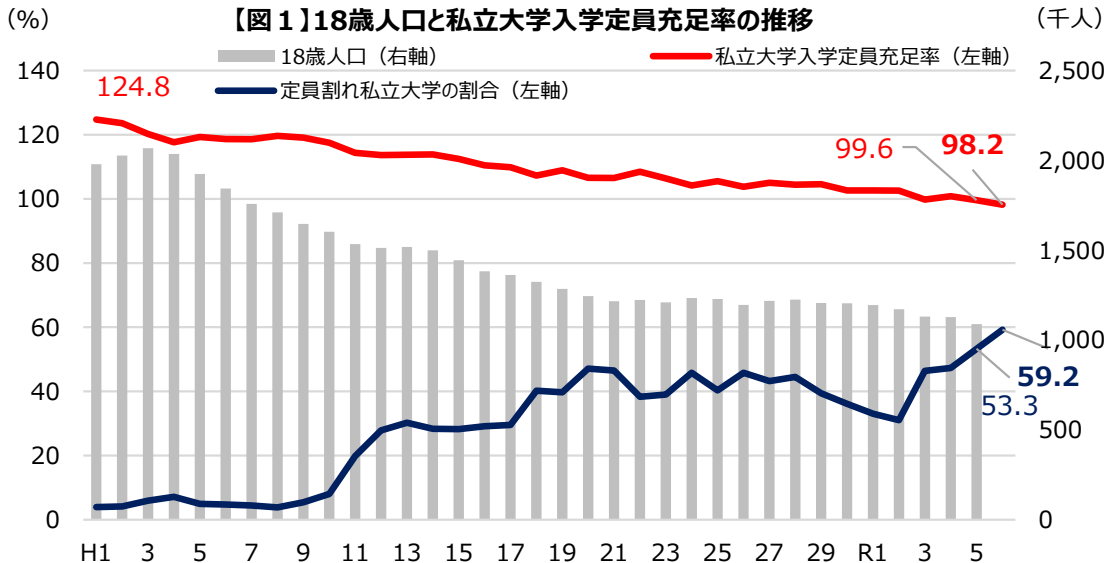
【補助金の概要】

文部科学省は、私大等に対して、日本私立学校振興・共済事業団を經由して私学助成（本総括調査票では「私立大学等経常費補助金」を指す。以下同じ。）を交付している。私学助成の大宗は、教員・学生の単価等から補助額を機械的に算定した上で、定員充足率や教育の質等の評価に応じて傾斜配分する一般補助からなっており、特定のテーマに沿って改革の取組を行う学校に配分される特別補助とあわせ、令和6年度当初予算においては計2,978億円が措置されている【図2】。

【調査の概要】

私立大学（625校）・私立短期大学（284校）に対してアンケート調査を実施し（※）、**各私大において戦略的な経営判断に向けた検討がなされているか、またそうした判断・検討を行うに当たってどのような課題を抱えているか、私学助成の配分が教育の質を反映するものとなっているか**といった点について検証を行った。また、教育の質の評価の状況について補助的調査を行うため、認証評価機関5団体に対してアンケート調査を実施した。

（※）回答率86%（調査対象校数909校、回答校数778校）、調査対象年度は平成27年度～令和6年度



②調査の視点

1. 定員割れ私大における経営改善に向けた取組の状況

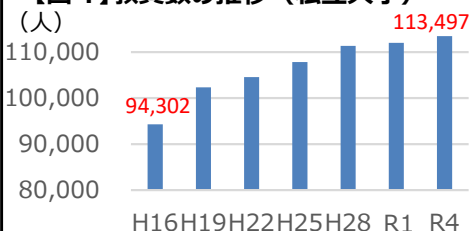
定員割れ大学は年々増加し、足下では約6割の私立大学が学生から選ばれず定員割れを起こしているが、各校において経営改善に向けた取組は十分になされているか。

2. 教員数の合理化

私学助成では、主に教員数に比例する形で各私大等への交付額が決定され、また、教員1人当たりの学生数（以下「ST比」という。）が少ない私大等ほど交付額を増加させる仕組みとなっている。

多くの私大において学生数が減少する一方で、私立大学全体での教員数は増加傾向にある【図4】。教員数も合理化を図るべきであり、現行の算定方法は適切か。また、各私大において教員数の合理化が実際に行われているか。教員数の合理化が進んでいない場合、その原因は何か。

【図4】教員数の推移（私立大学）



（出所）「学校教員統計調査」
（注）「本務教員数」に加え、「兼務教員数」も、授業時間に
応じ、フルタイム換算して加算。

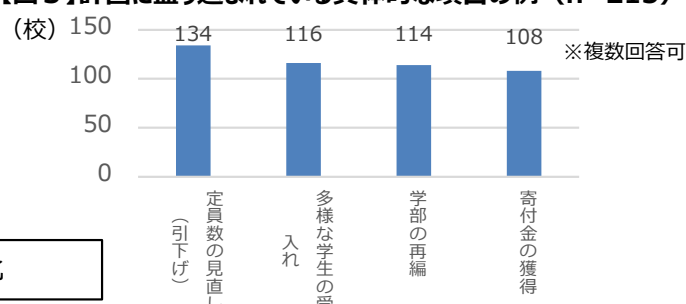
③調査結果及びその分析

1. 定員割れ私大における経営改善に向けた取組の状況

令和2年度における定員充足率が90%未満となっている私大253校のうち、令和2年度～令和6年度の間に経営改善に向けた計画を策定した私大は215校（85%）存在する【図3】。うち173校（80%）は定員充足率や学生数を、135校（63%）は経営状況に関する指標をKPIとして設定している（複数回答可）。

一方で、令和6年度に定員充足率が改善し、90%以上となった私大は21校（10%）にとどまっており、令和5年度の収支が令和元年度と比べて改善した私大も75校（37%）にとどまっている。

【図3】計画に盛り込まれている具体的な項目の例（n=215）



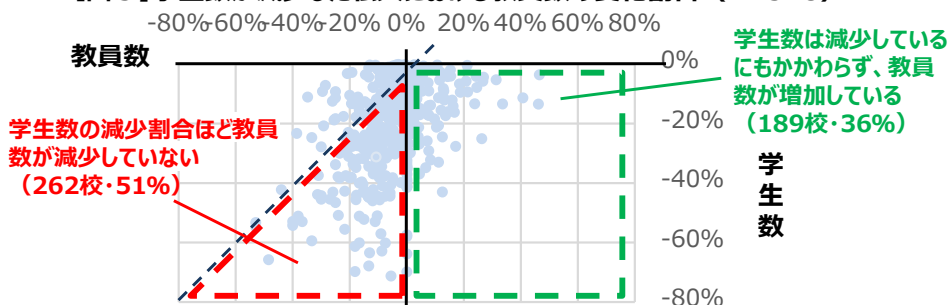
2. 教員数の合理化

令和2年度に比して令和6年度の学生数が減少した私大518校のうち、学生数の減少割合ほど教員数が減少していない又はむしろ増加している私大は451校（87%）（うち317校（70%）は令和6年度の定員充足率が90%未満）あり、多くの私大において学生数の実態に応じた教員数の合理化が進んでいない【図5】。

これらの私大においては、結果的にST比は向上したものの、意図した体制変化というよりは、単に学生数が減少したことによるものである可能性が高く、教育の質の向上につながっているか疑問である。

また、教員数の合理化を進める上での課題については、「教職員への説明（248校）」、「雇用計画の性質上、ただちに教員数の合理化することが困難（204校）」という回答が多かった（n=342、複数回答可）。

【図5】学生数が減少した私大における教員数の変化割合（n=518）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 定員割れ私大における経営改善に向けた取組の状況

計画上は、定員数の見直し等により、定員充足率や収支の改善を図ることとしている私大が多いが、実際の成果に結び付いていない状況である。

令和8年度以降、収容定員充足率や経営状況等が一定の基準に該当する私大等について、「経営改善計画」の策定を交付要件化することとしているが、この計画においては、定員充足率や財務状況等をKPIとして設定した上で、改善が見られない場合はディスインセンティブを付すことで、統合や撤退等の抜本的な経営判断を促すべきである。

2. 教員数の合理化

学生数が減少している私大の多くでは教員数の合理化が進んでおらず、結果的にST比が向上している実態があることを踏まえると、現行の私学助成の配分方法では、学生数が減少している私大により多くの額が交付されやすい仕組みとなっている。

教員数の合理化を促進する上でも、教員数やST比に基づく現在の配分方法を見直した上で、学生数の実態に応じた配分となるよう改めるべきである。

また、教員数の合理化を進めるに当たっての課題として挙げられている教職員への説明や雇用契約との関係等について、課題を整理して対応方を周知すること等により、私大の経営改善を後押しすべきである。

②調査の視点

3. 定員縮小・統合に向けた取組

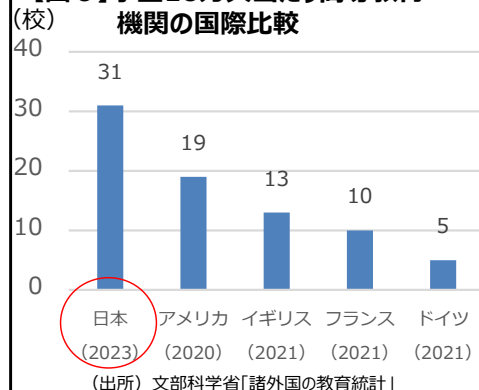
(1) 定員縮小

各私大において定員数の引下げに関する検討は行われているか。また、定員数の引下げが進んでいない原因は何か。

(2) 統合

我が国の学生当たり大学数は主要先進国と比較して最も多くなっており【図6】、各私大内での経営改善を進めるのみならず、私大の統合・撤退を通じた大学全体の規模の適正化を進める必要があるが、各私大において統合という経営判断を行う際の課題は何か。

【図6】学生10万人当たり高等教育機関の国際比較



③調査結果及びその分析

3. 定員縮小・統合に向けた取組

(1) 定員縮小

過去10年間で定員充足率が90%未満の年度があった私大498校のうち、約8割については、定員数を実際に引下げたか、または検討している状況であった【図7】。しかし、定員数引下げを既に実施したとした私大の約9割(238校)は、令和6年度の定員充足率が依然90%未満となっている。

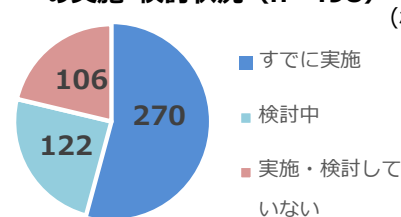
定員数引き下げの実施又は検討の理由は、入学者数の実態への対応という直接的な要因に加え、私学助成や修学支援新制度といった制度への対応によるものも多い【図8】。

一方、定員数引き下げの課題については、将来の入学者数の見積もりや教員の整理といった課題のほか、「定員削減後、定員を戻す際のハードルが高い」という規制的課題を挙げる意見も多い【図9】。

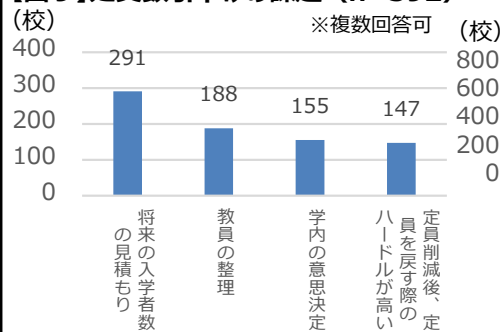
(2) 統合

経営統合にどのような課題があるかを尋ねたところ、相手先の選定やノウハウ不足を挙げる意見が多かった。また、定員未充足の私大等を受入れる場合、設置認可や私学助成といった制度における障壁を挙げる意見も多かった【図10】。

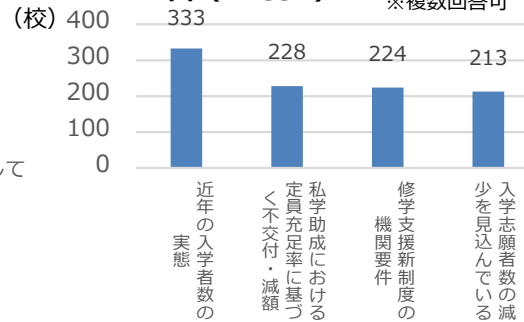
【図7】定員割れ私大における定員数引下げの実施・検討状況 (n=498)



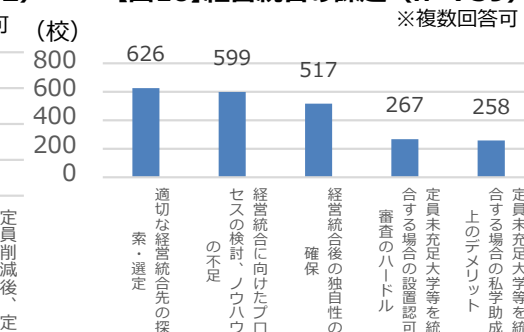
【図9】定員数引下げの課題 (n=392)



【図8】定員数引下げを実施・検討した理由 (n=392)



【図10】経営統合の課題 (n=759)



④今後の改善点・検討の方向性

3. 定員縮小・統合に向けた取組

(1) 定員縮小

定員数引下げのインセンティブとして、制度的誘導による効果は大きいことが改めて確認されたことから、私学助成の定員割れ大学へのディスインセンティブ等による定員数引下げの促進が必要である。

一方、定員数引下げを行っているにもかかわらず、定員充足率の改善に十分につながらない私大が多いことから、文部科学省において、好事例の収集等により、学生数の見積もりや教員数との体系的な合理化など、定員数引下げに当たって留意すべき点について整理した上で対応方策を周知すること等により、適正な定員引下げを促進すべき。

また、規制面の課題も挙げられていることから、一旦定員数を引下げた後、学生数が回復した場合に、定員数を元に戻すことを容易にするよう制度の合理化を行うべきである。

(2) 統合

統合に向けた検討を行うに当たって、適切な相手先の選定のハードルが高くなっていることから、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団において、特に「経営改善計画」を策定する私大における統合の検討状況を把握し、マッチング等を行うことで、統合に向けた検討を促すべきである。

また、統合を進める際のノウハウを整理した上で周知するほか、さらに、統合に当たって障壁となっている制度について、統合時には一時的に合理化するなどの取組が必要である。

②調査の視点

4. 教育の質の評価

私学助成は「教育の質に係る客観的指標」に応じて交付額を増減させる仕組みを設けてはいるが、各私大等のガバナンスや質保証体制等を定性的に評価するにとどまっており（※）、実質的な教育の質を反映することができていないのではないかな。

また、大学の教育研究等の状況を評価する認証評価制度について、教育の質を評価するものとなっているか。私大や認証評価機関の認識はどうか。

（※）指標の例

- ◆ ガバナンスコードの遵守
- ◆ 教員の教育面における評価制度の整備
- ◆ 準備学修に必要な時間等のシラバスへの明記
- ◆ 学生の学修時間・学修行動の把握

③調査結果及びその分析

4. 教育の質の評価

令和5年度の卒業生について、関係学部における薬剤師国家試験・一級建築士試験の合格率や、正規雇用労働者の割合（進学者は除外）について、私学助成の「教育の質に係る客観的指標」の評価による増減率との相関は見られなかった【図11～図13】。「教育の質に係る客観的指標」における評価は卒業時点の成果と一致せず、実質的な教育の質を反映できていない可能性がある。

現行の認証評価制度について、私大の認識を尋ねたところ、「定性的・法令準拠の項目が多く教育の質を部分的にしか評価できていない」、「受審のための金銭的・人的コストが多大な一方で、ほとんど全校が適合と評価されるため、学生や産業界へのアピールとしては活用できておらず費用対効果が小さい」といった課題も多く挙げられた（自由記述形式）。

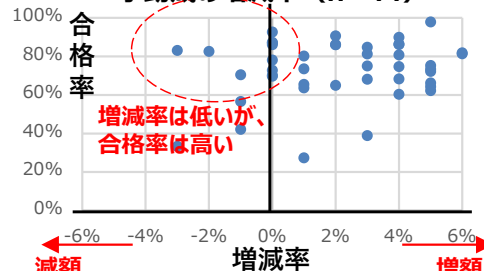
認証評価機関へのアンケートからは、教育の質については、適切な成績評価を行っているか、内部質保証の体制が機能しているかといった観点から評価しており（※）、絶対的な教育の質や学生の伸びを実質的に評価する仕組みとはなっていない現状が明らかになった。

また、評価者には、同種の他大学（例：小規模私大であれば他の小規模私大）の教員を選定している場合が大宗を占めており、純粋な客観的評価となっているか疑問である。

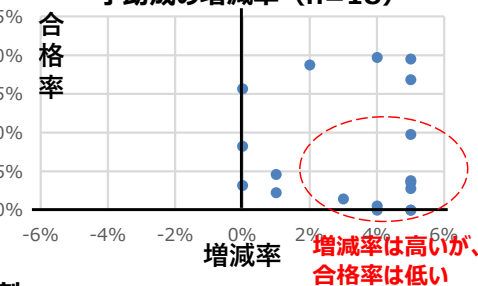
（※）日本高等教育評価機構（最も多くの私大の評価を実施）の評価基準例

- シラバスに授業計画及び成績評価基準が示されているか
- 各私大が独自に定める指標（就職状況や学生の満足度調査等）に基づいて学修成果の自己点検を行っているか

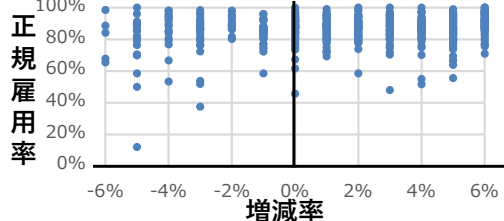
【図11】薬剤師国家試験の合格率と私学助成の増減率（n=44）



【図12】一級建築士試験の合格率と私学助成の増減率（n=18）



【図13】卒業生に占める正規雇用労働者の割合と私学助成の増減率（n=571）



④今後の改善点・検討の方向性

4. 教育の質の評価

認証評価制度について、大学関係者にとどまらない客観的な視点を取り入れ、以下のような抜本的な見直しを行った上で、評価結果に基づいて私学助成の配分のメリハリを強化すべきである。

・教育の質について、①高等教育にふさわしい教育を行っているか（教育の質の絶対基準）、②学生の学問的成長に寄与しているか（学生への付加価値基準）、③社会で求められる人材を育成しているか（教育分野・地域性基準）等の観点から評価するなど、評価方法を見直す

・数段階に分けて評価を行い、大学間で評価結果に差が出るようにする

加えて、複数年にわたって低い評価となる大学には、学生の学びの継続に配慮しつつ、業務改善を促した上で、定員減・統廃合・撤退に向けた行政的な手続の整備を行うべきである。

府省名	文部科学省	組織	文部科学本省	会計	一般会計	項	研究振興費
						目	創発的研究推進基金補助金
調査対象予算額		令和5年度補正（第1号）：49,901百万円　ほか （参考　令和7年度：－）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、博士課程学生や若手研究者をはじめとする優れた研究者等の雇用及び研究活動の継続等への支援に取り組むこととされた。さらに、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、生活費相当程度を受給する博士課程学生を、2025年度までに従来（平成30年度）の3倍（約22,500人）に増加させること、また、将来的に、希望する優秀な博士課程学生全てが生活費相当額（年間180万円以上）を受給することが目標として明記された。
- これまで国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）等において博士課程学生への経済的支援【図1】を実施してきたところ、このうち、令和3年度から各大学に対して博士課程学生の生活費相当額・研究費及び博士人材のキャリアパス整備費を支援している「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」（JST事業）について、外国人留学生と外国人留学生以外（以下「日本人等学生」という。）との比較も含めた以下の問題意識から、効果的・効率的な支援の在り方を検証した。

【問題意識】

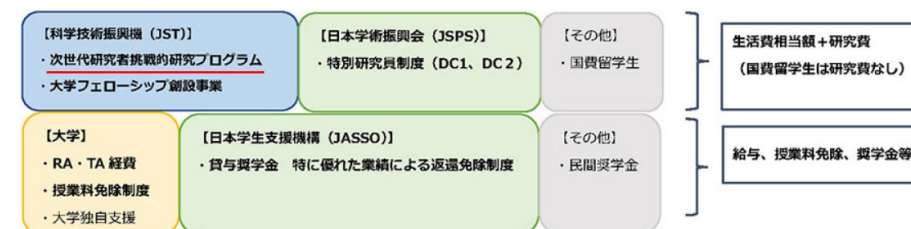
論点	項目	主な内容
	1. キャリアパス支援の効果	(1) キャリアパス支援の効果として、就職率が上昇しているか。 (2) キャリアパス支援の効果として、学問分野別の就職率が上昇しているか。 (3) 各大学で効果的・効率的なキャリアパス支援が実施されているか。
	2. 外国人留学生の割合	(1) SP支援学生である外国人留学生の国籍に偏りがないか。 (2) キャリアパス支援を受けた外国人留学生は、日本国内で就職しているか。
	3. 都市部と地方との比較	(1) 都市部と地方とでSP支援学生への支援額に違いがあるか。 (2) 都市部と地方とでキャリアパス支援の取組に違いがあるか。 (3) 都市部と地方とでSP支援学生の就職率に違いがあるか。
	4. 効果的・効率的な学生への支援	(1) 優秀なSP支援学生への上乗せ支援等を行っているか。 (2) SPRINGと大学独自の支援メニュー等との組合せが効果的・効率的に行われているか。

【調査対象先】

	対象先	調査対象年度	調査対象先数
大学向け調査票	令和3年度にSPRINGに採択され、かつ令和6年度にもSPRINGに採択されて継続的にキャリアパス支援を実施している大学（以下「SP採択大学」という。）	・令和2年度 ・令和3年度 ・令和4年度 ・令和5年度 ・令和6年度	59大学
学生向けアンケート	令和6年度にSP採択大学の博士課程に在籍していた者（令和4年度、5年度又は6年度にSPRING支援に選抜された者（以下「SP支援学生」という。）を含む。）	・令和4年度 ・令和5年度 ・令和6年度	令和6年度博士課程在籍者56,308名のうち回答があった7,728名（※）

（※）学生向けアンケートの調査対象先数の内訳は、令和6年度博士課程在籍者56,308名のうち日本人等学生37,912名、外国人留学生18,396名であり、このうちSP支援学生は10,125名。回答があった7,728名のうち日本人等学生5,674名、外国人留学生2,054名であり、このうちSP支援学生は3,702名。

【図1】博士課程学生の主な経済的支援



※現行制度では、特別研究員制度と次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）と大学フェロシップ創設事業、特別研究員制度と貸与奨学金の重複受給は認められていない。申請時期や条件等の詳細は制度により異なる。

（出所）「次世代研究者挑戦的研究プログラム」ホームページ

②調査の視点

1. キャリアパス支援の効果

- (1) キャリアパス支援の効果として、就職率が上昇しているか。
- (2) キャリアパス支援の効果として、学問分野別の就職率が上昇しているか。

【調査対象年度】

(大学)

令和2年度～令和6年度

(学生)

令和4年度～令和6年度

【調査対象先数

(有効回答先数)】

(大学)

SP採択大学：59先

(学生)

博士課程在籍者

56,308名のうち

回答があった7,728名

③調査結果及びその分析

1. キャリアパス支援の効果

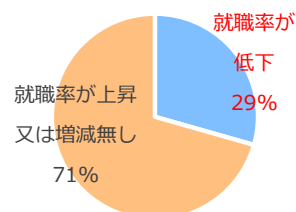
(1) キャリアパス支援の効果として、就職率が上昇しているか。

- SP採択大学に対する書面調査を行い、SPRINGによる支援が開始した令和3年度と令和5年度の全学生の就職率を大学規模別（※）に比較したところ、**大規模大学では29%（5大学）、中規模大学では48%（10大学）の大学の全学生の就職率が低下していた【図2、図3】。**

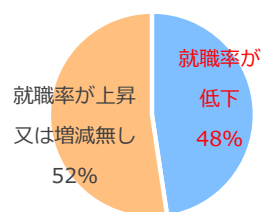
（※）大学規模は、SPRINGによる支援の上限枠数が151以上を大規模、31～150を中規模、30以下を小規模として区分。

- 他方、令和3年度（同年度に博士課程修了者がいない大学は令和4年度）と令和5年度のSP支援学生の就職率を大学規模別に比較したところ、**大規模大学では53%（9大学）、中規模大学では67%（14大学）の大学のSP支援学生の就職率が低下しており、同期間の全学生の就職率が低下した大学の割合と比べ大きな低下となっていた【図4、図5】。**

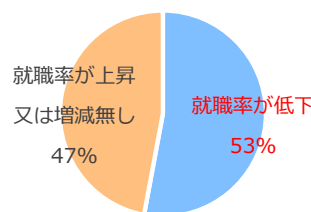
【図2】SP採択大学（大規模）の全学生の就職率の変化



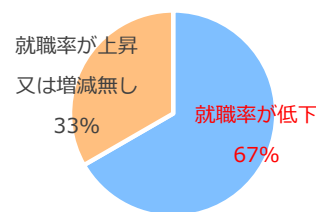
【図3】SP採択大学（中規模）の全学生の就職率の変化



【図4】SP採択大学（大規模）のSP支援学生の就職率の変化



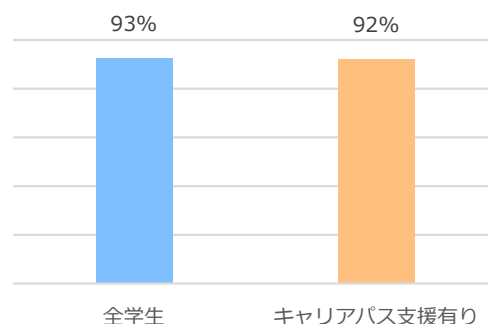
【図5】SP採択大学（中規模）のSP支援学生の就職率の変化



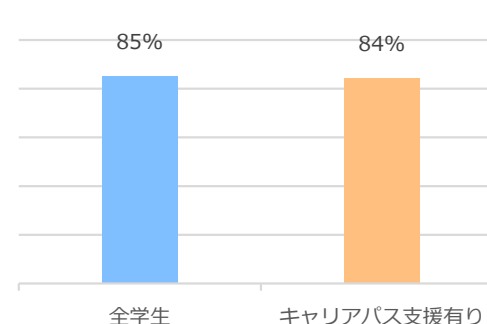
(2) キャリアパス支援の効果として、学問分野別の就職率が上昇しているか。

- 博士課程在籍者に対するアンケート調査を行い、就職率を学問分野別に比較したところ、**自然科学分野は人文・社会科学分野より就職率が高い。また、SP支援学生のうち「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した者については、いずれの分野とも全学生（回答者）の就職率とほとんど変わらないことから、学問分野の特性による就職率の差異が大きく、キャリアパス支援の効果が乏しかった可能性がある【図6、図7】。**

【図6】分野別の就職率（自然科学）



【図7】分野別の就職率（人文・社会科学）



④今後の改善点・検討の方向性

1. キャリアパス支援の効果

- (1)
- キャリアパス支援を実施しているにも関わらず**SP支援学生の就職率が低下している大学**については、その要因を分析した上で、事業の廃止を含め、在り方を見直すべき。

- (2)
- キャリアパス支援の効果は学問分野別に見ると乏しいことから、**学問分野による就職率の特性も踏まえたキャリアパス支援の実施や、戦略分野に絞った形での支援の実施など、改善策を検討すべき。**

②調査の視点

1. キャリアパス支援の効果

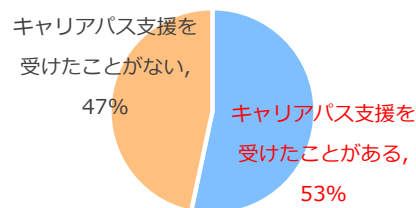
- (3) 各大学で効果的・効率的なキャリアパス支援が実施されているか。

③調査結果及びその分析

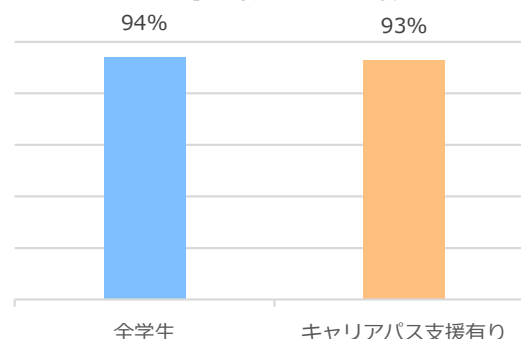
1. キャリアパス支援の効果

- (3) 各大学で効果的・効率的なキャリアパス支援が実施されているか。
- 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、回答者（7,728名）のうちSP支援学生（3,702名）の中で「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した者は約5割にとどまっていた【図8】。
 - 各大学が実施するキャリアパス支援については、SP支援学生の約半数が「キャリアパス支援を受けたことがない」と回答している理由として、キャリアパス支援の取組内容や参加の必修・任意等は各大学に委ねられていることから、キャリアパス支援が受けられることをSP支援学生が把握していないことや、キャリアパス支援を受けているにも関わらずその認識がない可能性がある（参考：キャリアパス支援の例【表1】）。
 - また、SP支援学生のうち「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した日本人等学生の就職率は、全学生（回答者）の就職率とほとんど変わらない【図9】。

【図8】SP支援学生のうちキャリアパス支援の有無



【図9】日本人等学生の就職率



【表1】キャリアパス支援の例

メニュー	取組内容の例
インターンシップ	・ジョブ型研究インターンシップ ・学内合同企業インターンシップ等説明会
海外留学・海外派遣研修	・国際会議、国際シンポジウム派遣 ・GXに関わる国際会議等への海外派遣研修
トランスファラブルスキル（※）研修	・社会課題の解決に資するデータサイエンス・AIの習得 ・アントレプレナーシップ（起業家精神）教育機構による講義・演習の履修
キャリアパス開発	・キャリア開発支援のためのセミナー・ガイダンスの実施（学内合同業界研究セミナー） ・キャリアコーディネーターによる面談
留学生向け支援	・日本でのキャリア開拓・就職活動に関するセミナー ・留学生向け日本語勉強会
その他	・高等大学院研修プログラム:研究力強化セミナーシリーズ（オンデマンド） ・博士と企業のマッチングサイトによる広報活動

（※）課題設定・解決能力、コミュニケーション能力など、研究・開発以外の幅広い業務でも活用できるような汎用的能力・資質。

④今後の改善点・検討の方向性

1. キャリアパス支援の効果

- (3)
- SP支援学生は制度上全員がキャリアパス支援を受けることになっているにも関わらず、「キャリアパス支援を受けたことがない」と回答した者が多数存在する点については、その要因を分析するとともに、キャリアパス支援の取組内容等を各大学任せにせず、各大学において効果的・効率的なキャリアパス支援が行われるよう制度内容を見直すべき。
 - 日本人等学生に対するキャリアパス支援の効果は乏しいことから、事業の廃止を含め、在り方を見直すべき。

②調査の視点

2. 外国人留学生の割合

- (1) SP支援学生である外国人留学生の国籍に偏りがないか。
- (2) キャリアパス支援を受けた外国人留学生は、日本国内で就職しているか。

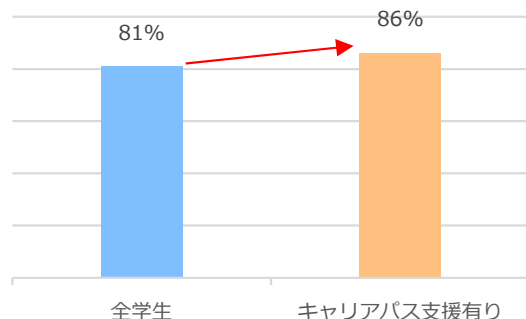
③調査結果及びその分析

2. 外国人留学生の割合

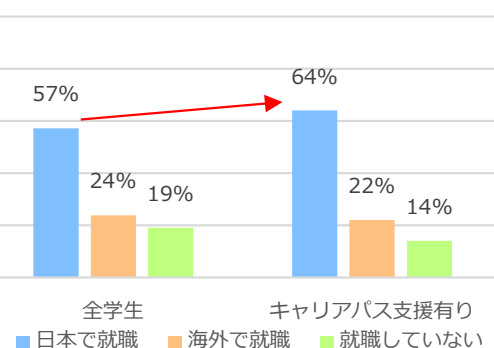
- (1) SP支援学生である外国人留学生の国籍に偏りがないか。
 - SP採択大学に対する書面調査の結果、**令和6年度SP支援学生（10,125名）のうち約4割が外国人留学生であった【図10】**。
 - さらに、上記外国人留学生の国籍は、**約8割が中国となっており、アジアのみで9割を超えていた【図11】**。

- (2) キャリアパス支援を受けた外国人留学生は、日本国内で就職しているか。
 - 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、「**キャリアパス支援を受けたことがある**」と回答した外国人留学生の就職率は、**全外国人留学生（回答者）より5ポイント高かった【図12】**。
 - また、「**キャリアパス支援を受けたことがある**」と回答した外国人留学生の**64%が日本国内で就職しており、全外国人留学生（回答者）より7ポイント高かった【図13】**。

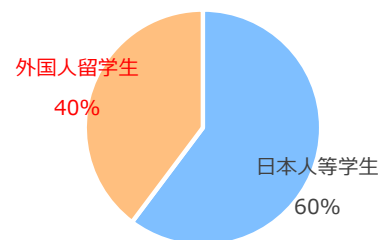
【図12】外国人留学生の就職率



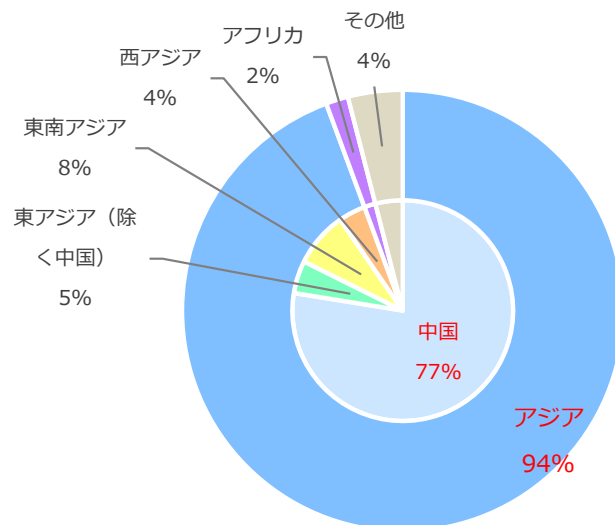
【図13】就職先の内訳（外国人留学生）



【図10】SP支援学生の内訳



【図11】SP支援学生である外国人留学生の内訳（地域別）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 外国人留学生の割合

- (1)
 - SP支援学生である外国人留学生の国籍に偏りがある点については、**大学が学生を選抜する際に我が国の学生への支援とのバランスに留意するとともに、経済安全保障や昨今の国際情勢の変化も踏まえ、多様な国籍の留学生を確保し、国際頭脳循環の強化に資する制度に見直すべき。**
 - 具体的には、支援学生の選抜を各大学任せにせず、**文部科学省において、選抜方法に係る方針を検討し、基準等を明確に示すなど、制度内容を見直すべき。**
- (2)
 - 外国人留学生に対するキャリアパス支援については、日本国内への就職も含めて、引き続き、**卒業後の日本への貢献の促進につながるよう、文部科学省において好事例を分析すべき。**

②調査の視点

3. 都市部と地方との比較

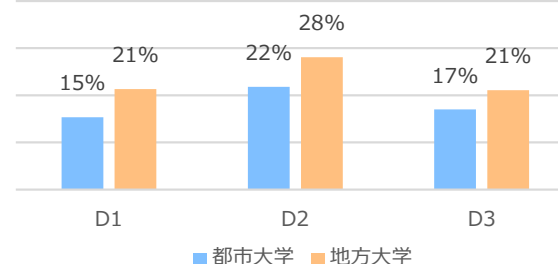
- (1) 都市部と地方とでSP支援学生への支援額に違いがあるか。
- (2) 都市部と地方とでキャリアパス支援の取組に違いがあるか。
- (3) 都市部と地方とでSP支援学生の就職率に違いがあるか。

③調査結果及びその分析

3. 都市部と地方との比較

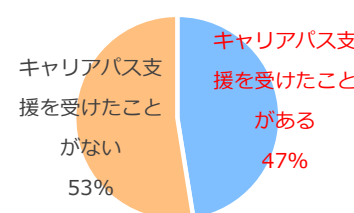
- (1) 都市部と地方とでSP支援学生への支援額に違いがあるか。
- 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、「年間240万円以上の支援を受けた」と答えたSP支援学生の割合は、D1からD3（博士課程1年目から3年目）のいずれにおいても、都市大学(※)より地方大学（都市大学以外）の方が高かった【図14】。
- (※) 都市大学：三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県）に所在する大学。

【図14】年間240万円以上の支援を受けたと答えたSP支援学生の割合（学年別）

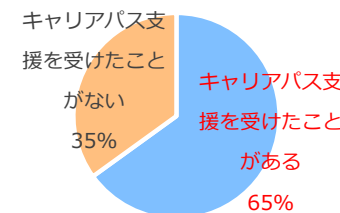


- (2) 都市部と地方とでキャリアパス支援の取組に違いがあるか。
- 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、都市大学より地方大学の方が「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答したSP支援学生の割合が18ポイント高かった【図15、図16】。
- 特に、都市大学においては「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した者が半数を下回った。

【図15】SP支援学生のうちキャリアパス支援の有無（都市大学）

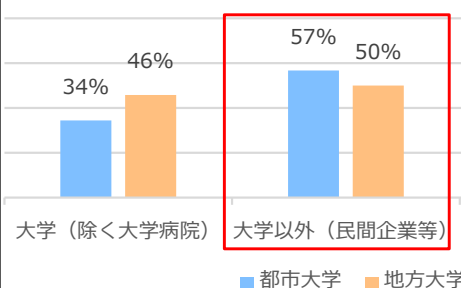


【図16】SP支援学生のうちキャリアパス支援の有無（地方大学）

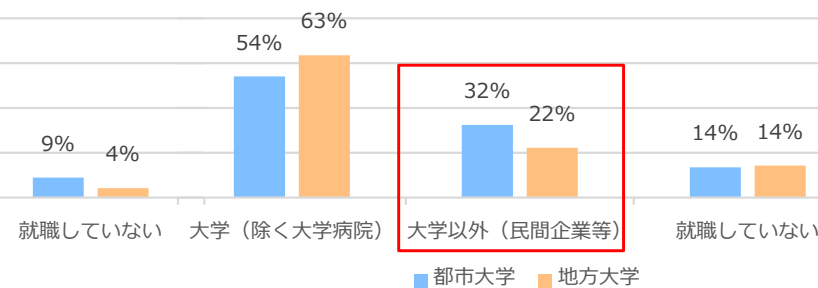


- (3) 都市部と地方とでSP支援学生の就職率に違いがあるか。
- 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、既に修了等済みのSP支援学生のうち「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した日本人等学生及び外国人留学生のいずれにおいても、地方大学より都市大学の方が、大学以外（民間企業等）へ就職している割合が高かった【図17、図18】。

【図17】修了等済みSP支援学生の就職状況（日本人等学生）



【図18】修了等済みSP支援学生の就職状況（外国人留学生）



④今後の改善点・検討の方向性

3. 都市部と地方との比較

- (1)
- 都市部は地方に比べ生活費が高いと推測される一方、都市大学において「年間240万円以上の支援を受けた」と答えた学生の割合が低い点について、都市部と地方とで生活環境を踏まえた支援が行われるよう改善策を検討すべき。
- (2)
- 都市大学において「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した者の割合が低い要因を分析した上で、都市部の上記割合の上昇に向けて改善策を検討すべき。
- (3)
- 都市には大企業が多く地方に比べ民間企業等への就職の割合が高くなると推測されるものの、地方大学は都市大学と比較して民間企業等へ就職している割合が低い点について、地域の実情を踏まえたキャリアパス支援の在り方を再検討すべき。

② 調査の視点

4. 効果的・効率的な学生への支援

(1) 優秀なSP支援学生への上乗せ支援等を行っているか。

(2) SPRINGと大学独自の支援メニュー等との組合せが効果的・効率的に行われているか。

(2) SPRINGと大学独自の支援メニュー等との組合せが効果的・効率的に行われているか。

- 博士課程在籍者に対するアンケート調査の結果、SPRINGと併せて大学独自の支援メニュー等様々な支援を受けている者が見受けられた【表4】。
- また、母国等から奨学金等の支援を受ける外国人留学生については事務処理説明書で支援対象外とされているにも関わらず、**重複受給の可能性が疑われる外国人留学生の回答も見受けられた。**
- さらに、事務処理説明書では、**年間240万円以上の生活費に係る奨学金・給与等安定的な収入を得ている者を支援対象外としている一方、年間240万円未満の安定的な収入を得ている者は制度上、支援の受給が可能であり、大学側が各学生の経済状況を正確に把握できないまま、過度な支援を行っている可能性がある。**

【表3】各大学の支援内容の例

大学名	支援内容
A大学 (上乗せ支援×)	研究奨励費として月額18万円を支給する。 また、研究費として1年あたり一律36万円を支援する。 さらに、海外渡航旅費等に関して審査を経て支給する。
B大学 (上乗せ支援△)	研究奨励費及び研究費 ・研究奨励費…月額18万円 ・研究費………年額48万円 ※ ※本プロジェクトでの活動に応じて、研究費を増額することがある。
C大学 (上乗せ支援○)	研究奨励費等 区分1：特に優秀な学生(25%程度)：年額290万円 (生活費相当額240万円、研究費50万円) 区分2：その他優秀な学生(75%程度)：年額272万円 (生活費相当額222万円、研究費50万円)
D大学 (上乗せ支援○)	研究奨励金 15万円(月額) ※年次評価により優秀と判断された研究員は、月額18万円または月額20万円に増額 研究費 40万円(年額)＋追加研究費 ※追加研究費として、年度の途中で学生の計画に基づき配分することがある

③ 調査結果及びその分析

4. 効果的・効率的な学生への支援

- (1) 優秀なSP支援学生への上乗せ支援等を行っているか。
- SPRINGの基本的な執行ルールにおいて研究奨励費は年間180万円～240万円の範囲で支給すると事務処理説明書（JST作成）に定められており【表2】、学生ごとの支援額は各大学が個別審査を行った上で、独自の基準に基づき決定している【表3】。
 - 大半の大学が全SP支援学生に対して一律で一定額を支援している一方、**優秀な学生に対して支援額を上乗せすることで競争原理を働かせ、効果的な支援を行っている大学も見受けられた。**

【表2】SPRINGの基本的な執行ルール

予算費目	支出内容
研究奨励費	・選抜学生に支給する生活費相当額
研究費	・研究に必要な設備・備品・消耗品等を新たに購入するための経費 ・選抜学生本人の海外・国内出張のための旅費 ・選抜学生の研究への一時的参加者のための旅費 ・選抜学生の研究開発への協力をする者に係る謝金 など
キャリア開発・育成コンテンツ費	・キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等のための経費 ・キャリア開発・育成コンテンツの準備・実施等に必要外部専門家等の招へい旅費、謝金
大学事務費	・本助成事業のために用いる経費であって、研究奨励費、研究費、キャリア開発・育成コンテンツ費の何れにも該当しないもの ・本助成事業の運営に必要な人件費や旅費

●予算費目別の執行ルール

- ① 選抜学生1人(1枠)あたり、4つの予算費目の合計は最大で290万円/年。
- ② 選抜学生1人(1枠)あたり、研究奨励費は180万円～240万円/年の範囲内。
- ③ 選抜学生1人(1枠)あたり、研究奨励費と研究費の合計は220万円/年以上。
なお、研究費を0円とすることは認められない。
- 支援対象とならない学生(他事業との重複)
下記の項目に該当する博士後期課程学生については、本事業の対象とならない。
 - 「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業」選抜学生
 - 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員(DC)
 - 生活費に係る奨学金(240万円/年以上)を得ている学生
 - 所属する大学や企業等から、240万円/年以上の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生
 - 国費外国人留学生や独立行政法人国際協力機構JICA留学生など日本政府から奨学金を支給されている留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生(出所)「令和7年度次世代研究者挑戦的研究プログラム事務処理説明書」を基に財務省が作成。

【表4】大学独自の支援メニューの例

大学名	支援内容
E大学(奨学金)	標準修業年限である3年間支給 ※学期ごとに年額の半額ずつ支給(前期分8月下旬、後期分翌1月下旬支給予定) ・博士後期課程1年次:年額480,000円(一般奨学金) ・博士後期課程2年次以降:年額480,000円(一般奨学金)、又は年額635,400円(特別奨学金)※ ※2年次以降は、特に優秀な学業成績を修めた学生(2年次～3年次の全奨学生の20%程度)に対して一般奨学金の代わりに特別奨学金を支給。
F大学(奨学金)	・対象者:学域・学部2年次のうち、将来グローバルな視点と深い専門性を兼ね備えた国際性豊かなリーダーとして、世界に貢献する人材の育成をめざし、学業、人物ともに優秀な学生(外国人留学生を除く) ・金額:年額30万円、返還不要

④ 今後の改善点・検討の方向性

4. 効果的・効率的な学生への支援

- (1)
- 学生への支援額の設定を各大学任せにせず、**学生の能力に応じて支援額に差を設けることを制度化するなど、効果的・効率的な支援の在り方を検討すべき。**

(2)

 - 各大学は、各学生について、**SPRING以外の経済的支援（大学独自支援、母国等からの奨学金等を含む）の受給状況を正確に把握し、効果的・効率的な支援ができるよう、体制を構築すべき。**
 - **年間240万円未満の生活費に係る奨学金・給与等安定的な収入を得ている者に対するSPRINGの支援額に一定の上限を設けるなど、各学生の経済状況を踏まえた形で、支給額の制限を設けるべき。**

5. まとめ

- キャリアパス支援については、効果が乏しいことから、**事業の廃止を含め、在り方を見直すべき。**
- 博士課程学生への研究奨励費（生活費）支援については、**貸与奨学金など他の経済的支援との組合せも含めた優秀な学生への支援の在り方を見直すべき。**
- 本年度内に策定される次期科学技術・イノベーション基本計画の検討にあたっては、**博士課程学生の生活費支援受給者数の目標値の考え方（国籍、貸与奨学金受給者の扱いを含む。）を改めるべき。**

府省名	文部科学省	組織	スポーツ庁	会計	一般会計	項	独立行政法人日本スポーツ振興センター 運営費
						目	独立行政法人日本スポーツ振興センター 一般勘定運営費交付金
調査対象予算額		令和 6 年度：19,939百万円の内数　ほか （参考　令和 7 年度：19,044百万円の内数）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【調査の概要】

人口減少社会が到来し、少子化による部活動の生徒数減少が問題となっており、将来的にスポーツ競技人口・アスリートの減少も想定される。我が国のトップアスリート支援事業におけるアウトカム指標にはオリンピック・パラリンピック等の主要国際競技大会におけるメダルの獲得を掲げているところ、アスリートの減少も想定される中においてメダル獲得数等を維持、拡大させるためには、**質の高い事業展開が必要**である。さらに、選手強化活動のより一層の充実を図るには、国費以外に中央競技団体（NF）において自己収入の確保に努め、**自立的な運営を拡大していくことが重要**である。そこで以下の観点で調査を行う。

（参考）競技力強化のための施策に関する評価検討会報告書（令和3年12月9日 競技力強化のための施策に関する評価検討会）（抜粋）

3. 持続可能な国際競技力向上に向けて今後更に進めるべき取組

NFが行う選手強化活動は、我が国の厳しい財政状況の中でも**毎年必要な予算が確保され、国による支援が行われている**が、選手強化活動のより一層の充実を図るためには、NFにおいては**自己収入の確保に努め、自立的な運営を拡大していくことが重要**であり、そのためにはNFの組織基盤の強化が不可欠である。

<質の高い選手強化活動>

1. NFの選手強化活動の質及び競技力向上事業の執行状況の検証

- 選手強化活動の質を費用対効果の観点から検証する。NFにおける選手強化活動は、競技力向上事業助成金（以下「助成金」という。）とNFの自己財源により実施されており、NFの選手強化費の全体像（助成金+自己財源）を把握するとともに、助成金の投入額と大会成果の関係を検証する。
- NFにおける助成金の執行状況について検証する。

<組織基盤強化の取組状況>

2. NFの収入の状況及び組織基盤強化支援事業の取組状況の検証

- 「選手強化活動のより一層の充実を図るためには、NFにおいては自己収入の確保に努め、自立的な運営を拡大していくことが重要。そのためにはNFの組織基盤の強化が不可欠である。」との指摘があることを踏まえ、
- NFの収入の状況、
 - 組織基盤強化支援事業の取組状況について検証する。

【調査対象事業の概要】

第3期スポーツ基本計画に基づき、中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムを確立すべく、NFの日常的・継続的な選手強化活動の支援と併せて、中長期の強化戦略プランの実効化支援、及びアスリートの発掘・育成・強化に資する、地域における競技力向上を支える体制の構築支援に取り組む。日本スポーツ振興センター（JSC）が大会成績等の配分基準に基づき日本オリンピック委員会（JOC）に助成金を交付し、JOCは各NFへの配分を行う。

競技力向上事業（基盤的強化）

<選手強化事業>

- 国内外での合宿、国外大会への派遣、国内大会への海外チーム招待
- 優秀な海外コーチの招へい、コーチの国内外派遣 等

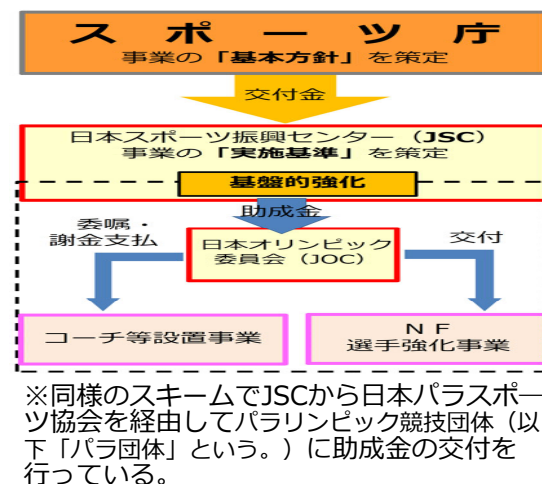
※ この他、競技力向上事業（戦略的強化）として、地方公共団体が行うパラアスリート発掘事業の立ち上げ支援、ハイパフォーマンススポーツセンターネットワークを通じた医・科学、情報サポートの展開等を実施。

<コーチ等設置事業>

- 中長期的な強化戦略プランを計画・立案・策定し全体を統括するディレクターやナショナルチームの選手強化活動を統括するコーチに加え、合宿等の現場で指導を行うコーチの設置支援 等

組織基盤強化支援事業

競技普及のための新たな取組、競技の多様な価値創出に向けた取組、組織運営をマネジメントする中核的な人材の育成・活用等を実施するNF等に対して、取組を実施するためのイニシャルコストを支援。



②調査の視点

1. 質の高い選手強化活動について

(1) NFの選手強化費の全体像とパリオリンピックにおける助成金投入の成果について

- ・NFの選手強化活動にはどの程度の予算(助成金+NF自己財源)が投入されているのか。
- ・助成金投入額と大会成果に相関関係はあるのか。

【対象年度】令和3年度～令和6年度

【調査対象先数】34先

【有効回答先数】28先

(2) 選手強化費のうち競技力向上事業の執行状況について

- ・競技力向上事業のうち、①選手強化事業、②コーチ等設置事業それぞれについて執行状況を確認する。
- ・さらに、NFごとの執行状況も確認する。

【対象年度】平成30年度～令和6年度

【調査対象先数】34先

【有効回答先数】28先

2. NFの組織基盤強化の取組状況について

(1) NFの収入の状況について

- ・NFの自己収入の構造に特徴はあるか、増収の取組を行っているか。

(2) 組織基盤強化支援事業について

- ・真に経営基盤強化が必要なNFが本事業を活用しているか。
- ・事業評価は適切に行われているか。

【対象年度】平成30年度～令和6年度

【調査対象先数】98先

【有効回答先数】(1) 57先

(2) 67先

(注) オリンピック競技団体(以下「オリ団体」という。)と「パラ団体」と合算で報告がされたものは、調査の趣旨を踏まえ集計から除いている。

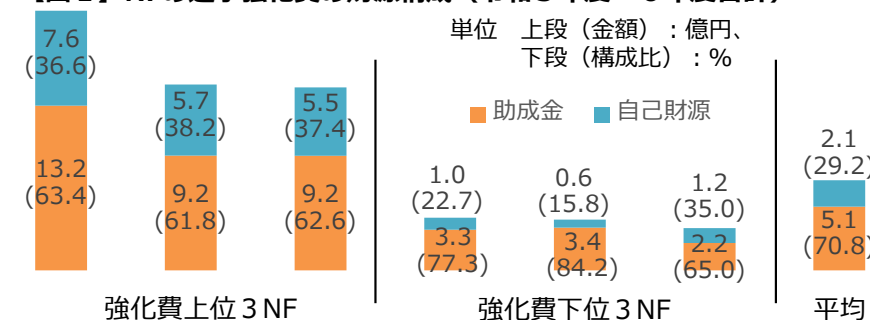
③調査結果及びその分析

1. 質の高い選手強化活動について

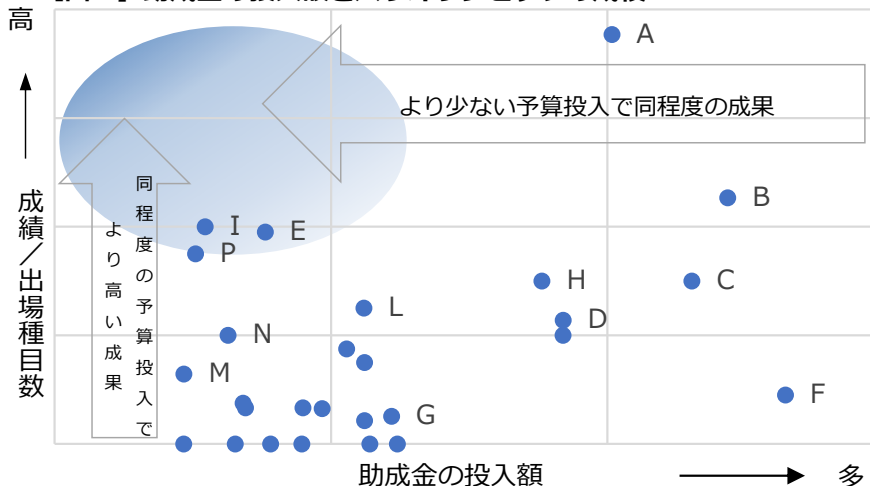
(1) NFの選手強化費の全体像とパリオリンピックにおける助成金投入の成果について(団体競技のNFは除く)

- NFにおける選手強化活動は、助成金に加えて、NFの自己財源を用いて行われている。6～7割程度を国費、3～4割程度を自己財源で実施されており、NFにより強化費には大きな差がある【図1】。
- 出場種目数の多いNFが有利とならないように、各NFのパリオリンピックのメダル獲得数等を点数化したもの(成績、※1)を出場種目数で除したものの(成績/出場種目数)と助成金投入額(東京オリンピックのあった令和3年度以降の合計額)との関係性を分析したところ、同程度の助成金投入額でも成績にばらつきが生じており、**必ずしも助成金投入額が多ければ成績が高くなる結果とはなっていなかった【図2】。**
 - ※1 JSCの基準に倣いパリオリンピックにおけるメダル獲得数等を点数化したもの
 - ※2 JSCの助成金の配分には、オリンピック等主要国際大会でのメダル獲得数等が評価基準とされている
- また、成績/出場種目数を助成金投入額で除して、NFの選手強化活動の**費用対効果(=質)**を分析したところ、**成績、成績/出場種目数の順位とは大きく異なる順位**となった【表1】。

【図1】NFの選手強化費の財源構成(令和3年度～6年度合計)



【図2】助成金の投入額とパリオリンピックの成績



【表1】助成金投入額を加味したパリオリンピックの成績

	成績	成績/出場種目数	成績/出場種目/助成金投入額
A	1位	1位	4位
B	2位	2位	8位
C	3位	6位	13位
D	4位	9位	14位
E	5位	4位	3位
F	6位	16位	22位
G	7位	21位	20位
H	8位	7位	9位
I	9位	3位	1位
J	10位	10位	16位
K	11位	20位	19位
L	13位	8位	7位
M	14位	15位	6位
N	15位	11位	5位
O	16位	13位	10位
P	17位	5位	2位
Q	18位	18位	18位
R	19位	22位	21位
S	20位	14位	11位
T	21位	17位	15位
U	22位	19位	17位

※「成績」の順位が高いほどメダル獲得数等が多く、「成績/出場種目数/助成金投入額」の順位が高いほど少ない助成金投入額で多くのメダル獲得等をしていることを示している。※成績が0ポイントのNFは表から除いている。

③ 調査結果及びその分析

(2) 選手強化費のうち競技力向上事業の執行状況について

- JOC加盟NF全体の執行率はコロナ禍が始まった令和2年度を除き、**いずれも100%に近い数字**となっている【表2】。(令和4年度の120.3%などの100%を超える数字は、JSCの中期目標期間最終年度などで期中に持ち越していた金額をまとめて執行したことなどによる。)

【表2】 競技力向上事業（基盤的強化）の執行状況

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全体	98.6%	96.3%	58.4%	98.3%	120.3%	97.2%	99.2%
選手強化事業	99.3%	96.5%	41.5%	100.1%	130.8%	93.7%	95.7%
コーチ等設置事業	97.1%	96.0%	95.4%	94.2%	98.9%	104.2%	106.1%

※ 数字は予算額に対する執行率（支出済歳出額/歳出予算現額）

- 他方、NF毎の執行率では、**毎年同じNFが多くての不用を出す傾向が確認**できた【表3】。
また、執行がうまくいっているNFとそうでないNFの二極化傾向が見られた。
- コロナの影響が弱まった令和4年度以降の不用率の高いNFの不用理由を確認してみると、全体の傾向と同様に「強化方針変更による事業計画量の減少」等計画時点から変更になったことや、無理な計画や対象経費の誤認等「事業計画立案のミス」が上位に挙げられていた。

【表3】 選手強化事業において不用率の高いNF

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①A	①C	①H	①A	①H	①C	①C
12.5%	47.1%	98.7%	45.2%	35.4%	34.1%	30.4%
②B	②A	②I	②J	②C	②D	②D
10.8%	43.2%	82.7%	30.1%	22.6%	34.0%	25.6%
③C	③F	③B	③K	③M	③I	③J
10.1%	39.7%	53.7%	19.4%	20.5%	15.8%	21.9%
④D	④D	④J	④B	④B	④A	④M
5.1%	37.5%	53.0%	18.9%	19.4%	14.7%	18.2%
⑤E	⑤G	⑤F	⑤L	⑤A	⑤F	⑤L
3.7%	25.4%	44.3%	16.1%	16.5%	11.1%	12.1%

※パリオリンピック正式競技33団体から抽出

同一NFの登場回数



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 質の高い選手強化活動について

(1) NFの選手強化費の全体像とパリオリンピックにおける助成金投入の成果について

助成金の配分にあたっては、より少ない助成金投入額でより大きな成果を出しているNFもあることを踏まえ、従来のメダル獲得数等での評価に加え、**費用対効果等の「質」に着目した評価軸も加えることで、NFが行う選手強化活動の質の向上を促すべき。**

(2) 選手強化費のうち競技力向上事業の執行状況について

- **毎年特定のNFに不用が生じている状況は**、助成金のNFへの配分の最適化を妨げる要因となるほか、不要な予算計上にもつながる可能性があるため、**個別に要因を特定し、対策を講じるべき。**

- その際、例えば、不用理由の上位にもあげられる「計画時点からの変更」「事業計画立案のミス」については、以下の策を講じることにより解消につなげられないか。

(計画時点からの変更)

- 国際競技連盟のポスト獲得等を通じて国際舞台における意思決定へ参画する度合いを強化、年間の強化計画の精度向上
- 競技水準の高い国際大会を国内に招致することにより、他国の都合に起因する計画修正のリスク低減と効率的な強化戦略の実現

(事業計画立案のミス)

- スポーツ庁に対して事務処理業務に割く人員の不足を訴える声があることも併せて考えれば「事務局体制の強化」が課題と思われる。以下のようにNF内外からアプローチすることで体制強化を図れないか。
- JOCがNFからの助成金書類等の問い合わせ対応をする「NF総合支援センター」の積極的な活用
- NF全体の強化の責任者であるハイパフォーマンスディレクターが行う職務（強化戦略の立案、NF内部での折衝、強化予算の確保・管理等）に適切に対応しうる人材の配置

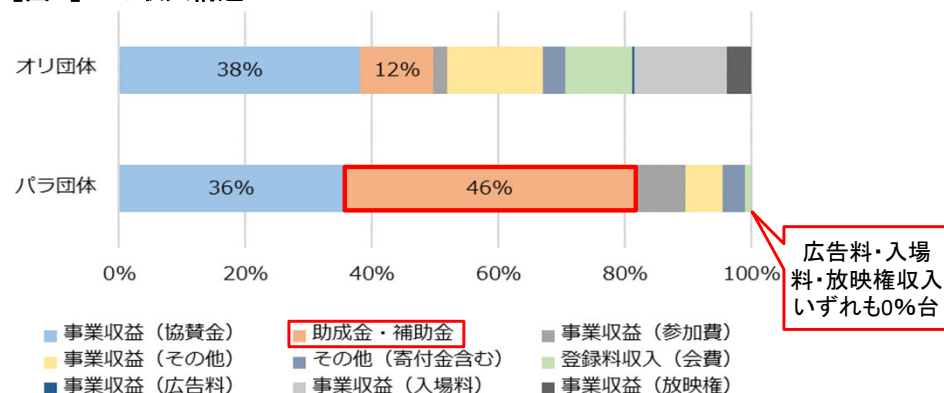
③調査結果及びその分析

2. NFの組織基盤強化の取組状況について

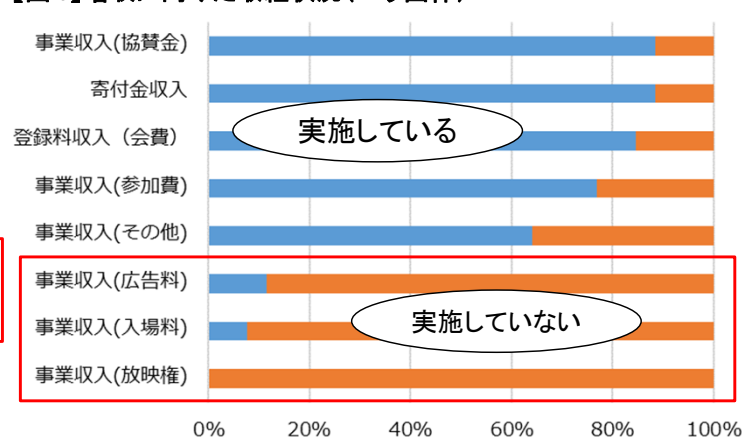
(1) NFの収入の状況

令和5年度の経常収益総額はオリ団体が平均19億円である一方、パラ団体は平均1億円と大きな差があった。パラ団体は助成金・補助金収入への依存度が高く(46%)、他方、広告料・入場料・放映権収入が特に低い(いずれも0%台)【図3】。これらはNFの増収に向けた取組も低調であり【図4】、その理由を、**競技の知名度が低く、競技普及を重視し観戦者増加に向けて入場料を無料としている、人手不足で対応できないなど組織基盤の弱さを理由として挙げているNFが多かった**。スポーツ庁は、こういった状況も踏まえ(2)の組織基盤強化支援事業を行っている。

【図3】NFの収入構造



【図4】増収に向けた取組状況(パラ団体)



(2) 組織基盤強化支援事業について

①応募、採択の状況

パラ団体など特に組織基盤が弱いNFへの支援を促進することとした令和5年度以降に新規に採択した事業の実施状況をみると、ターゲットとしているパラ団体事業(オリパラ協働事業含む)の割合が高いが、一定程度オリ団体事業へも支援されていた【図5】。申請状況を見ると、相対的にオリ団体からの申請が多く、パラ団体からの申請は少なかった【図5】。

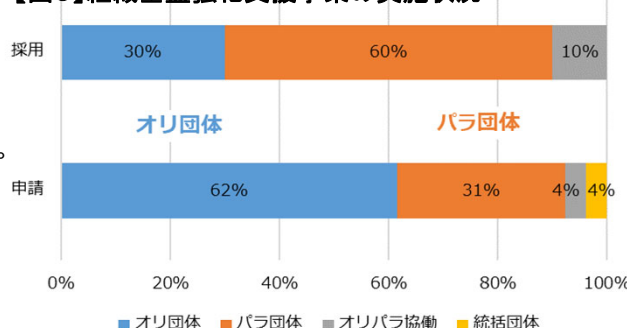
当該事業を活用していないパラ団体に対しその理由を聴取したところ、回答のあったNFの9%は当該事業を認識しておらず、また認識していたNFの55%は**人手不足を理由に**挙げており、**申請もできないほど組織基盤が弱いNFも多く存在する状況**となっていた。

②各事業のKPIの達成状況

本事業の中期アウトカムは「各事業に定めているKPIを達成する競技団体100%」と設定されている。しかしながら、令和5年度事業のKPI(16事業、58KPI)の達成状況をスポーツ庁及びJSCにおいて把握しておらず、本調査により確認したところ、28KPI(48%)についてはNFから実績報告がなかったり、定性的な目標設定で判定が困難であったりしており、KPIの達成状況が把握できない状況となっていた。

本事業は特に組織基盤が弱いNFを対象としていることから、PDCAによる事業効果の最大化を図るには、**事業のKPI達成状況を丁寧に把握し検証する必要がある**。

【図5】組織基盤強化支援事業の実施状況



④今後の改善点・検討の方向性

2. NFの組織基盤強化の取組状況について

- 収入の半分程度を助成金・補助金が占めているパラ団体においては多様な自己収入の確保が課題であるが、**知名度や人的リソース不足などの組織基盤の弱さがボトルネック**となっている。
- そういう状況を踏まれば、国費により実施されている組織基盤強化支援事業については、**支援対象を特に組織基盤が弱いパラ団体等に限定した上で、KPI達成状況を丁寧に把握、検証し、PDCAによる事業の最大化を図るべき**。
- その際、
 - ・ 組織基盤強化につき自助努力の意欲があるNFを対象とする
 - ・ 国の補助事業終了後の自走も念頭に置き、例えば、**オリ団体とパラ団体が協働した取組を促進する**
 - ・ 協働の場合、オリ団体に対しては競技力向上事業の配分に加算するなどの仕組みを設けるなどして、**我が国全体の競技力向上、組織基盤強化の一体的な底上げを図るべき**。

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項目	健康増進対策費
						目	疾病予防対策事業費等補助金
調査対象予算額	令和6年度：1,074百万円 ほか (参考 令和7年度：1,019百万円)					調査主体	本省調査

① 調査事業の概要

【事業の概要】

- 小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業（以下「本事業」という。）は、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る**費用負担の軽減**を図りつつ、患者から臨床情報等を収集することで、妊孕性温存療法の研究を促進するため、都道府県において実施するものである。

実施主体：都道府県、一般社団法人日本がん・生殖医療学会 補助率：1/2、10/10

- 本事業は、がん等の原疾患に対する治療により、医学的に生殖機能が低下すると予想される者で、本人又は代諾者が妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を希望した者に対して、**自費診療となる医療費について公費助成**を行っている。妊孕性温存療法に係る助成上限額等は、【表1】のとおりである。

【表1】凍結保存の助成上限額と助成回数

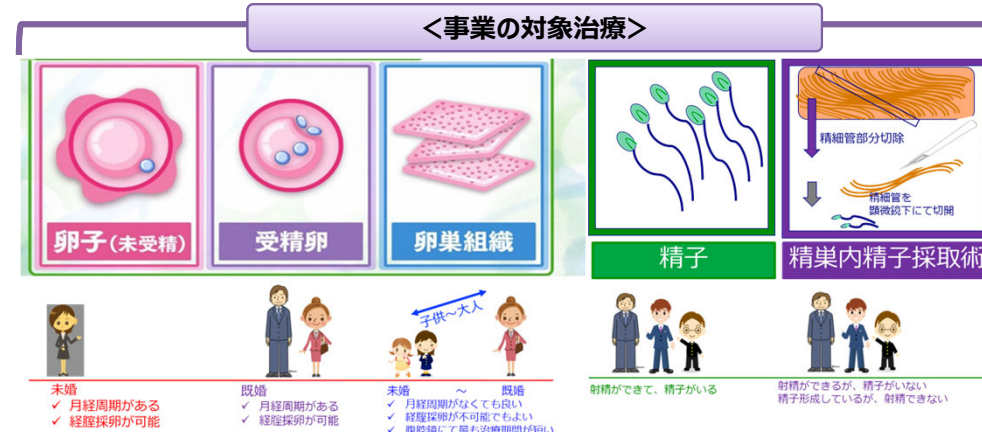
対象治療	助成上限額／回	助成回数
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円	対象者1人 に対して通 算2回まで
未受精卵凍結に係る治療	20万円	
卵巢組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円	
精子凍結に係る治療	2万5千円	
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円	

【問題意識】

- 本事業は、令和3年度から実施しており、妊孕性温存療法の必要性が高まっている一方で、**実施率が依然として低調**であるため【表2】、実施状況を調査するとともに、要因等を調査及び分析する。
- 特に、**医療機関における本事業に対する理解や認知が不十分**であること、患者や家族に対する意思決定支援の体制が整っておらず、**患者等への適切な情報提供ができていない**可能性がある。

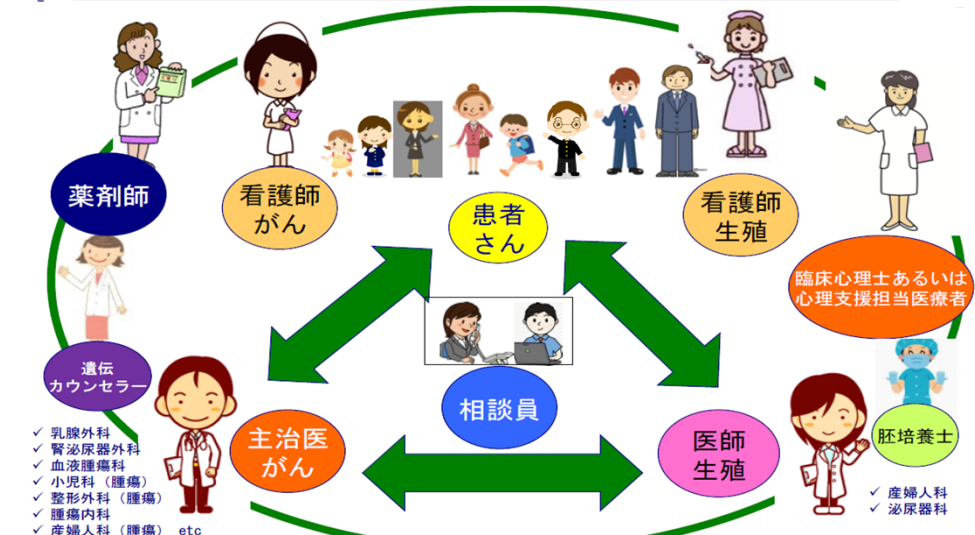
【表2】本事業の執行率（支出済歳出額/当初予算額）の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
執行率	24%	29%	32%



(出所) 聖マリアンナ医科大学鈴木直教授提供資料より抜粋・一部改変

<がん・生殖医療における情報提供・意思決定支援の関係性>



(出所) 第1回小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法に関する検討会

②調査の視点

1. 事業の実施状況と課題について

実施率が低調な本事業について、何が実施を妨げているか。また、円滑な実施に向け、何を必要としているか。

2. 周知・支援体制について

医療機関において、本事業の理解や認知は十分に進んでいるか。また、患者等に対して適切な情報提供ができているか。

3. 制度的支援と情報提供について

経済的支援や情報提供不足が利用を妨げていないか。また、各都道府県での情報提供及び啓発活動は十分できているか。

【調査対象年度】
令和4年度～令和6年度（※）

【調査対象先数】
都道府県：47先

（※）調査は上記3か年度で実施した。令和6年度においては、未集計の都道府県があるため、分析は令和5年度で実施した。

③調査結果及びその分析

1. 事業の実施状況と課題について

（1）実施状況

令和4年度及び5年度の実施状況は【表3】のとおりであり、各対象治療の令和5年度実績を分析した結果は以下のとおりである。

妊孕性温存療法は、全ての都道府県が実施済みであったが、例えば、最も実施率が高い「精子凍結」が46団体（98%）であったものの、都道府県別の利用者数（延べ人数）の最大は106人、最小は1人であり、**都道府県により大きな差があった**。また、最も実施率が低い「精子凍結（精巣内精子採取術）」に至っては、10団体（21%）と低調であった。

温存後生殖補助医療は、全てではないものの多くの都道府県が実施済みであったが、最も実施率が高い「凍結胚（受精卵）を用いた生殖補助医療」であっても29団体（62%）であり、さらに都道府県別の利用者数（延べ人数）の最大は60人、最小は1人と妊孕性温存療法同様に、**都道府県により差があった**。

（2）課題の把握（経済的負担以外）

妊孕性温存療法に係る各都道府県が感じる制度上の課題や障壁について、最も多いのが「小児・AYA世代のがん患者等の把握が困難」及び「**都道府県ネットワーク体制整備が手間又は困難**」であった【図1】。

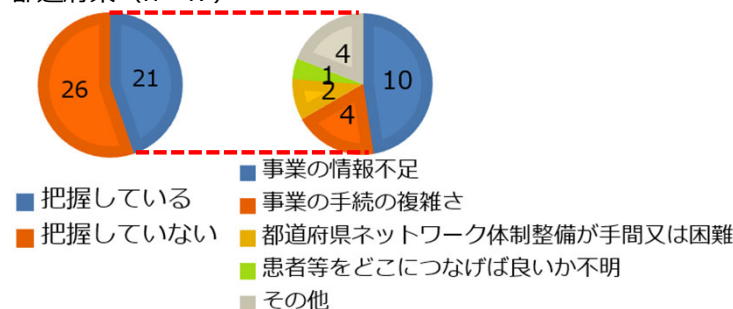
医療機関が感じる制度上の課題や障壁について、21団体（45%）が把握しており、最も多いのが「**事業の情報不足**」であった【図2】。

小児・AYA世代のがん患者等が感じる制度上の課題や障壁について、8団体（17%）が把握しており、最も多いのが「**事業の手の複雑さ**」であった【図3】。

以上を踏まえると、**当該事業の実施率を上げるためには、都道府県ネットワークの体制整備、本事業の周知の強化及び手続の簡素化を行うことが必要**ではないか。

【図2】把握状況（医療機関が感じる制度上の課題や障壁）

都道府県（n=47）



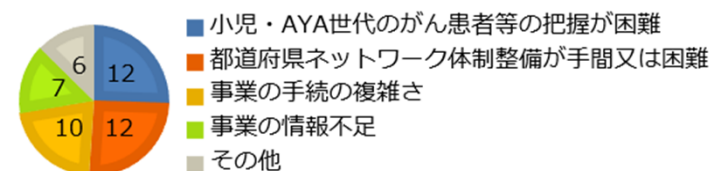
【表3】対象治療毎の事業実施状況
（上：妊孕性温存療法、下：温存後生殖補助医療）

対象治療	2022年度	2023年度	
		都道府県別の利用者数（延べ人数）	
		最大	最小
妊孕性温存療法	47団体(100%)	47団体(100%)	
胚（受精卵）凍結	43団体(91%)	43団体(91%)	101人
未受精卵凍結	45団体(96%)	45団体(96%)	102人
卵巣組織凍結	22団体(47%)	22団体(47%)	18人
精子凍結	44団体(94%)	46団体(98%)	106人
精子凍結（精巣内精子採取術）	6団体(13%)	10団体(21%)	4人

対象治療	2022年度	2023年度	都道府県別の利用者数（延べ人数）	
			都道府県別の利用者数（延べ人数）	
			最大	最小
温存後生殖補助医療	34団体(72%)	39団体(83%)		
凍結胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	21団体(45%)	29団体(62%)	60人	
凍結未受精卵を用いた生殖補助医療	14団体(30%)	15団体(32%)	7人	
凍結卵巣組織再移植後の生殖補助医療	0団体(0%)	2団体(4%)	4人	
凍結精子を用いた生殖補助医療	20団体(43%)	27団体(57%)	31人	

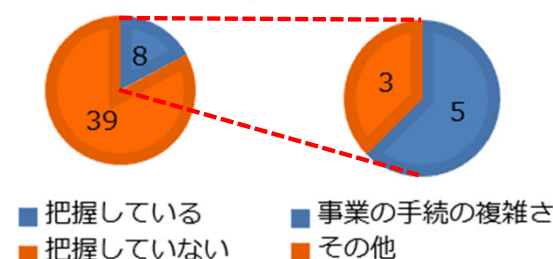
【図1】各都道府県が感じる制度上の課題や障壁

都道府県（n=47）



【図3】把握状況（小児・AYA世代のがん患者等が感じる制度上の課題や障壁）

都道府県（n=47）



③調査結果及びその分析

2. 周知・支援体制について

(1) 医療機関等との連携体制

医療機関等との連携体制及び都道府県ネットワーク体制整備状況は【表4】のとおりである。

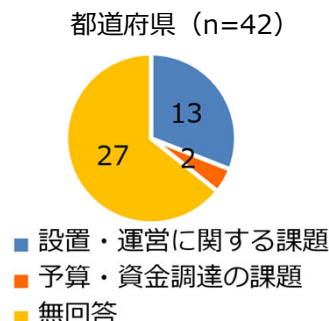
がん・生殖医療連携ネットワークは、全ての都道府県において存在し、事務局の設置率は42団体（89%）であり、「設置・運営に関する課題」等の障壁があるものの、概ね支障なく運用していた【図4】。一方、事務局に比して会議体の設置率は31団体（66%）となっており、未設置の理由について、最も多いのが「設置・運営に関する課題」であり、「**専門性が高いため、原疾患を治療する医療従事者等が会議体を設置・運営すべき**」等の意見があった【図5】。

また、県外の都道府県等との連携は3県と低調であり、**小児がん拠点病院等、妊孕性温存療法実施医療機関、温存後生殖補助医療機関及び生殖医療を専門とする医師が大都市圏に集中していることが要因として推察できる。**

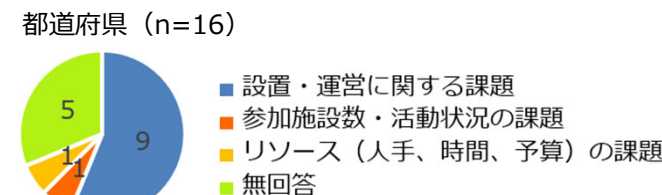
【表4】実施状況（医療機関等との連携体制）

要因項目	実施団体 (実施率)
がん・生殖医療連携ネットワークの構築	47 (100%)
事務局の構築	42 (89%)
会議体の構築	31 (66%)
県外の都道府県等との連携	3 (6%)
患者等の認知度等調査	2 (4%)

【図4】事務局設置に係る障壁等



【図5】会議体未設置の理由



主要要望事項（会議体設置）

- ✓ 専門性が高いため、原疾患を治療する医療従事者等が会議体を設置・運営すべき
- ✓ がん・生殖医療連携ネットワークは存在しているものの、具体的な活動ができていないため、各医療機関が参集範囲等を検討すべき

(2) 連携体制に係る支援

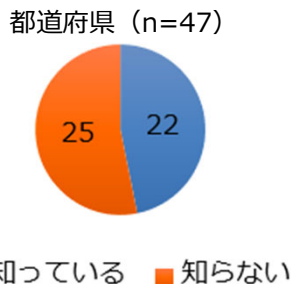
本事業に係る都道府県が医療機関と連携した相談体制に要する経費の補助状況は【表5】のとおりであり、「本事業の補助メニューとして存在することを知っている」と回答したのが22団体（47%）と低調であった【図6】。

また、連携体制に係る国に対する都道府県の要望事項として、「医師等医療従事者の本事業に対する認知度が低い（特に、原疾患を治療する医療従事者）」等の意見や、「**国が主体となって事業周知を行うこと**」及び「**がん治療開始時に妊孕性温存療法について説明がされる仕組みを構築すること**」という要望があった。

【表5】補助実施状況

補助	令和4年度	令和5年度
相談体制	19団体 (40%)	18団体 (38%)

【図6】補助メニューの認知度



以上を踏まえると、**がん・生殖医療連携ネットワーク自体は形式的には存在しているが、実際の支援体制への接続が不十分な可能性が高いことが事業実施に至っていない要因であると推察できる。**

事業の実施には、**国において「具体的な連携フローの例示」等を検討することが必要**ではないか。

主要要望事項

- ✓ 妊孕性温存療法や治療費助成事業について、医師等医療従事者の認知度が低いため、国が主導となり、原疾患を治療する医療従事者への事業周知
- ✓ がん治療開始時に必ず妊孕性温存療法について説明がされる仕組みの構築
- ✓ がん・生殖医療連携ネットワーク会議（研修を含む）への国（厚生労働省）の職員の派遣

③調査結果及びその分析

3. 制度的支援と情報提供について

(1) 制度的支援

都道府県独自の助成事業（地方単独事業であり、市区町村との協調を含む）は、対象範囲や金額に差はあるものの10団体（21%）が実施しており、国に対する都道府県の要望件数は最も多いのが「経済的支援の拡充」であった【図7】。

また、複数の都道府県から、「国の実施要綱に基づいて予算の範囲内で補助を行っているため、申請数が予算を超えた場合は、国に対して追加助成を希望しているにもかかわらず、国が申請を受け付けない」という意見があったことから厚生労働省に確認したところ、「国の執行管理において、都道府県から国に提出される補助金の申請額について、年度内の変更を認めていない事例を確認した」と回答があった。制度上、執行できる状況にあるにもかかわらず対応できていない要因は解消する必要がある。

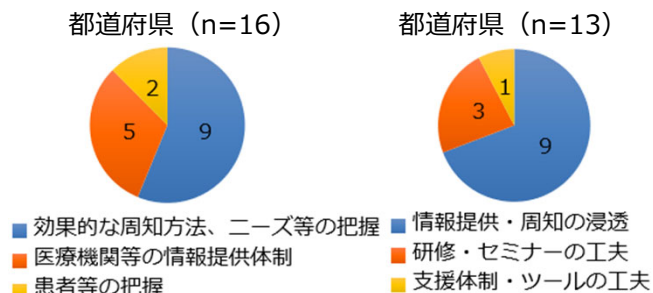
上記のほか、「情報提供」に関する国に対する都道府県の要望として「**本事業の有効性・安全性及び活用事例の提供**」「**各都道府県の助成人数（延べ人数）の提供**」という要望があった。

(2) 情報提供及び啓発活動

各都道府県における情報提供の実施状況は【表6】のとおりである。各都道府県公式HPへの掲載は全ての都道府県で実施済みであり、公式HP以外の掲載については、44団体（94%）、医療従事者向けの情報提供については、36団体（77%）が実施済みであった。一方、それぞれ「効果的な周知方法、ニーズ等の把握」、「情報提供・周知の浸透」に課題があると回答した都道府県が最も多く、**都道府県から医療機関等に情報提供はしているものの、実際に患者等に情報が届いていない可能性が高いことが推察できる**【図8、9】。

また、相談窓口の設置状況は【図10】のとおりであり、相談内容について最も多いのが「助成制度（対象治療、助成額及び助成回数）」であった。

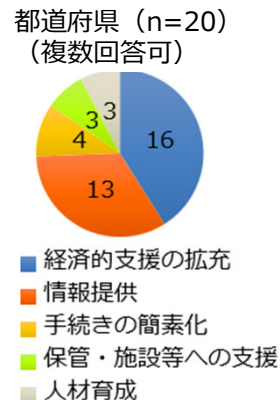
【図8】患者等向けの情報提供【図9】医療機関等向けの情報提供に係る障壁等



以上を踏まえると、各都道府県においては一定程度の制度的支援と情報提供は実施されている一方、小児・AYA世代のがん患者等に情報が届いていない可能性があり、事業実施の障壁の一つとなっていると推察できる。

事業の実施には、患者等に対し、リーフレット等の情報が確実に渡るよう「診断後の情報提供」の強化及び各都道府県の助成人数（延べ人数の提供）等の「本事業実績の可視化」が必要ではないか。

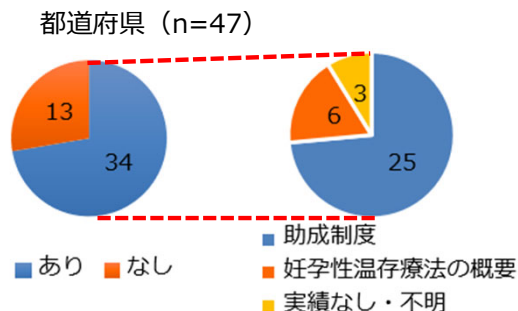
【図7】都道府県の要望件数



【表6】情報提供の実施状況

対象	項目	実施団体 (実施率)
小児・AYA世代のがん患者等向け		
	各都道府県公式HP掲載	47 (100%)
	上記以外	44 (94%)
医療従事者向け		36 (77%)

【図10】相談窓口の設置状況



④今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の実施状況と課題について

本事業は、全ての都道府県で実施済みであるが、**都道府県ネットワークの体制整備が困難、事業の周知不足及び手続の複雑さにより、事業実施の妨げになっていることから、実施率の更なる向上のため上記課題を解消すべきである。**

2. 周知・支援体制について

小児・AYA世代のがん患者等への支援については、医療機関における本事業の理解や認知、適切な情報提供が重要である。

がん・生殖医療連携ネットワーク自体は形式的には存在しているが、患者等に対して十分に機能しているとは言い難く、実際の支援体制への接続が不十分な可能性が高いことから、「**具体的な連携フローの例示**」等を検討すべきである。

3. 制度的支援と情報提供について

各都道府県での情報提供及び啓発活動は引き続き実施するとともに、小児・AYA世代のがん患者等が必要とする情報の提供のため、「**診断後の情報提供**」の強化及び**実績の可視化のため実施内容をまとめた事例集等を作成し、周知すべきである。**

府省名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	項	医療保険給付諸費
						目	国民健康保険組合療養給付費補助金 国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金
調査対象予算額		令和6年度：234,339百万円　ほか （参考　令和7年度：231,372百万円）				調査主体	本省と四国財務局の共同調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

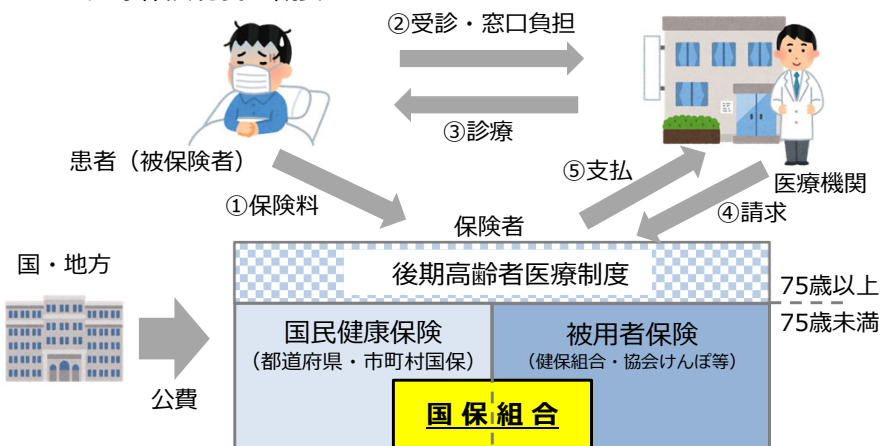
我が国の医療保険制度は、職域保険（被用者保険）と地域保険（国民健康保険（都道府県・市町村国保）・後期高齢者医療制度）の二本柱で構成されているが、**国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）は、その例外的な存在として、国民健康保険法に基づき、同種同業の者を対象に国民健康保険事業を行う公法人である。**

※国保組合は、全市町村に国民健康保険事業の実施を義務づける（国民皆保険）以前から制度化されていた公法人。国民皆保険達成（1959年）以後は、市町村が運営する国民健康保険を原則とする観点から、国保組合の新設は認められていない。（1970年の建設国保、1974年の沖縄県医師国保のみ特例的に認可。）

国民健康保険組合療養給付費補助金は、療養給付費等に対する定率の補助（以下「定率補助」という。）、国保組合の財政力に応じて補助する普通調整補助金、国保組合の保険者機能強化の取組等に応じて補助する特別調整補助金の3つの補助が含まれており、このうち定率補助については厚生労働省が定期的に実施する所得調査の結果に基づき補助率が決定されている。なお、**定率補助の補助率については、負担能力に応じた負担とする観点から、各組合への財政影響も考慮しつつ、平成28年度から令和2年度にかけて段階的に見直すこととし、所得水準に応じて13%から32%の補助率とするとされた**（「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年改正））。

今般、協会けんぽや市町村国保とのバランスも考慮しつつ、国保組合への国庫補助の在り方を検討するため、各組合の所得状況や財政状況、保険料水準等について、実態調査を行った。

◆ 医療保険制度の概要



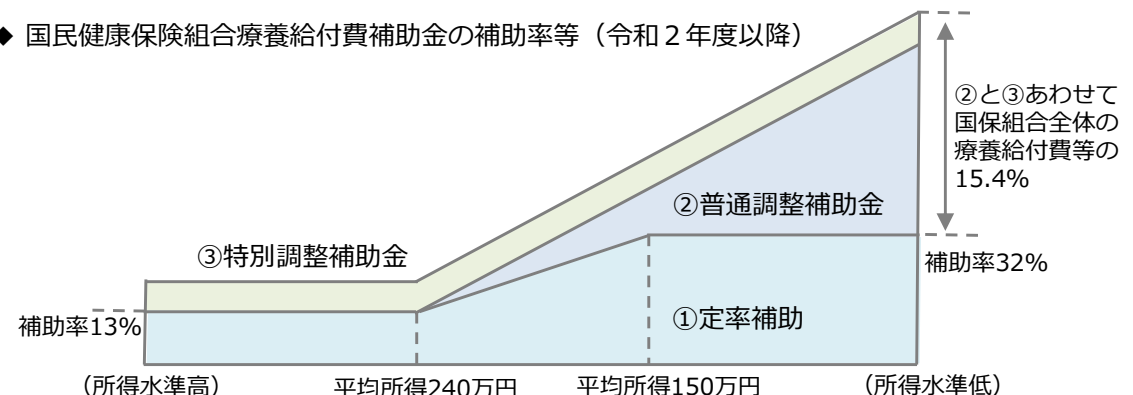
◆ 業種別の国保組合の数（令和7年3月末時点）

	医師国保	歯科医師国保	薬剤師国保	一般業種国保	建設関係国保	合計
組合数	47	27	16	36	32	158
被保険者数	26万人	25万人	3万人	68万人	129万人	252万人

◆ 各保険者の比較

	国保組合	都道府県・市町村国保	全国健康保険協会（協会けんぽ）	健康保険組合（健保組合）	後期高齢者医療制度
加入者数 (令和5年3月末)	264万人	2,413万人	3,944万人	2,820万人	1,913万人
平均年齢 (令和4年9月末)	40.2歳	54.2歳	38.9歳	35.9歳	82.8歳
給付費等への公費負担	給付費等の34%	給付費等の50% + 保険料負担軽減	給付費等の16.4%	—	給付費等の約50% + 保険料負担軽減

◆ 国民健康保険組合療養給付費補助金の補助率等（令和2年度以降）



②調査の視点

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

- ・ 各国保組合の被保険者の所得水準はどの程度か。
- ・ 「平均所得」ごとに定率補助の区分が設定されているが、同じ区分に含まれる国保組合の所得水準にバラツキが生じていないか。

【調査対象年度】
平成27年度～令和6年度

【調査対象先数】
都道府県：47先、国保組合：158先

③調査結果及びその分析

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

療養給付費補助金の定率補助の補助率については、国保組合の「平均所得」に応じて設定されている。具体的には、厚生労働省が国保組合に対して実施する所得調査によって、各組合の被保険者のうちサンプル抽出した者の市町村民税の課税標準額を集計した上で、1人当たり課税標準額の平均を計算し「平均所得」としている。また、この「平均所得」の計算上、被保険者1人当たり1,200万円を上限としている。

平成30年度と令和4年度に実施した所得調査に基づく各組合の補助率を比較すると、補助率13%の区分の組合数は52組合から61組合に増加している。補助率の低い区分へ移動（「平均所得」が上昇）した組合は36組合、特に歯科医師国保は27組合のうち25組合が補助率の低い区分へ移動した。一方、補助率の高い区分へ移動（「平均所得」が下落）した組合は4組合であった【表1】。

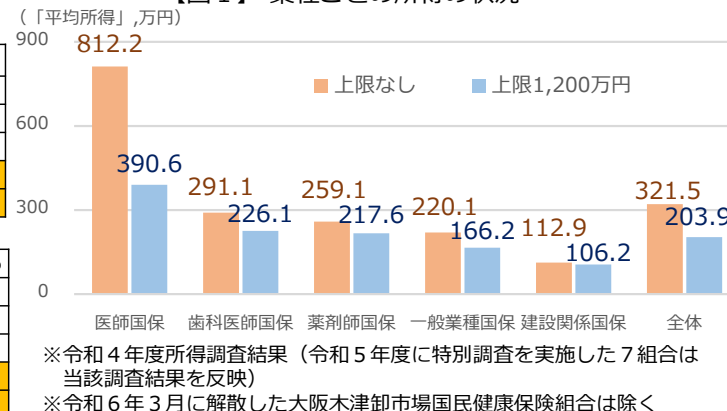
業種ごとの「平均所得」の詳細を見ると、医師国保が最も高く390.6万円、歯科医師国保が226.1万円などとなっているが、仮に1,200万円を上限とせず1人当たり課税標準額を計算した場合は医師国保の「平均所得」は812.2万円となるなど、特に医師国保は他業種と比較しても高い所得水準であることが分かる。さらに、国保組合の被保険者には、組合員（医師国保の場合、医師やその医師が開設する施設の勤務者など）とその家族が含まれており、「平均所得」は組合員の家族の所得も含めて平均をとったものであることに留意が必要である【図1】。

【表1】療養給付費補助金の補助率の内訳

(平成30年度所得調査に基づく補助率)											※数字は組合数
	13%	14%	16%	18%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%
医師国保	47										
歯科医師国保	3	2	3	2	2	4	3	5	2	1	
薬剤師国保	1	4	3	4	1	1	1	1	1		
一般業種国保	1	1	1	2	1		1	1		2	28
建設関係国保											32

(令和4年度所得調査等に基づく補助率)											※数字は組合数
	13%	14%	16%	18%	20%	22%	24%	26%	28%	30%	32%
医師国保	47										
歯科医師国保	8	1	3	6	6	3					
薬剤師国保	2	2	2	4	2	1	1	2			
一般業種国保	4		1		1	1			4		25
建設関係国保											32

【図1】業種ごとの所得の状況



【参考1】他の保険者の被保険者の所得状況

被用者保険の令和3年平均標準報酬・賞与の合計

協会けんぽの被保険者：395万円
(平均標準報酬月額29.5万円×12か月+平均標準賞与額41.3万円)
健保組合の被保険者：564万円
(平均標準報酬月額38.0万円×12か月+平均標準賞与額108.4万円)

※標準報酬月額是被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもので、第1級の5万8千円から第50級の139万円までの全50等級に区分されている（平成28年4月から上限が47等級121万円から50等級139万円に引上げ）。標準賞与額は税引前の賞与総額から千円未満を切り捨てたもので、年度の累計額573万円が上限。税引前であることや、事業主から受け取る給料・賞与のみであるという点で、市町村民税の課税標準額とは異なる。

市町村国保の令和3年平均課税標準額

1世帯当たり109.2万円、被保険者1人当たり73.5万円

④今後の改善点・検討の方向性

1. 国保組合の所得水準と定率補助の区分について

- ・ 国保組合に対する定率補助の補助率を設定する際に用いている「平均所得」については、業種別のバラツキが大きなものとなっている。また、「上限1,200万円」を設定せずに「平均所得」を計算した場合に顕著なように、特に、158組合のうち定率補助率13%（「平均所得」240万円以上）に区分されている61組合の中では、組合間での所得状況の差異が大きい状況が生じている可能性がある。
- ・ 定率補助の区分については、定率補助率13%の区分を細分化するなど、所得状況に応じたきめ細かな設定とすべきである。あわせて、「平均所得」を計算する際に使用している「上限1,200万円」の撤廃も含め、公平性の観点から、所得水準の判定の在り方についても見直しを検討すべきである。

②調査の視点

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

- ・ 国保組合に対する療養給付費補助金の補助率や準備金割合の実態はどうなっているか。
- ・ 同じく保険給付費に対する公費負担がある協会けんぽや市町村国保と比較して、バランスのとれた補助割合となっているのか。

③調査結果及びその分析

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

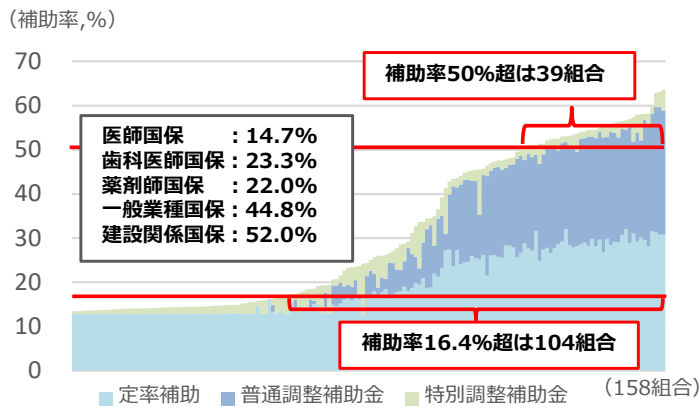
令和6年度の療養給付費補助金について、国保組合全体の補助対象経費に対する国庫補助率は40%となっており、各国保組合の補助率について、**協会けんぽの医療給付費等の公費負担割合16.4%を超えていたのは104組合**、更に**市町村国保の医療給付費等の公費負担割合50%を超えていたのは39組合**であった【図2】。

補助率16.4%以上と50%以上の組合の内訳を見ると、16.4%以上の104組合には、医師国保5組合、歯科医師国保22組合、薬剤師国保13組合が含まれるなど、国保組合の中で比較的「平均所得」が高い業種も含まれていた。また、補助率50%以上の39組合について、令和5年度における準備金の保険給付費に対する割合（以下「準備金割合」という。）は平均95.1%となっており、**39組合のうち12組合はその割合が100%以上、その中には、割合が306%の組合や503%の組合が含まれていた【表2】**。

各国保組合の準備金割合の詳細を見ると、158組合の加重平均は76.0%であった（平成26年度は53.6%）。158組合のうち**協会けんぽの準備金割合72.8%より高かったのは71組合**で、その**補助率の平均は30.5%**であった。また、準備金割合の最も大きかった組合の割合は503%で、これは保険給付費の5年分に相当するものである【図3】。

ただし、協会けんぽの法定準備金は保険給付費の12分の1であるのに対し、国保組合は保険給付費の12分の1の法定準備金に加えて、保険給付費等の12分の2及び前期高齢者納付金等の12分の1の特別積立金を積み立てることとされているなど、協会けんぽと国保組合では積み立てるべき準備金の水準が異なることに留意が必要である。

【図2】令和6年度の各組合の補助率



※令和6年度の各組合の療養給付費の補助率を、補助率が低い組合順に並べたもの。業種ごとの補助率は各業種の単純平均。

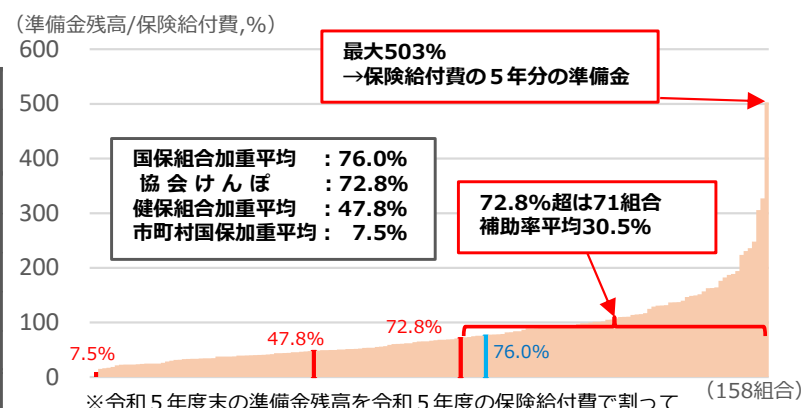
【表2】補助率16.4%以上、50%以上の組合

左側は補助率16.4%以上の組合数・補助率平均・準備金割合平均
 右側は補助率50%の組合の組合数・補助率平均・準備金割合平均

	16.4%以上			50%以上		
	組合数	補助率	準備金割合	組合数	補助率	準備金割合
医師国保	5	18.2%	84.1%	—	—	—
歯科医師国保	22	25.2%	65.6%	—	—	—
薬剤師国保	13	23.6%	121.9%	—	—	—
一般業種国保	32	48.5%	123.3%	16	56.4%	157.7%
建設関係国保	32	52.0%	49.2%	23	54.1%	51.5%
全体	104	40.1%	86.2%	39	55.1%	95.1%

※補助率、準備金割合はそれぞれ該当する組合の単純平均をとっている。

【図3】令和5年度の各組合の準備金割合



※令和5年度末の準備金残高を令和5年度の保険給付費で割って各組合の割合を計算し、その割合が低い組合順に並べたもの。
 ※健保組合・市町村国保は令和4年度の数字。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 国保組合の財政状況と療養給付費補助金の補助率について

- ・ 国保組合の中には、相当規模の準備金を保有するなど、一定の財政力が認められる組合も存在するが、国庫補助の投入の際に準備金割合の勘案は行われておらず、「財政力に応じた支援を行うべき」との観点からは再考の余地がある。**国庫補助の仕組みについて、各組合の財政力に応じた効率的な支援が的確に実施されるよう、必要な見直しを検討すべきである。**

②調査の視点

3. 国保組合の保険料について

- ・ 国保組合は、被保険者に対してどの程度の保険料を徴収しているか。
- ・ 国保組合の保険料は、協会けんぽや市町村国保と比較してどうか。

③調査結果及びその分析

3. 国保組合の保険料について

各組合の規約等から保険料賦課の方法や賦課額を調査したところ、**158組合のうち72組合が事業主に対して定額の保険料を設定しており、110組合が従業員に対して定額の保険料を設定していた**（67組合が事業主と従業員それぞれに対して定額の保険料を設定）。定額以外の保険料賦課の方法としては、所得区分ごとに保険料額を設定している組合や、年齢区分ごとに保険料額を設定している組合、前年度の課税所得等に対する保険料率を設定している組合などがあった。また、**三師会（医師、歯科医師、薬剤師）国保については、事業主（開業三師）の保険料賦課額を勤務三師と同一に設定している組合が全89組合のうち57組合（うち医師国保が43組合）あった。**

定額の保険料を設定している組合の保険料賦課額（組合員1人当たり）について見ると、医師国保の事業主の保険料賦課額は43.9万円、勤務医師の保険料賦課額42.7万円であり、医師国保の被保険者の平均の課税標準額812.2万円の者が東京都の市町村国保に加入した場合の保険料賦課額66万円（上限）を下回っている。また、各組合の従業員（その他）の保険料賦課額は、協会けんぽの標準報酬月額平均29.5万円の者の保険料本人負担分11.6万円を上回っている【表3、参考2】。

なお、国保組合に関しては、健康保険の適用を受けるべき者について事業主が健康保険の適用除外申請を提出し承認を得て国保組合に加入することが可能であり（組合特定被保険者）、国保組合の被保険者数に占める組合特定被保険者数は国保組合全体で43%であるが、業種ごとでは薬剤師国保72%、一般業種国保57%、医師国保56%など被保険者の半数以上が健康保険の適用除外をしている業種もある【図4、表4】。各被保険者が健康保険の適用除外を申請する理由は定かではないが、組合事業主本人の保険料水準や従業員の保険料に係る事業主負担分の有無の観点から、従業員も含め国保組合に加入している事業所もあるのではないかと。

【表3】保険料が定額の組合数と組合員1人当たり保険料賦課額（年額）

（）書き内は組合数、令和7年4月時点の各組合の規約を基に作成

	事業主	従業員	
		うち、医師・ 歯科医師・薬剤師	その他
医師国保 (47)	43.9万円 (26)	42.7万円 (25)	12.4万円 (43)
歯科医師国保 (26)	38.8万円 (6)	23.7万円 (19)	14.9万円 (23)
薬剤師国保 (16)	28.6万円 (6)	21.7万円 (7)	17.2万円 (11)
一般業種国保 (36)	25.5万円 (25)		15.2万円 (28)
建設関係国保 (32)	26.5万円 (9)		14.5万円 (5)
全組合 (158)	33.6万円 (72)	32.7万円 (51)	14.2万円 (110)

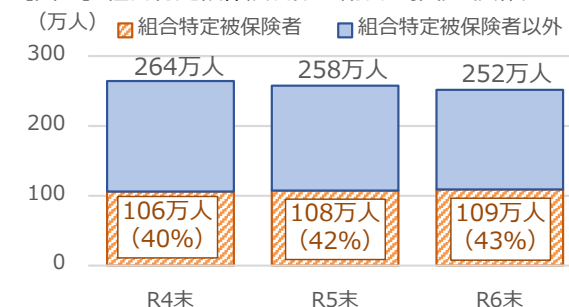
※組合員1人当たり保険料賦課額は、医療給付分のみ賦課額であり、この他に国保組合は後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料を徴収している。
※事業主の保険料が定額の72組合のうち、2組合（医師国保1組合、一般業種国保1組合）は事業主が従業員の保険料の1/2を負担することとされており、組合員1人当たり保険料賦課額は従業員の保険料の1/2を含めた賦課額としている。

【参考2】市町村国保と協会けんぽの保険料（イメージ）

（市町村国保）※東京都の場合
市町村民税の課税標準額812.2万円の被保険者
：**年額 66万円**（医療分のみ・世帯人数1人）
市町村民税の課税標準額321.5万円の被保険者
：年額 29.5万円（医療分のみ・世帯人数1人）
※計算方法：所得割額（7.71%）＋均等割（47,300円/人）
賦課上限額66万円

（協会けんぽ）※東京都の場合
標準報酬月額29.5万円の者5人の事業所
・本人負担：29.5万円×6.53%×1/2×12か月
＝**年額 11.6万円/人**（医療分のみ）
・事業主負担：11.6万円×5人＝年額 57.8万円（医療分のみ）
※6.53%は東京支部の令和7年度の基本保険料分

【図4】組合特定被保険者数の割合と推移（国保組合全体）



【表4】業種ごとの組合特定被保険者数の割合（令和6年度末）

医師国保	歯科医師国保	薬剤師国保	一般業種国保	建設関係国保
56%	46%	72%	57%	32%

④今後の改善点・検討の方向性

3. 国保組合の保険料について

- ・ 国保組合の補助の在り方を議論するに当たっては、各組合の所得水準や財政状況とあわせて、**応能負担の徹底や保険者機能の強化の観点から、被保険者の保険料水準の実態についても把握した上で検討を深めるべきである。**

②調査の視点

4. 国保組合の解散・統合の状況について

- ・ 国保組合の被保険者数や保険料負担の推移はどうか。
- ・ 高額薬剤の登場等を背景に、小規模の国保組合の財政運営は厳しくなっていると見込まれる中、今後の組合の統合・解散は予定されているか。

③調査結果及びその分析

4. 国保組合の解散・統合の状況について

国保組合の組合数・被保険者数の変動については、**被保険者数は平成27年度末から約1割減少**している【表5】。また、各組合の被保険者数を見ると、**被保険者数500人未満は6組合(全体の3.8%)、500人～999人の組合は13組合(全体の8.2%)**となっているなど、**規模の小さい組合が存在**する【表6】。

近年、被保険者数の減少等を理由に統合・解散を行っている組合があり【表7】、今回、都道府県が把握している国保組合の統合・解散の予定を調査したところ、**令和8年4月から1つの歯科医師の組合が全国歯科医師国民健康保険組合に統合予定**のほか、**令和9年3月末に1組合が解散予定**と回答があった。

また、国保組合の保険料や保険給付費の動向を見ると、被保険者1人当たり保険給付費等の増加等に伴い、多くの組合で被保険者1人当たり保険料も増加している。今回、国保組合に対して、保険料の改定状況を調査したところ、**115組合が令和2年度以降保険料率(額)の引上げを実施**していた【図5】。

【表5】被保険者数と組合数の推移

	平成27年度末	令和6年度末	令和8年度末
組合数	163組合	158組合	156組合(予定)
被保険者数	286万人	252万人	—

※各年度の組合数は、当該年度末に解散・統合した組合数を控除した組合数としている。令和8年度末の組合数は、都道府県から時期を明示して解散・統合予定があると回答があった組合数を令和6年度末の組合数から控除したもの。

【表6】被保険者別の組合数(令和6年度末)

全体	～499人	500人～999人	1,000人～2,999人	3,000人超
158組合	6組合(3.8%)	13組合(8.2%)	43組合(27.2%)	96組合(60.8%)

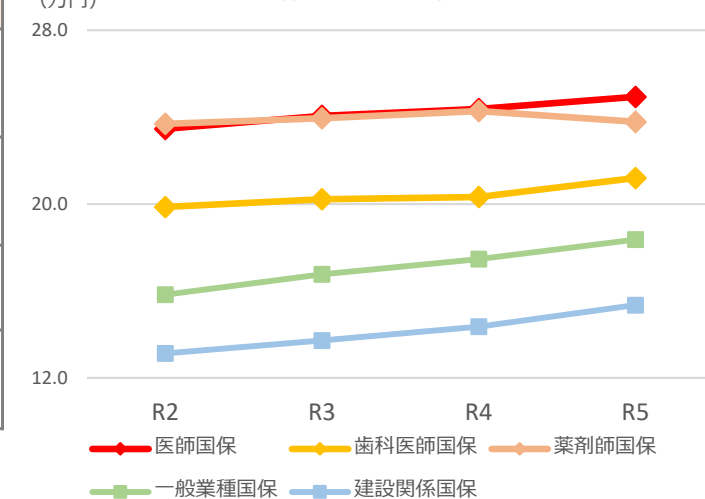
※下段の()書き内は、全組合数に対する構成比

【表7】近年の統合・解散の状況について

組合名	解散／統合
広島県薬剤師(1,246人)	令和2年3月末、解散 →中四国薬剤師、市町村国保、協会けんぽへ加入
大阪市公設市場(291人)	令和4年3月末、解散 →大阪府小売市場、市町村国保、協会けんぽへ加入
大阪府薬剤師(2,861人)、兵庫県薬剤師(1,725人)	令和5年4月、統合 →近畿薬剤師へ
大阪木津卸売市場(415人)	令和6年3月末、解散 →市町村国保、協会けんぽへ加入

※組合名横の()書きは解散・統合直前の被保険者数

【図5】被保険者1人当たり保険料の推移(令和2年度以降)
※115組合が保険料率(額)の引上げを実施



④今後の改善点・検討の方向性

4. 国保組合の解散・統合の状況について

- ・ 被保険者数の減少や高額薬剤の登場等の中で、保険料率(額)を引き上げている組合が大宗であり、もともと保険者として抱える被保険者数が他の保険者よりも少ない国保組合においては、組合同士の統合を含め今後の組合運営の在り方を検討する必要がある。
- ・ **組合同士の統合を後押しする方策について検討**すべきである。

府省名	厚生労働省	組織	—	会計	労働保険特別会計（雇用勘定）	項 目	就職支援法事業費 認定職業訓練実施奨励金
調査対象予算額	令和6年度：11,061百万円 ほか （参考 令和7年度：12,914百万円）				調査主体	本省調査	

① 調査事案の概要

【事案の概要】

認定職業訓練実施奨励金は、平成23年度に雇用保険で行う能力開発事業における求職者支援制度の一環として、主に雇用保険を受給できない求職者の早期就職を促進するために、厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う民間訓練機関（以下「訓練校」という。）に対して助成するものとして創設された。

認定職業訓練は、専ら就職に必要な基礎的な技能等を付与するための基礎コースと基礎的な技能等並びに実践的な技能等を付与するための実践コースがあり、様々な分野が設定されている。

訓練校に支給する認定職業訓練実施奨励金は、

- ・訓練を適切に行った訓練校に支給する認定職業訓練実施基本奨励金（以下「基本奨励金」という。）
- ・実践コースを実施して、基本奨励金を受給し、かつ、その訓練の修了者などの就職実績（以下「就職率」という。）が一定水準以上である訓練校に支給する認定職業訓練実施付加奨励金（以下「付加奨励金」という。）
- ・特定分野での人材確保等を目的として、時限的に特例措置として設定されている各種奨励金

などに分類される。

【問題意識】

○付加奨励金は、高い就職率を達成するために、より質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するという趣旨により設定されたものであるが、

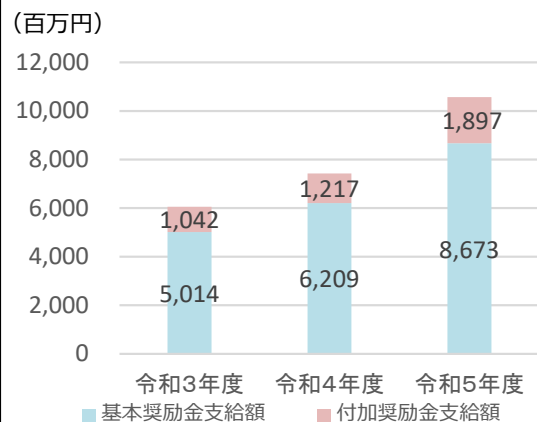
- ・現在の支給基準である就職率の設定は適当か
- ・就職率の算定において、訓練内容と関連のある業務への就職か否かを要件としていないが、訓練内容と関連のある業務へ就職しているか

○特例措置として設定されている奨励金は、人材確保等の目的に効果的か

○訓練を修了し、就職した者の定着状況などのフォローアップができているか

という観点から、その実態を調査・分析する。

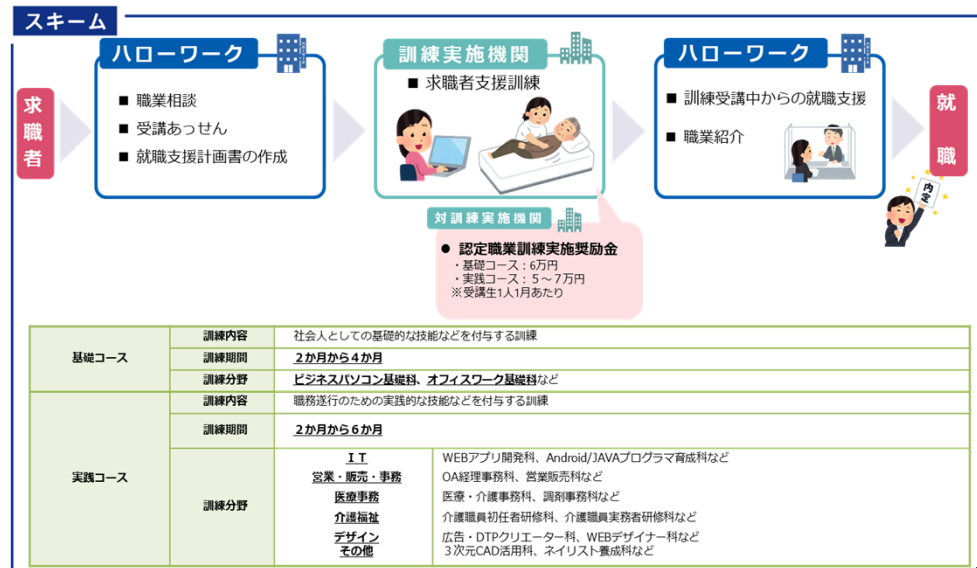
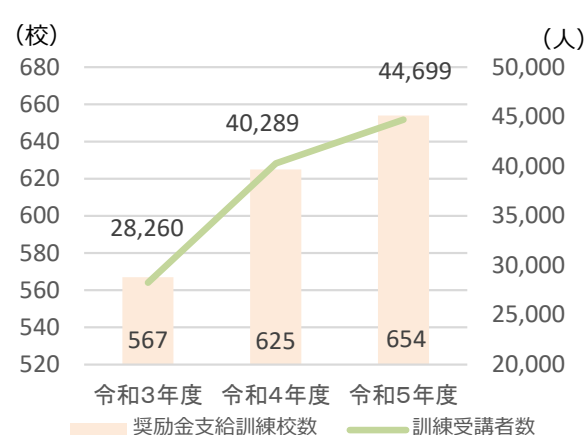
【認定職業訓練実施奨励金の支給実績の推移】



※特例措置の各種奨励金などは少額のため表示していない。

※実績額は厚生労働省ハローワークシステムより抽出。

【訓練校数と訓練受講者数の推移】



② 調査の視点

1. 付加奨励金の支給基準について

付加奨励金の支給対象の判定基準として用いている現在の「就職率（※）」の設定は適当であるか。

※本調査における「就職率」とは、訓練終了日に65歳以上の者を除き、訓練修了者＋就職を理由とする中途退校者のうち、訓練終了日の翌日から3か月を経過する日までに、雇用保険の一般被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者は対象外）又は雇用保険の適用事業の事業主になった者の割合をいう。

③ 調査結果及びその分析

1. 付加奨励金の支給基準について

付加奨励金は、より質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するために設定されており、その支給対象の判定基準として就職率を用いている。令和5年度中に開講した実践コース2,884件における付加奨励金の支給実態について確認したところ支給件数は2,466コースであり、**約86%のコースへの支給が確認された。**

【100件以上の実践コースが開講されている分野別のコース数及び付加奨励金支給コース数】

訓練分野	IT分野	デザイン分野	医療事務分野	営業・販売・事務分野	介護・医療・福祉分野	理容・美容関連分野
実践コース数	318	650	187	1,005	297	260
付加奨励金支給コース数	271	507	171	869	274	238

付加奨励金の額は、受講者数・支給単位期間・就職率を構成要素に算定され、その単価は、就職率に応じて設定されており、

①就職率が35%以上60%未満の場合は1支給単位期間につき、受講者一人当たり1万円

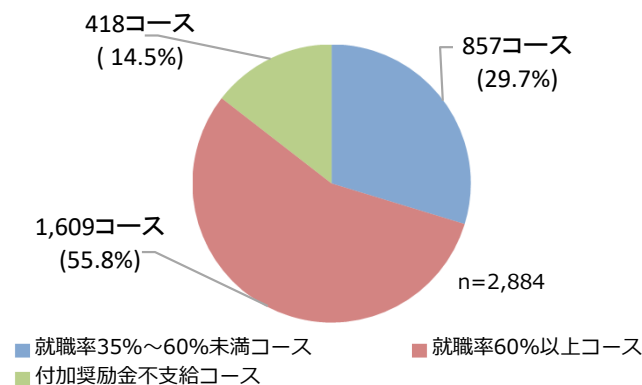
②就職率が60%以上の場合は1支給単位期間につき、受講者一人当たり2万円

が支給される。

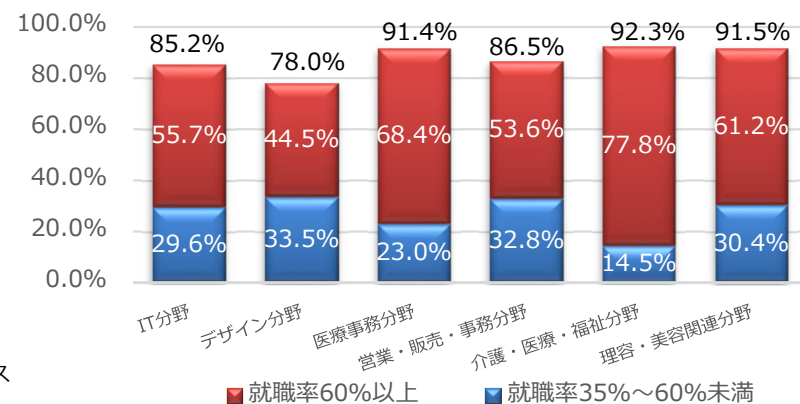
付加奨励金支給件数2,466コースの内訳を確認すると①は857コース、②は1,609コースであり、【図1】のとおり、**実践コース開講数の半数以上で上位の単価を適用する付加奨励金が支給されていた。**

また、実践コースを年間100件以上開講されている主な分野別に分類し、付加奨励金の支給割合を確認すると【図2】のとおり、ほとんどの分野で支給率80%を超え、**医療事務分野、介護・医療・福祉分野及び理容・美容関連分野においては、90%を超える状況にあった。**

【図1】実践コースにおける就職率別コース数・割合



【図2】実践コースにおける主な分野別の就職率別コース割合



付加奨励金が、高い就職率を達成するためにより質の高い就職支援を行った訓練校に対してインセンティブを付与するために設定されているものであることに鑑みれば、**開講数のうち9割近いコースに支給され、かつ、半数以上が上位単価を用いて算定される現在の基準では、政策効果を高めるためのインセンティブが訓練校に働きにくくなっている可能性がある。**

② 調査の視点

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金が支給される実践コースにおいて、訓練内容と就職先に相関関係があるか。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

特定分野への奨励金の設定は、その施策効果が有効であると認められるか。

③ 調査結果及びその分析

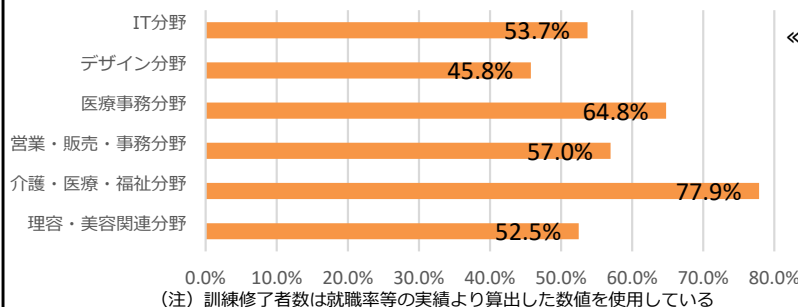
2. 訓練修了者の就職先について

実践コースは、基礎的な技能及び実践的な技能並びにこれらに関する知識を付与するための認定職業訓練として様々な分野が設定されている。一方で、**付加奨励金の支給要件である就職率の算定において、訓練修了者が、訓練の内容に関連した業務へ就職（以下「関連就職」という。）したか否かを問わないこととなっている。**

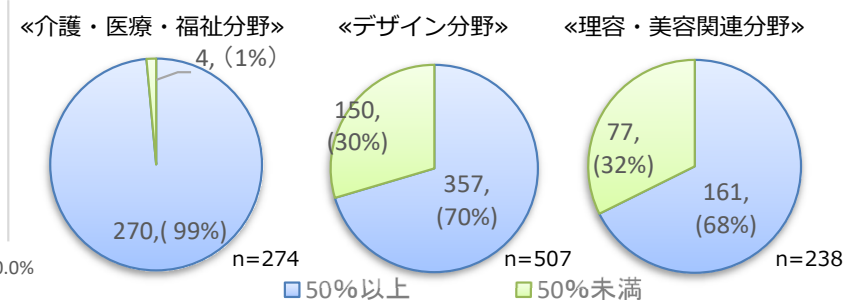
そこで、付加奨励金が支給された実践コースにおいて、65歳未満の訓練修了者からの自己申告による関連就職の状況を集計したところ【図3】のとおり、介護・医療・福祉分野では、約78%の関連就職率がある一方で、IT分野、デザイン分野、理容・美容関連分野では、5割程度の関連就職率であった。

そこで、介護・医療・福祉分野、デザイン分野及び理容・美容関連分野を修了して就職した65歳未満の者のうち関連就職率が5割未満のコース数を分析すると【図4】のとおり、**理容・美容関連分野及びデザイン分野はその3割程度において関連就職率が50%を下回っていた。**特にデザイン分野は、分野別のコース開設数が全体で二番目に多く、デザイン分野の教育訓練は、**訓練内容に関連する業務への就職に結びつく質の高い教育訓練を行われていない訓練校が一定程度存在する可能性がある。**

【図3】 65歳未満の訓練修了者に占める関連就職率



【図4】 65歳未満の就職者に占める関連就職率別コース数



3. 特定の分野への奨励金の効果について

認定職業訓練実施奨励金では、IT分野や介護分野などの分野に応じた奨励金の特例的な加算措置を行っている。

このうち、介護・障害福祉分野（※）では、人材確保施策の一環として、令和5年度から、訓練において職場見学等を実施した場合に、受講者一人当たり1万円を支払う職場見学等促進奨励金（以下「特例奨励金」という。）を創設しており、期限延長を繰り返し、令和8年度末までの措置が設けられている。

当該奨励金の人材確保支援としての効果を計測するため、65歳未満の訓練修了者のうち就職者の実態を調査したところ、【表及び図5】のとおり、**特例奨励金が支給されたコースでの関連就職率は89%、支給されていないコースでの関連就職率は86%であり、大きな差は見られなかった。**

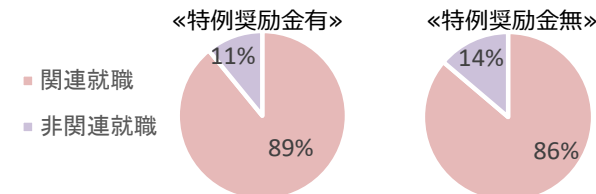
そのため、**当該施策における人材確保支援としての効果が発揮されているとは言い難い状況にあると考えられる。**

【表】 特例奨励金の有無における関連就職者数等

(介護・障害福祉分野)	コース数	65歳未満 就職者数	65歳未満 関連就職者数
特例奨励金有コース	227コース	1,607人	1,431人
特例奨励金無コース	67コース	450人	388人

※介護・障害福祉分野とは、介護・医療・福祉分野のうち、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修等を実施するもの

【図5】 特例奨励金支給の有無別の関連就職率



② 調査の視点

4. 就職した者の定着状況の把握等について

訓練を修了し、就職した者の定着状況などのフォローアップが出来ているか。

【調査対象年度】
令和5年度～令和6年度

【調査対象先数】
厚生労働本省
ハローワーク：512先

③ 調査結果及びその分析

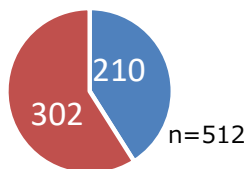
4. 就職した者の定着状況の把握等について

認定職業訓練実施奨励金は、就職を成果指標としているが、就職状況とあわせて、定着状況を把握することも重要であると考えられ、平成23年1月27日の厚生労働省労働政策審議会職業能力開発分科会「求職者支援制度における新たな職業訓練の在り方について（報告）」（以下「審議会報告」という。）においても、「**訓練修了後の就職・定着等の状況を把握して訓練及び就職支援の効果を分析すること及びその結果を制度の在り方や運用に反映させることが重要である**」と示されている。

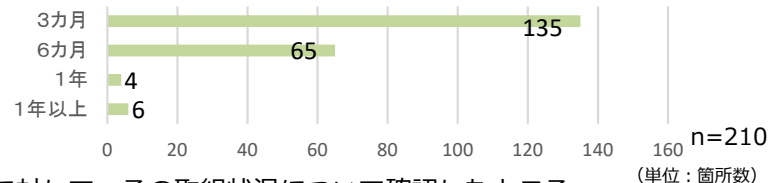
そこで、訓練校とハローワークにおいて定着状況が把握されているかを確認した。その結果、定着状況を把握している訓練校はなく、厚生労働省によれば、訓練校の役割は、就職に必要な職業能力の開発及び向上を図ることであり、その後の定着状況の把握は役割ではないとのことであった。また、【図6及び図7】のとおり、**自主的な取組として定着状況を把握しているハローワークは約4割にとどまり**、その把握期間は3か月との回答が大半であった。（令和7年4月調査）

【図6】ハローワークにおける定着状況の把握箇所数
（単位：箇所数）

■ 把握している
■ 把握していない



【図7】定着状況の把握期間等



その上で、定着状況を把握しているハローワークに対して、その取組状況について確認したところ

事例①：就職後に定着状況の確認連絡をした際に、事業所の人間関係などに不安があり、就労継続の悩みを把握。そこで、労働基準監督署などと連携しつつ、来所等により本人から状況を聴取し、不安解消に努めたところ、就労継続に至った。

事例②：就職後に定着状況の確認連絡をした際に、他者との仕事の姿勢の違い等に悩み、離職を考えていることを把握。このため、本人の来所による相談対応を行ったところ、体調の不調も確認した。その後も相談対応を継続し、結果として、離職したものの、本人の適性等を踏まえた別事業所への再就職に至った。

との事例が確認できた。

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 付加奨励金の支給基準について

多くの訓練コースが支給対象となるような現在の就職率の基準は適当とは考え難く、付加奨励金の設置趣旨である**訓練校のインセンティブが働く基準へ改めるべき**である。

2. 訓練修了者の就職先について

付加奨励金は、質の高い訓練を実施した訓練校に支給するものであることを踏まえれば、**支給対象の判定に関連就職を考慮すべき**と考えられ、その適否を厚生労働省労働政策審議会人材開発分科会等で議論することも含めて検討すべきである。

3. 特定の分野への奨励金の効果について

介護・障害福祉分野の訓練コースの特例措置である特例奨励金については、初年度である令和5年度実績において、**支給の有無と関連就職率への相関は認めがたい**ことから、今後の関連就職率の実績も踏まえ、**廃止を含め検討**すべきである。

4. 就職した者の定着状況の把握等について

過去の厚生労働省の審議会報告でも指摘があるのとおり、定着等の状況を把握して訓練及び就職支援の効果を分析すること並びにその結果を制度の在り方や運用に反映させることを目的として、**全国のハローワークにおいて、定着状況の確認等を行うべき**である。

府省名	農林水産省	組織	林野庁	会計	一般会計	項 目	林業振興対策費
							林業振興事業費補助金ほか
調査対象予算額	令和5年度（補正後）：5,001百万円 ほか （参考 令和7年度：4,725百万円）					調査主体	本省と東北財務局の共同調査

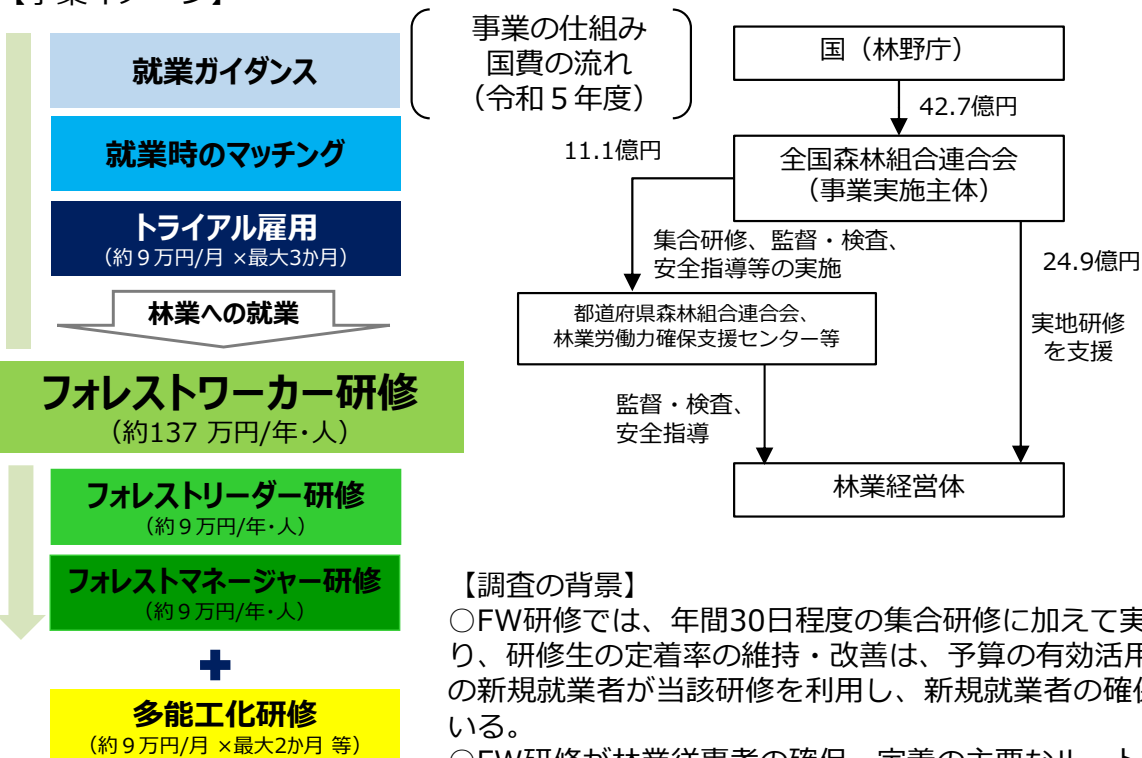
① 調査事案の概要

【事業の概要】

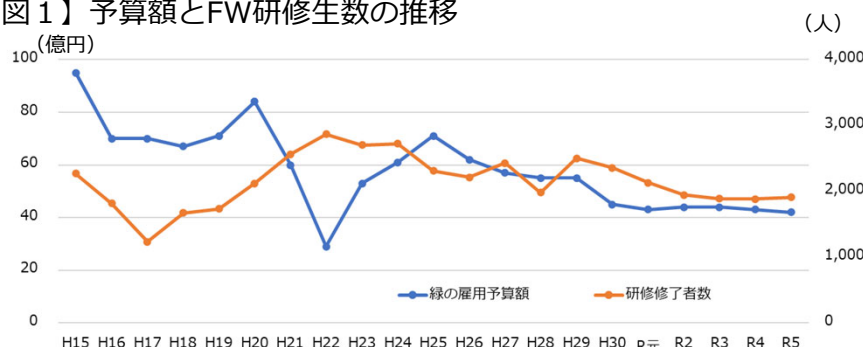
○林業への就業と定着化及び労働安全の向上を図るため、新規就業者への体系的な研修（フォレストワーカー研修）や林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、高校生の就業や女性活躍の促進、現場技能者のキャリアアップ等の取組を支援している。

○うち、「緑の雇用」担い手確保支援事業（以下「緑の雇用」という。）として、フォレストワーカー研修（以下「FW研修」という。）では、安全で効率的な知識・技術・技能を習得するため、新規就業者に対する3年間の研修実施を支援（1人当たり約137万円/年）しているほか、トライアル雇用では、就業希望者が林業の作業実態や就労条件についての理解を深め、林業への適性を確認するために3か月の研修を支援している（1人当たり約9万円/月×最大3か月）。

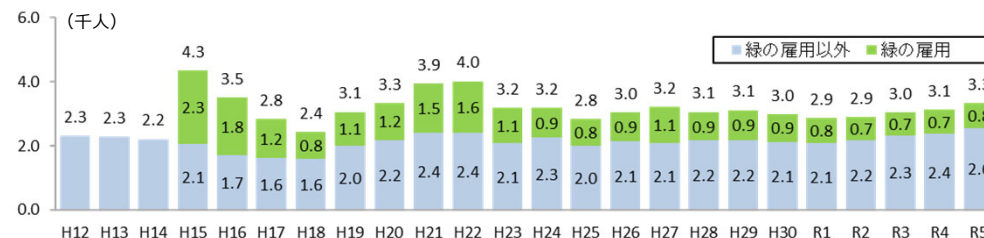
【事業イメージ】



【図1】 予算額とFW研修生数の推移



【図2】 林業における新規就業者数の推移



出典：林野庁業務資料

【調査の背景】

○FW研修では、年間30日程度の集合研修に加えて実地研修を3年間行うため、1人当たりの支援額は約400万円程度となっており、研修生の定着率の維持・改善は、予算の有効活用につながる。平成15年の事業開始以来、令和5年度末までに22,800人以上の新規就業者が当該研修を利用し、新規就業者の確保・定着に貢献し、新規就業者の約2割程度を本事業の研修修了者が占めている。

○FW研修が林業従事者の確保・定着の主要なルートとなっている中で、現状の運用が研修生の定着率改善に適切に機能しているかを明らかにし、より効果的な予算の執行へつなげることを目的に本調査（アンケート調査及び実地調査）を実施した。

②調査の視点

【調査対象年度】平成30年度～令和5年度

【調査対象先数】47都道府県、受入れ先林業経営体1,374先（回答先数：915先）

FW研修の林業経営体選定と改善について

- ・FW研修の受入れ先である林業経営体の選定に問題はないか。地域や林業経営体の特徴で定着率に差があるのではないか。
- ・定着率に問題のある林業経営体の改善は適切に実施できているのか。

③調査結果及びその分析

FW研修の林業経営体選定と改善について

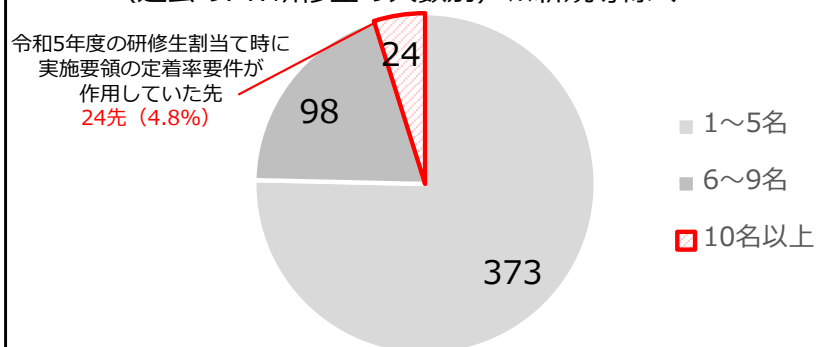
（1）FW研修の林業経営体の選定

○令和5年度にFW研修生（1年目）867人の受入れ先として、研修生の割当て承認を受けた林業経営体は588先あるが、そのうち、**直近5年間の研修生定着率が50%未満であった44先について、そのほとんどで当初の申請どおりの研修生の割当てを受けている**。これは、**実施要領で定める研修生を受け入れる林業経営体の要件として、「過去5年間のFW研修（1年目）の研修生の定着率が原則として50%以上の林業経営体であること」に反しているもの**と考えられる。

○この要因としては、**事業実施主体の内規で定めた運用上、当該実施要領部分を「過去5年間のFW研修（1年目）（林業経営体）の研修生に関して、定着率が50%未満でありかつ5名を超える者が林業から離脱している場合」に割当てを行わないと読み替え、人数要件を追加しているために生じている**。なお、林業経営体における研修生の受入れが少数の場合、定着率だけで判断することが適切でない場合も考えられることから、林野庁側もこの内容を了解していた。

○人数要件を追加した趣旨は理解できる一方で、上記の読み替えによって、令和5年度の新規等を除いた495の林業経営体のうち、過去の研修生が1～5名の373先(75.4%)はこの人数要件を満たす可能性が全くなかったほか、過去の研修生が6～9名の98先(19.8%)は人数要件によって定着率要件自体も緩められていた。その結果、**令和5年度のFW研修申請時に、定着率50%未満で即採択が受けられない可能性のある林業経営体は、過去5年間の研修生が10名以上の林業経営体24先（4.8%）と極めて少なく、予算の執行段階で、実施要領の定着率の要件が適切に適用されていない**。

【図3】令和5年度のFW研修受入れ先林業経営体
（過去のFW研修生の人数別）※新規等除く



○具体的には、5人も離職し定着率が著しく低いにもかかわらず、人数要件に達しないために研修生を受け入れている林業経営体が存在する。さらに、事業実施主体では、実施要領に記載のない、改善方針の提出と改善措置の実施状況の報告を受けることで利用を認めるとの運用をしているため「**定着率が50%未満でありかつ5名を超える者が林業から離脱している場合**」に該当する**定着実績が著しく低いものが含まれており、より不適切である**と考えられる。

【不適切な事例】

- A法人（8名の研修生うち、5名離職（H30:2名、H31:3名））…定着率37.5%
 B法人（9名の研修生うち、5名離職（H31:2名、R2:2名、R3:1名））…定着率44.4%
 C法人（12名の研修生うち、9名離職（H30:3名、H31:3名、R2:2名、R4:1名））…定着率25.0%

③調査結果及びその分析

(2) FW研修の改善

○FW研修等の問題を改善するための「改善措置意見の通知」については、FW研修を引き受けた林業経営体に改善の必要がある場合（要件に該当する場合）に事業実施主体から発出され、都道府県も意見を出せることになっているが、定着率の改善に関して以下の問題が認められる。

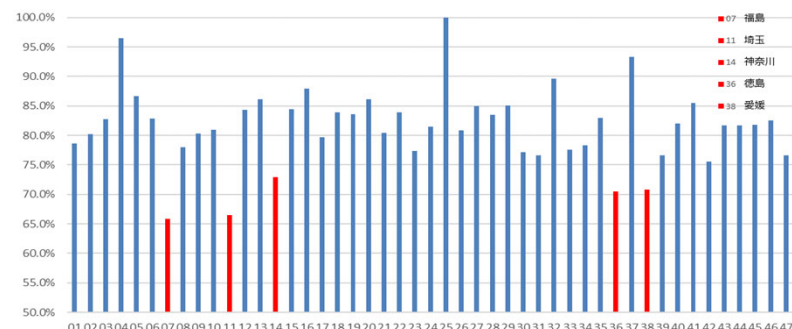
○（１）の選定での指摘と同様に、**事業実施主体の内規において定着率に係る要件に人数要件を追加して設定しているため、そもそも「改善措置意見の通知」の対象となり得る林業経営体が少なく、問題のある林業経営体の捕捉・改善につながりづらい。**また、事業実施主体の運用通知によれば、離職者の算出について、他の林業経営体に移籍した者を除くことができるほか、「経営体からの退職理由が当該経営体の責によらない相当事由として、本会が認めたもの」を除いており、人数の算出自体も緩和している。

○また、意見通知が発出された場合においても、審査が十分に機能していないと見られる事例も存在した。２年連続で研修生の離職に関して「改善措置通知」が出された林業経営体の提出した「基本的に地元従業員を採用する」、「雇用条件を改善する（日給から月給への変更）」との改善方針について、**１年目の改善措置で改善できていない理由等を分析することなく、事業実施主体は２年目の改善方針を漫然と承認している。**なお、上記事案では県からの意見も出されているが、事業実施主体と同様に１年目が達成できなかった点を考慮することなく林業経営体の改善方針と同内容の意見にとどまっている。

○なお、FW研修の改善措置に係る都道府県からの意見は任意となっており、そもそも都道府県が関与していない事案も散見される。その要因としては、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく都道府県による林業経営体の認定がFW研修の採択要件になっているが、この認定以外は、基本的に都道府県が関与しないものとなっており、集合研修に林業大学校が絡む都道府県を除き、各都道府県の担当者はFW研修について主体的に関与・把握していないためである。

○他方で、平成30～令和4年度までのFW研修生の定着率について、都道府県別にみると５県（７団体）で定着率が他県を大きく下回る水準【図４】となっており、一部の都道府県においては、林業従事者確保の観点から都道府県も関与して是正する必要があると考えられる。

【図４】都道府県別のFW研修生の定着率（n=1001）



<改善措置意見>

	改善措置意見の通知件数		
	研修生の定着要件分		
			該当5県
R2	27	20	5
R3	17	12	4
R4	17	16	1
R5	11	8	1
合計	72	56	11

④今後の改善点・検討の方向性

FW研修の林業経営体選定と改善について

○FW研修の受入れ先林業経営体の選定に当たっては、定着率を改善させるためにも適切な選定を行うべきであり、事業実施主体の内規等で緩和されている内容については、現状の研修生受入れ人数等を踏まえて、**募集前から９割以上の林業経営体が完全には該当し得ないような要件ではなく、林業従事者の確保の観点から定着率が高い林業経営体や低い林業経営体の特徴を分析し、定着率に係る有効性のある要件設定を検討すべきである。**

○また、「改善措置意見」に関しても、上記の見直しと合わせて定着率に係る発出基準を見直すとともに、改善措置意見の通知に対する各林業経営体からの改善方針については、現状任意となっている都道府県からの意見聴取を実効性のあるものに見直すなど、運用改善を図るべきである。**運用改善にあたっては、事業実施主体任せにするのではなく、離職率の高い林業経営体の特徴、特に定着率の高い都道府県の実績や各林業経営体の改善措置に係る具体的な事例等を検証し、事業実施主体が林業経営体を適切に監督・指導できるよう指針を示すべきである。**

府省名	農林水産省	組織	水産庁	会計	一般会計	項 目	水産業振興対策費
							水産業振興対策事業費補助金
調査対象予算額	令和6年度（補正後）：8,103百万円 ほか （参考 令和7年度：1,189百万円）					調査主体	本省と北海道財務局の共同調査

① 調査事業の概要

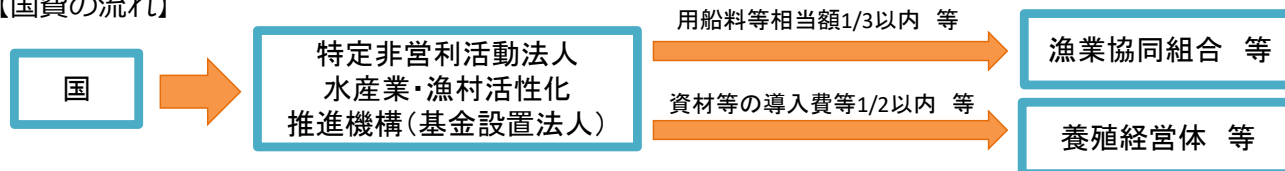
【事業の概要】

○漁業者による収益性の高い新たな操業・生産体制の転換等を促進するため、多目的漁船の導入や大規模沖合養殖システムの導入等の収益性向上の実証（期間最長3年間）に取り組む場合に漁船減価償却費や修繕費等の用船料等相当額を助成（返還不要）に加えて、人件費や燃油代等の運転経費については、貸付け（全額返還）を実施している。

【事業の流れ（令和6年度）】

- ①漁協・漁連や漁業団体等が中心となり、地域協議会を設置
- ②地域協議会が地域の漁業の収益性向上を図る改革計画を策定
- ③中央協議会が②の計画を審査・認定
- ④事業実施者が漁業者から事業を行う用船を公募で確保した上、原則5年間実証を行う（実証経費の助成はそのうちの原則3年間）

【国費の流れ】



【実証事業のために導入された船や設備】



沖合底びき網漁船
（ハードオーニング付き）



沖合底びき網・イカ釣り兼業船
（自動イカ釣り機、集魚灯付き）



船内冷凍魚倉



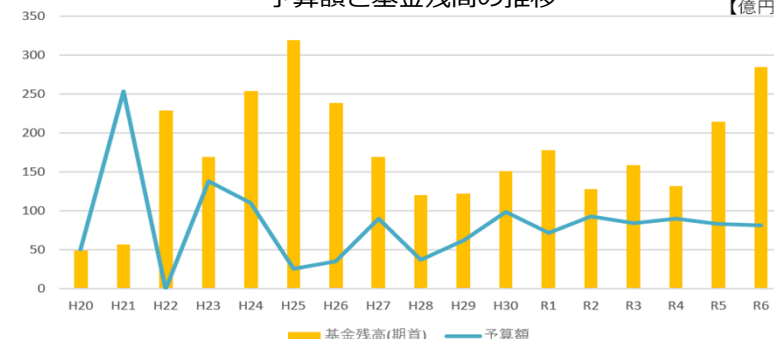
冷却設備



船員設備

予算額と基金残高の推移

【億円】



※H25年度までの予算額及び基金残高には、担い手漁業経営改革支援リース事業に係る金額を含む

計画認定数の推移

【件】



【調査の背景】

- 実証事業開始から18年経ち、実証中のものも含めて現在までに205事業と多数の実証事業が積み上がっている。
- 実証事業の結果報告は実証期間中のみとなっており、多くの事業がその後どうなったか不明な状態であること、実証事業にもかかわらず長期間同様の事業を継続していることから、改めて本事業の効果や必要性を長期的な目線で検証し、より効果的な予算執行へつなげることを目的に本調査（調査票によるアンケート調査及び実地調査）を実施した。

②調査の視点

【調査対象年度】平成20年度～令和6年度

【調査対象数】採択済みの実証事業：205件（回答事業数：198件）

1. 実証事業のために導入した設備の遊休化

国費を投じて実施された実証事業のために導入された設備が遊休化していないか。
また、実証期間中のモニタリングや実証期間終了後のフォローアップはできているのか。

2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成

支援額と償却前利益（実証期間中の平均）の増減に関係性は見られるのか。
国費の有効活用の観点から、実証事業の手法の成否を分析し、重点化すべきではないか。

③調査結果及びその分析

1. 実証事業のために導入した設備の遊休化

○収益性の高い新たな操業・生産体制の転換等を促進するために**実証期間中に導入した設備が、事業実証中、又は、実証期間後に遊休化しているものが11件確認され、基金管理団体及び水産庁はその事実を十分に把握していなかった。**

○遊休化した設備には、**当該設備がなくとも漁の実施自体が可能であり、漁獲量増加やコスト削減等の収益性向上に直接的に結びつかないという類似性がみられた。**具体的には、水耕栽培システム、冷凍設備、魚倉用コンテナ等といった、船内環境の改善や付加価値向上等への期待から導入されているもので、撤去する際に代替品を準備する必要もないものであった。

これらの設備では、船上での作業が増加するという共通性もあり、船上で働く船員の数が限られており、常に人手不足である水産業において追加人員の確保もままならない中で、**船上での船員への負荷が増加するものは受け入れられておらず、遊休化していると考えられる。**

○なお、漁に直結する設備については基本的に遊休化しづらいものの、**漁法転換時においては、漁業者中心の計画では新しい漁法に対する知見が薄い中で、設備の稼働率を高めに見積もってしまうため、新設備が遊休化してしまっているものも確認された。**具体的には、撒き餌作成のためのミンチ機を導入した際、計画当初は、サバ漁獲のために撒き餌を使用した操業を予定していたが、サバ類の来遊が少なくマイワシが中心の操業となったため必要とされなかったもの等がある。

2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成

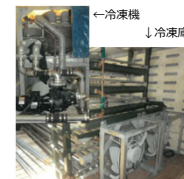
○実証期間中に償却前利益が、実証事業開始前よりプラスとなった事業は116件（56.6%）となり、89件（43.4%）が償却前利益を減らす結果となっているが、**実証事業への支援額と償却前利益増減額に相関関係は見られず、支援額の多寡と事業の成否は直ちに関係は見られない【図1】。**

<事例①：水耕栽培システム（遠洋まぐろ延縄漁業）>



平成26年8月 水耕栽培システムを導入
目的：乗組員のストレスの減少、健康の維持増進等
遊休化の経緯：新鮮な野菜を食べられることへの評判は良好だったが、栽培を担当する船員の負担が大きく不満の声が大きかったほか、十分な野菜の量や質を確保できず、使用頻度減少。実証終了後、撤去。

<事例②：船上の冷凍設備（いか釣り漁業）>

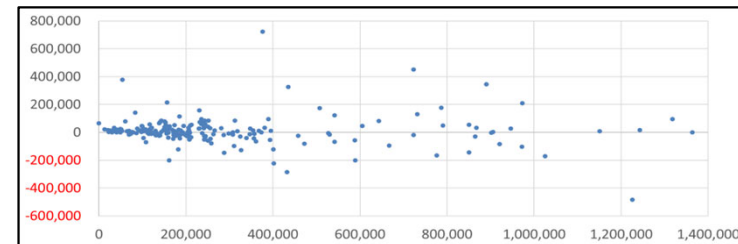


平成28年8月 冷凍設備を導入
目的：船上冷凍による魚価の向上等
遊休化の経緯：設備稼働に対応するために追加人員が必要となったが確保できず、船に搭載中も使用頻度は低調。実証終了後、撤去。



<ミンチ機>

【図1】実証期間中の支援額と償却前利益増減額との関係（n=205）

償却前利益増減額
(千円)支援額
(千円)

③調査結果及びその分析

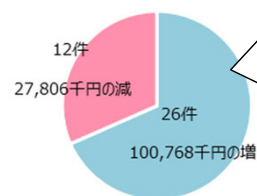
○一方で、各取組内容別に見ると一定の成功を収めていると見られる手法もあり、遠洋漁業の国際競争力強化、海洋環境の変化や人手不足等の厳しい環境下での水産業の実証事業の在り方に示唆を含むものであり、以下、収益性改善に成功したと見られる事業を中心に分析を行う。

(1) 遠洋漁業における船の「大型化」等

○漁船の「大型化」は、一度の航海での稼働日数の増加、設備増強等による漁獲量増加によって収益性を向上させており、特に長期間の航海を行う遠洋漁業においては、ヘリコプターや魚艙スペースの活用等による操業効率の改善、安全性や労働居住環境の改善によって、沖合漁業と比較しても収益性に与えるプラスの影響は大きい【図2】。他方で、遠洋漁業における「大型化」以外の省エネ化等の手法については、コスト増により収益性が減少しているものが多いほか、増加している場合でも増加率は低く、AI漁場予測設備の導入のように最新鋭の設備自体を上手く活用できなかった事例も確認されている【図3】。

【図2】 船の大型化の手法 (n=38)

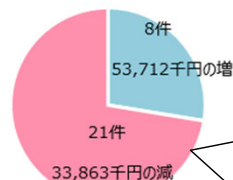
償却前利益の平均増減額



【海外まき網漁業において、船の「大型化」の成果が顕著に出た事例】
 (平均償却前利益：6.4億円(実証前より+4.5億円))
 ○ヘリコプターも搭載可能な最新鋭の760トン型の漁船を導入。
 ○大型化を行うことで、操業効率、安全性や労働・居住環境も改善している。
 ・ヘリコプター導入により魚群探索能力が向上し、漁獲量の上昇(小型まぐろ類の混獲削減)
 ・魚見スペースが閉鎖式になる等、労働環境が改善されたことによる探索作業の効率化。
 ・船の揺れが少なくなり乾舷(水面から上甲板までの距離)が確保され船体の安全性が向上。

【図3】 船の大型化以外の手法(省エネ・省力化等) (n=29)

償却前利益の平均増減額

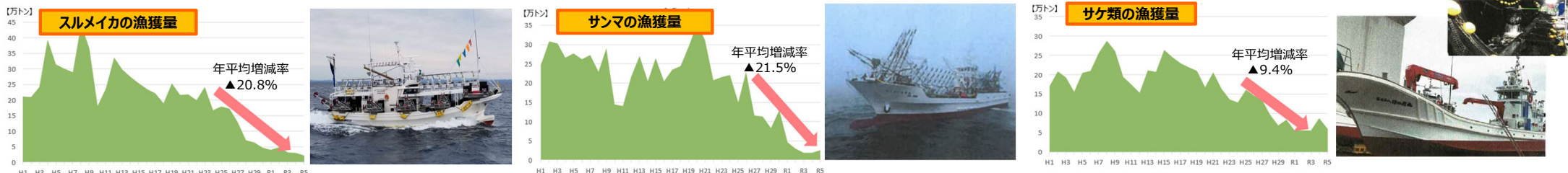


【遠洋かつお一本釣り漁業において、既存船への措置が成果を上げられなかった事例】
 (平均償却前利益：▲0.01億円(実証前より▲0.4億円))
 ○既存船(船齢23年)において、船底への最新超低燃費防汚塗料採用、燃油消費モニターの導入による減速航行、高速ブロードバンド衛星通信の導入による漁場探索の効率化等を実施。
 ○漁獲量は減少したが、価格上昇で水揚げ高は横ばい。他方で、人件費・燃油費・修繕費が上昇し、コスト増。

【遠洋マグロはえ縄漁業において、省エネ化が成果を上げられなかった事例】
 (平均償却前利益▲0.2億円(実証前より▲0.3億円))
 ○燃油削減のため、低燃費型防汚塗料の塗布、魚艙防熱構造の増厚化等を行った省エネ型の新船を導入。
 ○漁獲量、水揚げ高は実証前と変化はなく、漁場探索のため計画よりも燃油使用量が増加するなど、コスト増。

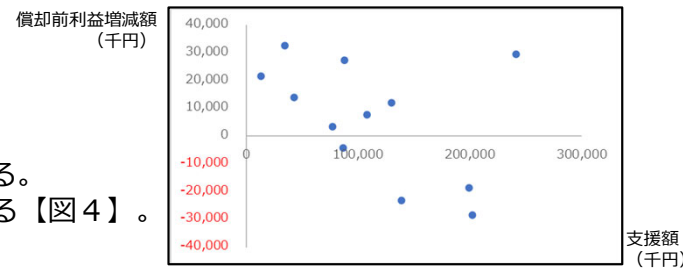
(2) 不漁魚種にかかる船の「小型化」

○上記のとおり、遠洋漁業では「大型化」の恩恵が大きく成功している事例もあるが、平成22年頃より一貫して漁獲量及び資源量が減少していた不漁魚種(スルメイカ、サンマ、サケ)を取扱う沿岸・沖合漁業については、特に漁獲量の減少が顕著となっていた平成26年以降に採択した10件(イカ釣り5件、サンマ棒受け網3件、サケを対象とする定置網2件)のうち、8件は償却前利益を減少させ、厳しい状況となっていた。取組んだ「大型化」や「省エネ化」等は、漁獲高の減少を補うほどの効果を出せていない。



○他方で、同時期(実証期間：平成25年～平成30年)の底びき網漁業において、「スケトウダラ」及び「スルメイカ」を漁獲対象に含み漁獲量が計画策定時の▲61%と大きく落ち込んでいるにもかかわらず、船の「小型化」によるコスト軽減等によって、償却前利益が増加(代船建造の見通し有)となった事案が確認されており、手法によっては厳しい資源環境下での収益性改善の可能性が認められる。

○また、船の「小型化」全体をみても、漁獲状況が良い場合には航海数(操業日数)で水揚げ高を確保することができるほか、漁獲状況が悪い場合であっても人員削減や検査費用等の固定費削減等のコスト削減効果が生じている。その結果、「小型化」は、漁獲状況に応じた柔軟な操業によって、償却前利益増加に貢献しているものと見られる【図4】。

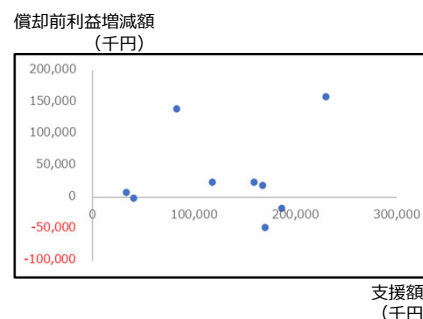
【図4】 「小型化」(n=12)
支援額と償却前利益増減額との関係

③ 調査結果及びその分析

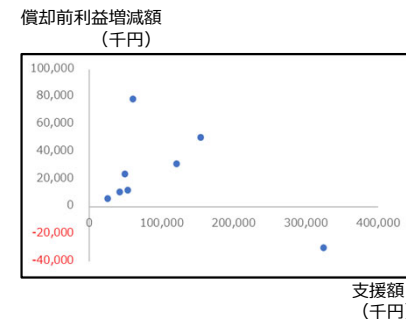
(3) 代船建造に合わせた「協業体制の見直し」、代船建造を伴わない「複合化」
○代船建造に合わせて「協業体制の見直し」を行っている取組は収益性の改善が見られる【図5】。元々、複数船舶での操業は効率化の余地が大きいほか、代船建造で複数隻の役割を1隻で担う多目的漁船等の建造が功を奏しているものと見られる。具体的には、平成31年～令和4年における千葉県の定置網漁業では、多目的漁船の建造に合わせて6隻体制での操業を4隻体制に変更し、操業体制の効率化等を実施し、償却前利益が増加（次期代船建造の見通し有）となった。

なお、数字上では、代船建造を伴わない「複合化」も同様の傾向が見られる【図6】ものの、過去に取り組んだ漁業者は、従来の漁法だけでは大幅な赤字となっている状態で実証を始めており、実証期間中に黒字化に至った事例はない。そのため、実証期間後の動向も踏まえて、当該事業の成否は判断する必要がある。

【図5】「協業体制の見直し」(n=9)
支援額と償却前利益増減額との関係



【図6】「複合化」(n=8)
支援額と償却前利益増減額との関係



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 実証事業のために導入した設備の遊休化

○実証期間中に導入した設備が遊休化している事例が確認されているため、実証中の動向を報告書で確認するだけでなく、実証期間終了後であっても、**基金管理団体及び水産庁は事業実施者の動向を把握し、フォローアップを適切に行うべきである。**

○また、導入する設備については、**収益性改善に直結する設備に限定するか、例外的に船内環境の改善等の間接的な設備を導入する場合であっても、船員の負担が増加しないように、過去導入に失敗した機器を除外するなどして遊休化を防ぎ、効率的な予算の活用に努めるべきである。**特に、漁法転換時の設備については、中央協議会等で足元の資源状況を踏まえ、計画内容及び導入する設備の妥当性を適切に審査を行うべきである。

2. 収益性改善に向けた効果的な実証事業の組成

○海洋環境の変化や人手不足等の厳しい環境下においては、**過去の実績を踏まえて有効な実証事業の方向性を示し案件の組成の際に考慮していく必要があり、中央協議会等と連携しつつ、水産庁として一定の指針を示すべき**と考える。

○具体的には、

- ・遠洋漁業においては船の「大型化」によって収益性改善が認められる一方で、それ以外の取組は収益性改善が見込まれづらいこと
- ・資源状況の厳しい魚種においても、「小型化」のように資源状況を踏まえた柔軟な操業では、収益性改善の可能性があると
- ・代船建造を伴う「協業体制の見直し」は、収益性改善効果が認められること

など、**過去の事業を踏まえて実証事業の成功につながる手法を整理し、実証事業のメニューやその要件を設定すべき**と考える。

○なお、「複合化」のように実証期間だけで成否の判断が難しい事業もあるため、実証期間にかかわらずその後の動向も踏まえ、過去の事業について成果を検証し、単なる要件や選定の見直しだけでなく、漁業者主導でどのような実証事業を実施するのが良いか等の、**今後の実証事業の在り方を検討すべきである。**

府省名	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計 食料安定供給特別会計 (農業経営安定勘定)	項 目	国産農産物生産基盤強化等対策費ほか 水田活用直接支払交付金ほか
調査対象予算額	令和4年度(補正後): 527,806百万円 (参考 令和7年度: 478,184百万円)					調査主体	本省と福岡財務支局の共同調査

① 調査事案の概要

【予算の概要】

- 農林水産省は、水田耕作者を対象に麦・大豆等への転作を推進するための水田活用の直接支払交付金(以下「水活」という。)と、認定農業者を対象に麦・大豆といった作物の標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分を補填する畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ」という。)を長年実施している。

●水活(戦略作物助成)

- 小麦、大豆、飼料作物 3.5万円/10a
- ・水田で主食用米以外の、麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付。

令和6年度より最低限の収量基準※を設定。

●ゲタ

(面積払)

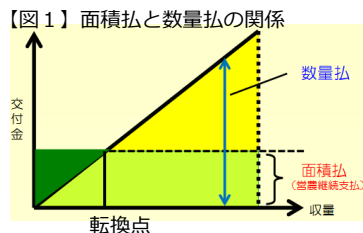
- 小麦、大豆 2.0万円/10a

(数量払)

- 小麦 7,150～7,860円/60kg等
- 大豆 8,990～10,360円/60kg等

- ・数量払を基本とし、その内金として面積払を先払い。
- ・面積払は、営農継続に最低限の費用を支弁するものとも位置付けられており、捨て作りを防止する観点から最低限の収量基準※が存在。数量払はいかなる収量であっても、その収量に応じて交付。

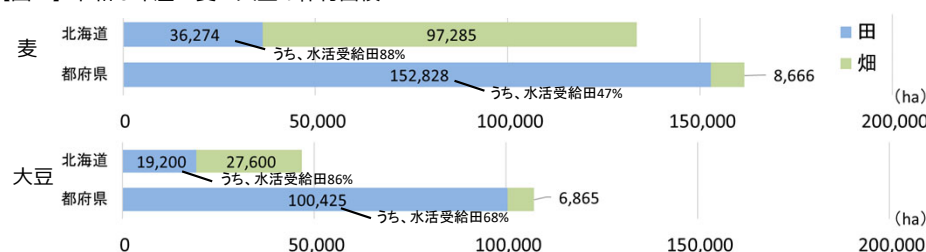
(※) 具体的には、地域協議会ごとに定められた一定の単収(基準単収)の1/2を下回った場合は理由書の提出が必要となり、災害等が理由である場合を除き、不交付。



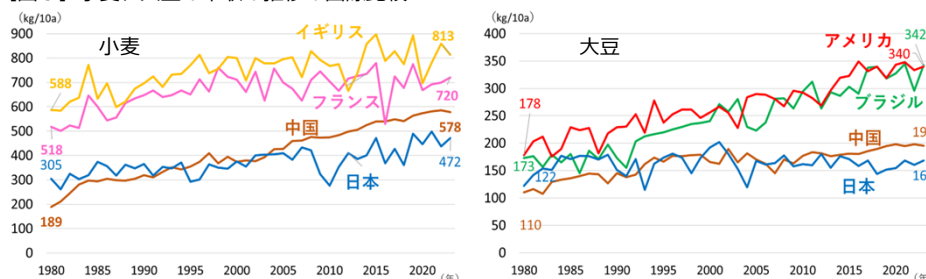
【転作作物(小麦・大豆)の現状及び調査の背景】

- 小麦や大豆は主食用米からの転作用の作物として利用されており、その生産には、継続的に毎年多額の予算が措置されている。(令和7年度予算 水活: 2,758億円、ゲタ: 2,024億円)
- 一方、小麦・大豆のいずれについても、単位面積当たりの収量(単収)は、諸外国と比べ高い水準にあるとはいえず、多額の交付金が生産性の向上にはつなげていない【図3】。
- しかしながら、①都道府県間で単収の差が大きく、高単収を出している都道府県も存在すること、②経年で単収向上が見られる県も存在することから、本来的には適切な栽培管理が行われれば、単収向上の余地は十分存在するものと考えられる【図4】【図5】。
- 農業人口減少が見込まれる中で、持続的な食料供給を行っていくためには、単収向上が不可欠である。各地域における生産の実態を把握し、関連する補助金をより生産性向上に効果的な仕組みとすることを目的に本調査を実施した。

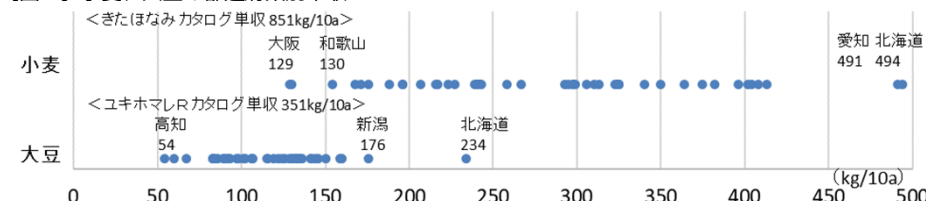
【図2】令和6年産 麦・大豆の作付面積



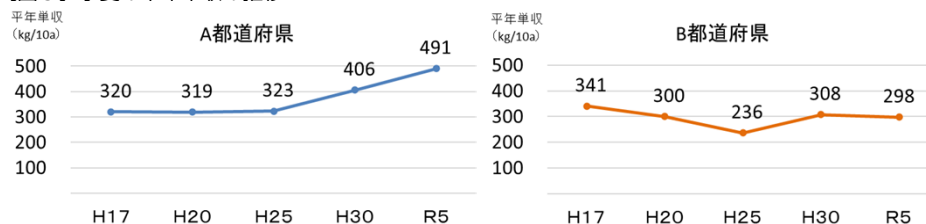
【図3】小麦、大豆の単収の推移の国際比較



【図4】小麦、大豆の都道府県別単収



【図5】小麦の単収の推移



②調査の視点

【調査対象年度】令和4年度

【調査対象先数】令和4年度にゲタまたは水活の交付を行った地域再生協議会等 約1,500のうち

＜小麦＞

データ分析調査 地域再生協議会200先（うち高単収協議会50先、低単収協議会150先） 水活やゲタを受給している小麦生産者 6,281名

現地調査 地域再生協議会45先、都道府県20先

＜大豆＞

データ分析調査 地域再生協議会10先（うち高単収協議会3先、低単収協議会7先） 水活やゲタを受給している大豆生産者 785名

※データ分析調査は、単収順に協議会を並べ、地域の偏りがないよう考慮した上で、単収上位・下位から順に、一定の受給人数が存在する協議会を機械的に抽出。

※現地調査も同様に単収順に協議会を並べ、地域の偏りがないよう考慮した上で、単収上位・下位から順に、一定の受給人数が存在する協議会を機械的に抽出。

また、水活のみの受給者が多い等一定の特徴がある協議会についても調査。

1. 麦・大豆の栽培管理、制度運用の実態

・水活受給者について、栽培管理は適切に行われているか。
・ゲタは適切に運用されているか。単収、理由書の確認、基準単収の設定等は適切か。

2. 定期点検調査の実態

定期点検調査において、どういった事案が確認されているか。

③調査結果及びその分析

○ 本調査は、水田における主要な転作作物として互いに関連する2つの作目（小麦、大豆）について、2つの補助金（水活とゲタ）に着目し、生産の状況と補助金の交付の関係等を調査。その結果、多額の補助金が必ずしも生産性の向上につながっていないほか、そもそも極めて収量の低い生産を行っているにもかかわらず補助がなされている場合もあることが判明した。財政負担に比して、生産性や食料自給率の向上に対する十分な効果は認めがたいことが明らかとなった。

【調査結果と分析】

(1) 水活：ゲタ受給者に比べ、水活のみを受給している者の単収が低いことが確認された。

＜調査結果の詳細＞

・水活のみを受給している者が全調査先のうち3割に存在し、水活のみを受給している者の単収は、ゲタ受給者の単収と比べ、半分程度にとどまっている。

＜分析＞

・水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないかと考えられる。

③調査結果及びその分析

(2) 大豆：単収が極めて低く、本来単収向上のインセンティブである数量払が形骸化し、理由書の確認等も不適切な現状が確認された。

<調査結果の詳細>

- 制度が想定する通常の生産者が実際は少なく【図7の●】、極端な低単収とされる90kg/10a以下の者が極めて多く、かつ、この10年でも増加。
- 数量払が受給できる収量に達していない者の割合も多い【図7の●】。
- 基準単収の1/2を下回り、理由書提出を行った上で、面積払を受給している者がゲタ受給者のうち30%と極めて多く、理由書の確認も不十分ではないかと考えられる【図7の●】。
- 交付・不交付の判断についても、個別の農政局管内で誤認に基づく運用を確認。
- 農林水産省による定期点検調査でも、そもそも作付けがない等全く栽培意欲がないと考えられるにもかかわらず、交付申請がなされている実態を確認。

<分析>

- 水活も含めた面積払の単価が高過ぎる水準となっており、適切な栽培管理を行うインセンティブが働かず、この10年間で単収が下がってしまったのではないかと。
- 理由書の確認等の運用も不適切であり、改善が必要。

(3) 小麦：捨て作り防止のために設けられている基準単収が実態より低く、足元の単収を適切に反映しない基準となっていることや単収のバラツキ等が確認された。

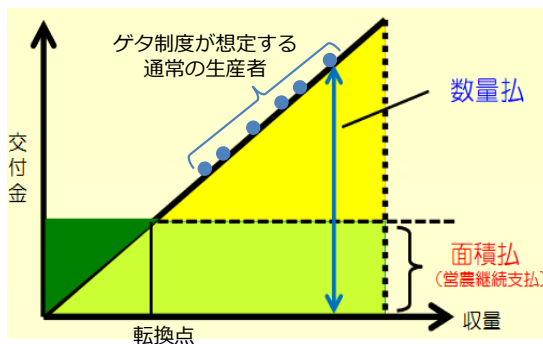
<調査結果の詳細>

- 7～8割の協議会において、実際の平均単収より基準単収が低い。
- 制度が想定する通常の生産者がきちんと存在するが【図8の●】、いかに低い単収であっても、現行制度上、数量払は受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例も発生【図8の●】。
- 各協議会、生産者間でも単収にバラツキが大きい。

<分析>

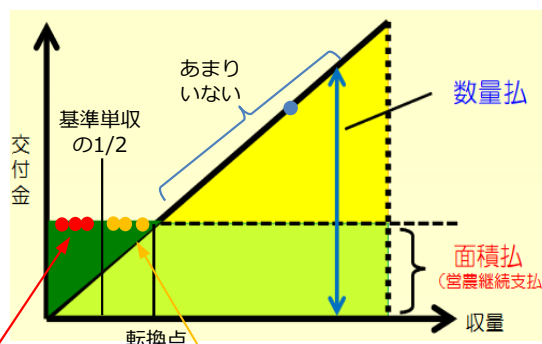
- 足元の単収を、より適切に反映する基準単収の設定とすべきではないかと。
- 生産性の向上が望まれる。

【図6】制度上、通常想定されている生産（イメージ）



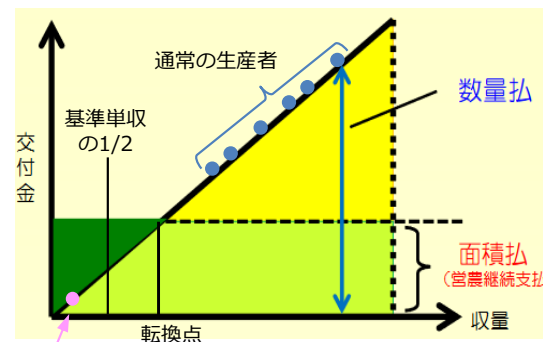
理由書の提出が必要だが、理由が正当であるとされ、面積払を受給している者

【図7】実際的大豆生産（イメージ）



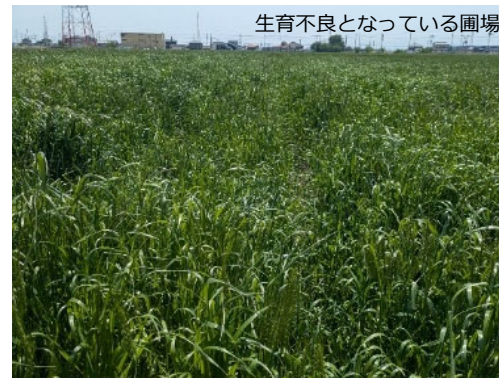
理由書の提出までは求められていないが、通常は想定されていない収量の者

【図8】実際の小麦生産（イメージ）



低単収で、数量払のみ受給している者

【図9】現地調査で確認した圃場の例（小麦）



④今後の改善点・検討の方向性

- 現行の補助金制度（水活、ゲタ）による小麦・大豆の生産支援では、**多額の予算措置が適切な生産や生産性の向上につながっていない**。その原因は、多額の補助金を背景に、**きちんとした栽培管理に基づく適切な生産ではなく、単なる転作の実施や極端な低単収での栽培を行っている地域が多いこと**にあると考えられる。
- 上記のような生産状況に対しても、単に転作・生産していることを元に補助金が交付される現行制度は不合理であり、以下のとおり、**予算措置の在り方を抜本的に見直す**べき。

1. 水活の受給要件、交付単価の適切性

- 水活は、水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないか。**生産性要件を設けるほか、適切な栽培管理がなされる交付単価に見直す**べき。

2. 大豆生産の適正化（面積払・理由書の審査等の適正化）

- 大豆は、多くの生産者において収量が極めて低くなってしまっており、生産性向上のインセンティブであるはずの数量払が機能していない。数量払が生産性向上のインセンティブとして機能するよう、**面積払の交付単価を見直す等、抜本的な措置が取られる**べき。
- 基準単収の1/2という収量基準を下回るにもかかわらず、①多くの者が面積払の交付を受けている、②誤認に基づく不適切な制度運用が行われている地域がある、③通常時から基準単収の1/2を下回っている者に対しても交付を行っているなど、理由書の審査が形骸化している状況にある。**誤認に基づく独自運用の廃止を徹底するほか、理由書の審査を適正化し、真に不可抗力と考えられる事案にのみ面積払が交付される**べき。また、通常から基準単収1/2を下回っている者に対しては、**面積払の交付を行わない**こととすべき。
- 立入調査の結果、補助金の交付申請をしているにもかかわらず、作付けがなされていない、雑草が繁茂しているといった、適切な栽培が行われていない事例については、**悪質な交付申請者（虚偽申請）と考えられ、再発防止のための厳格な措置が取られる**べき。

3. 小麦生産の適正化（基準単収、数量払の適正化）

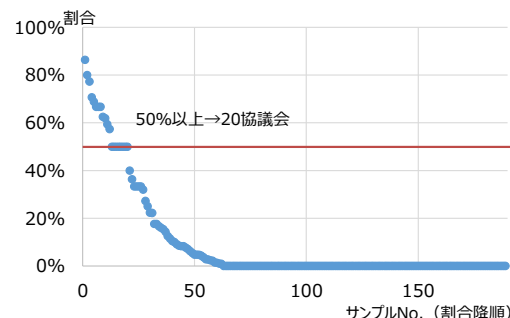
- 捨て作りの防止のために設けられている基準単収が、実態より低く、足元の単収を適切に反映しない基準となっているため、捨て作り防止効果が弱く、また交付単価が過大となっている可能性がある。**基準単収について、足元のゲタ受給者の平均単収を適切に反映した水準に見直す**べき。
- ゲタの数量払は、どんなに低い単収であっても、現行制度上、受給可能であるため、相当程度低い単収で数量払を受給している事例が存在する。補助金である以上、適切な栽培の実施を求めるべき。

(参考) 調査結果及び分析の詳細

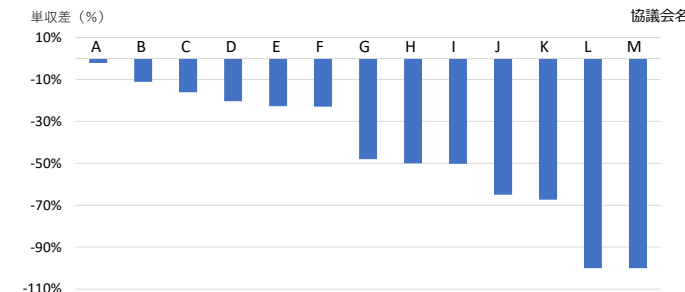
(1) 水活：水活のみ受給者は単収が低い

- **ゲタ受給者に比べ、水活のみを受給している者の単収が低いことが確認された。**
 - ・全データ分析調査先の約3割において、小麦を栽培しているものの、ゲタは受給せず、水活のみを受給している生産者が確認された。そのうち20協議会では水活のみ受給者の割合が50%を超えた。また、現地調査にて、協議会ごとに水活のみ受給者の単収を確認したところ、ゲタ受給者の実際の平均単収と比較すると、約半分程度にとどまっている【図10】【図11】。
- 水活は、水田で主食用米以外の麦・大豆等の転作作物を作付けした場合に交付され、収量については最低限の収量基準を満たすことのみを求める制度となっているため、しっかりとした生産を行い、収量を増やすインセンティブが働いていないのではないか。特に交付単価が不適切に高く、生産者が収量を追求しない制度となっているのではないか。

【図10】小麦生産者に占める水活のみの受給者割合



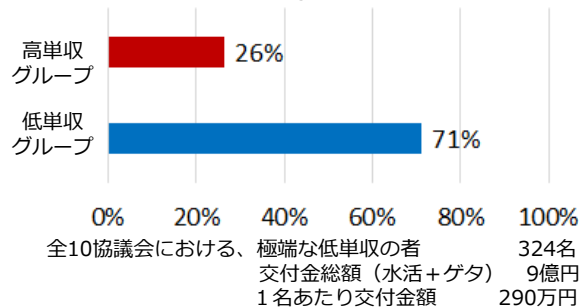
【図11】協議会における水活のみ受給者の単収とゲタ受給者の平均単収との差（平均単収を100%とし、差を計算）



(2) 大豆：大豆の生産者は極端に低単収、数量払の形骸化

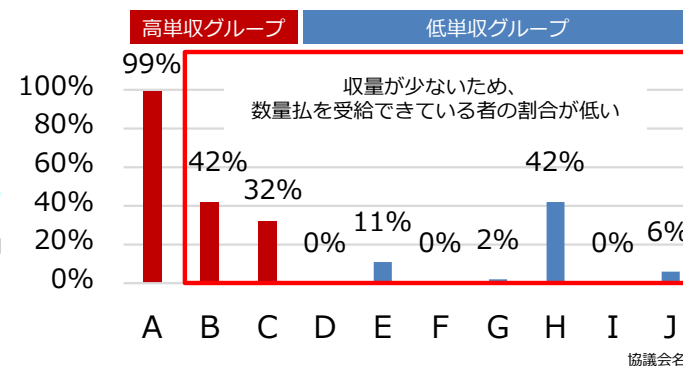
- **大豆の単収は極めて低く、数量払が形骸化している。**
 - ・平成24年に単価算定（面積払2万円（現時点と同額））を行った際は、「大豆については、捨て作り等の影響を排除するため、極端な低単収農家（90kg/10a以下）のデータを除いて交付単価を算定。」とされたが、現在では、極端な低単収（90kg/10a以下）である生産者が高単収グループでも26%、低単収グループでは71%も存在している。これらの者の大豆の生産量は平成24年当時は全体の1%程度であったのが、現在では6%程度まで上昇【図12】。
 - ・単収が極めて低いために、ゲタ受給者のうち、数量払が受給できる収量に達している者の割合も少ない。数量払は、本来は単収向上のインセンティブとして措置されているが、実際にはインセンティブとしては機能していない【図13】。
- 水活も含めた面積払の単価が高過ぎる水準となっており、適切な栽培管理を行うインセンティブが働かず、この10年間で単収が下がってしまったのではないかな。

【図12】ゲタ受給者のうち、極端な低単収（90kg/10a）の者の割合



全10協議会における、極端な低単収の者
交付金総額（水活+ゲタ） 324名 9億円
1名あたり交付金額 290万円

【図13】ゲタ受給者に占める数量払受給者の割合



(参考) 調査結果及び分析の詳細

(2) 大豆：理由書確認が不適切

- また、**大豆では、理由書の確認や制度運用が不適切であった。**
 - ・ **基準単収の1/2を下回っているにもかかわらず、面積払を受給している者が極めて多く存在（生産者の約30%）。**本来は基準単収の1/2を下回る場合は、正当な理由がなければ、面積払が支給されないはずだが、これだけ多くの者が面積払の受給を認められているということは、理由書の確認が不適切なのではないか【図14】。
 - ・ 例えば、当該農業者の通常の単収値（＝理由書に添付の農業共済の書類上の基準単収量）が基準単収の1/2を下回っており、特殊要因とは認められないにもかかわらず交付がなされている例や、本来の施肥量、防除が行われているとは考えられないにもかかわらず交付がなされている例が存在。
 - ・ また、特定の農政局管内では、**基準単収の1/2を下回っても、理由のいかんを問わず、3年連続でなければ交付金の返還は求めないとの誤認に基づく運用が行われていた。**

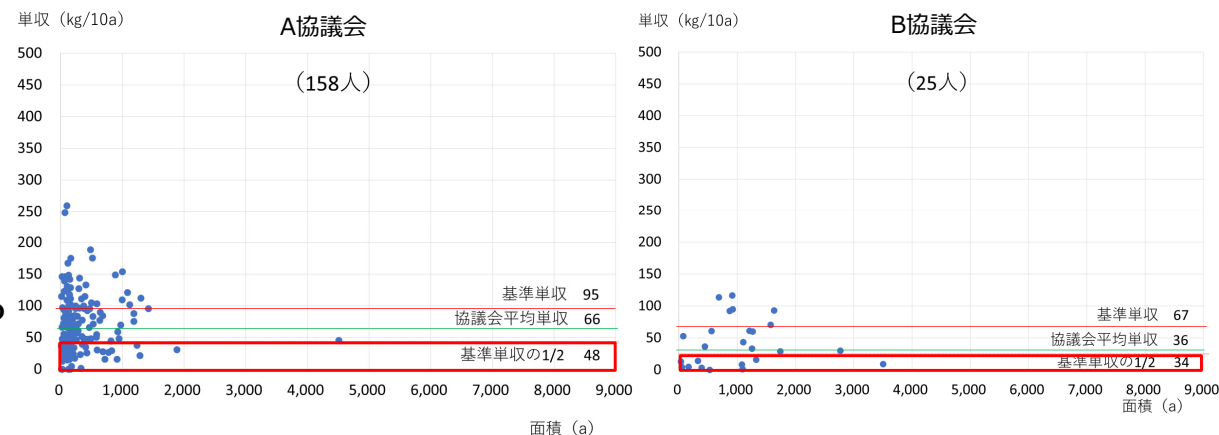
- **本来想定されている制度運用（理由書の内容の適切な確認、誤認に基づく独自運用の廃止）が行われるべき。**また、普段から**基準単収1/2を下回っている者に対しては、面積払の交付を行わないこととすべき。**

(2) 大豆：作付実態を伴わない交付申請

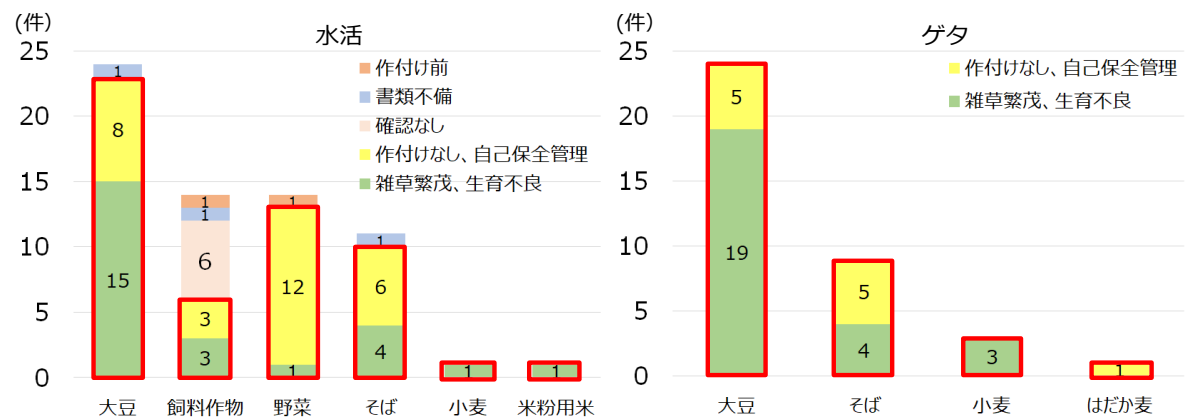
- 全協議会に対する抽出調査でも、**作付け実態を伴わない交付申請が確認された。**
 - ・ 農林水産省は、定期点検調査として全協議会を5年で1巡するよう、各地域協議会を選定の上、交付申請者を一定数抽出し、栽培管理等の確認を行っている。このうち、令和2年度に指導に至った事例の作物及び指導理由を調査したところ、**作物別では大豆が多く、指導理由は実際には作付けがなされていない、雑草が繁茂しているといった理由が全体の90%【図15】【表】。**
 - ・ 水活のみに限っても、「作付けなし」や「雑草繁茂」といった全く栽培意欲がないにもかかわらず、補助金申請が行われた事案が約12,000件/年もの頻度で発生しているおそれがある。（全数の0.5%程度が調査対象とされたことから機械的に試算）

- **悪質な交付申請には厳格に対応すべき。**

【図14】大豆のゲタ受給者の面積及び単収の分布の事例



【図15】立入検査による指導件数の作物別・類型別内訳（水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金）



（出所）令和2年度経営所得安定対策等に関する立入検査結果（農水省内部資料）

【表】令和2年度定期点検調査

交付金名	交付申請件数	調査実績	指導件数
ゲタ	42,185	522(1.2%)	37
水活	319,921	1,486(0.5%)	65

(参考) 調査結果及び分析の詳細

(3) 小麦：基準単収、数量払制度の適切性

○ ゲタにおいて、収量基準として用いられている基準単収は、ゲタ受給者の平均単収（以下「協議会単収」という。）ではなく、ゲタ受給者以外も含めた平均単収となっているため、**基準単収は協議会単収より低くなっている**。ゲタ制度においてはゲタ受給者のデータを用いることとする等、**乖離を縮めるべきではないか**。

・ゲタの基準単収は、当該地域の単収（直近7年間のうち、最大・最小値を除いた5年分の平均）から算出され、ゲタ受給者以外も含めた、地域における平均的な収量を示す概念となっている。令和4年産のゲタ受給者平均単収と、基準単収を比較すると、7～8割の協議会で、ゲタ受給者の実際の平均単収である**協議会単収が基準単収を超えていた**。特に低単収の協議会においては、**協議会単収が基準単収の2～3倍と大きく基準単収を上回る事例も多く確認された【図16】【図17】**。

・基準単収はゲタの面積払交付を判断する際の収量基準として用いられているが、協議会単収との乖離が大きく（約20～30%ポイント）、**緩い収量基準となってしまうのではないか**。また、基準単収は交付単価の決定要因となっているが、不適切に低い単収が用いられると、交付単価が高く算定されることになるのではないか。

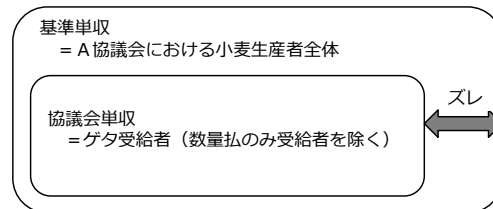
(参考) 数量払の交付単価

交付単価＝「10a当たり生産費/単収－販売価格」で決定されるため、実際よりも低い単収を使用した場合、交付単価が高く算定されることとなる。

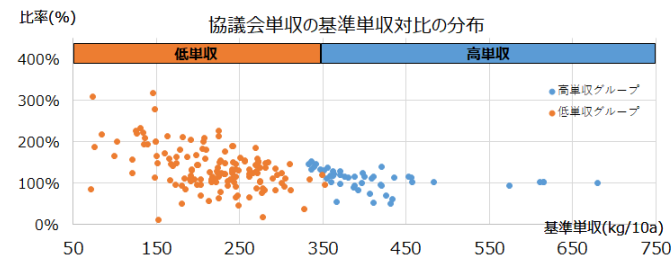
○ また、**ゲタの数量払は、いかに低い単収であっても、現行制度上、受給可能**であるため、面積払における捨て作り防止のための収量基準を下回る低単収でも数量払を受給している事例が存在している（今回の調査においては、小麦生産者の約0.4%（20人）と推定）。**補助金である以上、一定程度の適切な栽培を求めるべきではないか**。

○ なお、**各協議会、生産者間でも単収にはバラツキが大きく、生産性の向上が望まれる【図18】**。

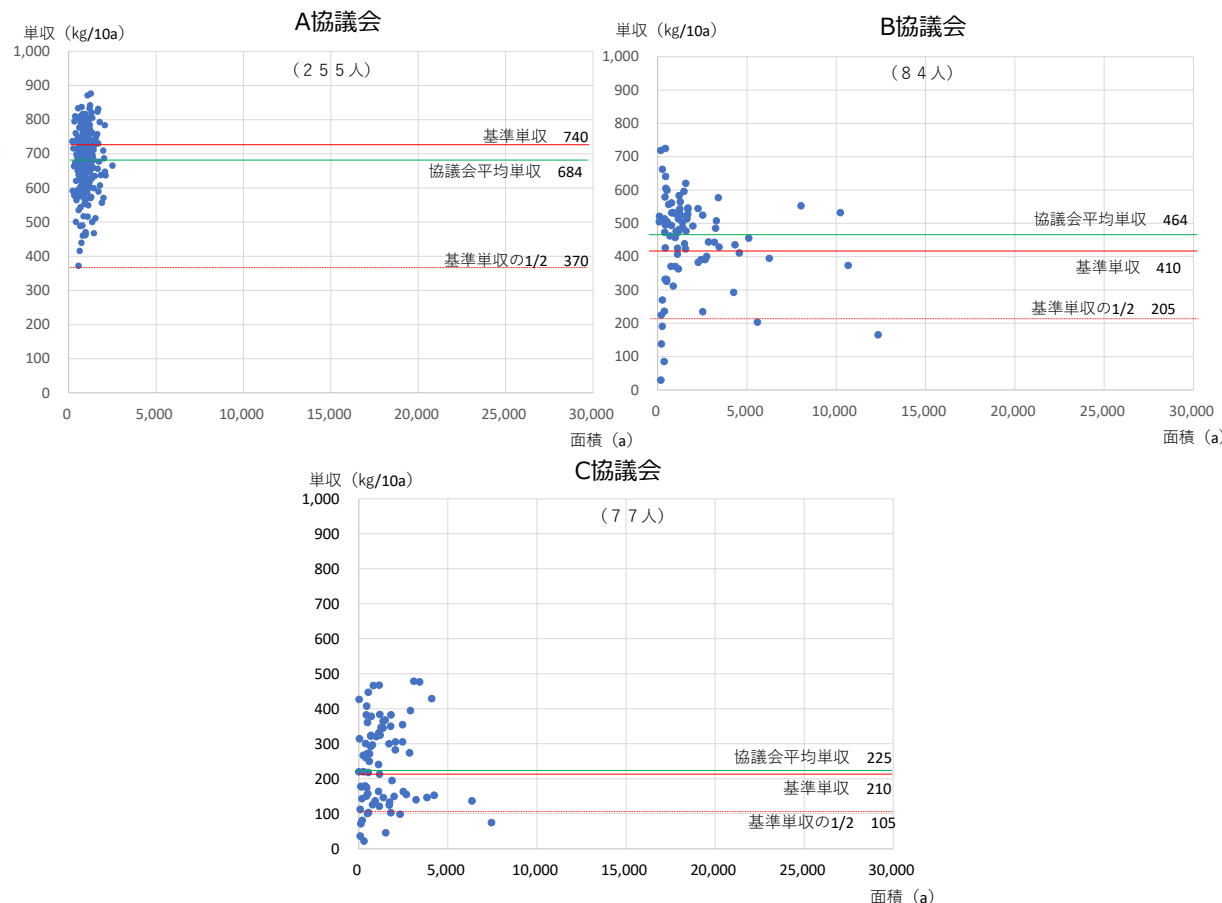
【図16】基準単収と、協議会単収の算出対象



【図17】小麦の協議会単収と基準単収の比較



【図18】小麦の生産状況



府省名	経済産業省	組織	経済産業本省	会計	一般会計	項 目	独立行政法人日本貿易振興機構運営費
							独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金ほか
調査対象予算額	令和6年度（補正後）：39,969百万円の内数　ほか （参考　令和7年度：26,321百万円の内数）					調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事業概要】

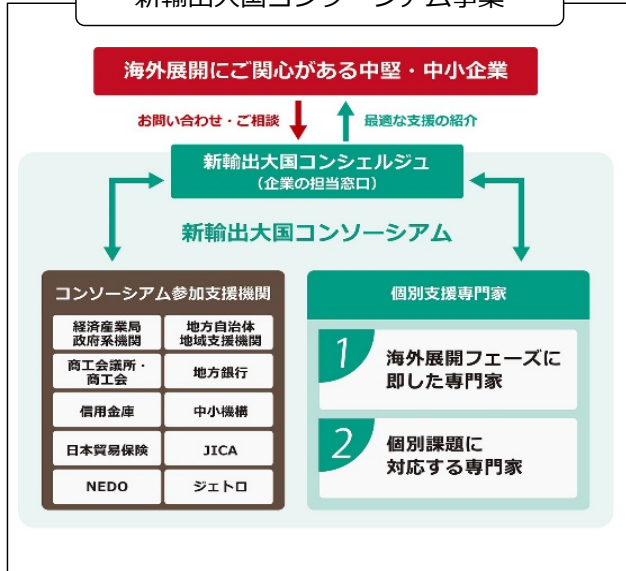
- 新輸出大国コンソーシアム事業は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）の国内事務所50拠点に、企業向けの海外展開相談窓口を設置の上、輸出実現に向けた個別課題に専門家が対応する「スポット支援」のほか、審査を経た事業者に対しては輸出戦略策定から事業計画の作成・実行まで一貫しておおむね3年程度専門家が伴走する「ハンズオン支援」を原則自己負担なしで提供するものである。
- 越境EC等利活用促進事業は、ジェトロが招待した海外バイヤー専用のカタログサイトである「Japan Street」、様々な海外ECサイトに設置する「JAPAN MALL」、Amazonと連携した日本商品特集ページ「JAPAN STORE」等への出品機会を原則自己負担なしで提供することにより、初めて輸出に取り組む事業者でも容易に輸出が実現できるよう支援するものである。

【問題意識】

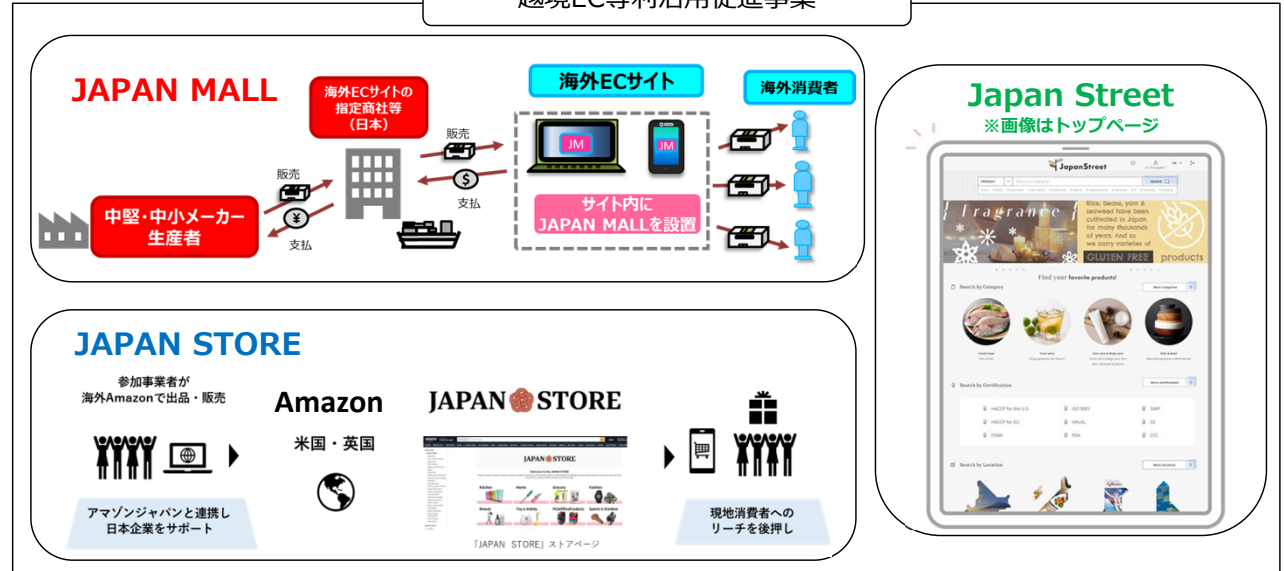
新輸出大国コンソーシアム事業は、多数の専門家（全国おおむね350名程度）が前述のとおり長期間の無料サポートを行うなど、**事業者への支援としては非常に手厚い体制**となっているが、平成28年3月の事業開始以降で既に約1万社超に対して支援を実施していることから、**フォローアップを行うべき段階と考えられる**。

また、越境EC等利活用促進事業については、より気軽に事業者が利用できる一方、ジェトロが海外ECサイトに設置する「JAPAN MALL」の総数は直近で57件に上るなど事業規模が拡大しており、**多額のサイト運営経費等を伴う**ため、政策効果について慎重に見極める必要がある。中小企業等の輸出拡大に向けては、単に新規支援対象者数を拡大するだけではなく、**輸出を継続的に実現できる見込みのある意欲的な事業者を重点的に支援することが重要**と考えられるため、本調査を通じて、**現行制度が効果的・効率的なものとなっているか**検証することとした。

新輸出大国コンソーシアム事業

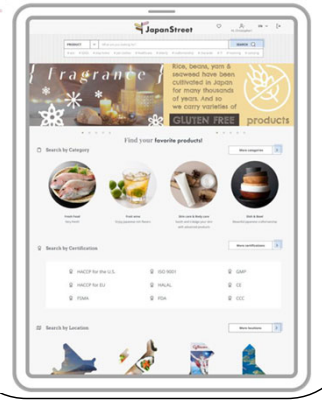


越境EC等利活用促進事業



Japan Street

※画像はトップページ



②調査の視点

1. 支援対象事業者の輸出目標達成状況及び支援実施後の政策効果

本事業によって、支援対象事業者は当初設定した輸出数量・金額等の目標を達成し、着実に輸出を増加させているか。

また、支援が終了した後も、他の輸出先国・地域又は他の品目について新たに輸出に着手・成功するなど、事業者の更なる取組を後押しする効果を有しているか。

【調査手法・調査対象先】

○支援対象事業者

本事業支援の結果や、支援終了後の状況等についてのアンケート調査
・新輸出大国コンソーシアム事業
⇒ 395者
・越境EC等利活用促進事業
⇒ 488者

○輸出支援を行っている民間事業者

ジェトロが提供するサービスとの差異や、地方の顧客へのアプローチ状況等についてのアンケート調査

・新輸出大国コンソーシアム事業

⇒ 3者

・越境EC等利活用促進事業

⇒ 3者

○ジェトロ

全国にある拠点ごとの稼働状況等についてのアンケート調査

【調査対象年度】

・新輸出大国コンソーシアム事業

⇒ 令和3年度及び令和4年度から支援を利用した者
※スポット支援のみ利用した場合は、令和3～6年度

・越境EC利活用促進事業

⇒ 令和3～6年度

③調査結果及びその分析

1. 支援対象事業者の輸出目標達成状況及び支援実施後の政策効果

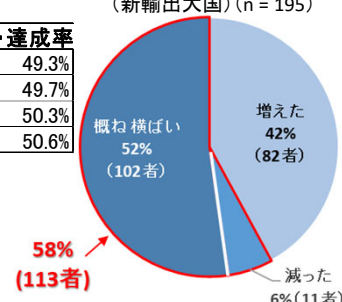
【新輸出大国コンソーシアム事業】

- 本事業の支援で輸出に成功できたと答えた事業者は、回答者全体（395者）の半数程度（195者）であった。その中で、**輸出目標をそもそも設定していない又は輸出数量・金額の当初目標を達成できなかったと答えた事業者は約半数（98者）**に上る【表1】。
- 一度輸出に成功できた後も、支援対象となった品目の輸出額について、概ね横ばい又は減少したとする事業者が約6割（113者）だった【図1】。サンプルのみの出荷に留まったとの意見も散見され、量産体制に基づく安定的な輸出の継続・拡大には課題あり。
- また、上記195者のうち、本事業による支援終了後、支援対象だった輸出先国・地域又は品目以外にも新たな輸出に取り組んだが成功できなかったと回答した事業者は約5割（94者）となっており、新たな輸出をそもそも検討していない事業者も約1割（24者）に上るなど、事業者の自立的な輸出拡大を十分後押しできていない可能性がある。
- 本事業のうち専門家のハンズオン支援について、令和5・6年度の採択率が高い水準となっていることも踏まえると、対象事業者の採択に当たって、新規輸出の実現・拡大に向けたポテンシャルを十分に審査できていないのではないかな。

【表1】本事業支援による輸出成功率と目標の達成率（新輸出大国）

	回答社数	成功率・達成率
輸出に成功できた	195者	49.3%
うち目標達成できた	97者	49.7%
うち目標達成できなかった又は目標を設定していない	98者	50.3%
輸出に成功できなかった	200者	50.6%

【図1】支援後の輸出量の推移（新輸出大国）（n = 195）



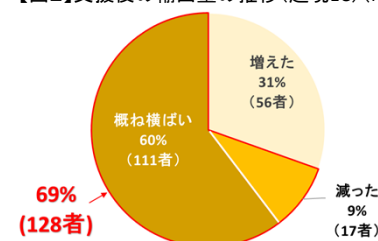
【越境EC等利活用促進事業】

- 本事業の支援で輸出に成功できたと答えた事業者は、回答者全体（488者）の約4割（184者）に留まる。その中で、**輸出目標をそもそも設定していない又は輸出数量・金額の当初目標を達成できなかったと答えた事業者は約6割（109者）**に上る【表2】。
- 一度輸出に成功できた後も、支援対象となった品目の輸出額が概ね横ばい又は減少したとする事業者が約7割（128者）だった【図2】。また、上記184者のうち、本事業による支援終了後、支援対象だった輸出先国・地域又は品目以外にも新たな輸出に取り組んだが成功できなかったと回答した事業者は約4割（79者）、新たな輸出をそもそも検討しなかった事業者も約3割（60者）に上るなど、事業者による自立的な輸出拡大を十分後押しできていない可能性がある。

【表2】本事業支援による輸出成功率と目標の達成率（越境EC）

	回答社数	成功率・達成率
EC取引に成功できた	184者	37.7%
うち目標達成できた	75者	40.8%
うち目標達成できなかった又は目標を設定していない	109者	59.2%
EC取引に成功できなかった	304者	62.3%

【図2】支援後の輸出量の推移（越境EC）（n = 184）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 支援対象事業者の輸出目標達成状況及び支援実施後の政策効果

- 令和4年12月に開始した「新規輸出1万社支援プログラム」(※)など、新規に支援する対象者の数を増やす方向性も見られるが、事業者による継続的かつ主体的な輸出拡大に寄与しなければ、本事業の政策的効果は限定的と言える。支援済み事業者を含め、よりフォローアップに重点を置いた運用とすべきである。

※ 経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等とも協力しながら、新たに輸出に挑戦する事業者の掘り起こし、専門家による事前の輸出相談、輸出用の商品開発や売込みにかかる費用への補助、輸出商社とのマッチングやECサイト出展への支援などを一気通貫で実施するプログラム

- ジェトロによる支援を開始する際、事業者に対して適切かつ実現可能性のある輸出目標を設定させると共に、事業コストの特に大きいハンズオン支援等の採択にあたっては、支援終了後も見据えた計画策定に最大限努めさせる等、費用対効果を踏まえた運用改善が必要である。

②調査の視点

2. メリハリのある支援対象の選定

政策的な支援の意義が高い事業者に焦点を絞ることで、メリハリのある事業執行となっているか。

3. 受益者負担の導入可能性

各事業は原則自己負担なしでの支援が行われているが、費用節減の観点を含め、適切な受益者負担の考え方を導入してもよいのではないか。

③調査結果及びその分析

2. メリハリある支援対象の選定

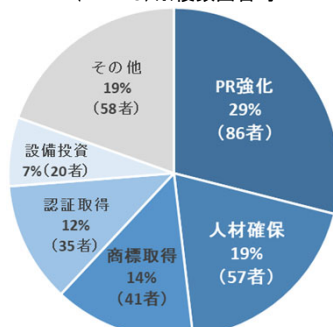
【新輸出大国コンソーシアム事業】

- 本事業を通じた支援によって輸出に成功できたと答えた事業者（195者）のうち、**9割超（179者）は、PR強化（約3割）や人材確保（約2割）等、本事業の支援以外の自社取組も併せて実施している【図3】。**
- 他方、2年以上の長期にわたり本事業を通じた支援を受けた事業者であっても、社内体制の不足といった根本的課題が解決しないまま支援を受け、輸出に成功できていない事例も散見される状況となっている。

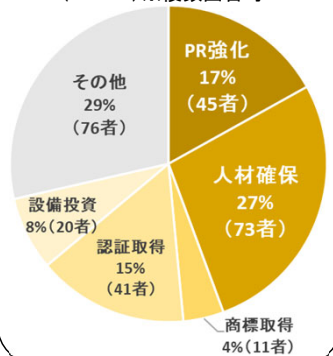
【越境EC等利活用等促進事業】

- 本事業を通じた支援によって輸出に成功できたと答えた事業者（184者）のうち、**約7割（127者）は、人材確保（約3割）やPR強化（約2割）等、本事業の支援以外の自社取組も併せて実施している【図4】。**
- 他方、2年以上の長期にわたり本事業による支援を受けた事業者であっても、対象商品の魅力や価格帯などマーケティング面のミスマッチといった根本的課題が解決しないまま支援を受け、輸出に成功できていない事例も散見される状況であった。
- 本事業による支援以前にも自社取組で国内外向けEC取引に成功できた経験のある事業者は、そうでない事業者に比べて、本事業による支援を通じて**新たな輸出取引に成功できる可能性が約3割も高いが、既存のノウハウや自助努力だけでも成功できた可能性が否めないことから、本事業を通じた公的支援を上乗せする必要性があったか疑義がある。**

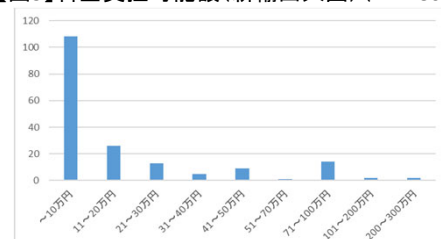
【図3】自社取組の内容（新輸出大国）
(n = 179) ※複数回答可



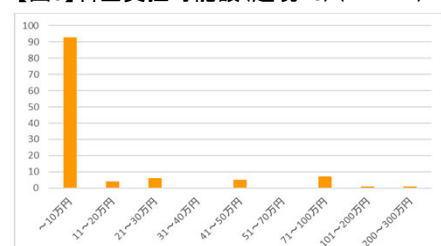
【図4】自社取組の内容（越境EC）
(n = 127) ※複数回答可



【図5】料金負担可能額（新輸出大国）(n = 180)



【図6】料金負担可能額（越境EC）(n = 117)



3. 受益者負担の導入可能性

【新輸出大国コンソーシアム事業】

- 本調査に回答した全事業者（395者）のうち**約5割（180者）は、本事業による支援が仮に自己負担があっても、ジェット口による支援内容の水準を踏まえた応分の負担として費用対効果が確保できる範囲であれば、料金負担を許容する**という趣旨を回答している。
そのうち、約6割（108者）が一度支援を受けるにあたり10万円以下の負担であれば可能としているほか、約1割（26者）の事業者は11～20万以下の負担も可能と回答している【図5】。

【越境EC等利活用促進事業】

- 本調査に回答した全事業者（488者）のうち**約2割（117者）は、本事業による支援が仮に自己負担があっても、上記の新輸出大国コンソーシアム事業の回答事業者と同様の理由から、料金負担を許容する旨を回答している。**
そのうち、約8割（93者）が一度支援を受けるにあたり10万円以下の負担であれば可能としているほか、約1割（10者）の事業者は11万～30万以下の負担も可能と回答している【図6】。

④今後の改善点・検討の方向性

2. メリハリある支援対象の選定

- 支援の採択に際しては、本事業での支援以外の自助努力を要件化することが考えられるほか、支援開始から輸出成功までを複数の段階に分けた上で、事業者の取組状況等に応じて、2年目以降の支援を機動的に短縮する等、**事業者の主体性を更に促す仕組みとし、メリハリをつけた公的支援を行うべき**である。
- 越境EC等利活用促進事業については、過去にEC取引に成功できた実績が無い事業者を優先して採択するなど、**真に支援の必要性が高い事業者に重点化すべき**である。

3. 受益者負担の導入可能性

- 自己負担を伴わない国費によるサービス提供（支援）は、事業者の安易なサービス利用と過大な支援につながる。また、輸出コンサルティング業等の市場発達を阻害する可能性もあるため、**一定の自己負担を求めるべき**である。

（参考）

フランス政府が主導する輸出支援組織である「Team France Export」について、仏会計検査院は「予算効率化の観点から、無料で提供される支援サービスの範囲を更に限定しつつ、事業者のポテンシャルが低い場合や政府としての重点分野に該当しない場合等は然るべき水準の対価を設定のうえ民間サービスの利用も一層促すべき」と指摘しており、無料での支援が原則となっている我が国のジェット口にとって参考となる可能性がある。

（出典）仏会計検査院（2022年10月）"Les dispositifs de soutien à l'exportation"

府省名	経済産業省	組織	中小企業庁	会計	一般会計	項	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費
						目	独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定運営費交付金
調査対象予算額		令和元年度補正：360,000百万円の内数 (参考 令和6年度補正：339,986百万円の内数)				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

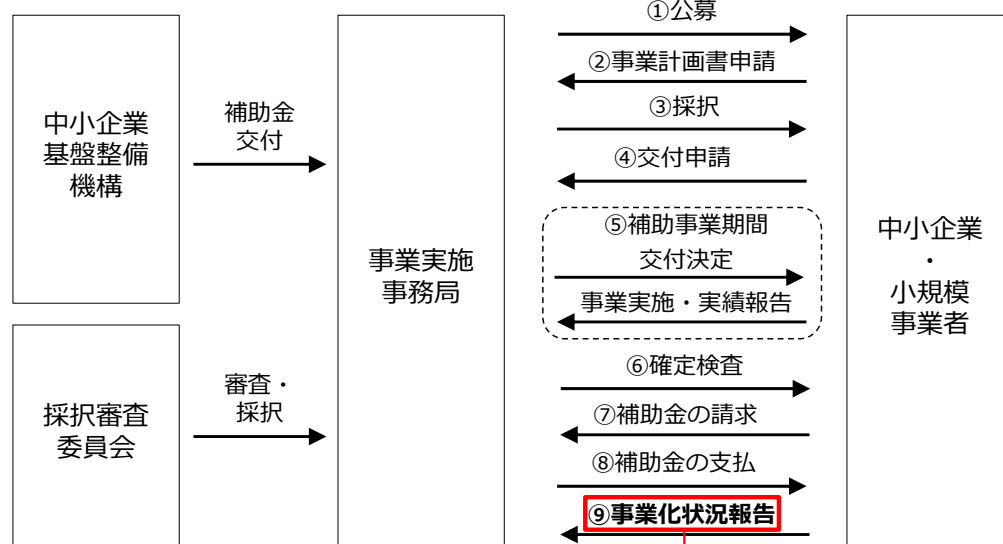
- (1) 本事業は、加工機械、生産管理システム、IoTロボットの導入など、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に要する経費の一部を補助し、生産性向上を通じて持続的な賃上げを推進することを目的としている。
- (2) 本調査で対象とした第1次公募～第3次公募（通常枠）に係る要件は以下のとおり。

補助上限 1,000万円
 補助率 中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3
 補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行
 ・付加価値額+3%以上/年
 ・給与支給総額+1.5%以上/年
 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円
 ※事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合は、補助金の一部返還を求める場合がある。

(参考) 直近の公募回（第20回：令和7年4月25日～7月25日）における要件

- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、事業者全体の付加価値額の年平均成長率を3.0%以上増加させること。
- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、従業員及び役員それぞれの給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させること
又は従業員及び役員それぞれの1人あたり給与支給総額の年平均成長率を事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させること。
- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、事業所内最低賃金を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金より30円以上高い水準にすること。

【図1】事業スキーム



事業者から提出された事業化状況報告を活用し、賃上げ等の状況を調査

【調査対象公募回における採択状況】

第1次公募 申請者数2,287件、採択者数1,429件
 第2次公募 申請者数5,721件、採択者数1,494件
 第3次公募 申請者数6,923件、採択者数1,561件
 ※実績はいずれも通常枠

②調査の視点

1. 補助要件の達成状況について

給与支給総額+1.5%以上/年との要件について、達成状況はどうなっているか。

2. 賃上げの内容について

「給与支給総額」の増加を要件としているが、従業員数の増加、役員報酬の増加、賞与の一時的な増額等によって要件達成が可能であるため、個々の従業員の持続的な賃上げに結びついていないのではないか。

【調査対象年度】
令和元年度
【調査対象先数】
中小企業庁：1先

③調査結果及びその分析

1. 補助要件の達成状況について (対象範囲：【図2】)

給与支給総額の増加要件（給与支給総額+1.5%以上/年）について令和6年度に事業者から提出された531件の事業化状況報告を調査した。

このうち、申請時に事業者が策定した事業計画の最終年度に係る同報告（当該報告により補助金の要件達成の可否が判断される）を行った317者のうち、**要件を達成した者は210者（66.2%）、達成できなかった者は107者（33.8%）**であった。

要件を達成できなかったことについて、一般的には、赤字等により給与支給額を増加させることができなかったことが考えられるが、適切な把握・分析は行われていなかった。

2. 賃上げの内容について (対象範囲：【図2】の全体)

令和6年度に報告があった事業者531者について調査したところ、次のとおりであった。

(1) 給与支給総額の状況

給与支給総額+1.5%以上/年となった事業者は332者（63%）【図2】であった。

また、事業者531者の給与支給総額の平均増加率は、**単純平均で+6.4%/年**、直近の従業員数を踏まえた**加重平均で+9.8%/年**であった。

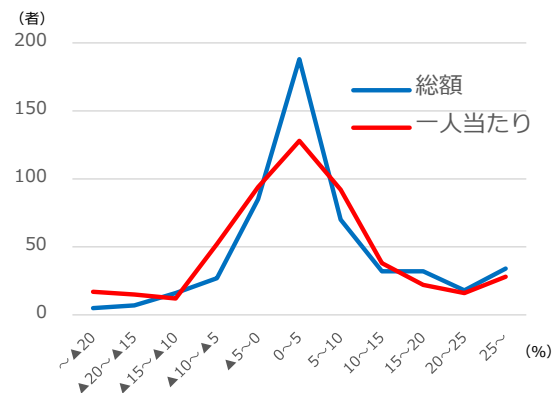
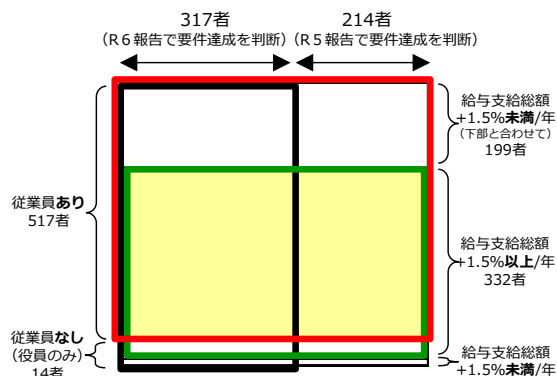
(2) 一人当たりの給与支給額（※）の状況 ※ 一人当たり給与支給額＝給与支給総額÷従業員数

給与支給総額+1.5%以上/年且つ従業員を1名以上雇用する事業者（319者）【図2】の一人当たり給与支給額を調べたところ、多くは増加していたが、**85者（26%）で減少**していた。この85者については、いずれも**従業員数の増加により給与支給総額が増加**していた。

また、1名以上の従業員を雇用する事業者（514者）【図2】について、給与支給総額の年平均増加率と一人当たり給与支給総額の年平均増加率を比較したところ、【図3】のとおりであり、全体的な分布としては、**両者による傾向の差は特段見受けられなかった**。

【図2】事業者の範囲（全体531者）

【図3】給与支給総額・一人当たり給与額の増加率の状況



④今後の改善点・検討の方向性

1. 補助要件の達成状況について

・ 補助金受給者のうち3割以上が給与支給総額の増加要件を達成していなかったため、中小企業庁は要件未達成の要因について適切な把握・分析を行い、申請時の事業計画の評価をはじめ、補助金審査の改善に活用すべきである。

2. 賃上げの内容について

(1) 給与支給総額の状況

・ 給与支給総額の増加要件については、第1回公募（令和2年3月10日～3月31日）～第18回公募（令和6年1月31日～3月27日）の間、据え置かれていたが、第19回公募（令和7年2月14日～4月25日）において基本要件は+2.0%/年へと見直されている。

・ 他方で、調査対象事業者のうちの給与支給総額の平均増加率は+6.4%/年であり、**要件として設定する増加率の水準について、過去の公募における実績等を踏まえ適切な水準に見直す**べきである。

(2) 一人当たりの給与支給額の状況

・ 給与支給水準を改善しなかったとしても、従業員数を増加させることで給与支給総額の増加要件の達成が可能となる。

・ **個々の従業員の賃上げに確実につなげる観点からは、一人当たり給与支給額によることが適当であり、【図3】のとおり、給与支給総額と一人当たり給与支給額の増加率に大きな傾向の差は見受けられないことを踏まえ、**

- ① 一人当たりの給与支給額の増加率によることを要件の原則とする
- ② ベースアップなど、給与支給水準の改善を要件とする

などにより、個々の従業員の賃上げが担保される制度設計に改めるべきである。

③調査結果及びその分析

2. 賃上げの状況について

(3) 給与支給総額の内訳

(1) のうち、一定の規模がある事業者（従業員数21人以上の事業者）を対象に、給与支給総額の内訳（役員報酬、従業員給与・手当及び賞与）を調査した。

従業員数21人以上の事業者のうち、給与支給総額+1.5%以上/年増加していた事業者は70者あった。このうち、給与支給総額の内訳が把握できた事業者は32者あり、これらについて調査したところ、次のとおりであった。

なお、給与支給総額には役員報酬が含まれているが、役員数は事業者に報告を求めておらず、いずれの企業についても不明であった。

- ・役員報酬の増加率が従業員給与等（※1）の増加率よりも大きい事業者：14者
- ・役員報酬の増加率が一人当たりの従業員給与等（※2）の増加率よりも大きい事業者：21者
- ・役員報酬が増加している一方で、一人当たりの従業員給与等が減少している事業者：7者
- ・一人当たりの賞与（※3）の増加率が一人当たりの従業員給与・手当の増加率よりも大きい事業者：11者（このうち5者は、一人当たりの従業員給与・手当が減少）

※1 従業員給与等＝給与・手当＋賞与

※2 一人当たりの従業員給与等＝従業員給与等÷従業員数

※3 一人当たりの賞与＝賞与÷従業員数

具体的には、【表】のように、従業員個人の賃上げに繋がっているか疑義のある事業者が見受けられた。

【表】給与支給総額内訳の具体例

	基準年度					報告時				
	給与支給総額（万円）				従業員数（人）	給与支給総額（万円）				従業員数（人）
		給与・手当	賞与	役員報酬			給与・手当	賞与	役員報酬	
事業者A	12,600	11,400	0	1,200	37	20,100	11,600	1,000	7,500	51
事業者B	11,900	10,700	0	1,200	35	15,700	12,800	0	2,900	36
事業者C	5,100	3,300	500	1,300	9	10,200	6,900	1,500	1,800	33

※金額は100万円未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しないことがある。

（事業者A）給与支給総額の増加のうち、**役員報酬や賞与の増加が大宗を占めている。**

（給与支給総額+7,500万円のうち、役員報酬+6,400万円（+553%）、給与等+1,200万円（+10%））
従業員の賃上げのうち、賞与の増加が大宗を占め、**給与・手当といった固定的な給与の増加は軽微に留まる。**
（一人当たりの給与等の増加率▲20%。給与等の増加のうち83%を賞与の増加が占める。）

（事業者B）給与支給総額の増加のうち、**役員報酬の増加率が従業員給与等の増加率に対して過大となっている。**

（給与支給総額+3,700万円のうち、役員報酬+1,700万円（+140%）、給与・手当+2,000万円（+19%））

（事業者C）従業員の増加により給与支給総額+1.5%以上/年となったが、**一人当たりの従業員給与等は減少している。**

（給与支給総額は1.5%/年増加しているものの、一人当たりの従業員給与等が▲200万円と減少している。）

④今後の改善点・検討の方向性

2. 賃上げの状況について

(3) 給与支給総額の内訳

- ・個々の従業員の持続的な賃上げが行われているかの把握に資するため、以下に取り組むべきである。

- ① 給与支給総額の内訳を把握することができた事業者が限定的であったことを踏まえ、**給与支給総額の内訳についての報告を徹底させるべきである。**
- ② その際、役員数が明らかでないために役員一人当たりの報酬額と従業員一人当たりの給与等を精緻に比較できない実態等も踏まえ、**報告内容を充実させるべきである。**

- ・賃上げ要件においては、（2）で指摘した点に加え、以下の観点により従業員個人の賃上げに資する内容に改めるべきである。

- ① 従業員給与等の増加と比較して役員報酬の増加が過大と思われる事業者も見られることから、要件達成の可否を判断するに当たり、**役員報酬の増加を含めないことや、役員報酬及び従業員給与等のそれぞれの増加率を個別に評価**することを検討すべきである。
- ② 給与支給総額の増加率について、**月例給与と賞与とを切り分けて評価**することにより、一過性の賃上げにとどまらない持続的な賃上げを推進すべきである。

※ 上記の観点について、基本要件として賃金増加を課す他の補助金においても、同様に検討すべきである。

【他の補助金における給与支給総額要件】

- ・ I T 導入補助金（補助額150万円以上の場合）
給与支給総額の年平均成長率+1.5%以上
- ・ 中小企業省力化投資補助金（一般型）
給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項	道路交通安全対策事業費ほか
						目	道路更新防災等対策事業費補助ほか
調査対象予算額		令和 6 年度（補正後）：800,076百万円の内数 （参考 令和 7 年度：691,556百万円の内数）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

今後のインフラ整備では、維持管理・更新費用の増大が見込まれる中、損傷が軽微な段階で補修を行うことで施設を長寿命化させる「予防保全」の推進や、集約・撤去、新技術等の活用促進など、効率化を図る取組の重要度は増している。国の予算事業においては、直轄事業のほか、地方公共団体（以下「自治体」という。）に対しては、令和2年度から個別補助制度として「道路メンテナンス事業補助制度」を創設し、重点的に支援を行っている。これら事業に関し、以下の3点について調査を行う。

（1）自治体の橋梁の維持管理・更新について

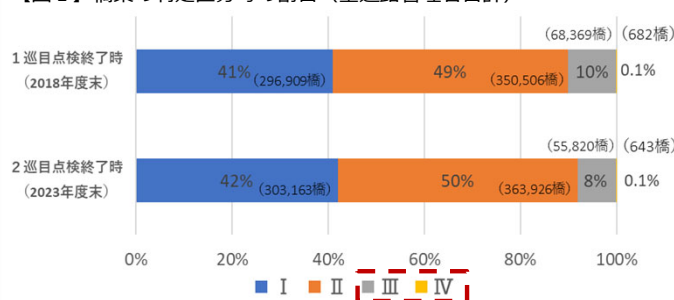
平成26年度より、道路管理者（国、自治体、高速道路会社等）は、橋梁、トンネル等の道路インフラについて、**5年に1度の点検が義務付けられている**。

1巡目（平成26～30年度）の点検結果において、**5年以内の早期・緊急措置が必要な橋梁**（区分Ⅲ・区分Ⅳ判定【表1】の橋梁）が**約10%存在**したが、当該橋梁に対し、**自治体のみ、令和5年度末時点で、措置着手率が83%**と、100%に届いていない【表2】。そのため、その要因を調査し、維持管理・更新や集約撤去の取組促進方法について検討する。

【表1】点検結果の判定区分

区分	状態	事後保全段階
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。	
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	

【図1】橋梁の判定区分毎の割合（全道路管理者合計）



※道路メンテナンス年報（令和5年度）を基に作成

【表2】1巡目点検で修繕が必要とされた橋梁の修繕等措置状況（令和5年度末）

管理者	措置が必要な施設数※	措置着手率
国土交通省	3,340	100%
高速道路会社	2,532	100%
自治体	60,482	83%

※1巡目点検における判定区分Ⅲ・区分Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（2）跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

跨線橋（鉄道線路を跨ぐ橋梁をいう。以下同じ。）は、技術的な要因等から、**鉄道事業者**に点検等が委託されており、その費用は、**平成20年12月の国土交通省と鉄道事業者の申合せに基づき、内訳等を事業発注者と確認**することとされている。しかし、この運用が適切に行われていないと、費用の妥当性が担保されない。そのため、跨道橋（道路を跨ぐ橋梁をいう。以下同じ。）との比較などを行い、**運用実態の把握や、改善点等の調査**を行う。

（3）新技術の導入推進について

道路メンテナンスにおける**新技術等の活用**について、令和2年度及び令和4年度の予算執行調査において調査し、「新技術情報提供システム」（以下「NETIS」という。）や「点検支援技術性能カタログ」（以下「カタログ」という。）の改善点などを指摘し、それを受け、**国土交通省は、新技術等のコスト削減効果等の実績のデータベース化**（国土交通省HP「地方公共団体における新技術活用事例」）に取り組んだ。今回、その進展や、改善点等について調査を行う。（本調査は、令和2年度及び令和4年度予算執行調査の結果も踏まえ実施する。）

①NETIS

➡道路に限らず、全分野の新技術を紹介している。

②点検支援技術性能カタログ

➡橋梁、トンネル等の点検支援に絞った新技術を紹介している。

③データベース（地方公共団体における新技術活用事例）

➡地方橋梁に活用できる新技術、その活用事例・効果（費用削減効果など）を提供している。また他の自治体における具体的な活用状況も紹介している。



② 調査の視点

1. 自治体の橋梁の維持管理・更新について

道路管理者に5年に1度義務付けられている橋梁の点検に関し、1巡目（平成26～30年度）の点検結果において、5年以内の早期・緊急措置が必要とされた橋梁（区分Ⅲ・区分Ⅳ判定の橋梁）に対し、自治体は、令和5年度末時点で、措置着手率が83%と100%に届いていなかった。

そこで、自治体の修繕等措置への着手状況を調査するとともに、各自治体の道路予算について、新設改築と維持修繕の予算比較も行い、課題を分析する。

③ 調査結果及びその分析

1. 自治体の橋梁の維持管理・更新について

I. 橋梁の点検結果と自治体の道路予算について

1,788先の自治体を調査対象とし、1巡目の点検で、**区分Ⅲ・区分Ⅳ【表1（前ページ）】と判定された橋梁に対する修繕等の措置に着手できていない橋梁があると回答した自治体は818先**であった。

その818先の令和4年度決算額での道路予算の内訳をみると、**新設改築関係予算の方が、維持修繕関係予算よりも多かった自治体が311先**と、38%にのぼった【表3】。

さらに、その311先による、「措置に着手できていない要因」について、自由記述による調査の回答をみると、**約4割強が「予算不足」に関する点を着手できない理由に挙げていた【表4】**。

【表3】区分Ⅲ・区分Ⅳ判定への着手状況等

全自治体	1,788
うち1巡目点検実施後、着手できていないⅢⅣ判定の橋梁がある	818
うち維持修繕よりも新設改築の予算の方が多い	311

【表4】311先の内訳

自治体の規模	311の内訳	(母数)	(母数比)	自由記述 (予算不足関連)
都道府県	11	47	23%	3
政令指定都市	6	20	30%	1
中核市	22	62	35%	10
人口10万人以上	45	195	23%	18
人口10万人未満	227	1,464	16%	107
合計	311	1,788	17%	139

※311先のうち約4割強が、自由記述による回答のなかで「予算不足」に関する点を着手できていない理由に挙げていた。
(その他としては、「修繕や撤去などに向けた関係者との協議が難航」、「他のインフラ整備計画と連携して実施予定」、「専門的な人手不足」などがあつた。)

④ 今後の改善点・
検討の方向性

1. 自治体の橋梁の維持管理・更新について

早期・緊急に修繕等の措置をすべき橋梁を管理しているにもかかわらず、**維持修繕よりも新設改築の予算の方が多い自治体**に関しては、例えば集約・撤去に向けた調整に時間がかかっているなど、特定の理由がある場合もあるが、維持修繕関係予算への配分を見直す余地がある可能性が考えられる。

そのためにも、そういった自治体に対して、**事情が説明できる場合を除きつつ、例えば国の予算事業において、何らかの要件を設定するなど、区分Ⅲ・区分Ⅳ判定の橋梁の修繕等の措置着手を促すような措置を検討すべきである。**

② 調査の視点

また、自治体における**橋梁の集約・撤去の取組**に関しては、令和8年度以降から、「長寿命化修繕計画に集約・撤去に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載すること」が、道路メンテナンス事業補助制度の要件とされる予定となっている。

そうした中、**自治体の足元の取組状況について調査し、課題の洗い出しを行う。**

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
自治体：1,788先

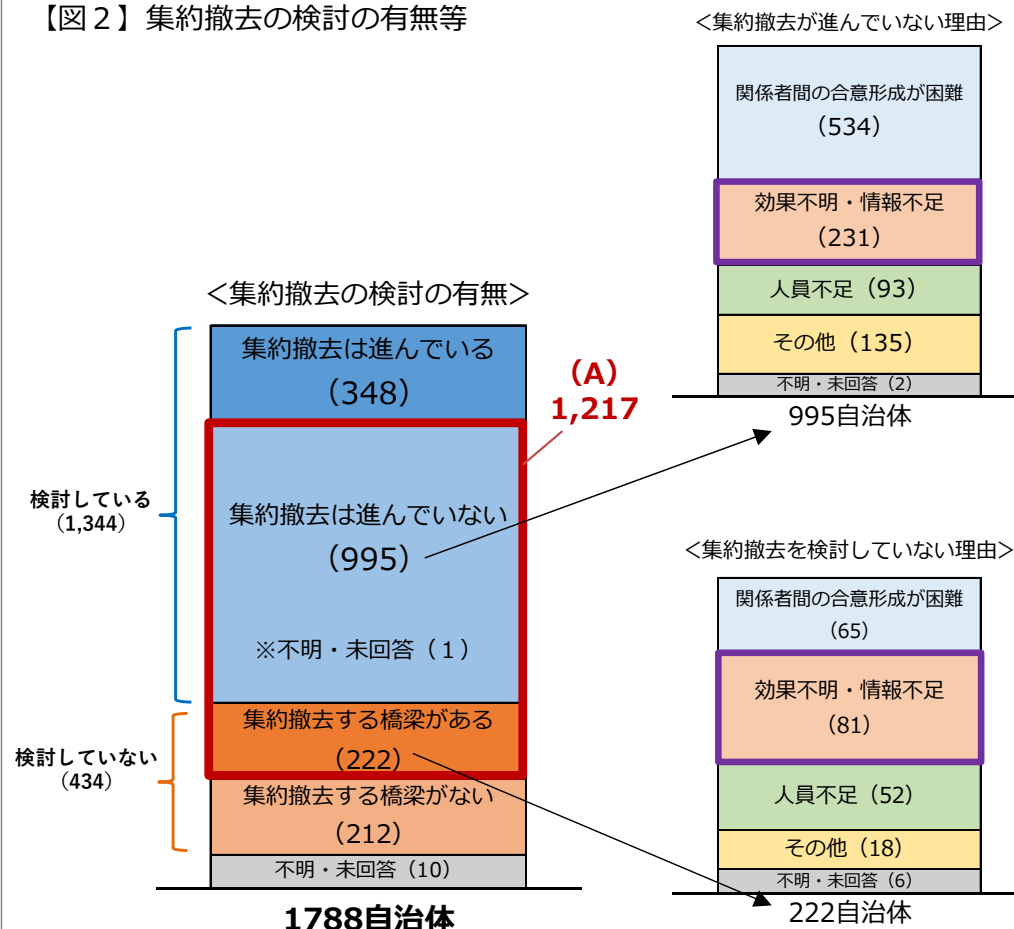
③ 調査結果及びその分析

Ⅱ.集約撤去の取組状況について

老朽化の進んでいる橋梁の集約撤去について、「検討しているものの、進んでいない」自治体が995先、「検討していないが、集約・撤去する橋梁がある」自治体が222先あり、合計で1217先であった。

検討しているものの集約撤去が進んでいない、若しくは検討していない理由を調査した結果、「効果不明・情報不足」との理由を挙げた自治体が、それぞれ231先と81先の合計312先となり、1217先の約1/4にのぼった【図2】。

【図2】集約撤去の検討の有無等



④ 今後の改善点・検討の方向性

橋梁の集約撤去の検討を進める上で、その効果や、その他必要な情報を把握することは必要不可欠と考えられる。

他方、「効果不明・情報不足」が理由で「検討が進んでいない」若しくは「検討していない」と回答する自治体が約1/4も存在することを踏まえると、この対策を行うことの重要性は高い。

また、他の課題（合意形成が困難、人員不足）と比べ、対策に取り組みやすいとも考えられる。

そのため、国土交通省において、効果検討のガイドラインの策定等のPR、地方整備局を通じたサポートの充実など、更なる対応を検討し、取り組むべきである。

②調査の視点

2. 跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

跨線橋の点検業務は、

- 列車の間合いや夜間等の限られた時間帯での作業が必要となること
- 列車や高圧線に近接した作業となり、接触の回避や安全かつ安定的な鉄道運行を確保する必要があること

等から鉄道事業者に委託するのが一般的である。しかし、会計検査院による平成17年度の決算検査報告において、鉄道事業者への委託事業での事業実施状況の把握に必要な資料が十分に提出されていない点を指摘される等、従来よりこの委託業務の透明性を確保することが課題となっている。

このため、平成20年12月の国土交通省と鉄道事業者との申合せにおいては、鉄道事業者から事業実施主体に対し、跨線橋の点検費用の内訳等の資料共有及び説明を行うことを求めている。

今回の調査においては、跨線橋の点検費用に関して、跨道橋の点検費用との比較を行った上で、上記の申合せに沿った運用ができているかについて調査を行う。

また、上記調査と併せて、上記調査の対象となった自治体において要修繕と判断された橋梁の修繕措置の完了率を調査し、跨線橋の修繕完了に向けた課題の把握を行う。

【調査対象年度】令和6年度
【調査対象先数】自治体：15先

③調査結果及びその分析

2. 跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

Ⅰ. 点検費用の差

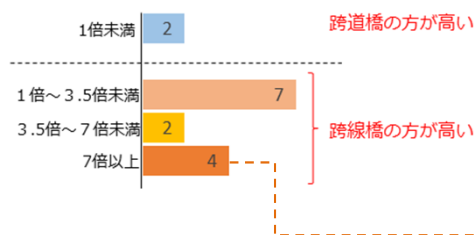
跨線橋と跨道橋の点検費用の比較を可能とするため、類似条件下で両方の点検を実施した15先について調査を行った結果、**跨線橋は跨道橋の平均約3.5倍の点検費用を要しており、その平均的な差（3.5倍）を2倍以上上回る、7倍以上の点検費用を要した箇所も4箇所あった【図3】。**

また、これを点検を受託した**鉄道事業者（5社）別**にみると、その跨線橋の平均点検費用が跨道橋の平均点検費用の**平均倍率である3.5倍を上回る鉄道事業者が2社あり、このうち1社（C鉄道会社）の平均点検費用は跨道橋の平均点検費用の8倍以上に達していた【表5】。**

Ⅱ. 費用の内訳資料の提示と説明

平均点検費用の8倍以上に達していた上記1社に関しては、同社に点検を委託をした自治体（5先）の全てが「十分な説明なし」と回答した。また、同社以外に委託した9先のうち5先が「十分な説明なし」と回答した。

【図3】点検費用の比較（計15）



【表5】鉄道会社別の費用と説明状況比較（計15）

	調査案件総数	平均コスト差	平均の2倍以上件数	十分な説明なし	内訳提出なし
A鉄道会社	2	1.25	0	1	1
B鉄道会社	4	2.04	0	2	1
C鉄道会社	5	8.17	4	5	2
D鉄道会社	2	5.14	0	1	1
E鉄道会社	1	2.97	0	1	0
(自治体発注)	1	0.74	0	-	-
計	15	3.47	4	10	5

(注)点検費用が7倍以上の4件はいずれもC社であり、C社は委託を受けた全ての案件で十分な説明がないとされた。

<鉄道事業者が提示する点検費用の内訳が不明であるとする自治体の生の声>

- ・保安業務に係る費用の内訳根拠について提示を依頼しても詳細は出していない旨説明される。
- ・内訳書を確認したが、点検面積によって単価が大きく異なるものもあるが説明を受けていない。
- ・単価内訳が一式単価であるため、詳細内容を求めても「平成20年12月25日付け通知（透明性確保）に基づき書類を提出している」との説明のみで、詳細な契約金額の根拠が不明である。
- ・支払額の一部である「管理費」が率分で計上されているが、内容は部外秘と言われ、内訳が不明である。支払額の一部である「業務附帯費」の一部である『点検協議支援業務委託』の費用は、請求書のみを提出されており、必要性・実施内容・金額根拠が不明である。

Ⅲ. 修繕措置完了率の比較

上記の15先における点検結果において区分Ⅲ・区分Ⅳと診断された橋梁の修繕措置完了率の平均比較は【表6】のとおりである。15先のうち11先において跨線橋の修繕措置完了率は全橋梁の修繕措置完了率を下回っていた。また、その理由について、多くの自治体が鉄道事業者との協議に時間を要していることを挙げている。

【表6】修繕措置完了率の平均（n=15）

全橋梁の修繕措置完了率	平均71%
うち跨線橋の修繕措置完了率	平均54%

④今後の改善点・検討の方向性

2. 跨線橋と跨道橋の点検等メンテナンスについて

跨線橋の点検費用は、一般的に作業時間の制約等の要因があることから、類似条件下にある跨道橋の点検費用を上回ることにはやむを得ない面があると考えられる。

だからこそ、会計検査院からの平成17年度の決算検査報告における指摘にもあるとおり、その点検費用は、内訳を明示するなどして一層高い透明性が求められる。にもかかわらず、依然として鉄道事業者から十分な説明が無いと受け止められている事例が相当の割合を占めており、平成20年12月の申合せの趣旨が必ずしも十分に徹底されているとは言い難い。

このため、国土交通省においては、道路行政を所管する立場に加えて、公共性の高い事業を営む鉄道事業者を監督する立場からも、上記の申合せの内容が確実に実施されるよう実効性の高い対策を講じるべきである。

また、跨線橋の要修繕箇所の修繕措置完了率が低位にとどまる理由として、鉄道事業者との協議に時間を要していることが挙げられていることから、協議に時間を要している要因を分析し、その解消がなされるよう対策を講じるべきである。

②調査の視点

3. 新技術の導入推進について

国土交通省によると、新技術は長期的なライフサイクルコスト削減が見込まれるものの、初期導入コストが高いものが多い等の声も聞こえており、十分な活用・検討が進んでいない可能性もある。

そこで、**新技術の活用・検討状況について調査を行い、課題の洗い出しを行う。**

③調査結果及びその分析

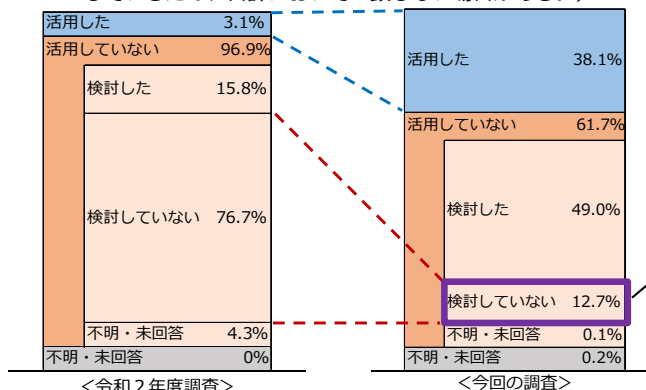
3. 新技術の導入推進について

I. 活用・検討状況

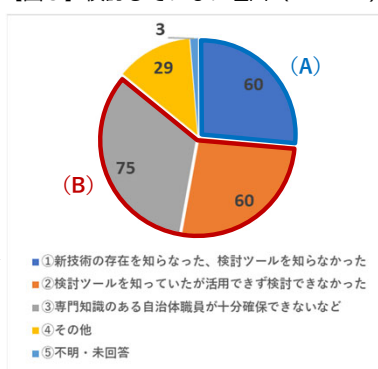
新技術の活用・検討状況について、令和2年度に実施した予算執行調査の結果と比較すると、活用している自治体は増えているものの、**約6割の自治体において未だ活用に至っていない結果となった【図4】。**

このうち、検討していないと回答があった自治体における**理由としては、新技術やその検討ツールを知らないという回答が全体の3割程度（A）、専門知識のある職員不足や、検討ツールが活用できないという回答が全体の5割強程度（B）**であった【図5】。

【図4】点検における新技術活用の有無（※それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。）



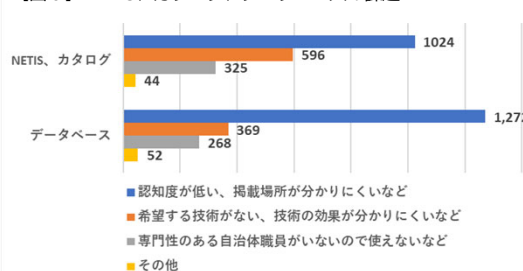
【図5】検討していない理由（n = 227）



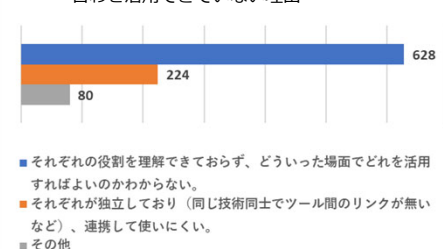
II. NETIS、カタログ、データベースの活用状況

3種類ある検討ツールの課題について調査を行ったところ、今回の調査結果でも引き続き「**認知度が低い・効果が分かりにくい**」と回答する自治体が多く見受けられた【図6】。検討ツールを役割に合わせ活用できていない理由については、「**それぞれの役割が分かりにくい**」といった回答が多く見受けられた【図7】。また、自由記述では「専門知識のない職員でも活用できるようにしてほしい」といった要望も見受けられた。

【図6】NETIS、カタログ、データベースの課題



【図7】NETIS、カタログ、データベースを役割に合わせ活用できていない理由



（※複数回答可）

④今後の改善点・検討の方向性

3. 新技術の導入推進について

新技術を「活用した」と回答する自治体の割合は前回調査から増加しており、一定の成果は認められる。

一方で、未だ半数以上の自治体は「活用していない」と回答しており、その理由として挙げられた「**新技術やその検討ツールを知らない**」、「**専門知識のある職員不足**」、「**検討ツールの活用ができない**」という点は、引き続き取り組むべき課題であり、更なる改善を求める。

また、検討ツールの課題についての調査結果で示された、**データベースの認知度の改善、必要な情報の掲載の充実、情報へのアクセス改善や使い勝手の改善**などは引き続きの課題である。

特に今回、**3種類ある検討ツール**に関して調査したところ、それぞれの役割が分かりにくいといった回答が多く聞かれたため、その点は改善すべきである。また、それぞれのツールを連携して使いにくいとの声も多く聞かれた。そのため、**同一技術はそれぞれのツールからリンクで飛べるようにするなど、連携を向上させる方法について検討**すべきである。

【調査対象年度】
令和6年度

【調査対象先数】
自治体：1,788先

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省ほか	会計	一般会計	項	地域公共交通維持・活性化推進費ほか
						目	地域公共交通確保維持改善事業費補助金ほか
調査対象予算額		令和６年度：21,405百万円の内数　ほか （参考　令和７年度：20,905百万円の内数）				調査主体	本省と近畿財務局の共同調査

① 調査事案の概要

【事業の概要】

- 地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4（※）の社会実装・事業化を後押しするため、**自動運転を社会実装するまでの初期費用を国土交通省が自治体等に対して補助するもの**である。
- 国土交通省は、政府目標である「**地域限定型の無人自動運転移動サービスを2025年度目途に50か所程度、2027年度までに100か所以上で実現**」（「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和5年12月閣議決定）」）に向けた施策の一つとして、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）」を令和4年度から実施しており、人手不足等の地域公共交通が直面する課題に対する解決手段の一つとして期待されている。
- 本事業については、①**将来的に自動運転レベル4の技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること**、②**将来的な持続可能性を踏まえた計画を策定すること**、③**地域公共交通計画等に留意した取組を実施すること等**が採択要件になっており、本事業が自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築に向けて活用されているかを検証するため、現在採択されている自治体等に対して調査を実施した。

（※）自動運転レベルの定義

レベル	概要	主体
5	完全運転自動化	システム
4	特定の条件下における完全自動運転	システム
3	特定の条件下における自動運転	システム
2	高度な運転支援	人
1	運転支援	人

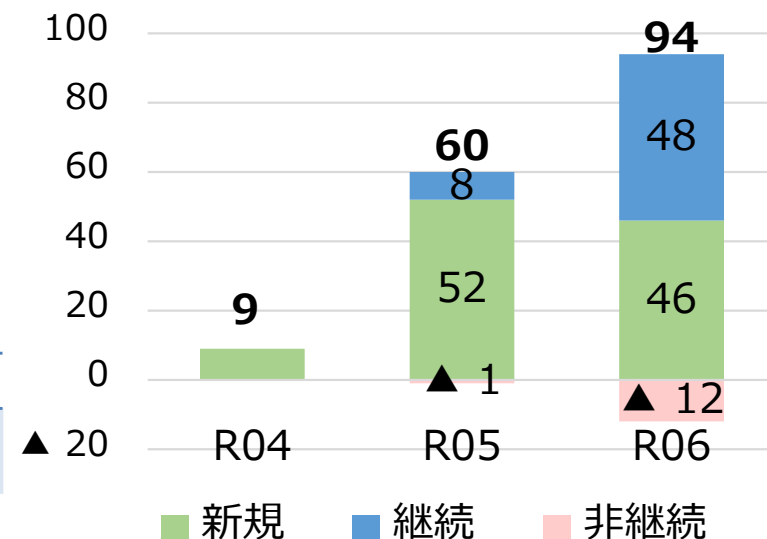


【支援の概要】

- 対象事業者
自治体等
- 対象事業
定時定路線型の自動運転移動サービス
デマンド式自動運転タクシーの導入 等
- 補助対象経費
車両改造費
自動運転システム構築費
リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

事業者	主な運用事例
A市	中心駅を起終点として輸送需要の高い既定バスを自動運転化
B市	空港と主要駅を結び、地域間の路線を自動運転化

事業者数の推移（交付決定ベース）



②調査の視点

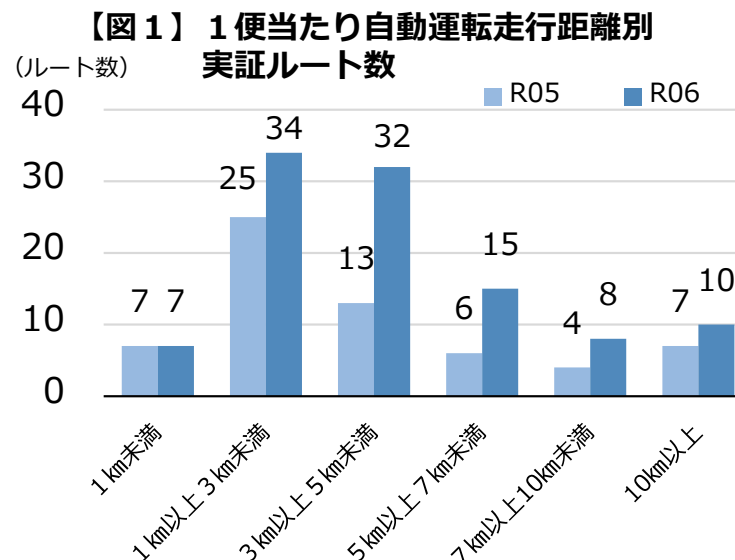
1. 実証実績について

- 自動運転バス等の運行は、**実際に運行している路線において実証を行うなど社会実装に向けた取組とすべき**であり、短距離での実証を続けている事例がないか、既存路線を置き換える計画となっているか調査を行った。

③調査結果及びその分析

1. 実証実績について

- 1便当たりの自動運転走行の実証実験距離について、**令和5年度から令和6年度にかけて増加傾向にある**。ただし、一部では**短距離（例：200m）の実証にとどまっているものも存在する**【図1】。
- 令和6年度において実証事業を実施していないルートを除き、自動運転を実装した場合の既存有人路線の置き換え予定について確認したところ、「**現段階では未定**」という回答が**7割程度と最も多く**、さらに、若干ではあるが、そもそも「**自動運転の実装予定なし**」という回答も**1割程度存在した**【表1】。



【表1】 有人路線の置き換え予定

置き換え予定	ルート数
有人路線を置き換える	27
置き換えない※	7
自動運転の実装予定なし	10
現段階では未定	87

※「置き換えない」と回答した自治体等では、既存の有人路線バスとの併用や新規路線の運行が想定されている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 実証実績について

- 社会実装に向けて低調な取組や、取組に深化が見られないような事業への対応として、実績評価の仕組みを導入すべきである**。事業者である自治体等においては、**あらかじめ自動運転レベル4実装に至るまでのマイルストーンを設定した計画を策定し、事後に自治体等のみならず国においても達成状況を評価し、結果を公表すべきである**。あわせて、本事業の趣旨に沿った実証を行う事業者を支援することを可能とするため、本取組を補助金採択時においても活用すべきである。
- 持続可能性を踏まえた計画策定が補助金採択の要件となっていることを踏まえると、**有人路線を置き換えたり、置き換えなくとも新たなルートを設定するといった社会実装に向けた実証ルートとなっているかどうかも含めて補助金採択時の要件とすべきである**。

②調査の視点

2. 事業費について

- ・本事業は、地域づくりの一環として行うバスサービス等の自動運転化に伴う初期経費に対して、その費用負担を軽減するため当該経費を助成する事業となっており、補助終了後のランニングコストを見据えているかについて調査を行った。

【調査対象年度】

・令和4年度～令和6年度

【調査対象先数等】

・調査対象先数：107先

(回答先数：106先)

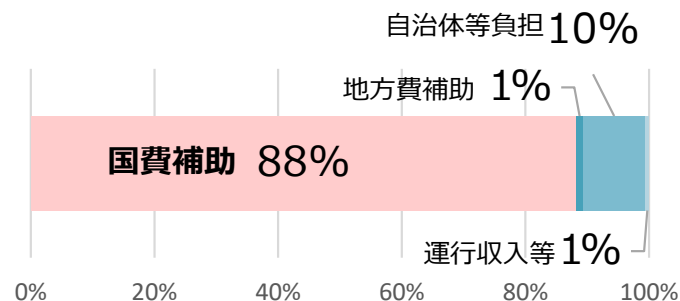
・実証ルート数：172ルート

③調査結果及びその分析

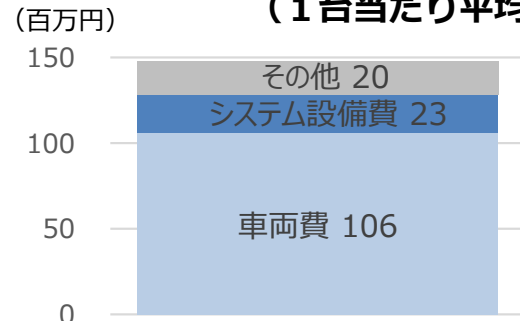
2. 事業費について

- ・事業費の財源については、現時点においてはほぼ国費となっている状況にある。実証事業ということもあり、現段階では約9割以上の自治体等が無償での運行を行っており、運行収入等は僅少となっている【図2】。
- ・中型・大型の自動運転バスを購入したルートについて分析したところ、1台当たりの事業費は平均約1.5億円となっており、中でも自動運転バスの車両費は1台平均約1.1億円であった。平均的な路線バスの1台当たりの価格が約0.2～0.3億円であることを踏まえると相当高額となっている【図3】。
- ・令和6年度に実証事業を実施していた自治体等のうち、実装後のランニングコストへの対応について確認したところ、現行の有人路線への置き換えを予定していない場合も含め、「運行収入等のみ」で対応すると回答した自治体等は一部存在（5先）したが、最も多かったのは、「運行収入及び自治体等予算で実施」（19先）であった。このほか、国や県の支援等を想定している自治体等も存在（12先）した。
- ・一方で、全体の4割程度の自治体等においては、何らかの独自の資金確保の取組を検討しており、沿線企業との連携など、採算面への課題解決に向けた取組が進められている【表2】。

【図2】財源別内訳（令和6年度）



【図3】中型・大型の自動運転バスを購入した場合の事業費（1台当たり平均）



【表2】資金確保の取組例

自治体等	検討内容
C市	企業版ふるさと納税
D市	協賛金、貨客混載
E市	クラウドファンディングの活用

④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業費について

- ・現状では自動運転バスの車両費は非常に高額となっており、自動運転によって削減可能な労務費を踏まえても採算性に乏しく、費用低減に向けた取組を推進していく必要がある。
- ・社会実装後の運営については、国費に頼ることなく、運行収入や独自の資金確保によって維持すべきである。国としても採算面の課題について対応していく必要があり、地域交通を維持するために、独自の資金確保努力を支援していくことも考えられる。

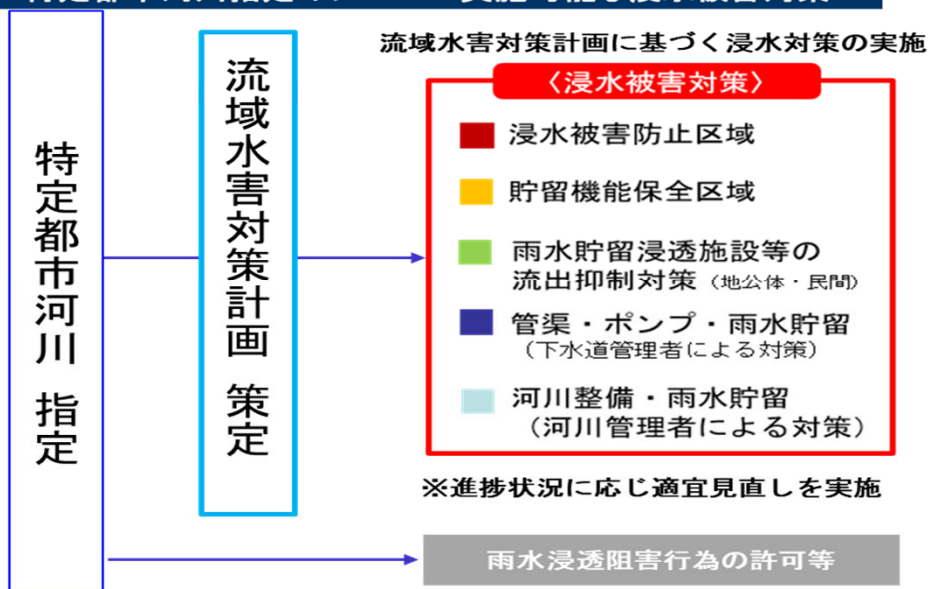
府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項	河川整備事業費
						目	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
調査対象予算額		令和6年度（補正後）：8,324百万円　ほか （参考　令和7年度：4,794百万円）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

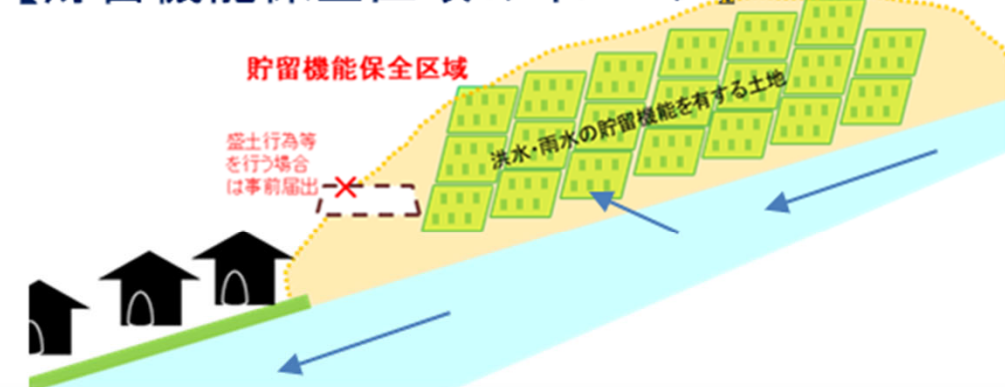
【事案の概要】

- 気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化する中、ハード整備のみによる治水安全度の早期向上に限界があることを踏まえ、令和3年の「特定都市河川浸水被害対策法」（以下「流域治水関連法」という。）の改正を機に、ソフト対策も含めた、流域のあらゆる関係者が協働する「流域治水」の取組を進めている。
- 国土交通省は、「流域治水」の取組促進のため、特定都市河川の指定後に策定が必要となる流域水害対策計画（以下「水害対策計画」という。）の策定支援などの補助を行うとともに、地方整備局本局において相談窓口を設置し、周知を図っているが、流域治水関連法改正から4年が経過する中、流域治水における主要なソフト施策である貯留機能保全区域の指定（＝地権者等の地域住民の合意に基づき、田んぼ等に一定の利用制限をかけることで、治水安全度を確保する手法）については、これまでに全国で1水系3件のみ（奈良県 大和川水系）と極めて低調となっている。
- こうした状況等に鑑み、実施主体である河川管理者等（地方整備局、都道府県など）における取組（水害対策計画の策定、貯留機能保全区域等の指定、防災指針策定における関係部局の連携等）の実態を調査するとともに、流域治水の取組の更なる加速化のために必要な課題の分析及び改善策を検討する。

特定都市河川指定のフロー 実施可能な浸水被害対策



【貯留機能保全区域のイメージ】



⇒土地の所有者の同意を得た上で、**区域指定**。
（注）貯留機能を阻害する盛土等の開発が制限。

②調査の視点

1. 水害対策計画策定の進捗状況について

○ 水害対策計画の策定状況や、策定までに要した期間、当該期間が長期にわたる要因を調査した。

○ 水害対策計画の策定における課題等を調査した。

2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

○ 区域指定の状況や指定に向けた検討状況等について調査した。

○ 区域指定に係る課題、解決のための取組・要望等について調査した。

3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

○ 防災指針（立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める指針）の策定状況、課題等を調査した。

○ 水害対策計画・防災指針策定の検討における、防災指針を所掌する都市部局との連携や課題等を調査した。

【調査対象年度】 令和3年度～令和6年度

【調査対象先数】

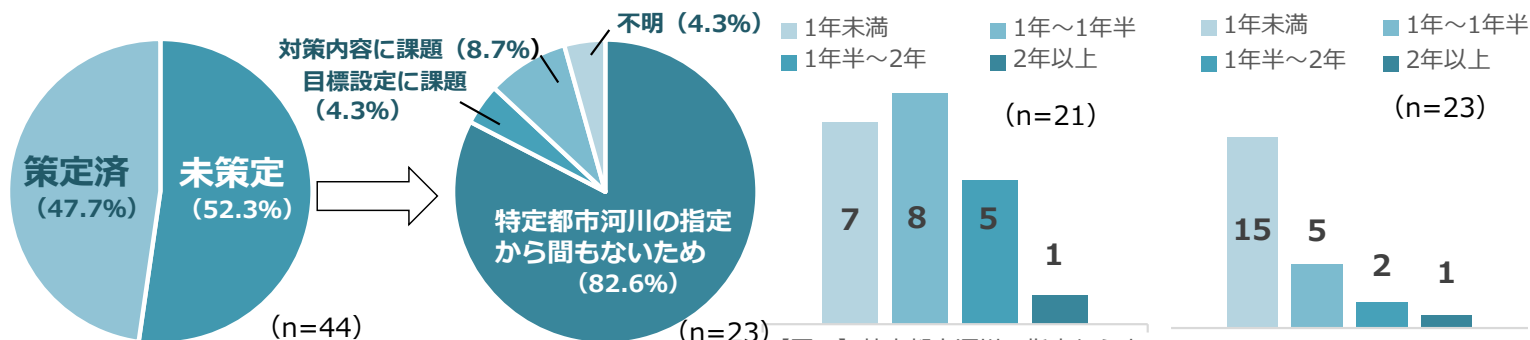
特定都市河川流域数：44流域（33水系、397河川）
河川管理者等（地方整備局、都道府県など）：延べ63先
市区町村：延べ206先

③調査結果及びその分析

1. 水害対策計画策定の進捗状況について

(1) 水害対策計画の策定状況について

調査対象の44流域のうち、水害対策計画が策定済みなのは、21流域（47.7%）であり、過半数にも満たない状況であった。残る23流域（52.3%）における未策定の理由については、「特定都市河川の指定から間もないため」が19流域（82.6%）と最も多かった【図1】。



【図1】 水害対策計画の策定状況と未策定の理由

【図2】 特定都市河川の指定から水害対策計画の策定までに要した期間

【図3】 (未策定) 特定都市河川の指定から経過した期間

特定都市河川の指定から水害対策計画の策定までに要した期間は、策定済みの21流域においては、平均で約1年、最大約2年であったが【図2】、未策定の23流域においては、指定から調査時点（令和7年4月）までの間に平均で約1年、最大で約11年経過している【図3】など、水害対策計画の策定までに要する期間に大きな開差が見られた。

(2) 水害対策計画策定における課題について

水害対策計画の策定における課題は【表1】のとおりである。河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は「計画に記載する具体的な対策・取組の内容」が最も多い一方で、市区町村は「その他」が多く、その内訳は「特になし」、「不明」、「県が検討している」など、計画策定への関与・役割によって河川管理者等と市区町村の課題認識に乖離が生じる傾向が見られた。

【表1】 水害対策計画策定に当たって直面した課題

河川指定から計画策定までに生じた主な課題	河川管理者等	市区町村	具体的な内容	回答数
①計画期間・計画対象降雨・計画目標の設定	10	17	特になし(※)	58
②計画に記載する具体的な対策・取組の内容	29	49	不明(県が検討している等)	17
③計画策定における事務作業・作業分担等	9	38	その他	2
④その他	4	77		

※検討を重ね、課題がないとした市区町村も存在

③調査結果及びその分析

2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

(1) 貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域の指定、検討状況について

調査対象の44流域のうち、区域指定の状況は、貯留機能保全区域では1流域(2.3%)のみであり、浸水被害防止区域では指定された事例はなかった。

また、区域指定に向けた検討の状況を確認したところ、いずれも未着手が大半を占めていた【図4、図5】。

(2) 区域指定における課題について

区域指定における課題は【表2】のとおりである。河川管理者等(地方整備局、都道府県など)は「関係自治体の役割分担・事務負担」や「地域住民の同意に向けた理解・協力」を課題とする一方で、市区町村は、「地域住民の同意に向けた理解・協力」を課題と認識するほか、「その他」として「県が区域指定を行うため、把握していない」など、本来地域の事情に精通し、区域指定に主体的な関与が望まれる基礎自治体において、「積極的に関与すべき」との認識がされていない傾向も確認できた。

(3) 区域指定に係る課題解決に必要な取組及び水害対策計画の実施状況について

課題解決のために必要な取組(要望)は【表3】のとおりである。区域指定の検討が進む流域ほど具体的な要望・意見がある一方で、大半の流域では、未だに課題に直面する状況まで至っていないと見られ、必要とする要望等の意見は少なかった。

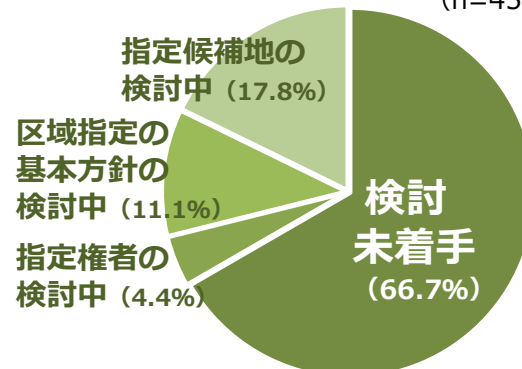
また、「区域指定の指針」や「事例の提供」等の要望も寄せられたが、これらは既に国から関係自治体に周知されているものであり、浸透しているとは言えない実態が明らかになった。このほか、「区域指定を推進するための地権者へのインセンティブを創設すべき」との要望があった。

水害対策計画の実施状況について、策定から1年以上が経過する11流域の計画を調査した結果、フォローアップ自体は全流域で行われているものの、定量的な指標による具体の施策の達成状況をフォローアップしている流域は約6割で、残る約4割はそもそもフォローアップ内容が非公表、若しくは、実施した施策の紹介にとどまっていた【表4】。

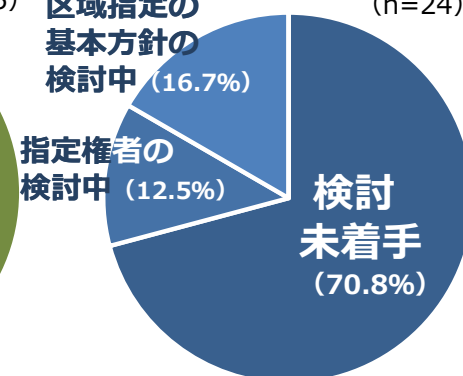
【表3】課題解決のために必要な取組

必要な取組(自治体の要望)	現行の取組
効果的な区域指定の指針等の提示/区域指定が望ましい地域の事例の提供	あり
自治体間や土地所有者との間の理解促進に向けた働きかけ、機運醸成	あり
区域指定による浸水被害解消効果の検証など、指定検討全般に係る支援	あり
区域指定を推進するための地権者へのインセンティブの創設	なし

【図4】貯留機能保全区域指定に向けた検討状況 (n=45)



【図5】浸水被害防止区域指定に向けた検討状況 (n=24)



【表2】区域指定における課題

主な課題	河川管理者等	市区町村
①関係自治体の役割分担・事務負担等	18	42
②地域住民の同意に向けた理解・協力	19	102
③指定検討に当たっての人員・技術力	15	57
④その他 ○県が区域指定を行うため、把握していない。 ○県の検討中であるため、対応していない。 ○対象となる土地がない。等	13	154

【表4】フォローアップの状況

(n=11)

フォローアップを実施	割合
うち公表	9 (81.8%)
うち定量的指標による把握	7 (63.6%)
うち非公表	2 (18.2%)

③ 調査結果及びその分析

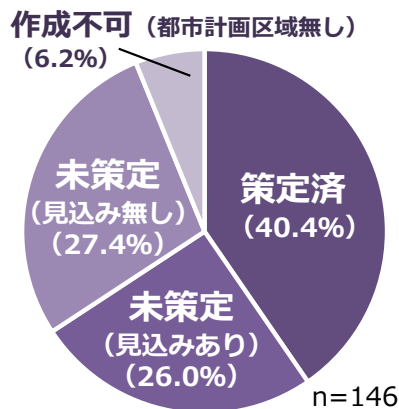
3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

(1) 防災指針の策定状況、策定に至らない理由について

防災指針の策定状況及び策定に至らない理由は、【図6】及び【表5】のとおりである。

未策定のうち、**具体的な策定の見込みが立てられない理由として、主に予算や人員体制等の問題**が挙げられた。

【図6】防災指針の策定状況



【表5】防災指針の策定に至らない理由

主な理由	市区町村	防災指針の策定状況	
		具体的な見込みがある	具体的な見込みがない
①立地適正化計画を策定中	24	21	3
②立地適正化計画を見直し中	9	9	0
③立地適正化計画作成の必要性を感じていない	9	0	9
④予算や人員が十分ではない	14	1	13
⑤その他			
○立地適正化計画の策定／見直し予定（検討中）	22	7	15
○立地適正化計画によらずまちづくりを行うため等			

(※) 防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めるもの。

(2) 河川部局と都市部局の連携について

自治体において、**水害対策計画及び防災指針（立地適正化計画）を策定するに当たり、河川部局と都市部局の間で実効性のある連携調整が図られていたのは約7割**であった【図7】。

連携調整が図られていないと回答のあった約3割は、各関係部局の検討段階における、いわゆる「縦割り行政」による対応等が要因と考えられ、いずれも国土交通省所管部局にもかかわらず、**実効性のある連携が図られていない実態**が散見された。

【図7】河川部局と都市部局との連携

河川部局 n=95 / 都市部局 n=71

河川部局から見た都市部局との連携	連携を図っている 66.3%	図っていない 33.7%
都市部局から見た河川部局との連携	連携を図っている 69.0%	図っていない 31.0%

(参考) 立地適正化計画における居住誘導区域と浸水想定区域の関係について

上記の立地適正化計画策定済みの市区町村におけるまちづくりにおいて、浸水想定区域を居住誘導区域に含めている割合は、以下のとおりである。

1000年に1度の想定最大規模（L2）：91.5%
 100年に1度の計画規模（L1）：71.2% （n=59）

④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 水害対策計画策定の進捗状況について
2. 貯留機能保全区域等の指定及び水害対策計画の実施状況について

○**水害対策計画**は、特定都市河川の指定後に速やかに策定する必要があるが、現状では過半数にも至らず、さらに**区域指定は極めて低調**で大宗が検討すら未着手であることは極めて問題であり、特に河川管理者等（地方整備局、都道府県など）は、その責務を十分に認識すべきである。

○具体的には、**水害対策計画の策定や区域指定等に係る地権者等の合意形成等**において、河川管理者等が地域の事情に精通する基礎自治体の積極的な関与を強く促すなど、**流域のあらゆる構成員が十分に役割を果たせるような「実効性のある態勢」を構築する必要がある**。

○**事業全体の進捗**については、特定都市河川の指定時に計画策定に係る**工程やスケジュール等を公表することにより、比較可能な形で「見える化」**するとともに、**定量的な指標を用いたフォローアップ等**も行うべきである。

○あわせて、**水害対策計画策定に係る課題解決のための支援メニュー等**が浸透していない実態を踏まえ、地方整備局本局だけでなく、より**地域に近い河川事務所にも相談できる体制を構築し、早急に支援メニュー等の再周知や改善を図るべきである**。

3. 防災指針の策定状況及び水害対策計画・防災指針策定に当たっての河川部局・都市部局の連携について

○**防災・減災の取組方針等の検討**では、河川部局のほか、**都市部局等の参画による実効性のある連携**が確実に図られるよう、**国土交通省担当部局連名による事務連絡等により周知すべきである**。

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項	離島振興費
						目	離島振興調査費ほか
調査対象予算額		令和6年度：139百万円　ほか （参考　令和7年度：111百万円）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

- 【事案の概要】
- 離島地域は、本土からの隔絶性や四方を海等に囲まれた地理的条件により、人の移動や物流に制約があり、島民の生活や地域産業に様々な影響が生じている。また、その条件不利性により、人口減少が長期にわたって継続し、高齢化も全国に先駆けて急速に進行している状況である。
 - 離島振興事業の1メニューとして令和2年度から実施している広域連携体制構築調査（スマートアイランド推進実証調査）は、ICT等の新技術等を導入し、各離島地域が抱える課題の解決を図るため、離島を有する市町村と新技術等を有する民間企業・団体等が共同で実施する取組を公募し、現地実装に必要な実証調査を行うものである。本実証調査は、スマートアイランド推進カタログを通じて、調査で得られた成果や知見を全国に普及・展開させることで、新技術・デジタル技術の離島地域への実装・横展開を推進することを目的としたものである。令和6年度から、マッチング等のためのプラットフォームを設立するとともに、伴走支援のためのアドバイザー派遣（令和6年度実績：5市町村）を開始している。
 - 今回の調査では、令和2年度の実証調査開始から5年間が経過したことを踏まえ、これまで実証調査により採択されてきた事業が各市町村において実装されているか、横展開されているか等を調査するとともに、離島が抱える固有の課題の解決に向けて、更なる質の向上を図れないか分析を行った。

離島の概要

○ 離島振興対策実施地域にある有人離島

我が国は14,125の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く14,120島が離島。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は256島。

【日本の島嶼の構成】（令和6年4月1日現在）



【他の法律】
沖縄振興特措法（平成14年制定）
奄美群島振興開発特措法（昭和29年制定）
有人国境離島法（平成28年制定）
小笠原諸島振興開発特措法（昭和44年制定）

○ 離島の役割

離島は、その立地条件等から、以下のような重要な役割を担っている。
・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
・海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全
・食料の安定的な供給等

排他的経済水域等の面積（約447万km²）は世界で6番目の広さ



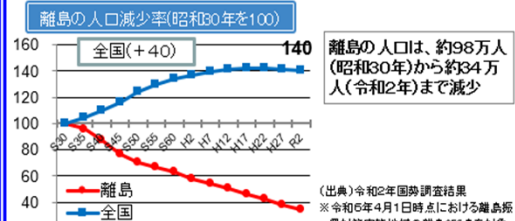
【離島振興対策実施地域】

指定地域	離島の状況
指定地域	77地域(256島)
関係自治体	26都道府県、111市町村
面積	5,318km ² (全国の1.41%)
人口	34万人(全国の0.027%)

※令和2年度国勢調査結果及び「2022離島統計年報」より

離島の人口推移

昭和30年から令和2年までの人口の推移をみると、全国の人口は約40%増加している一方、離島の人口は約65%減少。



離島とその他地域との比較

人口減少や高齢化の進展など、離島は全国や他の条件不利地域と比較しても厳しい状況にあり、財政力も厳しい。

	人口増減率 (平成27年→令和2年)	高齢化率 (令和2年)	市町村財政力指数 (令和4年)
離島地域	10%減	42%	0.19
過疎地域	3%増	40%	0.27
奄美群島	5%減	35%	0.16
沖縄	2%増	23%	0.38
全国	0.7%減	29%	0.49

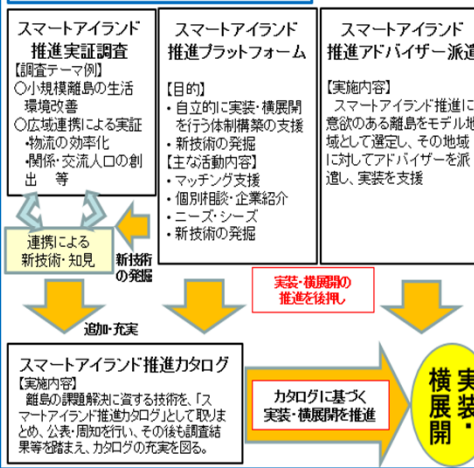
（出典）人口増減率および高齢化率：国勢調査結果
財政力指数：総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」（令和4年度）
※令和6年4月1日時点における離島振興対策実施地域の離島256島を対象
※沖縄地域については沖縄本島も含めた数値
※離島の財政力指数については、市町村区域全域が離島である35市町村、86島の平均値
※過疎地域の財政力指数は令和2年度の数値

広域連携体制構築調査等

スマートアイランドの推進

- 離島は四方を海などに囲まれ本土から隔絶されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有している。
- このような、離島が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術・デジタル技術の離島への実装を図るための「スマートアイランド推進実証調査」を実施する。
- 関係省庁や民間企業等とも連携して、新技術・デジタル技術の離島地域への実装・横展開を推進する。

スマートアイランドの実現に向けた取組



過去の実証調査の例

【課題】 医療 本土の医療従事者が島へ移動する際の時間・コスト等の負担 【実証内容】 電子カルテの共有や遠隔モニタリングによる遠隔医療の有効性の検証 遠隔診療の様子	【課題】 防災 島民の災害や荒天時における生活不安、生活環境改善 【実証内容】 ドローンの防災等の多用途活用、島民の自治活動によるドローンによるドローンの実装や運用体制構築の検証 島民によるドローン操縦の様子
【課題】 交通物流 定期航路に依存した人流・物流形態による不自由な生活環境 【実証内容】 自律航行船による広域・多用途サービスモデルの実現に向けた検証 自律航行船による実証の様子	【課題】 エネルギー 島内の産業のための電力の安定供給 【実証内容】 小規模な波でも対応可能な波力発電の実用性の検証 往復型回航加速式波力発電装置

②調査の視点

1. スマートアイランド推進実証調査の実施市町村について

- 実証調査が、**どのような市町村で実施されているのか、どの程度認知されているのか**について調査を行った。

2. スマートアイランド推進実証調査の成果の実装について

- 実証調査の実施後に、**実証調査を行った事業が活用されているのか、他の補助金との連携が図られているのか**について調査を行った。

3. スマートアイランド推進実証調査の横展開について

- 実証調査の実施後に、**実証調査を行った事業が他の市町村において活用が図られているのか**について調査を行った。

【調査対象年度】

令和2年度～令和6年度

【調査対象先数】

有人の離島振興対策実施地域を有する市町村：110先

③調査結果及びその分析

1. スマートアイランド推進実証調査の実施市町村について

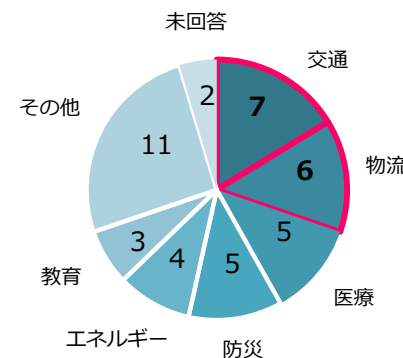
- 令和2年度から令和6年度にかけて、合計43の実証調査を実施しているが、**実証調査の実施市町村は、110先の中で26先にとどまっており、特定の市町村でしか実施されていないことが確認された【表】**。分野については、**交通・物流を中心に、幅広い分野で実施されていた【図1】**。
- 実証調査を実施していない市町村（84先）のうち、**20先はそもそも実証調査を認知しておらず、61先は実証調査は認知しているものの応募をしていないことが確認された【図2】**。応募したことがない理由については、**ニーズがないという意見もあった一方で、詳細が分からないという意見もあった【図3】**。

実証調査の実施市町村（26市町村）

【表】実証調査の実績

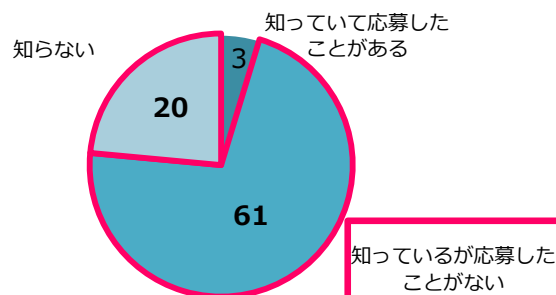
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
実証調査実績 (うち新規市町村によるもの)	10 (10)	12 (6)	10 (5)	7 (2)	4 (3)	43 (26)

【図1】実証調査の実績（分野別）（n=43）

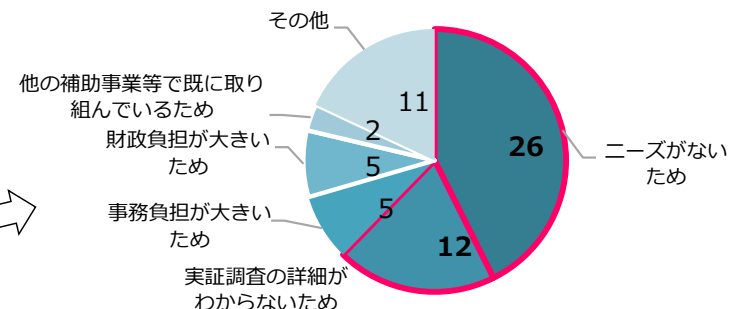


実証調査の非実施市町村（84市町村）

【図2】実証調査の認知度（n=84）



【図3】知っているが応募したことがない理由（n=61）



③ 調査結果及びその分析

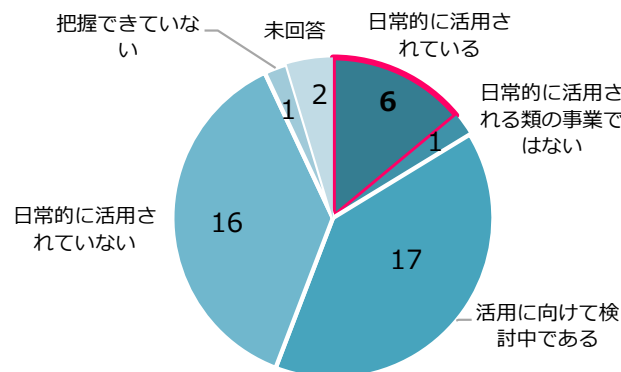
2. スマートアイランド推進実証調査の成果の実装について

- 実証調査の実施後に、**実証調査を行った事業のうち実際に日常的に活用されているものは43事業のうち6事業しかなく、大半の事業については、活用に向けて検討中の段階にとどまっているか、あるいは活用されておらず、実装があまり進んでいない実態が認められた【図4】**。

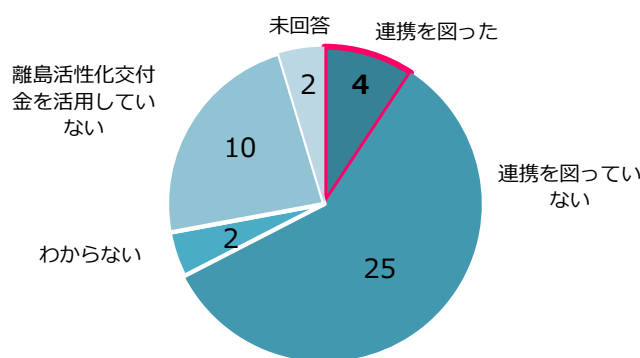
- また、実証調査の実施後に、**成果の実装等に向けて離島活性化交付金を活用した事業は4事業にとどまるなど、他の補助金との連携が図られていない実態が認められた【図5】**。

他の補助金との連携を図りながら実証調査を行った事業を日常的に活用している事例として、例えば、三重県鳥羽市では、実証調査で得られたオンライン診療に係る知見を踏まえ、離島活性化交付金も用いながら必要な機器を整備し、実証調査後においてもオンライン診療を継続して実施するなどしていた。

【図4】 実証調査を行った事業の現在の状況 (n=43)



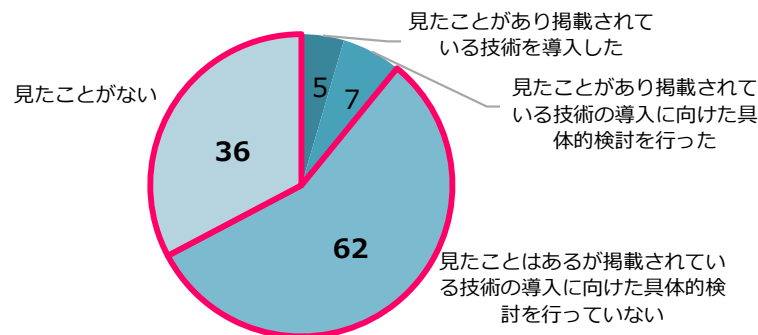
【図5】 離島活性化交付金との連携の状況 (n=43)



3. スマートアイランド推進実証調査の横展開について

- 実証調査の他市町村への横展開は、主に、スマートアイランド推進カタログによって行われているところ、**カタログの認知度は低く、また、認知されていても具体的検討につながっておらず、実証調査を行った事業が他の市町村で活用されていない実態が認められた【図6】**。

【図6】 スマートアイランド推進カタログの活用状況 (n=110)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. スマートアイランド推進実証調査の実施市町村について

- 離島自治体に共通する課題を踏まえた制度設計とし、適切な周知・広報を行うとともに、予算額についても不断の見直しを図るべきである。

2. スマートアイランド推進実証調査の成果の実装について

- 実証調査を行った事業の実装が図られるよう、**採択要件や実証調査後のフォローアップ**についても検討すべきである。
- 優良事例については、**事業所管省庁とも連携し、他の補助金の活用や必要な制度改正等**を通じて、実証調査で得られた成果の実装を目指すべきである。

3. スマートアイランド推進実証調査の横展開について

- 他の離島自治体でも活用できるよう、単なるカタログの公表にとどまらず、**カタログ内容の具体化、マッチング・伴走支援の取組**を更に進めるべきである。
- 他の離島自治体でもニーズがある内容に重点化し、**技術の標準化にも配慮しながら、実証調査を実施**すべきである。

府省名	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	項 目	港湾事業費 港湾改修費補助ほか
調査対象予算額		令和6年度：15,713百万円の内数 ほか (参考 令和7年度：10,766百万円の内数)				調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 観光立国推進基本計画では、クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組として、訪日クルーズ旅客を令和7年にコロナ禍前ピーク水準の250万人まで回復させるとともに、外国クルーズ船の寄港回数がコロナ禍前ピーク水準の2,000回を超えること等を目指した取組を推進するとしている。また、地方誘客を進めるための外国クルーズ船が寄港する港湾数について、令和7年にコロナ禍前ピーク水準の67港を上回る100港とすることを目指して取り組むとしている。
- 他方、クルーズ船の大型化に伴い既存の受入れ環境がその規模に対応しきれていないとの課題や、小型のクルーズ船による、旅客施設や受入施設がない地方港への寄港が増加している等の課題が存在する。
- 当該補助事業は、更なるクルーズ船の寄港促進のため移動式ボーディングブリッジや屋根付き通路等、クルーズ旅客の移動等の円滑化に要する経費や、待合設備や空調設備、トイレ等、クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費、照明設備等のクルーズ旅客の安全性の向上に要する経費等、受入環境改善を行うための費用の1/3以内を補助するものである。
- 本調査では、当該補助事業において補助対象がしかるべく選定されているか、これまでの事業成果等を踏まえた改善がなされているか検証を行うものである。

補助対象経費のイメージ

- クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
- クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
- クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

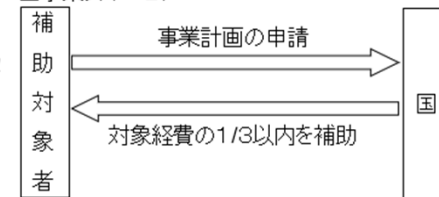


事業概要

- 補助対象経費
 - ・クルーズ旅客の移動又は手荷物等の搬出入の円滑化に要する経費
 - ・クルーズ旅客が利用する旅客上屋等の受入環境改善に要する経費
 - ・クルーズ旅客の安全性の向上に要する経費

- 補助対象者
 - 地方公共団体(港務局を含む。)又は民間事業者

事業スキーム



※ 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業：補助対象経費のうち、駐車場、防塵フェンスの整備を除くものが対象
国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業【公共】：補助対象経費のうち、駐車場、防塵フェンスの整備が対象

②調査の視点

1. 対象事業のしかるべき選定

クルーズの再興とクルーズの拠点形成に向けた受入環境整備を進めるために実施されている国際クルーズ旅客受入機能高度化事業が、期待された効果を発揮することができるよう、**しかるべき事業が補助対象として選定されているか**を検証する。

【調査対象年度】
平成29年度～令和6年度

【調査対象先数】
港湾管理者等：60先
(全84港)
国土交通省港湾局

③調査結果及びその分析

1. 対象事業のしかるべき選定

本補助事業を効果的に実施するためには、各港の特性を踏まえ、**事業の目的を達成するために効果的な案件に対し補助を行う必要がある。**

他方、補助制度が発足した平成29年以降、**申請がなされた案件は全て採択されており、しかるべく選定した上で、効果が見込まれる案件に対して補助を行ってきたのか疑問がある。**

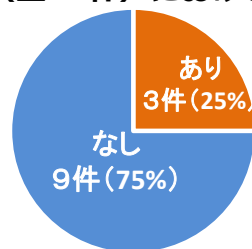
この点、募集要領上、**申請された事業計画は、事業実施による効果等の観点から審査・評価できるよう、KPIを示す指標を計画に盛り込むことが求められている。**他方、

【図1】のとおり、**多くの案件がKPIを示す指標の設定がないにもかかわらず採択されている。**加えて、【図2】のとおり、**目標設定が極めて曖昧であるにもかかわらず採択された事業が多く、事業実施による効果等の観点から審査が行われているとは言い難い。**

【表】のとおり、補助実施後も年間0～5回程度とクルーズ船の寄港回数が極めて低迷し、現時点で**補助の効果が全く見られない港湾も確認できる。**

また、**クルーズ船寄港数等に関する定量的目標を独自に設定している港湾はそうでない港湾に比べクルーズ船寄港実績が良い傾向が見られる（目標を設定している港湾の令和6年における外国クルーズ船平均寄港回数は30回、そうでない港湾は15回）。定量的な目標設定を求めることには、クルーズ船寄港促進に好影響をもたらす可能性がある。**

【図1】令和6年度に採択された事業計画（全12件）におけるKPIの記載有無



【図2】採択された事業計画において記載されている曖昧な目標の例

- ・地域への経済効果、地元経済活性化
- ・税関検査及び入出国審査の円滑化
- ・旅客の乗下船に要する時間の短縮
- ・乗客の快適性向上
- ・持続的かつ安定的なクルーズ船の受入に寄与

等

【表】補助実施後寄港回数が極めて低迷している港湾例（寄港回数）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
A 港		(補助実施)	1	(補助実施)	0	0	1	0
B 港		(補助実施)	1	0	0	0	0	0
C 港	(補助実施)	0	1	0	0	0	0	1
D 港	(補助実施)	5	3	0	0	0	0	0
(補助先47港平均)	35	33	34	1	0	0	21	33

④今後の改善点・検討の方向性

1. 対象事業のしかるべき選定

限られた財源の中で事業を行う以上、申請がなされた案件は、しかるべく選定した上で採択される必要がある。申請がなされた各案件を比較検討し、より優れた案件を採択することができるよう、国土交通省は**比較検討可能な定量的な審査基準の導入を検討すべきである。**

その前提として、申請に際しては、現在の募集要領においても提出が求められているKPIを示す指標等、**定量的な目標を確実に提出させるべきである。**その際、補助対象者が設定すべき指標をあらかじめ国において複数提示した上で、その中から申請者の事業計画に応じた指標を選択・設定させることも検討すべきである。

また、本補助事業による補助を受ける前提として、国土交通省は**クルーズ船寄港回数等に関する定量的目標を含むクルーズ船受入に関する計画の策定を求める等、クルーズ船受入数増加に向けた努力を促すことを検討すべきである。**

②調査の視点

2. 事業成果等を踏まえた改善

令和7年度より、補助対象施設は、CIQ※関連施設に絞られた。

クルーズの再興とクルーズの拠点形成に向けた受入環境整備を進めるために実施されている本補助事業を更に効果的なものとするべく、**現状や事業の成果等を踏まえた上で、しかるべく改善を行っているか**を検証する。

【調査対象年度】

平成29年度～令和6年度

【調査対象先数】

港湾管理者等：60先（全84港）
国土交通省港湾局

※CIQとは、Customs（税関）、Immigration（出入国管理）、Quarantine（検疫）の頭文字を合わせた略語で、国境を越える際に必要となる税関、出入国管理、検疫の3つのチェックポイントを通過する手続き

③調査結果及びその分析

2. 事業成果等を踏まえた改善

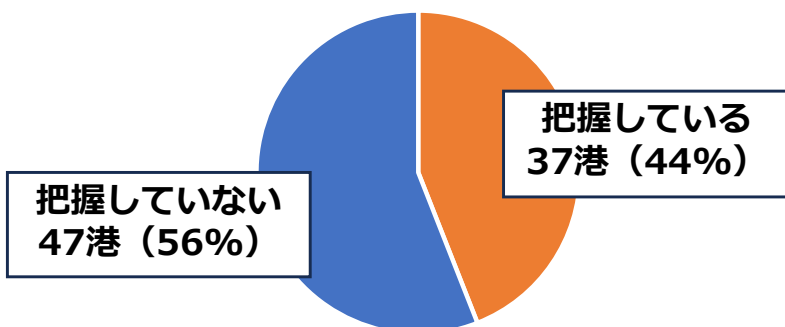
効果的な事業を行うためには、**各港湾の現状を把握した上で、これまで実施されてきた各案件の成果・効果や課題を確認の上、補助対象施設や補助要件等を常に改善していく必要がある。**

クルーズ船寄港時のCIQ手続きに長時間を要する例が見られる等の理由から、令和7年度より本補助事業の補助対象施設がCIQ関連施設に絞られることとなったが、【図3】のとおり、**今回調査対象とした全84港中47港は、クルーズ船受け入れの際のCIQにおける混雑状況（CIQ待ち時間）を把握しておらず、また、国土交通省港湾局においても、この点につき網羅的に調査を実施していない。**クルーズ船の大型化に伴い、近年、クルーズ船寄港時のCIQ手続きに長時間を要する例が見られることは事実であり、上記補助対象の変更の方向性自体が誤りであるとまでは言えないが、**各港におけるCIQ手続きの現状をしかるべく把握した上で変更することが望ましく、本件補助対象変更之际現状把握が十分であったとは言い難い。**

また、本補助事業による成果等につき報告することは求められておらず、**本補助事業によりどのような成果が生まれたか、あるいはCIQ手続きがどのように改善したか等を事後的にフォローアップする仕組みが存在しない。**

このように、事業に関連する**現状把握が不十分かつ、事業のフォローアップがなされていない状況では、事業による効果を把握し、今後の改善につなげていくことは非常に困難である**と考えられる。

【図3】CIQ待ち時間を把握している港湾数（n=84）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業成果等を踏まえた改善

本補助事業が今後も継続されるのであれば、しかるべく現状を把握した上で、過去の補助案件の成果・効果や課題等を踏まえた改善を常に行う必要がある。

具体的には、国土交通省は、補助を行った後に、当該補助によりどのような成果・効果が生まれたのか、又はどのような課題が残されたのかを**しかるべく把握を行った上で、補助後一定期間の間、補助対象者が申請時に提出した定量的な目標の達成状況の報告を受ける等、しかるべく事業のフォローアップを行うことができるスキームの構築を検討すべきである。**

府省名	環境省	組織	環境本省	会計	一般会計	項目	生物多様性保全等推進費
							生物多様性保全推進交付金
調査対象予算額	令和6年度：100百万円 ほか (参考 令和7年度：100百万円)					調査主体	本省と中国財務局の共同調査

①調査事業の概要

【事業の概要】

我が国の生物多様性に重大な影響を及ぼす特定外来生物については、令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が改正され、生態系等に係る被害の防止、分布拡大の抑制・根絶及び生態系の回復に向けて、都道府県は我が国に定着した特定外来生物の被害の発生状況に応じ被害防止措置を講ずること、市町村は都道府県の施策に準じてそれに努めることとなった。国は地方公共団体等が取り組む事業や活動の推進に必要な措置を講ずることとなり、交付金により支援を行っている。

【交付対象事業】

(1) 特定外来生物防除事業(※)

- ・特定外来生物等の防除を行う事業に必要な費用の一部を補助
- ・補助率：事業費の1/2以内

(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業(※)

- ・特定外来生物等の早期発見・防除に関する計画策定等に必要な費用の一部を補助
- ・補助率：250万円を上限とする定額(定額を超える事業費分は1/2以内)

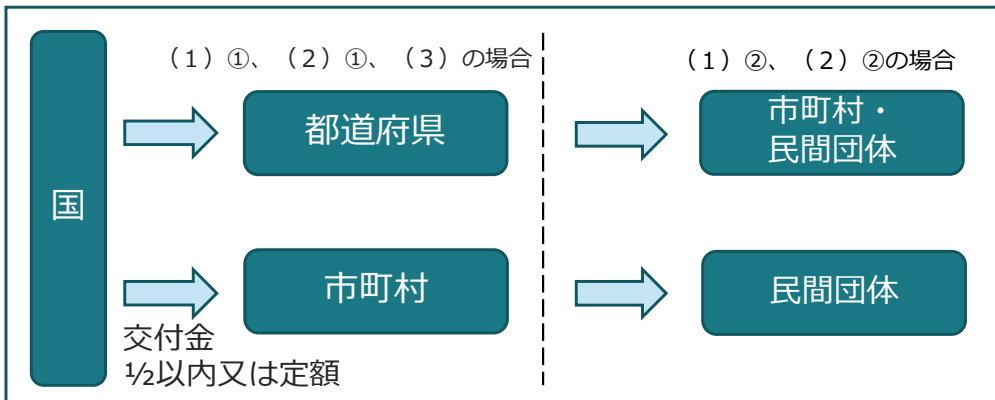
(3) 外来種対策戦略検討等事業

- ・対策を行うべき外来種のリストアップ等、総合戦略策定に必要な費用の一部を補助
- ・補助率：250万円を上限とする定額(定額を超える事業費分は1/2以内)

(※) (1) 及び (2) については以下①及び②のいずれかに該当するもの

- ①都道府県又は市町村が自ら行う事業
- ②市町村又は民間団体に対する都道府県の補助、民間団体に対する市町村の補助

【補助スキーム】



【予算額の推移】

(百万円)

	R3	R4	R5	R6	R7
当初予算(国直轄)	516	522	546	529	514
当初予算(交付金)	10	10	100	100	100
補正予算(交付金)	—	250	400	400	—
計	526	782	1,046	1,029	614

【特定外来生物の例】

アルゼンチンアリ



クビアカツヤカミキリ



アライグマ



②調査の視点

1. 都道府県と市町村の連携について

効率的・効果的な防除に向けて、都道府県と市町村間の連携が適切に図られているのかを調査する。

2. 事業効果の適切な評価について

交付団体が定めるKPI（アウトカム指標、アウトプット指標）及び防除目標（根絶、低密度管理、分布域拡大阻止）に対して、事業効果等をどのように評価しているか実態を調査する。

3. 防除単価の把握・適正性について

長期的・継続的な防除の取組を実施していくことが前提となる中で、各交付団体の防除単価の実態を調査する。

【調査対象年度】

令和5年度、6年度

【調査対象先数】

地方公共団体1,794先のうち回答があった1,182先

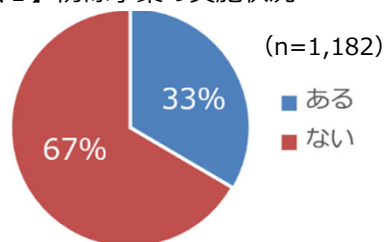
③調査結果及びその分析

【事業実施状況・今後の事業費の見込み】

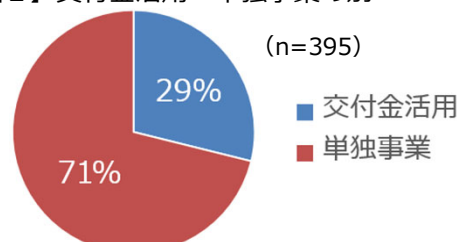
- 地方公共団体1,182先のうち、令和5年度又は6年度に特定外来生物の防除等を実施したのは395先（33%）であった【図1】。その中で、本交付金を活用した交付団体は114先（29%）であった【図2】。
- 令和5年度又は6年度に特定外来生物の防除等を実施した地方公共団体に対して、今後の事業費の見込みを調査したところ、8%が「減少すると思う」と回答し、44%が「増加すると思う」と回答した【図3】。
- 「増加すると思う」と回答した地方公共団体から多く聞かれた理由は以下のとおりであった。
 - ・ 特定外来生物の生息数、生息域及び被害状況が拡大傾向にあるため。
 - ・ 人件費や燃料費等が今後も高騰していくと予想されるため。

⇒今後の事業費の増加が見込まれており、予算の効率的な活用の観点から、特定外来生物の対象種ごとに効率的・効果的な防除方法を確立する必要がある。

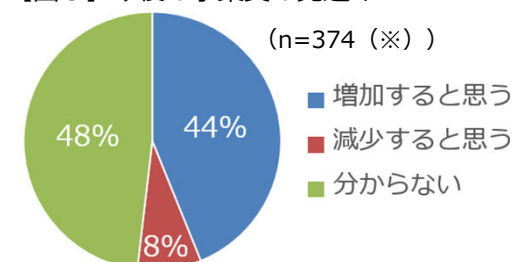
【図1】防除事業の実施状況



【図2】交付金活用・単独事業の別



【図3】今後の事業費の見込み

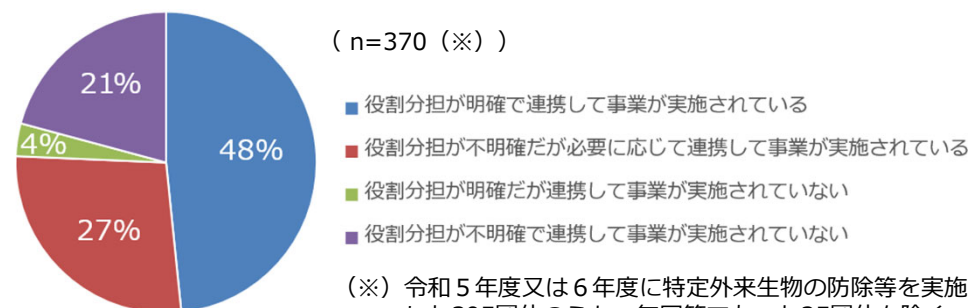


(※) 令和5年度又は6年度に特定外来生物の防除等を実施した395団体のうち、無回答であった21団体を除く。

1. 都道府県と市町村の連携について

- 特定外来生物の防除事業において、都道府県と市町村との役割分担が明確で、連携して事業が実施されているかを調査した。
- 「役割分担が明確だが連携して事業が実施されていない」及び「役割分担が不明確で連携して事業が実施されていない」と回答した地方公共団体は約4分の1であった【図4】。

【図4】都道府県と市町村の連携状況



(※) 令和5年度又は6年度に特定外来生物の防除等を実施した395団体のうち、無回答であった25団体を除く。

【連携が不十分な事例（アルゼンチンアリ）】

- ・ 市町村が所管する道路等については防除を実施しているが、都道府県が所管する河川敷等については、都道府県に防除を要請したが、河川の生態系に影響を与える恐れがあるとの理由から防除が実施されていない。

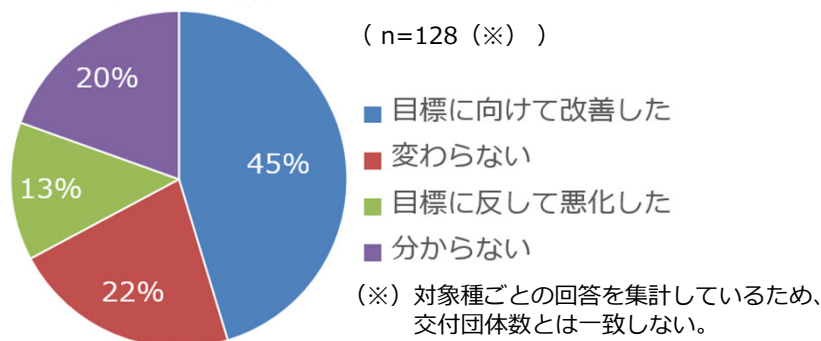
⇒都道府県と市町村が連携した防除事業が実施されておらず、防除範囲が生息域の一部に留まっている事例が確認された。

③ 調査結果及びその分析

2. 事業効果の適切な評価について

- 地方公共団体が実施した防除事業において、令和6年度の事業終了後の評価について、本交付金を活用した交付団体に調査した。
- 「目標に向けて改善した」と回答した交付団体は半数近くであるが、約3割の交付団体が「目標に反して悪化した」「分からない」と回答している【図5】。
- さらに「目標に向けて改善した」と回答した交付団体に対する個別ヒアリングの結果、事業効果が適切に評価されていない事例が確認された。

【図5】事業終了後の評価状況



【事業評価が適切になされていない事例（クビアカツヤカミキリ）】

- ・アウトカム指標の「被害木発生本数」は増加し、被害が拡大しているにもかかわらず、アウトプット指標の「樹幹注入本数」が当該年度の指標を達成しているため、「目標に向けて改善した」と判断している。
- ・「分布拡大を最小限に抑える」というアウトプット指標を設定し、防除を実施している限りは「目標に向けて改善した」と判断している。

⇒アウトプット指標のみを評価し、アウトカム指標が適切に評価されていない事例や、アウトプット指標とアウトカム指標が適切に設定されておらず、防除効果の定量的な把握が行われていない事例が確認された。

3. 防除単価の把握・適正性について

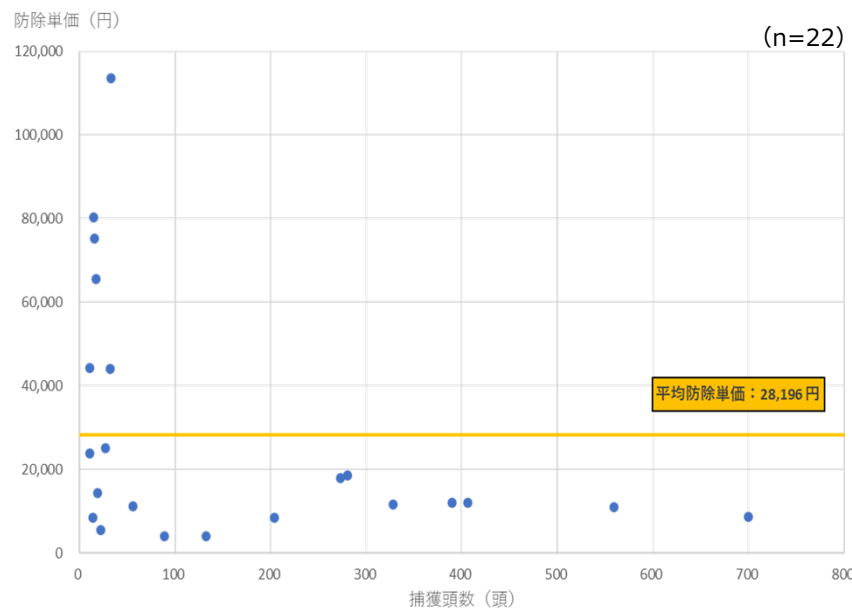
- 交付団体の多いクビアカツヤカミキリやアルゼンチンアリ等の特定外来生物は、**交付団体間で防除実績の把握方法にばらつきがあり、一律な比較が困難**であった。
- こうした中で、近年、生息範囲を全国的に拡大し、農産物等へ深刻な被害を与えているアライグマについて、その防除単価(※)及び捕獲頭数を、令和5年度及び6年度の交付団体で比較した。

(※) 防除に要した総事業費を捕獲頭数で除して算出。なお防除に要した総事業費については、捕獲頭数に応じて変動、捕獲頭数にかかわらず固定など、団体によって防除事業者との契約内容は様々であった。

- **防除単価については、1頭当たり20,000円以下となっている団体が大半を占める中で、平均を大幅に超える団体も存在し、交付団体間で相当の幅が見られた【図6】。**
- (最小: 4,034円 最大: 113,648円 平均: 28,196円)

- 交付団体の中には、環境省の「アライグマ防除の手引き」において推奨されている捕獲効率を表すCPUE(捕獲数÷捕獲努力量(わな個数×わなかけ日数))を活用している団体も一部見られた。

【図6】1頭当たりの防除単価・捕獲頭数(アライグマ)



④ 今後の改善点・検討の方向性

1. 都道府県と市町村の連携について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に従って、**都道府県と市町村が連携して事業に取り組めるように**、環境省は適切に助言等を行うとともに、**両者の連携方法等により一層の具体化を求めることを検討すべき。**

2. 事業効果の適切な評価について

効率的・効果的な事業の実施に向けて、**KPI・防除目標の策定及び事業終了後の評価が適切に実施されている地方公共団体がより優先的に交付されるように交付要領や審査基準等の見直しを検討すべき。**

3. 防除単価の把握・適正性について

予算の効率的な活用の観点から、特定外来生物の対象種ごとの防除効果や防除単価が適切に把握できるように、環境省は、成果指標の例示を行いつつ、実績報告書にて報告を求めるなど、**比較可能な形で防除実績の把握に努めるべき。**

その上で、適切な指標を活用した効果検証により、**防除の効果を上げているモデル事例を収集・周知することで予算執行の効率化を促すべき。**

また、**効率的な防除を行うインセンティブが働くよう**、防除単価が一定の金額を超える場合は、地方公共団体による予算の効率化に係る取組を勘案することや交付申請額から減額調整することなど、**交付金額の審査方法や算定方法の工夫を検討すべき。**

府省名	防衛省	組織	防衛本省	会計	一般会計	項 目	艦船整備費 公共施設等維持管理運営費
調査対象予算額	令和6年度：2,879百万円 ほか (参考 令和7年度：3,691百万円)					調査主体	本省調査

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 島嶼侵攻対処や災害発生時には、自衛隊艦船の輸送能力だけでは不足する事態も想定されることから、民間海上輸送力を効果的かつ効率的に活用し、大規模な人員・装備品等の輸送を可能とする機動展開能力を強化するため、**民間事業者による民間船舶（以下、「PFI船舶」という。）の調達・維持管理・運航等を元的に行う事業**である。自衛隊訓練演習時の部隊・装備品輸送に加え、令和6年の能登半島地震における部隊・物資の輸送、被災者向けの休養施設（食事・入浴）等、災害時にも活用されている。
- 調査実施時点では、輸送用船舶として、
 - PFI船舶2隻を10年間で**総額約250億円（平成28年から令和7年末）**で運用中（以下、「Ⅰ期大型旅客船事業」という。）であり、
 - 令和7年3月には、①の**後継船舶**として同2隻を**10年間で約305億円（令和8年から令和17年末）**で**契約済み**（以下、「Ⅱ期大型旅客船事業」という。）、令和8年1月の運用開始に向けて準備中であるほか、
 - 令和7年度予算において新たに**貨物船4隻分の費用として約396億円（契約ベース）**が計上されている。
- なお、契約事業者は、当該船舶を自衛隊の用に供していない期間は、**民間収益事業に活用**できることとなっており、**利益の一部を国庫に納付**することとなっている。
- 令和5年度の予算執行調査では、**自衛隊による利用及び民間収益事業による利用いずれも低調**であることが明らかになり、**財政資金の効率的利用に向けて、積極的な活用**が求めらたところであり、本調査では、前回調査時以降の活用状況をフォローアップしつつ、既契約船舶のみならず将来契約予定のPFI船舶の活用可能性調査も実施した。

	H28	～	R6	R7	R8	R9	～	R16	R17	R18
大型旅客船	大型旅客船（Ⅰ期）：2隻、約250億（ナッチャンworld、はくおう）				大型旅客船（Ⅱ期）：2隻、約305億（はまなす（仮称）、ブルールミナス（仮称））					
貨物船					運航準備	貨物船：4隻、約396億（令和7年度中契約予定）				

【前回の調査結果（令和5年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- PFI船舶は、維持整備や船員確保の面でコスト優位性はある一方、自衛隊による利用及び民間収益事業による**利用率が両船舶とも1割以下**の状況にある。したがって、**財政資金の効率的利用**に向けて、平素においても活用できる用途があれば、**積極的に活用**すべき。
- 現在の「防衛力整備計画」ではPFI船舶の確保が掲げられているが、**確保に際しては**、有事における利用に加え、①自衛隊訓練での利用、②民間収益事業を柱とした有効活用に向けた方策の検討や**中古船舶を買い上げた場合との経費効率の比較を前提とすべき**。

反映の内容等

- 次期PFI船舶について、南西地域への**新たな部隊展開訓練での活動**を予定するほか、**自治体における国民保護訓練での使用**などについても検討を行い、PFI船舶の**有効活用**を図っていく。
- 次期PFI船舶の確保にあたり、防衛省が船舶を調達（中古船舶2隻を購入して運用する場合を想定）し自衛官が運航する従来方式と、PFI方式のライフサイクルコストを比較した。その結果、**PFI方式は約1割の費用削減が見込まれることから、次期契約においても引き続きPFI方式を採用**することとした。

②調査の視点

1.PFI船舶（大型旅客船）の稼働状況

前回調査以降の稼働状況を調査するとともに、民間収益事業を行うにあたってのボトルネックを調査する。

2. 民間収益事業の活用可能性（船種別）

これまで運用してきた大型旅客船と、今後契約予定の貨物船では性質・用途が大きく異なることから、民間収益事業での活用可能性を船種別に調査する。

3. 民間収益事業に取り組むインセンティブ

大型旅客船のこれまでの民間収益事業における収益性を調査し、取組インセンティブにどう影響したか調査する。

今後契約予定の貨物船については、事業者が民間収益事業に取り組むインセンティブにつながる契約方式のあり方について調査・検討する。

【調査対象年度】

令和5年度～令和6年度

【調査対象先数】

防衛省ほか：8先

③調査結果及びその分析

1. PFI船舶（大型旅客船）の稼働状況

- ・ 前回調査以降（令和5年度～6年度）の稼働状況を調査したところ、【表1・2】で示すとおり、**訓練や災害派遣**の増加に伴い、**全体として稼働率の増加**が見られた。他方、**民間収益事業は2年間で1日だけの利用**に留まっていた。

【表1】（ナッチャン）	稼働可能日数	稼働日数	稼働率	（うち訓練）	（うち災害派遣）	（うち民間収益事業）
前回調査時（H28～R4）	2,393日	192日	8.0%	90日(3.8%)	16日(0.7%)	86日(3.6%)
R5年度	365日	102日	27.9%	25日(6.8%)	76日(20.8%)	1日(0.3%)
R6年度	342日	32日	9.4%	32日(9.4%)	0日(0.0%)	0日(0.0%)
今回調査（R5～R6）	707日	134日	19.0%	57日(8.1%)	76日(10.7%)	1日(0.1%)

【表2】（はくおう）	稼働可能日数	稼働日数	稼働率	（うち訓練）	（うち災害派遣）	（うち民間収益事業）
前回調査時（H28～R4）	2,457日	245日	10.0%	87日(3.5%)	131日(5.3%)	27日(1.1%)
R5年度	348日	92日	26.4%	16日(4.6%)	76日(21.8%)	0日(0.0%)
R6年度	346日	28日	8.1%	28日(8.1%)	0日(0.0%)	0日(0.0%)
今回調査（R5～R6）	694日	120日	17.3%	44日(6.3%)	76日(11.0%)	0日(0.0%)

- ・ 同結果に関して、訓練利用は、PFI船舶を利用した訓練のための予算が増加したこと、災害派遣は、令和6年の能登半島地震を受けてPFI船舶が派遣されたことがそれぞれの主な増加要因である。それでもなお、**年間の平均稼働率は2割以下で、年間の約8割は非稼働（スタンバイ）状態**にある。この結果を受け、民間収益事業がほとんど行われなかった事情について契約事業者も含む複数の事業者（船社等）にヒアリング調査を行ったところ、以下のような声が聞かれた。

【事業者の意見】

- 大型旅客船は、**定期・定時性が基本**であり、**定期航路**を有しているのが通常である。不定期に訓練や災害派遣利用が行われたり、防衛省との契約条件※の下で、継続的な民間収益事業（定期運航）を行うことは困難である。
※防衛省から緊急要請を受けた場合、要請後72時間以内に指定された係留地（各船舶の母港）より出港する契約（「72時間ルール」）
- 不定期かつ短期間の民間収益事業としての活用（例.米軍輸送や船上パーティ等）は可能だが、母港が地方所在のため、**首都圏と比較して案件の受注機会が僅少である**。また、訓練利用で首都圏に行った際に、**首都圏で民間収益事業を行って帰港すること**も考えられるが、**72時間ルールの下では、母港から離れた遠隔地で民間収益事業を行うのは事実上困難である**。
- 現契約では、係留港は完全に固定化されているが、時期によって係留地の変更を可能とするなど、**運用に柔軟性**を持たせれば、受注機会の増加につながる可能性がある。

- ・ 防衛省では、こうした声を受け、**Ⅱ期大型旅客船事業から、緊急要請後の出発港を各船舶の母港に限らず、民間収益事業を行って近隣の港でも可能とするなど、72時間ルールの運用見直しを実施**している。これにより、**遠隔地で民間収益事業を行いつらい**といったボトルネックが解消されることが見込まれる。

③調査結果及びその分析

2. 民間収益事業の活用可能性（船種別）

- 1. で聞かれた声（旅客船の民間収益事業活用の困難性）を踏まえ、複数の事業者にも、旅客船・貨物船それぞれにおける**民間収益事業の活用方策**についてヒアリング調査を実施した【表3】。
- その結果、**定期・定時性が重要となる大型旅客船**は、PFI契約下での定期航路への投入が難しく、**不定期・短期間での利用に限られるの**に対して、**貨物船はスケジュールの柔軟性が高いことから、防衛省の利用期間以外は民間貨物船として常時利用することも可能**といった声も聞かれるなど、民間収益事業の活用余地が大きい事情を確認した。
- さらに、防衛省によれば、旅客船では防衛省の要請後72時間以内の対応が求められるルールに関して、**貨物船の場合は防衛所要が発生してから防衛省側での荷役準備に一定の時間・日数を要することから、ルール緩和の余地があり、その場合はより民間収益事業への活用の可能性が高まることも確認した。**

【表3】民間収益事業での活用方策

大型旅客船	貨物船
□ 短距離クルーズ □ 単発イベント（船内パーティなど） □ スポット輸送（米軍輸送など）	□ 自社の定期貨物航路への投入 □ 繁忙期における自社貨物輸送への投入 □ スポットでの貨物輸送への投入 □ 主要港と地方港間のフィーダー輸送 □ 他船のドック入り（定期検査）中の代船利用

3. 民間収益事業に取り組むインセンティブ

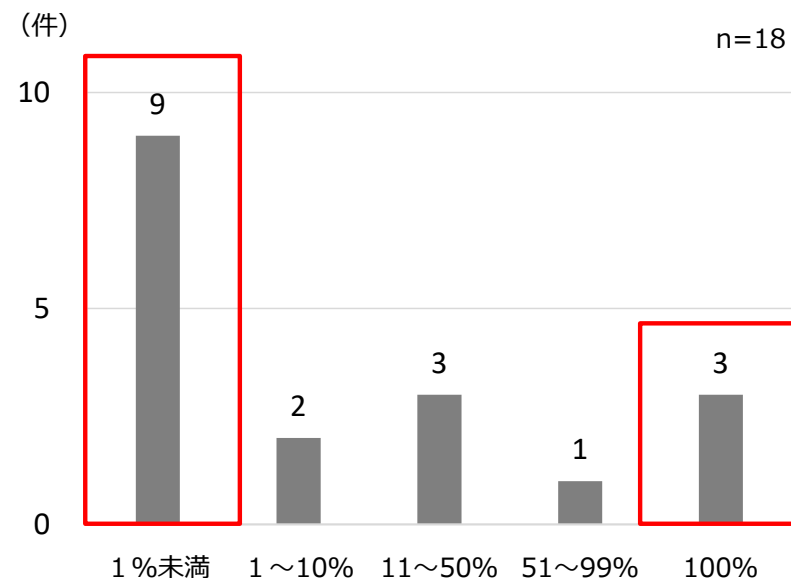
（大型旅客船）

- I期大型旅客船事業期間中の民間収益事業の実績は、合計18件（114日間）**となっており、それぞれの案件の**収益性を確認したところ【図1】**のとおりであった。現行ルールでは、事業者が民間収益事業を行った場合、防衛省は事業期間中に事業者に支払うサービス対価のうち、**民間収益事業に利用した日数相当分は「利用対価」として事業者から回収することとしているが、実際に利用対価を100%回収できるほどの利益を上げられた案件（利用対価回収率100%）は18件中3件にすぎず、利益水準が利用対価の1%にも満たない案件が半数を占めていた。**

※利益<利用対価の場合、利益率5%を超える部分を全額、利益率が5%に満たない場合は利益の半分を国庫納付させることとしている。

- さらに、これらの案件では、燃費性の悪さから**運航経費の半分程度を高額な燃料費が占めており、これによって売上のほとんどが運航経費で相殺されるなど、事業者が民間収益事業に取り組んでも、必ずしも十分な利益が得られていない実態が確認された。**
- 他方、**令和7年度より大型旅客船2隻は後継の船舶に切り替わり、それぞれ船舶性能が向上することによって、燃料費が少なくとも半分程度となる見込み**であることから、旧型船舶に比較して、**コスト競争力が飛躍的に増すほか、先述のとおり、防衛省において民間収益事業を行いやすくするための運用ルールの見直し（出発港の柔軟化）も行われており、事業者が民間収益事業に取り組みやすい環境が整ってきている。**

【図1】民間収益事業における利用対価の回収率（国庫納付額/利用対価）
（平成28年度～令和6年度）



③調査結果及びその分析

(貨物船)

- 事業者からのヒアリング結果等を踏まえれば、**今後契約予定の貨物船は、大型旅客船に比べて民間収益事業での活用見込みが立ちやすく**、事業者によって程度の差はあるものの、積極活用によって相応の収益性が見込まれる。PFI船舶事業が、長期かつ多額の資金を投じる事業であることに鑑みれば、船舶を自衛隊の利用に供しない期間は、事業者が民間収益事業によって収益を上げ、財政に貢献していくことも重要である。
- 大型旅客船事業における現在の契約形態は、**契約段階においては民間収益事業の見込みが立てづらいことから、見込額は契約価格に反映せず、民間収益事業が行われた場合のみ、利益の一部を国庫に納付する方式（事後納付型）**となっているが、この場合、**契約時点での事業費の抑制につながりにくい**ほか、**事業期間中の経費及び利益の支払が保証されている場合、事業者が民間収益事業で追加的に利益を上げようとするインセンティブは必ずしも高くなる**とは言えない。
- この点、他のPFI事業の事例を参考に契約スキームを調査し、**入札価格や事業者の民間収益事業に対するインセンティブに及ぼす影響等**に着目し、メリット・デメリットを整理した。

スキーム	概要	事例	メリット	デメリット
事後納付型	事業費を全額国が支払い、民間収益事業が行われた場合はその収益の一部を国庫に納付	PFI船舶事業（大型旅客船）：防衛省	- 収益に連動して国側も利益を享受可能 - 民間収益事業の不確実性が高い場合でも事業者の参画が容易	- 入札価格の低減に資さない - 十分なサービス対価が約束されている場合、民間収益事業取組のインセンティブが働きづらい
事前回収型	民間収益事業を予め見込んだ上で、事業経費から差し引く形で入札価格を作成	衛星コンステレーションの整備・運営等事業：防衛省	- 競争性が働く場合、入札価格の低減が期待できる - 一定の民間収益事業を事前にコミットしているため、民間収益事業取組の強いインセンティブが働く	- 民間収益事業の不確実性が高いほど事業リスクを抱える - 想定以上の収益を上げた場合、国に利益が享受されない
ハイブリッド型	最低限の民間収益を入札価格より控除し、一定以上の収益が上がった場合、その一部を国庫納付	北海道エアポート（空港コンセッション）※：国土交通省	事後納付型・事前回収型の両方のメリットを享受可能	国への過度な収益還元になれば応札が見込まれない可能性

※事業者が空港運営権を取得するにあたり、一定の運営権対価を国に支払うことに加え、一定収益を超えた場合は収益連動負担金としてその一部を国に支払う契約

④今後の改善点・検討の方向性

1. PFI船舶（大型旅客船）の稼働状況

2. 民間収益事業の活用可能性（船種別）

3. 民間収益事業に取り組むインセンティブ

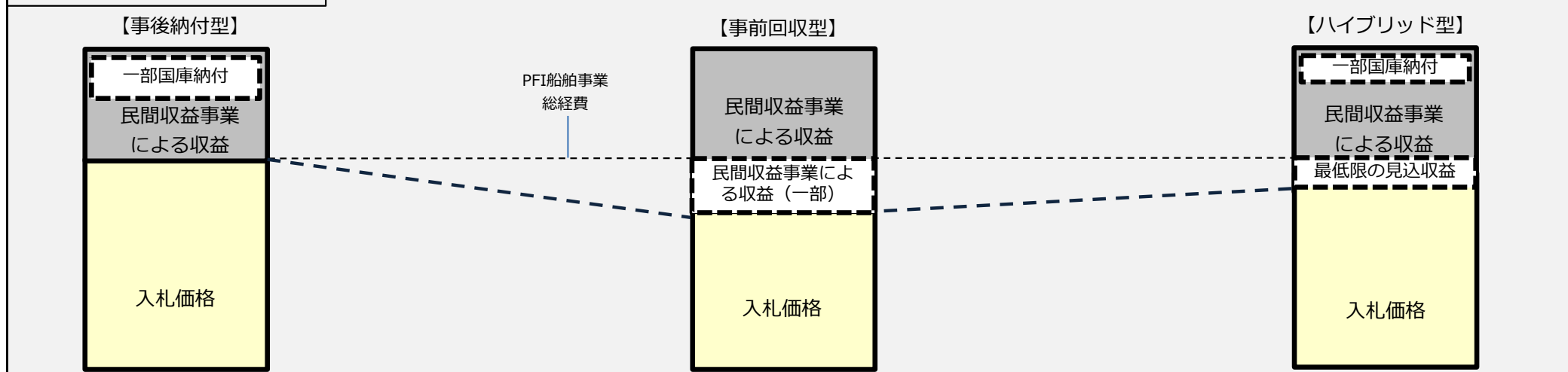
I 大型旅客船（契約済）

- ・ I 期大型旅客船事業では、**燃料費に起因する採算性の低さや運用ルール上の制約から、事業期間全体を通して民間収益事業の取組が低調**となった。
- ・ 防衛省では、こうした状況を踏まえ、II 期大型旅客船事業において、**燃費条件を大きく改善させた船舶を採用したほか、運用ルールの見直し**を行うなど、**民間収益事業に取り組むための環境改善**が図られている。
- ・ 民間収益事業も含め、**PFI船舶の稼働率を向上**させることは、財政資金の効率的利用の観点のみならず、**船員の技能の維持・向上**の観点からも重要であることから、II 期大型旅客船事業では、防衛所要に支障が生じない範囲で**着実に民間収益事業の実績を重ねていくべき**である。そのため、防衛省は、
 - ① 契約事業者との継続的な対話を通じて**民間収益事業参画の目標（見通し）を共有し、**
 - ② **毎年の結果をフォローアップ**する中で、**運用ルールの改善を継続的**に行う
 など、稼働率の向上に向けたPDCAサイクルを確立すべきである。

II 貨物船（今後契約）

- ・ 今後契約を予定している**貨物船**については、旅客船に比べてスケジュールの柔軟性が高く、**自衛隊の利用に供しない期間に柔軟に民間収益事業に活用しやすい**。防衛所要に支障が生じない範囲で、財政資金の効率的利用の観点から、事業者が見込みうる民間収益事業に極力取り組んでいくことが重要である。
- ・ そのため、防衛省は、貨物船の契約手続にあたって、既存の大型旅客船の契約条件にとらわれることなく、
 - ① **貨物船の特性を考慮した柔軟な運用ルールの設定（72時間ルールの緩和など）や、**
 - ② **民間収益事業のインセンティブを高めるための入札方式のあり方**
 について、今回の調査結果や事業者の意見等も十分に踏まえて検討し、最適なルール、入札方式を設定すべきである。

考え得る入札方式（イメージ）



府省名	防衛省	組織	防衛本省ほか	会計	一般会計	項	武器車両等整備費ほか
						目	弾薬購入費ほか
調査対象予算額		令和6年度：5,794,315百万円（契約ベース）　ほか （参考　令和7年度：8,718,217百万円（契約ベース）の内数）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の概要】

- 防衛省により調達される防衛装備品は、「原価計算方式」【参考】により予定価格が算定されているものが多い。価格の構成要素となる原価等の適正性は、防衛省と契約先企業との間に存在する「情報の非対称性」に由来して、その検証の困難性が指摘されていることから、企業側の費用低減意欲を促すことが重要である。そのような観点から、防衛装備庁では、①**報奨の額**、②**インセンティブ契約制度**、③**作業効率化促進制度**、④**共同履行管理型インセンティブ契約制度**を導入している。
- 防衛省予算が増加局面にあり、契約の金額・件数が増大【図1】する中にあって、防衛省予算を効果的かつ効率的に執行していく観点からも、これらの制度は有効に機能する必要があるところ、本事案は、これらの制度が**企業にとって積極的に適用しやすい仕組み・運用**となっているか、**費用低減意欲を促す上で効果的・効率的な仕組み・運用**となっているかを調査するものである。

【各契約制度の概要】

① 報奨の額（令和2年度～）

- 防衛装備庁が、契約の計算価格を算定する場合において、当該計算価格と比較可能な前例となる契約の価格（※）を比較する。
- 価格が低減している場合、要因を問わず、当該計算価格に**低減額の80%を加算**する。
（※）同様の契約である必要があるが、多少の仕様差や数量差が許容されている。また、両契約の契約企業が異なることは仕組み上あり得る。

② インセンティブ契約制度（平成11年度～）

- 企業が契約期間内において、契約当初は念頭になかった生産性向上等による製造原価の低減案（※1）を、防衛装備庁に申請する。
- 防衛装備庁が低減案を審査し、採用された場合には、5年以内に、同じ企業が締結する同様の契約の計算価格に、**低減額の一定割合（※2）を加算**する。
（※1）①と異なり、全体額の低減のみならず、直接経費、加工費等の費目ベースの費用低減も認められている。
（※2）「一定割合」とは、具体的には55%～90%であり、採用からの経過年数等に応じて設定される。

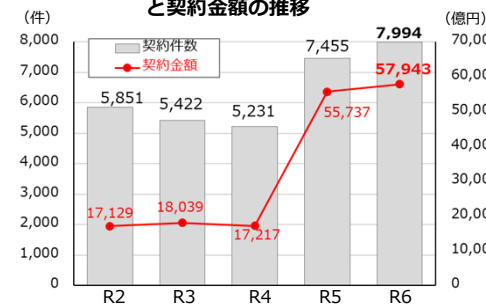
③ 作業効率化促進制度（平成16年度～）

- 企業の装備品製造等に係る作業現場の作業ロス改善を図るため、防衛装備庁・コンサルタント会社と企業が、作業現場における実態調査・分析を共に行った上で、年度ごとの計画工数を設定する。企業は、計画工数を目指して実際の工数を低減していく必要がある。
- 一定期間、企業が締結する当該装備品に係る契約の計算価格に、**制度適用前の工数と各年度の計画工数との差の50%に相当する額を加算**する。

④ 共同履行管理型インセンティブ契約制度（令和2年度～試行中）

- 官民共同で履行管理を行い、コスト変動リスクに柔軟に対応することで、実効的なコスト低減と着実な契約履行を図る制度である（※1）。
- 契約の代金確定時において、コスト超過した場合には、**超過額の一定割合（※2）を官が負担し、コスト低減した場合には、低減額の50%を還元**する。
（※1）原則として、対象となる契約は、初回量産段階の装備品に係るものであって、プロジェクト管理重点対象装備品等（プロジェクト・マネージャー及び統合プロジェクト・チームを置いて重点的にプロジェクト管理を実施する装備品等）、かつ、契約期間が3年以上のものである。
（※2）具体的には、研究開発契約については最大8%、初回量産契約については最大5.5%。企業側のコスト管理計画に応じて設定される。

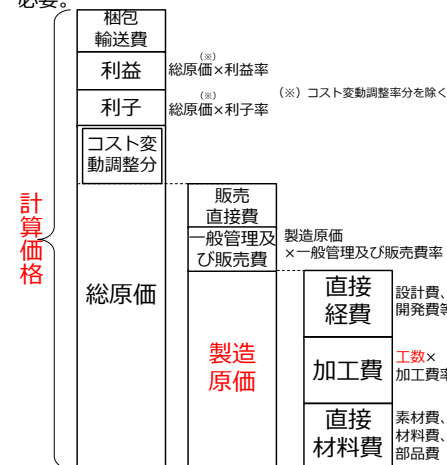
【図1】中央調達（※）における契約件数と契約金額の推移



（※）「中央調達」とは防衛装備庁が契約主体となる調達で、主要な装備品等・役務はこれにより調達され、それ以外は各基地等が主体となる「地方調達」により調達されている。

【参考】原価計算方式の概要

- 「原価計算方式」とは、直接材料費や加工費等を積み上げて「製造原価」を算出し、これに一般管理費及び販売費や利益等を付加して「計算価格」を算定する方法。
- 「計算価格」は「予定価格」の基準となるもので、国の契約は「予定価格」の範囲内で行う必要。



②調査の視点

1. 報奨の額
2. インセンティブ契約制度
3. 作業効率化促進制度
4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- 防衛装備庁に対し、各制度の中央調達における適用実績、低減額、見直し状況等について、調査を行う。

【調査対象年度】

平成25年度～令和6年度

【調査対象先数】

防衛装備庁：1先

- 防衛装備庁の調達事業部各官室（輸入調達官・有償援助調達官を除く）及び令和6年度経費率算定企業（※）に対し、各制度が適用しやすい運用となっているか、企業のコスト低減意欲を促す上で効果的な仕組みとなっているか、アンケート調査を行う。

なお、調査結果を踏まえ、企業6社へのヒアリングを実施した。

（※）「経費率算定企業」とは、防衛装備庁と直接かつ比較的頻繁に契約を締結する企業として、令和6年度に経費率を設定した企業。また、「経費率」とは原価計算方式における加工費、一般管理費・販売費の配賦率や利益率等のこと。

【調査対象年度】

令和6年度

【調査対象先数】

防衛装備庁：1先（12官室）

民間企業：71先（※）

（※）うち68先（96%）が回答。

③調査結果及びその分析

1. 報奨の額

- 運用開始した令和2年度以降の適用実績等を調査したところ、中央調達全体の契約件数・契約金額【図1】の規模に鑑みれば、低調であることがうかがわれた【図2】。

- 企業における本制度の認知状況を調査したところ、回答企業の約6割（40/68社（59%））が内容を把握しておらず、更にその半数（20/68社（29%））が制度の存在自体を認識していなかったことから、**認知状況は著しく悪い**と言え、制度施行の前提が整っていないことがうかがわれた【図3】。

- 防衛装備庁は、予定価格が企業に推知されることを回避するため、企業に対して報奨の額の加算額を伝えず、加算対象であることのみを伝える運用を執っているとのことであった。

この点、これまで21社の契約に報奨の額として約2.0億円の加算実績があったが、うち約6割（13/21社（62%））の企業の契約には、約1.1億円が加算されているにもかかわらず、企業が適用の事実を認識しておらず、**所定の運用が十分に行われていない**ことが判明した【図4】。

さらに、これら適用事実の認識のない13社における、本制度の認知状況を確認したところ、約半数（7/13社（54%））は制度の内容を把握していなかった。これら適用事実の認識も制度内容の把握もない7社の契約に対する加算額は約0.3億円であり、**本制度が契機となった費用低減とは言い難いものに対する加算実態がある**ことも判明した【図4】。

- また、適用の事実・認識が共に存在する8社に対し、本制度の費用低減促進効果を尋ねたところ、約6割（5/8社（63%））が「あまり費用低減に向けた取組意欲には影響しない」と回答し、残り（3/8社（38%））が「どちらかといえば費用低減に向けた取組意欲が高まった」と回答した。

その理由（複数回答可）として、「制度の有無にかかわらず費用低減を目指すことは当然であるため」（4/8社）、「対象となる契約が少ない」（2/8社）といったものが挙げられた。

2. インセンティブ契約制度

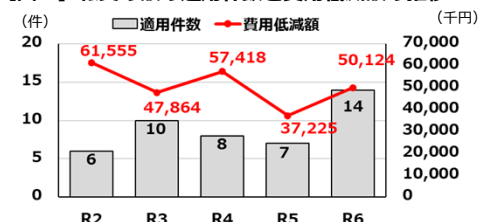
- 平成11年度から始まった制度であるが、適用実績が低調であったことを踏まえ、平成25年度までにインセンティブ料率の拡大（料率の引上げ・多様化）や適用条件の拡大（取組の事前申請のみならず事後申請も許可）といった見直しが実施されてきた。

- しかしながら、平成25年度以降に採用された全26件【図5】の費用低減策について、適用している企業を調査したところ、これらは全て特定の2社によるものであり、**適用している企業数はごく僅少**であることが判明した（特定2社による適用は平成29年度までで、令和2・3年度は1社のみが適用）。

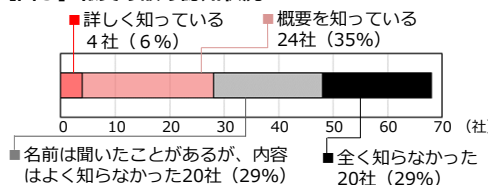
なお、防衛装備庁によれば、企業から申請された費用低減策の却下事例はないとのこと、当該件数は、防衛装備庁による審査を経て絞り込まれた訳ではなく、そもそも企業からの申請が少ないことによることが判明している。以上のことから、**インセンティブ料率の拡大等の制度改正が、適用企業の裾野の拡大に有効に作用していない**ことがうかがわれた。

- 回答企業の約9割（61/68社（90%））が制度内容を把握しているなど、概ね認知度は高かった【図6】が、制度内容を把握していると回答した企業にヒアリングを実施したところ、「費用総額ではなく費目ベースでの費用低減ならば活用できる／しやすい」（実際には既にこのような運用は可能）との声が聞かれ、**制度の基本的な理解が企業に浸透していない可能性**がうかがわれた。

【図2】 報奨の額の適用件数と費用低減額の推移



【図3】 報奨の額の認知状況

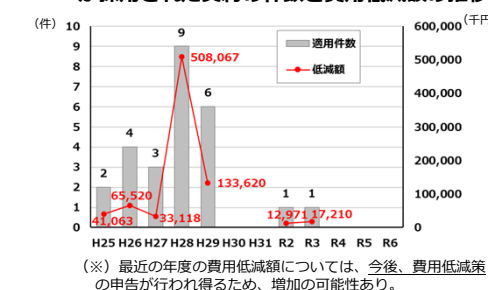


【図4】 加算実績のある21社における加算事実・本制度の認知に係る状況

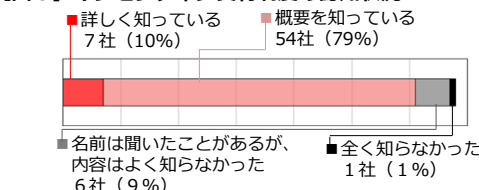
※ 0 内は加算額。

		制度の認知状況	
		制度内容を把握	制度内容を把握せず
適用事実の認識	有	8社 (約1.0億円)	20社 (約0.3億円)
	無	6社 (約0.7億円)	

【図5】 インセンティブ契約制度に基づく費用低減策が採用された契約の件数と費用低減額の推移



【図6】 インセンティブ契約制度の認知状況



③調査結果及びその分析

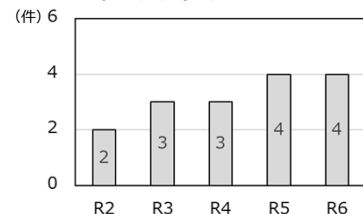
3. 作業効率化促進制度

- 現行の運用が開始された平成25年度以降の適用実績等を調査したところ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3・4年度を除き、毎年度1～3社ずつ適用しており、合計16社での適用を確認した。
- 本制度を適用した企業は、適用期間(※)中における実際の工数を防衛省に報告することとされ、計画工数の達成状況を調査される。
(※) 企業の申請に基づく場合は5年、防衛省の提案に基づく場合は3年。延長あり。
そこで、当初の適用期間が完了した企業11社について、計画工数の達成状況を調査したところ、最終年度までに計画工数を達成できた企業は8/11社(73%)であった。
- この点、適用実績のある16社に本制度を今後も活用したいかを尋ねたところ、15/16社(94%)が「今後活用したくない」と、ほぼ**全ての企業が本制度の再活用に消極的**であった。
その理由として、企業からは、「防衛装備庁・コンサルタント会社から、品質管理上不可欠と認識している工数が作業ロスとされるなど、作業ロスに関する認識のすり合わせ・説明が不十分で納得感がない」、「目標は示されるが、作業ロス改善の具体的な手法が十分に示されないので、取り組みづらい」、「目標達成のため、作業ロスとみなされたところ以外の工数を無理に下げた」との声が挙げられるなど、**真に企業の作業効率化促進に結びつく運用となっているのか疑わしい**実態がうかがわれた。

4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- 試行的に運用開始した令和2年度以降の適用実績等を調査したところ、適用件数は概ね増加基調であった【図7】。
- 適用実績のある16件のうち、5件の事業が完了しており、1件で当初の契約金額よりも費用が増加(約2億円)したが、4件で費用が低減(約50億円)しており【図8】、**現時点において一定の費用低減効果が見られた**。
- 適用実績のある企業からの改善提案として、「一律に官民で月1管理とするのではなく、管理の実質を損なわない範囲で、メリハリある頻度にしてはどうか」、「試行中なのだから、対象となる契約の類型を様々試してみてもどうか」といったものが挙げられた。

【図7】 共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数



【図8】 履行完了した契約の実績 (千円)

	契約金額	増減額
契約①	11,110,000	▲ 641,437
契約②	15,014,628	▲ 63,939
契約③	10,013,130	244,253
契約④	40,216,000	▲ 3,345,097
契約⑤	15,890,490	▲ 978,912
計	92,244,248	▲ 4,785,132

④今後の改善点・検討の方向性

1. 報奨の額

- 加算事実への認識や、制度への理解がない企業に対して“報奨”として加算するなど、本制度が契機となったとは言えない費用低減への加算実態が存在している。
この点、そもそも、本制度は、費用低減の理由を一切問わないため、企業の費用低減努力とは無関係の外生的な要因による費用低減をも“報奨”として加算することがあり得る仕組みとなっている。
そのため、本制度を、企業の費用低減意欲向上の契機として機能するものにする観点から、**企業の費用低減努力とは全く無関係の外生的な要因による費用低減など、理由のつかない加算を行わない仕組みに改めるべき**である。
また、本制度は運用の前提となる企業認知が著しく低く、制度施行の前提条件を欠いている状況であることから、**制度概要の分かりやすい周知を徹底すべき**である。

2. インセンティブ契約制度

- 本制度は、従前の低調な適用実態に鑑み、平成25年までにインセンティブ料率の拡大や適用条件の緩和等の制度改正が実施されてきた。
しかしながら、改正から10年余りが経過しても、依然として適用する企業の裾野は広がらず、近年は適用企業が1社に留まるなど、インセンティブ料率の拡大等の制度改正が、低調な適用実態の改善に有効に作用したとは評価し難い。
この点、調査を通じて「費用全体ではなく、費目ごとの費用低減にも適用できる」といった制度の基本的な事項の理解が企業に十分に定着していないことがうかがわれ、こうした事情がボトルネックとなり低調な適用実態につながっている可能性がある。
そのため、**当面は、制度の概要や適用事例の分かりやすい周知を徹底すべき**である。
それにより、なお適用実態が低調であるならば、本制度は企業の費用低減意欲の契機として有効に機能しているとは言い難いので廃止を検討すべきである。

3. 作業効率化促進制度

- 計画工数の根拠や、工数を低減させるための具体的な手法を企業に十分に説明しないケースもあり、真に企業の作業ロス改善につながっているのか疑わしい運用実態となっている。
そのため、企業が作業ロスの改善取組を行いやすくするよう、**作業ロスの具体的な改善方法を丁寧に提案する仕組みとすべき**である。
また、広く様々な企業が作業効率化を行えるように、**作業ロス改善の取組例を類型化して周知するなど、企業が作業ロス改善に取り組みやすい環境を整えるべき**である。

4. 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- 試行後5年が経過し、一定の費用低減効果が見られるものの、運用の見直しや試行の今後の見通しが検討されていないことから、**現状における効果を詳細に分析し、より適切な履行管理の方法や、対象となる範囲等を見直した上で、試行の総括に向けた具体的な工程を確立すべき**である。